

平成25年第3回定例会

市 議 会 会 議 録

平成25年9月 2日（開会）

平成25年9月25日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十五年第三回定例会会議録

(平成二十五年九月)

垂水市議会

## 第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号（9 月 2 日）（月曜日）

1. 開 会 .....	4
1. 発言の申し出について .....	4
1. 開 議 .....	4
1. 会議録署名議員の指名 .....	4
1. 会期の決定 .....	4
1. 諸般の報告 .....	4
1. 議案第 53 号・議案第 54 号 一括上程 .....	9
委員長報告、質疑、討論、表決	
議案第 53 号（原案可決及び認定）	
議案第 54 号（認定）	
1. 議案第 55 号・議案第 56 号 一括上程 .....	10
説明、質疑	
議案第 55 号・議案第 56 号 各常任委員会付託	
1. 議案第 57 号 上程 .....	13
説明、質疑	
議案第 57 号 総務文教委員会付託	
1. 議案第 58 号 上程 .....	15
説明、休憩、全協、質疑、表決（同意）	
1. 議案第 59 号 上程 .....	16
説明、質疑	
議案第 59 号 各常任委員会付託	
1. 議案第 60 号～議案第 63 号 一括上程 .....	21
説明、質疑	
議案第 60 号～議案第 63 号 各常任委員会付託	
1. 陳情第 19 号・請願第 5 号 一括上程 .....	24
総務文教委員会付託	
1. 日程報告 .....	24
1. 散 会 .....	24

---

### 第 2 号（9 月 10 日）（火曜日）

1. 開 議 .....	26
1. 一般質問 .....	26
堀内貴志議員 .....	26
垂水市の農業活性化対策について	

(1) 企業農業先進地研修視察を終えて	
(2) 垂水市の農業活性化の取組について	
(3) 農地集積について	
降灰対策について	
(1) 桜島の火山活動の現状と今後の見通しについて	
(2) 今年の桜島は異常な活動と思うが、降灰量、農作物等、垂水市に与えた影響について	
(3) プールクリーナーの整備検討について	
垂水市子ども・子育て会議条例について	
(1) 条例制定の経緯と趣旨について	
(2) 垂水市の子育て支援に対する基本指針について	
感王寺耕造議員	38
有害鳥獣対策について	
(1) 現状と課題について	
(2) 市民も参加した地域ぐるみの対策協議会の設立が必要では	
(3) 猟友会会員への助成の充実について	
空き家基本条例の制定について	
(1) 空き家調査の進捗状況について	
(2) 空き家基本条例の制定についての考えはないのか	
老朽ため池の整備について	
(1) 市内の農業用水ため池について、問題点を把握しているのか	
(2) 県、国の事業は、活用できないのか	
(3) 市の助成は	
環境整備班について	
(1) 平成24年度の稼働状況は	
(2) 各課、市民の要望に対応できているのか	
(3) 土木課からの所管替えは考えていないのか	
川越信男議員	51
公共事業（緊急経済対策交付金）について	
(1) 第1次・第2次分の結果は	
(2) 交付金を生かした取組は	
(3) 交付税と給与削減の影響額は	
(4) 交付税と給与削減の今後の見通しは	
起業支援型雇用創造事業について	
(1) 趣旨と概要は	
(2) 企業への事業の募集及び広報は	
(3) 垂水市の対応、取組及び結果は	

(4) 雇用の確保について	
職員在市外居住者の実態について	
(1) 市外居住者の現状は	
(2) 市外居住者の理由は（通勤手当・市民税の影響も含め）	
(3) 市職員の市内居住の意味と望ましいあり方は	
(4) 市内居住を促す指導は	
生活保護制度について	
(1) 生活保護制度見直し（基準引下げ）の影響は	
(2) 相談・申請に対しての調査・結果の出し方は	
(3) 不正受給・就労支援のための体制は	
(4) 扶助費と現状の認識は	
北方貞明議員	58
安全対策と道路改良事業について	
(1) 道路改良に伴い、田畑への乗入れ口はできないか	
観光と教育旅行について	
(1) 森の駅たるみずから高隈山への登山道について	
(2) 民泊家庭への支払について	
(3) 教育旅行の中学生と垂水中央中学校との交流について	
教育委員会委員の選任について	
(1) 前任者の意思確認と新任の抱負について	
川畑三郎議員	67
有害鳥獣捕獲事業について	
河床整備について	
消防施設費について	
持留良一議員	72
平和教育への取組の在り方について（市長部局・教育委員会）	
2009年第3回定例会（9月議会）で議論後の取組について	
(1) どのような取組になっているか、課題は	
「垂水空襲」等の歴史を語り伝える問題について	
(1) 「垂水空襲」の被害について改めてデータを	
(2) 学校教育の中で語り伝える取組は	
(3) 社会教育の中で取組は	
(4) 戦災資料の保管や公開などの考え方や取組は	
福祉行政について（介護・障害者）	
包括的支援事業・任意事業への取組について	
(1) 認知症対応型の施設数と定員及び利用費用は	
(2) 入所が困難な認知症高齢者及びその家族の経済的理由の軽減を図ることがで	

きる事業は

事業名 財源内訳（他市の事例も参考に）

(3) 取組の必要性と方向について

視聴覚障害者の地域生活支援の取組について

(1) 視聴覚障害児・者の情報入手方法はどうか

（2008年厚労省「身体障害児・者実態調査から」

(2) 地上デジタル対応ラジオは、製品化されたのか

(3) 日常生活用具として給付することは可能か

(4) 給付していく場合の課題と方向について

道路側溝の維持管理について（安心安全な街づくりと雇用の創出）

側溝の維持管理の基本的な考え方は

(1) 行政と振興会との関係

(2) 側溝の基本的な「あるべき姿」について（土木と環境行政面から一冠水等防  
災面や環境衛生面）

(3) 課題と方向性についての検討は

安心・安全な街づくり～災害に備え市民生活を守る

水道施設の耐震化

(1) 水道施設の耐震化の状況 浄水場／配水地／導水管／送水管

(2) 「交付事業」のどの事業に該当するか

(3) 該当しない場合の対策について

「交付事業」－「水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱」

国保問題について（生活困窮国保世帯への対応）

一部負担金減額・減免・猶予制度の改善充実について

(1) 厚労省が示した国の基準の内容（2010年9月13日の「通知」）

(2) 等しく医療を受ける権利を保障していくためにも、低所得者に対する一部負  
担金制度は重要な制度である。法律の理念や国が示した基準等からも制度の  
改善・充実が必要ではないか

(3) 生活保護・生活扶助基準の減額（3年間で段階的に引下げ）に対応する施策  
について

1. 日程報告	85
1. 散 会	85

第3号（9月11日）（水曜日）

1. 開 議	88
1. 発言の申し出について	88
1. 一般質問	88
池山節夫議員	88

公会計制度について	
(1) 財務4表から読み取れる課題は	
(2) 基準モデルの検討とアクション・プラン作成について	
(3) 市民への周知、公開について	
学校教育について	
(1) ネット依存や中二病について	
(2) 指導と対策について	
特別警報について	
(1) 全市民への周知方法について	
(2) 対策について	
オレンジプランについて	
(1) 県の取組と本市の対応について	
(2) 認知症高齢者と家族の役割、責任について	
池之上 誠議員	100
行財政改革について	
(1) 行政改革会議を踏まえた組織再編について	
ア 権限移譲による事務量の増加等、限られた職員数でも公務員の市民サービスは不変でなければならない。弛み無き組織改編の検討が続いていると思うが現状の問題点、打開策等を聞く	
(2) 定員適正化計画を踏まえた参事制度について	
ア 参事制度について、検討の余地がある旨の市長発言があったが、今後の方針を聞く	
教育旅行について	
(1) 民泊事業について	
ア 観光振興の目玉事業である民泊であるが、市の事業への係わりの範囲を聞く	
イ 受入れ家庭への入金の流れ、それによる問題点や打開策等について聞く	
篠原静則議員	111
防災営農対策事業、ビニール張替え補助について	
やる気のある就農者や若い農業者の研修について	
運動公園の整備について（スポーツ合宿誘致）	
川尻達志議員	121
市民の健康増進策について	
(1) 国保税の値上げに伴いどのような対策を考えるか	
降灰対策について	
(1) 降灰量に応じた除去対策を考える時期ではないか	
(2) 人員の確保は、できているのか	
教育委員会の課題について	

(1) 全国学力テストの結果と対策について	
(2) 教育委員会委員の任命に伴う考え方について	
(3) 運動公園のあり方委員会について	
宮迫泰倫議員	133
地域再生について	
(1) 旧垂水南中、旧協和中及び旧牛根中の利活用について	
(2) 田中邸跡地の利活用について	
農業問題について	
(1) 今後の防災営農対策としての考え方は	
観光問題について	
(1) イベント開催中以外の来客増についての考えは	
1. 日程報告	141
1. 散    会	141

第4号（9月25日）（水曜日）

1. 開    議	144
1. 発言の取り消しについて	144
1. 諸般の報告	144
1. 議案第55号～議案第57号、議案第59号～議案第63号、陳情第19号、請願第5号 一括上程	144
委員長報告、質疑、討論、表決	
議案第55号～議案第57号（原案可決）	
議案第59号～議案第63号（原案可決）	
陳情第19号（採択）	
請願第5号（不採択）	
1. 議案第64号～議案第72号 一括上程	153
決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査	
1. 意見書案第15号・意見書案第16号 一括上程	154
質疑、表決（原案可決）	
1. 閉    会	156

平成25年第3回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
9・2	月	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
9・3	火	休 会	
9・4	水	〃	(質問通告期限：正午)
9・5	木	〃	
9・6	金	〃	
9・7	土	〃	
9・8	日	〃	
9・9	月	〃	
9・10	火	本会議	一般質問
9・11	水	本会議	一般質問
9・12	木	休 会	
9・13	金	〃 委員会	産業厚生委員会 (議案審査)
9・14	土	〃	
9・15	日	〃	
9・16	月	〃	敬老の日
9・17	火	〃	
9・18	水	〃 委員会	総務文教委員会 (議案審査)
9・19	木	〃	
9・20	金	〃	議会運営委員会
9・21	土	〃	
9・22	日	〃	
9・23	月	〃	秋分の日
9・24	火	〃	
9・25	水	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

## 2. 付議事件

	件	名
議案第 53 号	平成 24 年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
議案第 54 号	平成 24 年垂水市病院事業会計決算の認定について	
議案第 55 号	垂水市子ども・子育て会議条例 案	
議案第 56 号	垂水市税条例の一部を改正する条例 案	
議案第 57 号	大野原辺地に係る総合整備計画の策定について	
議案第 58 号	垂水市教育委員会委員の任命について	
議案第 59 号	平成 25 年度垂水市一般会計補正予算（第 3 号）案	
議案第 60 号	平成 25 年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案	
議案第 61 号	平成 25 年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案	
議案第 62 号	平成 25 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第 1 号）案	
議案第 63 号	平成 25 年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）案	
議案第 64 号	平成 24 年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について	
議案第 65 号	平成 24 年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 66 号	平成 24 年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 67 号	平成 24 年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 68 号	平成 24 年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 69 号	平成 24 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 70 号	平成 24 年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 71 号	平成 24 年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 72 号	平成 24 年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
意見書案第 15 号	森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書 案	
意見書案第 16 号	地方税財源の充実確保を求める意見書 案	

### 請願・陳情

- 陳情第 19 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について
- 請願第 5 号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書について

平成 25 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 25 年 9 月 2 日

本会議第1号(9月2日)(月曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産商工	
副市長	松下正	観光課長	山口親志
総務課長	中谷大潤	土木課長	宮迫章二
企画課長	前木場強也	会計課長	脇孝久
財政課長	野妻正美	水道課長	塚田光春
税務課長補佐	森山博之	監査事務局長	堀内昭人
市民課長	白木修文	消防長	松山晃
市民相談		教育長	長濱重光
サービス課長	森下利行	教育総務課長	川畑千歳
保健福祉課長	篠原輝義	学校教育課長	牧浩寿
生活環境課長	村山芳秀	社会教育課長	瀬角龍平
農林課長	池松烈		

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	田之上康
		書記	有馬英朗

平成25年9月2日午前10時開会

△開 会

○議長（森 正勝）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第3回垂水市議会定例会を開会します。

△発言の申し出について

○議長（森 正勝）ここで、9月1日付で課長の異動があり、発言の申し出がありますので、これを許可します。

○副市長（松下 正）おはようございます。

9月1日付で税務課長事務取扱を拝命いたしました。今後ともよろしくお願いいたします。

△開 議

○議長（森 正勝）これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（森 正勝）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において堀内貴志議員、徳留邦治議員を指名します。

△会期の決定

○議長（森 正勝）日程第2、会期の決定を議題とします。

去る8月27日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から25日までの24日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から25日までの24日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（森 正勝）日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から平成25年5月、6月分及び7月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、議長の報告を終わります。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥）皆さん、おはようございます。

6月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について、御報告を申し上げます。

初めに、7月6日に垂水市文化会館で開催されました「みんなで支える医療とまちづくりシンポジウム」について報告させていただきます。

このシンポジウムは、鹿児島大学病院と本市が共催で開催したもので、医師不足対策や今後の医療のあり方について、基調講演やパネルディスカッションが行われ、市内外から750名を超える来場者があり、大盛況のうちに終了いたしました。

このシンポジウムを契機に、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築につなげてまいりたいと思います。

次に、平成25年度第2回鹿児島県市長会定例会が8月20日に垂水市で開催されました。

この県市長会は年4回開催されますが、うち1回は各市持ち回りで開催されておりまして、ことし本市が平成12年以来13年ぶりの開催地となりました。

県市長会は、各市の連携を図り、地方自治の振興を期することを目的としていますが、行政視察では教育旅行で実績のあるカンパチの餌やり体験を、そして懇親会では垂水の特産品をふんだんに使った料理を提供し、本市のPRに努め、どの市長からも本市の心のこもったおもてなしに感謝の言葉をいただいております。

なお、定例会におきましては、各市より提出されました4件の新規事案を含む16事案について審議を行い、承認されたところでございます。

今回の県市長会開催に当たり、森市議会議長を初め、多くの企業や関係者の御協力をいただきました。改めまして感謝いたします。

次に、8月24日垂水市市民火山フォーラムが垂水市文化会館で開催されました。今年度、桜島大正噴火から100周年を迎えるに当たり、私を含め、京都大学火山活動研究センターの井口教授、村野剛県防災アドバイザー、八木申一郎垂水市観光協会会長らによるシンポジウムや、火山の専門家の講演を通じて、桜島噴火災害等の正しい知識の理解を深めるフォーラムに多数の住民の参加をいただきました。

過去の災害を教訓とし、早目の避難を心がけ、人的災害ゼロを継続するよう、さらなる防災体制の整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、水産商工観光関係について御報告いたします。

初めに、教育旅行でございますが、教育旅行は春と秋がシーズンですが、これまで垂水市漁協における餌やり体験が9校、1,055人、民泊による教育旅行の受け入れが5校、657人でありました。

9月から秋のシーズンが始まります。現在の予定では餌やり体験が15校、3,507人、民泊が9校、1,368名を受け入れる予定となっております。

次に、8月10日は恒例のたるみずフェスタ2013夏祭りが旧フェリーの駐車場を会場として開催されました。天気にも恵まれ、約3万人の観衆が訪れ、各団体の協力によります催し物や、みんなで一つの輪になる盆踊り、夏の夜を焦がす6,000発の花火の饗宴を楽しんだところです。

本フェスタの開催に当たりましては、商工会、商工会青年部、女性部、垂水高校を初めとするたくさんの市民の皆様様の御協力のもと、盛大に

開催することができました。

また、翌日の早朝からのボランティア作業にも多くの市民、職員の参加をいただき、市民の皆様様のパワーに感謝申し上げる次第であります。

次に、本市の主要な観光施設であります猿ヶ城溪谷「森の駅たるみず」の夏季における施設利用状況について、御報告いたします。

ことしは猛暑の影響もあり、4月末から8月いっぱいまで満員の状況となっております。名物となりつつあるキャニオニングに関しましても、事前のPR効果もあり、昨年以上の盛況であります。現在、冬季の誘客対策として温泉の各コテージへの敷設工事を行っているところでございます。

スポーツキャンプにつきましては、8月末には鹿児島実業高校サッカー部130名が8日間、大阪経済大学日本拳法部18名が6日間本市において合宿され、その間、本市の宿泊所、惣菜店等は大変にぎわっており、また、本市のおもてなしにどの団体からも感謝の言葉をいただいております。

次に、教育関係について御報告いたします。

本年度の重点項目「教育委員会の充実」のために、会議や会議録の積極的公開など情報発信に取り組んでおります。

8月9日、垂水市で初めての「移動教育委員会と地域住民代表との意見交換会」を柗原小学校で開催いたしました。移動教育委員会は、地域に出向いて定例会会議を行うもので、垂水市教育委員会の事務の点検・評価についての議案審議等が活発に行われました。

なお、この定例会議は10名の地域住民に傍聴いただいております。

引き続き、教育委員と地域住民代表との意見交換会を「子どもの健全育成」と「子どもの学力向上」の2つのテーマを設定して実施いたしました。このような活動を通じて市民の意向や地域の実態を把握し、今後の教育行政の推進に

生かしてまいりたいと考えております。

次に、学校教育関係の事項につきまして御報告いたします。

8月22日に垂水市内の小学校4年生から6年生の希望者を対象に「あつまれわんぱく！夏の勉強会」を垂水中央中学校で実施いたしました。この取り組みは、子供たちが抱える勉強への不安を解消するとともに、確かな学力を定着・向上させるために本年度の新規事業として実施したものでございます。

参加した子供たちは68名、垂水市内の教職員26名がボランティアでその指導に当たりました。どの子供たちも自分の苦手を克服することができ、勉強が好きになったという感想を聞いております。

次に、教育施設整備についてでございますが、柗原小学校と協和小学校の外壁・手すり改修工事並びに中央中学校の武道館新設、プール新設、グラウンド整備及び侵入防止フェンス等整備工事についても順調に進められております。

土木・農政関係として、6月議会で御承認いただいた、地域の元気臨時交付金関係の市道・農道の舗装工事等に順次着手しております。工事期間中は通行どめ等の御迷惑をおかけしますが、御協力のほどよろしくお願いいたします。

また、第二追神橋につきましては、年内の完成・供用開始を目指しますとともに、国道220号海潟トンネルにつきましても、先日貫通し、年度内の完成に向けて工事が進められております。

続きまして、社会教育関係の事項につきまして御報告いたします。

7月15日の海の日、第7回錦江湾シーカヤック大会イン垂水が、旧垂水南中学校下の海岸で開催され、市内外より69チーム138人の方々に御参加をいただきました。大会は大隅青少年自然の家を初め、地元の市民の皆様にご協力いただき、天候にも恵まれ、盛会のうちに終了することができました。

次に、第30回国民文化祭が平成27年度に鹿児島県で開催される予定ですが、それに先立って7月24日には、30名から成る垂水市実行委員会の発足式と実行委員会が開催されました。

次に、夏休み期間中の大野自然学校の利用状況について御報告いたします。

7月1日から8月20日現在まで14団体、延べ894名の方々の御利用がありました。

次に、本市におきます平成25年中の交通事故の発生状況について御報告させていただきます。

7月末日現在、交通事故発生件数は66件、死亡者1名、負傷者数98名となっております。前年同時期と比較いたしますと、発生件数が2件、死亡者数が1名、負傷者数が2名とわずかではありますが増加しております。

本市といたしましては、交通事故発生件数の減少を図るために、引き続き、鹿屋警察署並びに垂水市地区交通安全協会や振興会、関係団体と協力して、交通安全運動等の周知徹底に努めてまいります。

次に、6月議会後の選挙の執行につきまして御報告させていただきます。

7月21日に執行の第23回参議院通常選挙における選挙区の投票率ですが、県平均が50.42%、垂水市が52.59%でございました。

次に、6月議会後の火災について御報告いたします。

車両火災1件、その他火災1件の火災が発生しております。

車両火災は、7月15日潮彩町のフェリー駐車場において、普通乗用車1台が全焼する火災が発生しております。

その他火災は、6月14日田神において、田畑が15アール燃え上がる火災が発生しております。

次に、主な出張用務について御報告申し上げます。

7月18日から19日にかけて、福岡国際会

議場で開催された九州地区漁港漁場大会に出席いたしました。

7月25日から26日には、本市と鹿児島市・霧島市・鹿屋市の4市で構成しております桜島火山活動対策協議会におきまして、国の関係省庁に要望活動を行ってまいりました。

これらの活動は、活発化する桜島の噴火活動による降灰被害が、市民生活を初めとして、農業・水産業などの本市の基幹産業に多大な被害を及ぼしている状況につきまして強く訴えてまいりました。

今回は、国の関係省庁と地元選出の国会議員の先生方が一堂に会する場が設けられ、非常に有意義な意見交換が行われました。その成果として、農林水産業における制度拡充が図られる見込みでございます。

また、8月29日から30日には、自民党災害対策特別委員会に火山対策小委員会が設置されたことから、鹿児島市長を初め関係各市の代表とともに上京し、桜島降灰被害の実情を訴えてまいりました。

今後、各種降灰対策事業におきまして、本市の市民生活や産業に補助事業が広く適用され財源が確保されますよう、連携して要望活動や情報発信を続けてまいりたいと考えております。

次に、8月3日から4日にかけては、毎年恒例の鹿児島県人会主催の「第9回関西かごしまファンデー」が京セラドーム大阪で開催され、約3万人のお客様がおいでになり、本市からも焼酎やあくまきなどの特産品が出品販売され大好評を得ました。

また、本市のコーナーには、垂水市ゆかりの皆様が多数お越しくださいました。また、焼酎コーナーでは県内ほとんどの焼酎が集まり、本市の温泉水を割り水として販売・サービスをされ、大変なにぎわいとなりました。

最後に、8月8日から9日にかけては、市議会議員の皆様を中心としました議会国道整

備特別委員会の要望活動に同行するため上京をいたしました。

国道220号に関する要望活動では、国土交通省及び地元選出国會議員の皆様を訪問いたしまして、継続的な予算確保と牛根地区の歩道整備の促進をお願いをいたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（森 正勝）以上で、市長報告を終わります。

次に、議会運営委員会委員長から所管事項調査の報告の申し出がありますので、これを許可します。

川尻委員長。

[議会運営委員長川尻達志議員登壇]

○議会運営委員長（川尻達志）おはようございます。

本年度の議会運営委員会所管事項調査報告をいたします。

例年1月の末から2月に実施しているんですけども、今回は調査が基本条例の話とか定数の話とかありましたので、早目に所管事項の調査をいたしました。

それでは御報告を申し上げます。

私ども議会運営委員会の5名及び随員1名は、去る7月3日から5日まで、三重県伊賀市及び鳥羽市において、所管事項調査を実施したので御報告をいたします。

今回の調査目的は3点でございます。

1点目が議会基本条例に規定する議会報告会の運営と課題について、2点目が予算常任委員会の活動について、3点目が議員間の自由討議について、この3点について研修をいたしました。

まず、1点目の議会報告会の運営と課題についてであります。両市とも、開催当初は参加者から地域の身近な問題等ほとんどが市役所への要望であり、予算執行権がないことなど議会の役割を説明しながらも、出された要望につい

ては担当部署と丹念に協議をした上で、議員が地区責任者へ後日回答するという継続性のある活動を行っているということでありました。

こうした活動を経て最近では、直近の議会報告の後、事前に地域からもらっていたテーマについて意見交換を行う一方、議会からも市の重要施策について市民の意見を聞く場となり、報告会が本来の目的を果たすようになったとのことです。内容の深化は、議員が事前の資料整理とテーマの把握を入念に行い、当日は議員みずからが司会、記録等の役割を分担し、報告会に臨む姿勢を見せているからとのことでした。

班編成は、常任委員会で行くのではなく、当選回数等も考慮した振り分けを行い、報告会ごとに地区を変えながら市内を一巡するというような工夫もしております。

報告会後も各班で報告書を作成し、議長へ提出のほか、班長会議での報告等、議員活動の充実ぶりには目を見張るものがありました。

心配される参加者ではありますが、両市とも平均すれば1会場20人程度の参加者を確保できているようでしたが、地域により年齢層、顔ぶれに偏りがあり、会場の選定など検討が必要と思われました。

次に、2点目の予算常任委員会の活動についてですが、両市とも、地方自治法の改正に伴い、複数の常任委員会に所属できることとなったこと、議案の分割付託の違法性も指摘をされていることから、常任委員会化したとのことでした。

構成としては、議長を除く全議員が委員となり、予算案を審議しているとのことです。

特に鳥羽市は、人口、予算規模とも本市と同程度ではありますが、当初予算・決算審議を9時から17時までそれぞれ4日間、補正予算は1日としっかり時間をかけ審議しているとのことでした。予算書の補足説明を議場内で使用できるタブレット型端末に事前配信することで、執行

部の説明にかかる時間短縮、ペーパーレス化を図った上で、質問時間を多くとるということで行ってまいりました。

次に、3点目の議員間の自由討議についてですが、これも議会基本条例の規定に基づき行い、議案審議や審査に当たり、議員間相互の議論を尽くすということですが、事前に議案内容により討議の必要性を互いに確認した上で行うこととしているようです。その際は、執行部を退席させた上で実施しているとのことでした。

ただし、伊賀市では、全協では行っているところではありますが、本会議では行っていないということでありました。

次に、定数削減についても触れたいと思います。

鳥羽市は、先ほど申し上げましたが、本市と人口、予算規模とも同程度ですが、平成23年3月の改選時に定数を16人から14人に削減していることから、その経緯と影響についてお尋ねをいたしました。

削減のきっかけは、議会報告会の参加者を対象にしたアンケートに「議員数について」の項目を設けたところ、「議員数が多い」36%との調査結果を受け、市民の意向を酌む形で定数を2減じたとのことでした。

議会構成上特に不都合は生じておりませんが、地理的特性もあって議員にかかる負担がふえているとのことでした。

最後になりますが、両市とも、先進市ならではの議会改革や議員の意識改革に真摯に取り組み、議員それぞれが改革の意義を理解、実践されており、大変参考になりました。

本市においても、今回の研修成果を生かし、両市議会の取り組みを参考にしながら、今後の議会運営に活かしてまいりたいと思います。

以上で、所管事項調査の報告を終わります。

○議長（森 正勝）以上で、諸般の報告を終

われます。

△議案第53号・議案第54号一括上程

○議長（森 正勝）日程第4、議案第53号及び日程第5、議案第54号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第53号 平成24年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第54号 平成24年度垂水市病院事業会計決算の認定について

---

○議長（森 正勝）ここで、公営企業決算特別委員長の審査報告を求めます。

公営企業決算特別委員長堀添國尚議員。

[公営企業決算特別委員長堀添國尚議員登壇]

○公営企業決算特別委員長（堀添國尚）おはようございます。

当日の委員会は、全員出席で傍聴者が1名でした。

それでは報告します。

去る6月28日の平成25年第2回定例会において公営企業決算特別委員会付託となり、閉会中の継続審査になっておりました議案第53号平成24年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、並びに議案第54号平成24年度垂水市病院事業会計決算の認定について、去る7月30日公営企業決算特別委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

審査に当たりましては、予算が議決の趣旨、目的に従って適正かつ効率的に執行されたかどうか、問題点はなかったか、そしてどのような行政効果が発揮できたのか、そのことで今後の行財政運営においてどのような改善工夫が必要かを重点に置き、さらに計数的なことについては監査委員の監査を十分に尊重し、決算報告書、

監査意見書に基づいて審査を進め、関係課長の説明を求めながら予算執行の実績を確認し、その適否について慎重に審査をいたしました。

それでは、両決算の主な質疑について申し上げます。

まず、水道事業会計決算において、「繰り上げ償還によりどれだけの利息が減ったのか」、「未収金が不納欠損になった状況について」などの質疑があり、「繰り上げ償還については、平成22年から平成24年までの3年間で利息相当額の約6,000万円が免除となっている。また、未収金の不納欠損処分については、無届けの転出や県外への転出、死亡等により徴収不能となったものである」との答弁がありました。

そのほか、不用額が生じた原因、水道事業の損益計算書について、また、決算書の備考欄についてなどの質疑及び要望がありました。

次に、病院事業会計決算の質疑では、「患者数が減っているが、その原因は」、「また「患者が少ないところには医師も少なくなってしまうが、医師会に対して働きかけをしているのか」などの質疑があり、「常勤の整形外科医師が退職し、非常勤の医師が3名程度勤務するようになり、手術もなくなったのが大きな原因である。また、医師の派遣については、調整会議、検討会議などで整形外科の医師をお願いしておりありますが、院長がおっしゃるには、医師の確保が非常に厳しいとのことでありました」との答弁がありました。

そのほか、最新医療機器の導入について、また、垂水市の中核病院としてのあるべき姿などについての質疑がありました。

以上、主な質疑について申し上げます。

まとめとして、監査委員の決算審査意見書にもありますように、両事業とも、経営努力がなされ、健全な事業運営がなされているが、水道事業会計については、収入基礎である給水人口が減少傾向にあり、施設の減価償却や企業債の

借り入れによる償還額等が経営を圧迫することが懸念される中、当年度は新たな企業債の借り入れは行わず、過去3年間に実施した企業債繰り上げ償還で利子相当額が軽減されたことが経営努力の大きな成果である点、病院事業においては、企業債の償還も順調にされており、平成23年度から24年度の2年間で約4億円を繰り上げ償還し、利子相当分約4,000万円が軽減され、医療の向上や強化を図りながら経営改善に努力している点などが指摘されています。

両事業とも、引き続き一層の経営基盤の安定化と経営の健全化に努めていただくよう求めるものです。

以上の質疑なども踏まえた上で、本委員会としては、議案第53号平成24年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、剰余金の処分については、原案のとおり可決し、決算については、適正であると認め、認定することに決定しました。

また、議案第54号平成24年度垂水市病院事業会計決算については、適正であると認め、認定することに意見一致を見ました。

以上で、報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 正勝）ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、議案第53号平成24年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、剰余金の処分については原案のとおり可決、決算については認定。議案第54号平成24年度垂水市病院事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

△議案第55号・議案第56号一括上程

○議長（森 正勝）日程第6、議案第55号及び日程第7、議案第56号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第55号 垂水市子ども・子育て会議条例案

議案第56号 垂水市税条例の一部を改正する条例案

---

○議長（森 正勝）説明を求めます。

○保健福祉課長（篠原輝義）おはようございます。

議案第55号垂水市子ども・子育て会議条例案について、御説明申し上げます。

少子化が進む状況の中、子どもを産み、育てやすい社会の創設を目的として、平成24年8月に子ども・子育て支援法が成立し、平成27年度から施行の予定であります。これに伴い、子ども・子育て支援事業計画等に関する事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関として「垂水市子ども・子育て会議」を設置しようとするものであります。

条例案の主な内容ですが、

第1条は、この条例の制定の趣旨について定めております。

第2条は、子ども・子育て支援法第77条第1項に定める特定教育・保育施設等いわゆる幼稚園、保育所等の利用定員設定や、子ども・子育て

て支援事業計画の作成等に関して意見を聞いたり、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項や実施状況を調査審議するなどの所掌事務について定めております。

第3条で組織の構成について、第4条は委員の委嘱期間、第5条は会長及び副会長に関する事、第6条は会議について、第7条は会議の庶務について、第8条は委任に関する事項を定めております。

なお、附則第1項としまして、この条例の施行期日を公布の日から施行しようとするものがあります。

第2項としまして、子ども・子育て会議委員の日額報酬を定めるために垂水市報酬及び費用弁償条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○副市長（松下 正）** 議案第56号垂水市税条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日から施行されたところでございますが、今年度の地方税法改正につきましては、法案の閣議決定から法案の原則施行日である平成25年4月1日まで1カ月弱と短く、政省令の改正に係る法制作業が極めてタイトであったことから、政省令を2回に分けることとされました。このため、金融所得課税の一体化、法人に係る利子割の廃止、個人住民税の年金特別徴収制度の見直し等、施行日が遅い一部の項目については、第2回定例会の条例改正には盛り込まれておりませんでした。

6月12日に地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布されました。

これに伴い、垂水市税条例の一部を改正する

ものがございますが、お手元の新旧対照表にて御説明申し上げます。改正する箇所をアンダーラインでお示ししております。

1ページをごらんください。

第47条の2は、公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収でございますが、納税義務者が市の区域外に転出した場合も特別徴収を継続することとする法令改正に伴う、特別徴収対象年金所得者の除外規定の見直し等でございます。

2ページの第47条の5でございますが、年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法の見直しでございます。年税額が年金支給額や所得控除の適用状況の変化等に伴い、前年度の年税額より大きく変動した場合の本徴収額と仮徴収額の不均衡を平準化する改正内容でございます。

次に、附則の第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例でございますが、これは6ページの第19条の2に上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例に関する規定が新設されましたので、それに合わせまして引用条項を追加したものでございます。

次に、3ページをごらんください。

第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例でございますが、「上場株式等に係る配当所得等」の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う、所要の規定の整備でございます。

4ページの第19条は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例でございますが、「株式等に係る譲渡所得等の分離課税」を「一般株式に係る譲渡所得等」の分離課税と「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に改組したことに伴う、所要の規定の整備でございます。

続きまして6ページをごらんください。

第19条の2は、前条でも申し上げましたとおり、「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を新設したことに伴い、規定を新設したもの

でございます。

同じ6ページの現行の欄にあります第19条の2から10ページの第20条までと、12ページの第20条の3と17ページの第20条の5は、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、削除することとされたものでございます。

前に戻っていただきまして、12ページでございます。

12ページの改正案の第20条は、先物取引に係る雑所得に係る市民税の課税の特例でございますが、規定の条文を第20条の2から繰り上げたものでございます。

次に、14ページの第20条の2は、第20条の4から繰り上げたものでございますが、「条約適用配当等」に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う、所要の規定の整備でございます。

次に、改正附則でございますが、議案書の附則をごらんください。

第1条に施行期日を規定しております。

改正後の垂水市条例は平成28年4月1日から施行することとしておりますが、各号に掲げる規定は、それぞれ各号に定める日から施行することとしております。

第2条に市民税に関する経過措置を規定しておりますが、各項に規定する内容については、従前の例によるものでございます。

以上で、議案第56号垂水市税条例の一部を改正する条例案の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（森 正勝） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 議案55号について若干の質疑をさせていただきたいと思ひます。

先ほど課長が言われたとおり、この趣旨が子供たちを育てる環境を整えていくと、要するに

大きな目的は待機児童の解消ということが大きなテーマだろうというふうに思うんですが、これはともに社会保障と税の関連法案と一体となった形で成立をしているということと、もう一つは、この問題点としては、可決には19項目の附帯決議もあったということで、さまざま問題点もある中でこれがスタートしているということとをまず念頭に置きながら、この問題はしっかりと考えていく必要があるのかなということが第1点と。

もう一つは、子ども・子育て支援法というのは、子ども・子育て関連法、認定こども園の一部改正とか、関係法律の整備に関する法律とか、こういうのと相まっているということもあって、非常に我々自体もこれを読み解くというか、理解するのは非常に難しい点があったというふうに思うんですが、そういう中、法の内容を見ていきますと、いろいろある意味での市町村が取り組むことによって、先ほど冒頭に言った子育て支援関係、いわゆる環境づくりが前進する、ある意味での要素もあるのかなというふうに見ているんですけども、そういう中でお聞きしたいのは、3点あるんですけども、これ自体が、法自体が市町村の責務や支援事業とか、先ほど言われました、それに伴って計画を策定する問題、そして費用、いわゆる支弁の問題とか、今出ている合議制のいわゆる審議する機関の設置の問題等が書かれているわけなんですけれども、一つは、自治体への情報の提供ですね、それから当然、保護者とか保育関係者、こういう方々に十分な情報が本当に提供されているんだろうかと、そういうもとで自治体もいろいろ仕事しなきゃならないわけですけども、そういう点で本当に十分なのか。そうでないとやっぱりこの問題というのは非常に大きな問題を、このままいっちゃうと介護保険みたいに、何かそのまま未完全のままスタートするという非常に危惧の念があるんですけども、それが1点と。

もう1つは、これは先ほど言われたとおり、消費税が10%に引き上げられる予定の年、2015年にこれが施行されるという関係があるんですけども、そういう中で支援事業計画は5年に1期というところでスタートをするということになっているんですけども、これとの関係でいくと、施行と支援事業計画との関係というのはどんなふうに見ていけばいいのか、もう具体的にこれが条例が通れば、その計画が議会を設けて支援計画を策定されていくという内容になるのかという点が2点目です。

そしてやっぱり最大の問題はですね、この条例の組織、第3条の中にいろいろ最後、5項目、その他市長が適当と認めるところまで含まれているんですけども、この中に、当の当事者である特に保育士、保護者、これはどこに該当するのかですね。私は非常に危惧をしているんですけども、本来であればきちっとこの中に特別に保育士、保護者というふうに明記するほうが最も子ども・子育て会議条例を最大この趣旨を生かす中身になってくるのかなというふうに思うんですが、そのことについて質問をしたいと思います。

以上3点です。

○保健福祉課長（篠原輝義）第1点目の自治体への情報提供があるのかということでございますが、8月の末でしたか、県からの説明がありまして、これによりまして指針が示されたということでございます。

それから、2点目の消費税が10%に引き上げられ、この支援事業計画、これが5年に1期ということになるわけですが、今度の計画等につきましては、この財源ですけれども、消費税が10%、再来年になります、10%に上がった場合にこの財源を消費税の一部、約7,000億円、それからあとの3,000億円を国が調達するというようなことで、この1兆円ですね、1兆円につきまして子ども・子育て支援事業の財源に充て込

むということになっているようでございます。

この計画につきましては、今まで次世代育成支援事業計画が平成26年までと、5年間ということになっておりまして、この後を継ぎまして今度は子育て支援法に変わりがちまして、新しく支援事業計画が作成されるということになりまして、これが平成27年度から5年間ということになっているようでございます。

それから、条例の第3条につきましては、保育士とか保護者、そういったものにつきましては第3条の第2項の1号、まず教育関係者、これが保育所、それから幼稚園代表と、それから小学校長ということを用意しております。そして保護者代表につきましては、ここの第3条第2項の5号のその他市長が適当と認める者、ここに一応予定をしております。これは以前、次世代育成事業計画の設置要綱をつくりましたときにそのような形で上げさせております。

以上です。

○議長（森 正勝）ほかにございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第55号及び議案第56号の議案2件については、いずれも所管の各常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、議案第55号及び議案第56号の議案2件については、いずれも所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第57号上程

○議長（森 正勝）日程第8、議案第57号大野原辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

説明を求めます。

○企画課長（前木場強也）おはようございます。

まずもって、お配りしております議案第57号の一部に誤りがございましたので、修正をお願いしたいと思います。

お配りしております総合整備計画書1ページを御確認いただきたいと思います。

2、公共的施設の整備を必要とする事情の文章についてでございますが、6行目の「しかしながら」以降の文章中で大野小中学校の閉校時期を平成18年3月としておりますが、正しくは平成18年4月でございましたので、修正をよろしくお願いしたいと思います。申しわけありませんでした。

それでは、議案第57号大野原辺地に係る総合整備計画の策定について、御説明申し上げます。

辺地に係る総合整備計画とは、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」により定められた要件に該当している地域を「辺地」とし、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的として策定するものでございます。

また、この辺地に係る総合整備計画に基づいて実施される事業の必要経費については、元利償還に要する経費の80%が交付税措置される辺地対策事業債を財源とすることができます。

大野原辺地につきましては、平成20年度に市道高峠線の改良工事を行うための整備計画を策定し、平成21年度には大野自然学校改修工事や高峠公園の整備を行うための整備計画を策定し、事業を実施してまいりました。

今回新たに策定する整備計画について御説明申し上げます。

お配りしております総合整備計画書2ページを御確認ください。

県道南之郷線の整備は鹿児島県において実施

されておりますが、本市負担金が発生するため、その負担金へ辺地対策事業債を活用することを予定しております。平成25年につきましては橋梁上部工を実施し、平成26年度には橋梁上部を含む延長300メートル、幅員8メートルの舗装工事が行われる予定となっており、2年間の本市負担金は828万6,000円を予定しております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森 正勝）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○堀添國尚議員 今回の議案ですけれども、私はこの道路を通るんだけど、確実にとまっている、この工事がとまっていたように思うんですけど、何かそのあたりの理由というのは何だとお聞きしていますか。

○土木課長（宮迫章二）今、企画課長のほうから御説明があったんですが、これは県道垂水南之郷線の改良工事でありまして、現在、振興局の土木部建築課のほうで発注されております。昨年から地方特定道路整備事業ということで地元負担金が5%で、その分の負担が出てくるということで、工事につきましては現在、地図がついておりますけど、下から行けばちょうどさかやの処分場があるんですけど、そのちょっと上の橋がかかっているところでございます。今、本年度は橋梁の鋼橋で製作するということで、その準備に入っているということでお聞きしております。

以上でございます。

○堀添國尚議員 余りわかったようなわからないようなことで、ここの整備計画書の2番目に説明が書いてあります。この説明のとおりであれば、なかなかいい説明が書いてありますが、工事がとまるはずがないと思います。途中でやめて、また再開するというのであれば、この説明が余り綺麗過ぎると思いますね。答弁は要りません。

○議長（森 正勝）よろしいですか。

○堀添國尚議員 はい。

○議長（森 正勝）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第57号は、総務文教委員会に付託の上、審査したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、議案第57号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

△議案第58号上程

○議長（森 正勝）日程第9、議案第58号垂水市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

説明を求めます。

○市長（尾脇雅弥）議案第58号垂水市教育委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

現在、垂水市教育委員会委員であります橋口敬二氏が平成25年10月17日をもって任期満了となりますことから、新たに葛迫幸平氏を教育委員として選任しようとするものでございます。

選任しようとする葛迫幸平氏の住所は、垂水市錦江町1番地213県営住宅9-401号室、生年月日は昭和29年12月21日でございます。

任期は4年となっておりますので、平成25年10月18日から平成29年10月17日までとなります。

なお、本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 正勝）ここで、暫時休憩します。休憩時間中、全員協議会室におきまして全員

協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時57分休憩

午前11時15分開議

○議長（森 正勝）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 先ほど全協で、今回の任命に当たっての意図ということでお聞きしたら、構成の問題と文化財との関係を言われたんですけども、ちょっとおかしいなど、余りにもこの方を任命するというのは、この方の役割が暫定的というか、その事業のために任命したような受けとめ方をしたんですけど、今、教育委員会で求められているのは、やはり開かれた教育委員会の問題と、なおかつそういう外部からの力を得て教育委員会の活性化ということがやっぱり大きな視点だろうと思うんですけども、何かそういう視点がないまま、何かそういう構成の関係と目的との関係だけで任命されている。非常にある意味では本人にとっても納得がいかないというのか、そういう形に受けとめてしまうんですけども、本当にそれで十分な、私も何となく説得されるというのか、理由というのが十分受けとめられなかったんですけども、再度その点について、そういう点はやはり考慮しなかったのか、ただ2点だけだったのか、再度お聞きをしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥）済みません、説明が足りませんでした。

今おっしゃったようなことを踏まえて、さらに加えて先ほど申し上げたようなことを総合的に判断して、任命をするということでありませう。

○議長（森 正勝）よろしいですか。

○持留良一議員 はい。

○議長（森 正勝）ほかに質疑はありませんか。

○池之上 誠議員 58号に反対という意味で聞くんじゃないんですけれども、前任者の任期満了ということでは言われました。そういう中で、任命権は市長にあるのは当然ですので、要は、再任は妨げないということもあるだろうと。そういう中で、じゃ、退任される方がどういう教育委員会の働きをされてきたか、そういうところも認識された上だろうし、あるいは本人さんの意思を聞かれたのかですね、そういうこともあるだろうし、そういうところはどうだったのか。新しい人を任命するのに、前任者の意向とか意思とか、その辺は確認を、任命権のある市長はされた上でのことだったのか、その1点だけお聞きしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥）ただいまの件に関しましては、教育長に答弁をさせますのでお願いします。

○教育長（長濱重光）今の御質問の件ですけれども、市長のほうに、前任者が4年で満期になりますということをお伝えいたしました。その中で、市長としては全協で多分お話をされたと思いますけれども、そのような理由等から、そしてまた今、本会議でも答弁されました理由等を私どものほうにお話をされました。市長としては、任期満了だし、そしてまた年齢的なもの、答弁されましたような理由をもとに御勇退していただくのだなということを私どもそのとき感じたわけでございます。

その中で、今ありましたように私のほうから、前任者については御説明をしていただけませんかということではございましたので、私のほうで前任者に対して市長の御意向をお伝えいたしました。そのときに御本人が申し上げられましたのは、年齢も70歳だし、この辺で潮時だということは常々思っていたということはお話をいただきました。

以上でございます。

○議長（森 正勝）よろしいですか。

○池之上 誠議員 いいです。

○議長（森 正勝）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第58号については、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、議案第58号については同意することに決定しました。

△議案第59号上程

○議長（森 正勝）次に、日程第10、議案第59号平成25年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（野妻正美）おはようございます。

議案第59号平成25年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案を御説明申し上げます。

補正の内容を説明しました参考資料をお配りしておりますので、あわせてごらんください。

今回の主な補正は、小規模多機能型居宅介護事業所の整備、起業支援型地域雇用創造事業の追加分、プレミアム付商品券発行事業、垂水小学校屋外運動場整備設計委託などを追加措置しようとするものでございます。

今回、歳入歳出とも1億7,729万9,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は、95億6,643万5,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方債にも補正がありましたので、5ページ

から6ページまでの第2表地方債の補正をごらんください。

「追加」でございますが、商工業振興事業につきましては、プレミアム付商品券発行事業の実施に伴い、過疎債を充当するものでございます。

小学校施設整備事業につきましては、垂水小学校の屋外運動場整備設計委託に学校教育施設等整備事業債を充当するものでございます。

中学校施設整備事業につきましては、中央中学校の屋外トイレ等新築工事設計委託に緊急防災・減災事業債を充当するものでございます。

6ページの「変更」でございますが、漁港漁村整備事業につきましては、海潟漁港及び牛根漁港に係る県営事業の負担率の変更に伴うもので、公共事業等債を増額補正するものでございます。

道路整備事業につきましては、垂水南之郷線高峠工区に係るもので、一般単独事業債の地方特定道路整備事業が平成24年度をもって廃止になったことから、有利な辺地債へ変更するものでございます。

消防防災施設整備事業につきましては、消防第8分団庁舎の新築工事等を来年度実施するため、過疎債を減額変更するものです。

農業基盤整備事業につきましては、県営中山間地域総合整備事業に係る事業費の増に伴い、過疎債を変更するものです。

高齢者福祉事業につきましては、紙おむつ給付事業に係る受給者の増に伴い、過疎債のソフト分として補正するものです。

道路整備事業につきましては、先ほど御説明いたしました南之郷線高峠工区の県営事業負担金を一般単独事業債から辺地債に変更するものです。

一般廃棄物処理事業につきましては、塵芥車購入の執行残に係る一般廃棄物処理事業債の変更です。

臨時財政対策債につきましては、本年度の発行可能額が確定したことによる補正です。

地方債の変更につきましては、それぞれの事業に伴う起債額を右の欄に示しております限度額に変更し、本年度の借り入れ総額を繰り入れ分を除いて合計額7億2,246万6,000円にしようとするものでございます。

次に、歳出の事項別明細でございますが、主な事務事業等の補正について御説明いたします。12ページをお開きください。

2款総務費の10目企画費の負担金、補助及び交付金ですが、まちづくり交付金のハード2カ所、ソフト4カ所に係る分でございます。

次に13ページ、3款民生費の6目老人福祉費の扶助費ですが、紙おむつ給付事業で、おむつの給付者の増加に伴うものでございます。

次に、9目介護保険事業費の負担金、補助及び交付金は、小規模多機能型居宅介護事業所の新設に係る分と既存施設の療養病床の転換やスプリンクラーの設置に伴うもので、国・県の100%補助となっております。

次に、14ページをお開きください。

3款民生費の1目児童福祉総務費の負担金、補助及び交付金ですが、保育所職員の処遇改善を目的に市内の保育所へ補助金を交付するもので、県の100%補助となっております。

次に、15ページの6款農林水産業費、11目農地費の負担金、補助及び交付金は、県営農村災害対策整備事業及び県営中山間地域総合整備事業に係る事業費の変更に伴い、補正するものです。

次に、下の2目林業振興費の負担金、補助及び交付金ですが、県補助の獣被害防止緊急捕獲対策事業導入に伴う補正でございます。

16ページをごらんください。

7款商工費、2目商工業振興費の委託料ですが、重点分野雇用創出事業の追加分と起業支援型地域雇用創造事業の追加分に係るものです。

同じく、負担金、補助及び交付金ですが、プレミアム付商品券発行事業に係る分です。

次に、3目観光費の委託料ですが、千本イチョウ駐車場整備等の業務委託と重点分野雇用創出事業の交付決定に伴うものです。

同じく積立金ですが、道の駅の平成24年度経常利益の7割を観光振興基金へ積み立てるものです。

次に、下の8款土木費、1目道路維持費の工事請負費は、集落道舗装工事に係るものです。

次のページになりますが、同じく土木費の1目河川維持費の使用料及び賃借料ですが、河床の土砂除去等に係る重機借上料です。

次に、9款消防費、3目消防施設費の工事請負費の減額ですが、第8分団庁舎の新築工事等を来年度へ先送りすることに伴うものです。

18ページをお開きください。

教育費の3目小学校施設整備費の委託料は、垂水小の屋外運動場整備のための設計委託です。

同じく、下の3目中学校施設整備の委託料は、中央中学校の屋外トイレ等の新築工事に係る設計委託です。

同じく、下の5目公民館費の工事請負費は、新城地区公民館の屋上の防水工事に係るものです。

同じく、下の2目体育施設費の備品購入費は、少年用サッカーボール及びネットとサッカーゴールの運搬車を購入するものです。

以上が歳出の主なものでございますが、これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして7ページ、事項別明細書の総括表及び9ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国県支出金、基金繰入金及び市債などの特定財源を充て、一般財源は前年度繰越金、臨時財政対策債等を充てて収支の均衡を図っているものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 正勝）これから質疑を行います。質疑はありますか。

○堀添國尚議員 17ページの土木費ですが、重機借上料が250万円、場所を。

○土木課長（宮迫章二）これは行政連等から要望がありました河川の寄り州除去でございまして、場所は鶴田川、馬形川、追神川などを計画しております。ほか、また状況を見ましてです、ね、する場所がまたあればしていきたいと思っております。

○議長（森 正勝）よろしいですか。

○堀添國尚議員 はい。

○議長（森 正勝）ほかにございせんか。

○持留良一議員 2点質疑をしたいと思いますけれども、民生費に2つあるんですが、介護保険事業費で負担金としてスプリンクラー設置をしなきゃならないということで、このことで補助金ということになってはいますけれども、必要な施設は全てこれで設置することになるのかということとですね。

それから児童福祉総務費、保育士待遇改善ということがありますが、これは以前、介護の関係でも報酬の改善が図られて、しかし、現場ではそのことがどう反映されたかというのはその当事者しかわからなかったし、行政ではなかなかつかめていないという問題もあったかと思うんですが、要するにこれは本年度限りですけれども、保育士の待遇改善を図るためにするということで、県からのそういう補助金になっているかというふうに思うんですけれども、これについて実際どのくらいの金額なのか、つかんでいらっしゃるかということで、保育士と主任保育士はどのくらいなのかということをお聞きしたいということと、これは方法としては、一括して保育所に助成をすると、配分や給付は施設の判断だということのようなんですが、このことでそんな形になっているのか、この確認とですね。

私は、これだけやっぱり保育士が大変な厳しい状況の中で、先ほど出た子ども・子育て支援法との関係でも、やはり観点としてこの問題というのは考えていかなきゃならないんですけども、やはり行政としてこのことがきちっとそんなふうにつながったかどうかということをお私はずかまなきやいけないというふうに思うんですが、その点について、この問題はどんなふうに市として、行政として対応されていくのか、この点、2点についてお聞きしたいというふうに思います。

**○保健福祉課長（篠原輝義）** 2点ほどございました。

1番目についてでございますが、スプリンクラーの設置につきましては、グループホームと、それから小規模多機能ホーム1カ所でございますが、これはこのグループホーム、小規模多機能につきましては、消防法で規定をされて、つけなくてもよいということでございますが、補助があったためにこれをグループホームを2カ所、それから小規模ホームを1カ所つけたということでございます。これも金額がかなり、500～600万円かかるということで、その一部を補助対象ということになっております。

それから2点目の保育士の処遇改善でございますが、これについては県からの単年度事業だということで、4カ所から希望がございまして、これに対する補助を計上させていただいたということでございます。

**○持留良一議員** スプリンクラーというのは、先ほど言われたとおり2カ所と、小規模多機能1カ所ということで、まだ全てがこれに対応するということにはなっていないと思うんですね。つけなくてもいいという状況の中でいろいろ、長崎でしたかね、問題もあったりということがあったので、これはこれとして、こういう形でまた今後しっかりとこの問題は考えていかなきゃならない問題であろうと思います。一応きよ

うわかりましたので、質疑についてはいいと思います。

あと、児童福祉総務費ですね、この問題については、保育士は月額8,000円、主任保育士は約1万円ということになっていきますよね、本年度限りではありますけれども。先ほど言いました4カ所が要請したということなんですが、問題は、先ほど言ったとおり、配分や給付は施設の判断だということにこの補助金の問題点があるのかなと思うんですよ。

というのは、先ほど例に挙げました介護報酬もそうでした。私も、引き上げられたときに現場に行って「どうでしたか」と聞いたら、「いやあ、なかなかその分は反映されていないようだ」ということをいろいろ言われたんですよ。施設の判断だから、どんなふうにするかというのはもう施設の判断に任されてしまうと。しかし、行政としてこの問題を捉えたときに、じゃ、どうするんだというのがあると思うんですよ。何らかのやっぱりそのことの活用というのは、確かに施設の問題まで介入できない点もあろうかと思っておりますけれども、何らかのやっぱりそういう要請をすとか、対応するということがないと、せっかくの目的も達成されないし、ましてやこれは情報として、保育士の方々にも当然、情報として行っているわけですので、やはりその点については何らかの行政が要請なり、対応をしていくということが求められると思うんですが、ただ単にここを通過するから、それはもう行政としては関係ないというだけでは済まされない、そういう中身があるかと思うんですが、これを議論されて予算として上げられたとき、どんな、その点については議論があったのか、再度この問題について行政の対応についてお聞きをしたいと思います。

**○健康福祉課長（篠原輝義）** この保育士の職員の処遇改善につきましては、各事業者からの要請に基づきまして、一応出させていただいた

ということをごさいますて、各それぞれ4保育所、賃金改善の所要見込み額といひましてもそれぞれ変わってきて、それぞれ金額も違っております。そこにつきましてはなかなか、先ほど質問がございましたように、こちらから中に入れないということもございませす。その辺につきましては今後、検討させていただきますと思ひませす。

○議長（森 正勝）ほかにございませせんか。

○堀内貴志議員 2点だけ質問します。

16ページですな、7款商工費、プレミアム付商品券発行補助事業がありますが、これの金額と財源内訳の昨年対比、昨年比べてどうなのかということと、ことしの主な内容についてちよっとお教えいただきたいことと。

もう1つは確認なんですけど、19ページ、11款災害復旧費、ニュースによるとことしの垂水市は通常の、この夏場に5倍以上桜島の降灰があったというふうに聞いておりますが、その関係の補正とってよろしいんでしょうか、その2点お伺ひします。

○水産商工観光課長（山口親志）16ページのプレミアム付商品券の内訳の質問にお答えいたします。

まず、内容については、今回、議会で予算がついた後に商工会ときちっと詰めていきたいと思ひませす。というのは、まず、上限を5万円にするのかという、昨年にしたそのあたりにするとかはまたきちっと詰めていきたいんですけす、内容については1億円の15%、1億円は商品券として商工会が出してありますので、15%ですすので、1,500万円を県のほうから補助金をいただきますして、市のほうは先ほど説明しましたとおり市の予算750万円、半分ずつの2分の1事業でやろうと。予定は11月ぐらいから発行の予定になりましたので、今回、議会に提案をしたところでありませす。内容については、議会終了後またきちっと詰めてきて御報告させていただきます

たいと思ひませす。

以上です。

○土木課長（宮迫章二）道路降灰災害復旧費でございますが、これは集落道や災害対応ができなかった部分の重機借上料での清掃でございます。

それと、宅地内降灰災害復旧事業でございますが、これは降灰袋の製作費でございますして、来年、桜島大正大噴火100周年に合わせまして、現在、透明の袋を利用しているわけですけす、これに桜の花を印刷して作成しようという計画でございます。

○議長（森 正勝）ほかにございませせんか。

○池之上 誠議員 教育委員会にちよっと、委員会が違ひませすので、大まかなところだけ。

中央運動公園施設のあり方検討委員会というところを出ておりますが、これ大体どういふことをされるのか、どういふことを検討される予定なのか、それだけ教えてください。

○社会教育課長（瀬角龍平）中央運動公園のあり方検討委員会についての費用弁償等を今回お願いしてあります。これは中央運動公園、それから体育館、野球場、陸上競技場、テニス場、キララドーム、いろいろあるわけですけれども、大体老朽化をしてあります。そのことについて、市民とか競技団体などのそれぞれニーズを把握されている方々、関係者による検討委員会を設置しながら、どういふふうに中央運動公園あるべきかということでの御意見を伺ひたいというふうに思ひませす。

運動公園自体が、駐車場がないということやら、進入路が1カ所しかなくて非常に御迷惑をかけているということ、それと建設当時は盛んでなかったグラウンドゴルフとかサッカーとかソフトボール、そういうもののスポーツが台頭して、建設した当時とは随分利用形態が変わってきているというふうなこともあってですね、陸上競技場の利用形態も変わっていることもあ

って、有効利用を図りたいとそういうこととか、あと国体も見据えたあり方を検討していただきたいとそういうことを考えております。

以上でございます。

○議長（森 正勝）よろしいですね。

○池之上 誠議員 はい。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、議案第59号は各所管常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第60号～議案第63号一括上程

○議長（森 正勝）日程第11、議案第60号から日程第14、議案第63号までの議案4件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第60号 平成25年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第61号 平成25年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第62号 平成25年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第63号 平成25年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案

---

○議長（森 正勝）説明を求めます。

○市民課長（白木修文）議案第60号平成25年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案について、御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

今回の補正額は、歳入歳出とも5,234万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ27億4,130万3,000円とするものでございます。

補正の主な理由を御説明いたします。

歳出からですが、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づく補正と、平成24年度療養給付費等負担金の実績報告による返還金の確定に伴う補正でございます。

また、歳入補正に伴い、財源組み替えを行っております。

次に、歳入ですが、7月1日時点における国税の本賦課に伴い、平成25年度の課税額が確定しましたことと、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づく補正を行っております。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。

なお、金額はお示ししてありますので省略させていただきます。

歳出から御説明いたします。

8 ページをお願いいたします。

1 款総務費は、特定世帯等に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等対応に係るシステム改修委託料の追加補正と、保険税収納率向上のため先進地視察の旅費等、また、本年度における消耗品費の今後の見込みに伴う補正でございます。

2 款保険給付費は、歳入補正に伴う財源組み替えでございます。

9 ページをお願いします。

3 款後期高齢者支援金等、4 款前期高齢者納付金等、5 款老人保健拠出金は、いずれも社会保険診療報酬支払基金からの通知に伴う補正でございます。

10 ページをお願いします。

6 款介護納付金についても、社会保険診療報酬支払基金からの通知に伴う補正でございます。

8 款保健事業費は、本年度における消耗品費の見込みに伴う補正と、平成25年度特定保健指

導積極的支援の業務委託と、特定健診・特定保健指導未受診者対策費の歳入の財源組み替えに伴う補正でございます。

11款諸支出金は、平成24年度交付金の額の確定に伴い、国や社会保険診療報酬支払基金、一般会計への平成24年度分の返還金が生じたので、補正するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお願いします。

1款国民健康保険税は、7月1日時点における国税の本賦課に伴い、平成25年度の課税額が確定しましたので、補正するものでございます。

平成25年度は、平成17年度以来8年ぶりに税率で9.63%の引き上げを行いました。その効果額としましては、調定額において引き上げをしなかった場合と引き上げをした場合で比較しますと、1,794万円ほどの調定額の増額となりました。

今回の補正予算額としましては、収納額を93%と予想し、当初予算額との差を補正しております。

4款国庫支出金は、療養給付費等負担金の当初交付申請に伴う補正でございます。

7ページをお願いします。

5款療養給付費交付金は、社会保険診療報酬支払い基金からの退職被保険者等療養費の交付金決定通知に伴う補正でございます。

10款繰入金は、特定健康診査未受診者対策事業について、当初鹿児島県の緊急雇用創出事業からの交付金を財源としていたしましたが、事業対象とならないことが判明いたしましたので、一般会計からの繰り入れに組み替えしたものでございます。

11款繰越金は、平成24年度事業実績の確定に伴い、補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健福祉課長（篠原輝義） 議案第61号平成25年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案について、御説明いたします。

1ページのほうをお開きください。

今回の補正は、平成24年度決算に伴う国・県等への返還金や基金への積立金などが主なものでございます。

補正の額は、歳入歳出にそれぞれ6,682万7,000円を追加し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ21億781万2,000円とするものでございます。

まず、事項別明細書の歳出から御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の補正額は、第6次介護保険事業計画の高齢者実態調査を行うための謝金及び委託料と介護給付費準備基金への積立金でございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防事業費、2目一次予防事業費の補正は、高齢者元気度アップ・ポイント事業の補助対象経費の変更による組み替え補正でございます。

次に、4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金の補正額は、平成24年度事業費確定によるもので、その内訳は、国庫支出金返還金、県支出金返還金、支払基金交付金返還金でございます。

2項繰出金、1目一般会計繰出金の補正額は、同じく24年度事業費確定によるもので、一般会計への返還分でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金及び5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費県負担金の補正額は、平成24年度決算に伴い、追加で交付されるものでございます。

5款県支出金、2項県補助金、4目高齢者元

気度アップ・ポイント事業補助金の補正額は、補助額確定によるものです。

最後に、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の補正額は、平成24年度決算額の確定により、今回補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森 正勝）簡潔にお願いします。

○生活環境課長（村山芳秀）それでは、議案第62号平成25年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案について、御説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、平成24年度繰越金の確定に伴う補正が主なものでございます。

2ページをお開きください。

補正する額は、歳入歳出それぞれ274万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,341万円とするものでございます。

まず、歳出から御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

1款総務費、1項1目の一般管理品の15節の工事請負費については、新規加入者のために排水支管を敷設する費用でございます。

3款諸支出金、1項1目の繰出金につきましては、前年度繰越金を一般会計に繰り出すものでございます。

次に、歳入でございますが、前のページの4ページをごらんください。

3款繰越金ですが、平成24年度漁業集落排水処理施設特別会計の繰越金の確定に伴い、補正をするものです。

また、2款繰入金は、工事請負費において一般会計からの繰入金を行い、収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議ほどよろしく申し上げます。

○水道課長（塚田光春）議案第63号平成25年

度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案について、御説明申し上げます。

補正の主な理由でございますが、平成24年度簡易水道事業の消費税及び繰越金の確定に伴い、補正をするものでございます。

1ページに記載していますように、歳入歳出それぞれ190万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,883万9,000円にするものでございます。

まず、歳出から御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費の27節公課費は、平成24年度の簡易水道事業の消費税の納付額が確定したことから、増額補正するものでございます。

3款諸支出金、1項1目繰出金の28節繰出金は、平成24年度の繰越金確定に伴い、増額補正し、一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、歳入でございますが、4ページをごらんください。

1款使用量及び手数料、1項1目使用料の1節簡易水道使用料は、平成24年度簡易水道使用料の未納額確定に伴い、増額補正するものでございます。

次に、1つ飛んで、3款繰越金、1項1目繰越金の1節前年度繰越金は、平成24年度簡易水道事業特別会計の繰越金確定に伴い、増額補正するものでございます。

これらに伴い、1つ返り、2款繰入金、1項1目一般会計繰入金の1節一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を増額補正しまして収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（森 正勝）これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第60号から議案第63号までの議案4件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、議案第60号から議案第63号までの議案4件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

△陳情第19号・請願第5号一括上程

○議長（森 正勝）日程第15、陳情第19号及び日程第16、請願第5号を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

---

陳情第19号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について  
請願第5号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書について

---

○議長（森 正勝）お諮りします。

ただいまの陳情第19号及び請願第5号については、いずれも総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、陳情第19号及び請願第5号については、いずれも総務文教委員会に付託することに決定しました。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（森 正勝）明3日から9日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、10日及び11日の午前9時半か

ら開き、一般質問を行います。

質問者は、会議規則第62条第2項の規定により、4日の正午までに質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（森 正勝）本日は、これにて散会いたします。

午前11時57分散会

平成 25 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 平成 25 年 9 月 10 日

本会議第2号(9月10日)(火曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産商工	
副市長	松下正	観光課長	山口親志
総務課長	中谷大潤	土木課長	宮迫章二
企画課長	前木場強也	会計課長	脇孝久
財政課長	野妻正美	水道課長	塚田光春
税務課長補佐	森山博之	監査事務局長	堀内昭人
市民課長	白木修文	消防長	松山晃
市民相談		教育長	長濱重光
サービス課長	森下利行	教育総務課長	川畑千歳
保健福祉課長	篠原輝義	学校教育課長	牧浩寿
生活環境課長	村山芳秀	社会教育課長	瀬角龍平
農林課長	池松烈		

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	田之上康
		書記	有馬英朗

平成25年9月10日午前9時30分開議

△開 議

○議長（森 正勝）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（森 正勝）日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、1回目は登壇して行い、再質問は質問席からお願いします。

質問回数については4回までとしますが、一問一答方式を選択した場合は、1回目は一括で行い、2回目の質問から1項目につき3回までとします。

なお、本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。

また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、2番堀内貴志議員の質問を許可します。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 おはようございます。

本日トップとして登壇しました、たるみずの新しい風、堀内貴志でございます。私にとって3年目、10回目の一般質問になりますが、関係各課の皆様におかれましては御理解の上、明確かつ積極的、前向きな御答弁をよろしくお願いいたします。

さて、おとといの日曜日の早朝5時過ぎに、日本国民にとって喜びのニュースが飛び込んでまいりました。国際オリンピック委員会（I O C）が2020年のオリンピック・パラリンピック

開催都市を東京と決定したことです。

私はその日の早朝5時ごろに、かみさんの携帯電話のラインがキンコンキンコンとうるさく鳴っていることで目が覚め、その後、テレビを見て知りましたが、どうもかみさんはそのときにうるさく鳴っていたラインメッセージで知ったそうです。後でわかったことですが、早朝のうるさかったラインの音は、どうも安倍総理からのメッセージだったようで、見せてもらいましたが、早朝から済みませんという謝罪の後に、2020年開催のオリンピック・パラリンピックの開催都市に東京が決定したという喜びのメッセージでした。どうもかみさんは、私の知らないところで安倍総理とラインの友達になっていたようです。

東京でのオリンピック開催は1964年以来56年ぶり、2回目となり、72年札幌、98年長野の冬季オリンピックを含めれば、日本での4回目の開催になります。ちょうど7年後の開催ということですが、きっと今、スポーツで頑張っている子供たちが主役になるのではないかと、そして、ここ鹿児島県や垂水市からも多くのメダリストが誕生するのではないかと期待しているところです。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

大きな1つ目は、垂水市の農業活性化対策についてお尋ねします。

8月9日、都城市総合文化ホールで「はばたけ都城！6次産業化推進大会」が、関係者約600人が参加した中で開催されました。私も機会を与えてもらいまして出席してまいりましたが、この大会の主催者は宮崎県都城市で、後援団体には九州農政局や宮崎県を初め、農業関係団体及び各商工会などが参加しています。出席された来賓の方々は、国からは農水省のトップである皆川芳嗣事務次官、宮崎県からは河野俊嗣知事、都城市は当然に池田宜永市長、その他来賓

の方では、古川禎久衆議院議員、長峯誠参議院議員、吉村馨九州農政局長などなど豪華な顔ぶれでとり行われていました。まさに、国と県と市が一体となって6次産業化に真っ向から取り組む意気込みが感じられた大会でした。

その大会の席上で都城市長は、市役所内部に1所属の部に該当する6次産業化推進事務局を設置した、行政みずから前向きに取り組んでいる、総論は要らないから具体的な成功例をつくることにある、市民が何を求めているのか、農業者が何をしたいのか、ニーズを分析して行政が積極的に支援すると、行政としてみずから6次産業化に取り組む強い姿勢が示されていました。さらに、大会の終わりには、都城市として6次産業化推進宣言をされましたが、このことは全国でも初の試みではないかと思えますし、今後、都城市は農業関連の分野に関して大きく発展していくのだらうと、大きな期待を持ちました。

都城市では、この大会に至るまでにさまざまな苦難があったと思いますが、見えないところでこの道筋をつくった人物がいることを忘れてはいけないと思います。行政である都城市を動かし、宮崎県を動かし、さらには国を動かした人物の1人が、宮崎県都城市所在の農業生産法人有限会社新福青果の代表取締役新福秀秋氏ではないかと思えます。

新福青果といえば、去る8月21日に、当初、農林課の主催で企業農業先進地研修視察をされています。私は、あいにく大隅肝属広域事務組合の先進地視察と日程が重複したことから行けずに、悔しい思いをしましたが、農林課長は研修視察をされております。まずは、率直に企業農業先進地研修視察を終えての印象と伺いますか、感想をお聞きます。

私は、垂水市の農業の活性化については、ことし3月議会の一般質問でも6次産業化の取り組みについて質問した中で尋ねています。今後

の垂水市の農業は、農業経営者の実態を見る限りでは、高齢化が一層進み、若い世代の農業経営者が少なくなっているという極めて深刻な事態に陥っています。だからこそ、今から対策をとらなければ大変なことになると思い、今回、大きなテーマとして訴えているところです。

今、農業に求められるのは、若者が農業で生活できる環境づくりです。都城市所在の新福青果が取り組んでいる事業は、その点からも大いに参考にすべきところがあったのではないかと思います。

国の流れを見ましても、昨年4月、各地域の人と農地の問題の解決に向けた施策として、地域の高齢化や農業の担い手不足が心配される中、5年後、10年後、誰がどのように地域農業を担っていくのか、地域の話し合いに基づき、各自治体でプランを取りまとめる、いわゆる人・農地プランをスタートさせました。鹿児島県内では、このプランを作成しようとしているのは6月末現在で43市町村の430地域に上り、そのうち、作成した地域は351地域と約8割に達しており、一見進んでいるように思います。しかしながら、一部の意見では、そのほとんどのプランが集落の農地の担い手・出し手双方をリスト化しただけ、プランに位置づけられたメリット制度と呼ばれる政策支援でお金をもらうだけと、中身の無いものもあると言われているのも事実です。

垂水市も、この人・農地プランに基づいてさまざまな取り組みをされていると思いますが、農業のあり方を真剣に考えるときに来ていていると思えますし、今、動かなければ、垂水市の農業の未来、そして垂水市の活性化はないものと思っています。

そこでお伺いします。

垂水市の農業の活性化には何が必要なのか、また、今後どのような取り組みをされるのか、お答え願います。

大きな2つ目は、桜島の降灰対策についてお

尋ねします。

来年の平成26年1月12日に大正3年の大噴火から100年を迎える桜島ですが、雄大で美しい姿を見せる反面、住民の生活を脅かしかねない脅威の存在でもあります。先月8月18日には記録的な大噴火が発生し、噴煙の高さは5,000メートルを超えました。そのときの噴煙は、東の風に乗り鹿児島市内に直撃したことから、全国ニュースで報道されました。そして先週の9月4日の爆発的噴火では、桜島や垂水市内に小さな噴石が飛び、車両19台の窓ガラスが割れたり、ひびが入る被害が出たことから、またまた全国ニュースで報道されました。今や国民の間では鹿児島は危険な地域と勘違いされているのではないかと思います。

2006年に昭和火口の活動が再開して以降、活発な活動を続けている桜島ですが、100年から200年の周期で大正噴火級の噴火可能性のある火山と言われており、来年1月にはちょうど100年目を迎えます。まずは、桜島の火山活動の現状と今後の見通しについてお伺いします。

また、ことしの桜島の活動は、こと垂水市に限って見るならば、風の流れもあり、例年降らない時期に異常に灰を降らせております。マスコミによると、通常の5倍とも6倍とも言われていますが、異常にも思える桜島の活動ですが、降灰量、農作物・水産業等垂水市に与えた影響についてお伺いします。

また、例年になく、ことしはプールの季節に垂水市に灰を多く降らせている現状から、一部の小学校では、余りにひどいために室外プールの水が汚れた関係で、一定期間入水を中止した学校もあると聞いていますが、プール使用上の現状はどうだったのか、お伺いします。

大きな3つ目は、垂水市子ども・子育て会議条例についてお尋ねします。

私は、ことしの3月議会のときに、子育てに優しい市政、子育て支援を強化することによっ

て、子育て世代が垂水市に定住し、人口減少化にもそれなりの効果は出るものという考えから、子育て支援対策について、テーマを決めて幾つか質問をいたしました。その中で、子育て支援センターを利用されている方々から出た意見や要望のことに触れて、改善できるところは改善してほしいと強く要望しています。

特に利用者の要望が強かったのは、時間の問題でした。現在、学校が夏休み等の長期休暇期間中の閉館しているところを、長期期間中にこそ、子育て世代の負担を軽減するために開館してほしいと訴えました。当時の課長は、現在の場所は利便性も高いことから、移転せず、開館時間等の拡大を目指す。各課と協議して、情報センターの機能を移転し、1階フロアを全面利用できるように調整する。今後も利用者の要望に応えられる子育て支援センターとなるよう取り組むなどと話されましたが、担当課長が変わると方針も変わるのででしょうか、あれから半年もたちますが、実行できていないのが実情のように思います。

そんな晴れない気持ちの中で、今回の議案に、子育て支援に関する垂水市子ども・子育て会議条例の案件が提出されました。これまで一般市民から出された意見や要望を解決できない状況の中で、この条例案が出されたわけですが、ただ国の流れに従って条例を制定するだけではないかと疑わずにはおられません。この条例案の条例制定のいきさつと趣旨について、垂水市として子育て支援に対するガイドラインというか、基本的な姿勢についてお伺いします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○農林課長（池松 烈）おはようございます。

堀内議員の農業活性化対策の企業農業先進地研修視察を終えてについて、お答えさせていただきたいと思います。

まずもって、研修に参加していただきました議員の皆様様に心から感謝申し上げます。また、

堀内議員におかれましては、先進地研修視察実施に当たってのさまざまなアドバイスをいただきましたことに感謝申し上げます。残念ながら、当日は公用バスの都合、議員の行事日程の御都合で参加できなかったこと、申しわけなく思っております。

参加者につきましては、市長初め、議員、農業委員会の委員の皆さん、企画課、総務課、水産商工観光課、農業委員会、農林課の職員が参加したところでございます。

研修視察を終えて、何を学んで、どのように感じてきたのか、今後にどのように生かしていくのか、農業の活性化の取り組みについて何が必要かという御質問ではないかと思えます。

今回の研修につきましては、参加者それぞれの目的があったものと思われそうですが、農業委員会事務局及び農林課におきましては、それぞれの担当の職員の立場をもって参加したところでございます。

まず、座学としまして、企業型農業経営への取り組み、経緯としまして、企業の概要、農地集積について、土づくりについて、生産システムについて、加工事業について、今後の方向性についてなど、現地研修としまして、農地集積状況を含めた農場、土づくり、堆肥づくりの状況、そして加工場の視察などを実施していただいて、学ばさせていただきたいと前もってお願いをしていたところでございます。

研修に当たりましては、座学、視察ともに社長じきじきにつきっきりで対応をしていただきました。研修の進め方としましては、お願いしておりました事項を折々にちりばめた形で説明をいただいたところでございます。

会社の概要としましては、直営農場330カ所・124ヘクタール、契約農場470戸・250ヘクタール、年間売り上げが12億3,400万円くらいで、2,000万円くらいの純利益が出ており、農協を脱退した後、自然発生的に企業農業への取り組みが始

まったとのことでした。

農業生産法人という形態でありながら、高齢者や障害者の方々の雇用にも尽力されております。生産管理、品質管理、加工までのシステム管理にとどまらず、職員の方々の管理にいたしましても、GPSを駆使し、誰がどの持ち場で作業をどの程度行ったかということまで把握されております。

農地の集積を行うに当たりましては、各地域の公民館に社長みずからが出かけられまして、地域の農家の方々へ説明会を開催され、理解を求められたり、農地を借りられるために、ある程度の幅を持たせた借地料を準備されるなど、さまざまな努力の成果が農地集積の地元への理解を深めるきっかけになったようでございます。

また、国・県・市の政策、施策、事業及びプランの実施に当たっての相談にも乗っておられるとのことでした。

また、研修の折々には、社長の経験から出てくる言葉があり、今後の農業の活性化の取り組みには大きな力を与えてくれるものでありました。

幾つか順不同になりますが、報告させていただきたいと思えます。

個人の農業者が定着できる、無理・限界をなくすには企業農業、農業は自然を生かすビジネス、農業は成長分野、労働移動・安定のためには暇があつてはならない、6次産業化、資源はある、農業は再生産可能、リスク分散を考えた農業、農業外からの見方、グローバル化、地域農業の攻め方、お客様に安定的に食べていただきたい、せつかく農地からいただいたものの活用を、人を育てることに資金を、販売先を探してから、買う人のための産地づくり。

今、報告しました言葉には、社長が経験してきたこと、中でも失敗したことが糧になっているもの、転機転機でステップアップするために勇気づけられたものなどがあるようでございま

す。これは本市の農業の活性化の取り組みにも今後、折々で重要な言葉になってくるものと思われる。

社長の説明の中で、55歳以上は定年なしとおっしゃいました。本市の農業を担っていただいている方々の今後5年、10年を考えたときに、農地がどうなっていくのかを考えますと、個々の農業者の方々が、個々の農業者から農業生産法人、企業農業へとステップアップされていく方や、異業種から企業農業に参入してこられる企業と接点を持っていけるように、段取りと機会創出をやっていくことが必要になってくると思います。そうすることで、個々の農業者が企業農業にもかかわっていただけますので、一定の収入や生きがいも持てます。自然な流れで農地集積もできます。その先には効果的な事業の導入も必要になっていくと思われれます。もちろん、人・農地プランに沿った形での諸事業の実施の推進も含めまして、新規就農者の育成も図っていくことが必要でございます。その先には契約栽培などの安定した経営も見えてくるものと思っております。

以上です。

○総務課長（中谷大潤）おはようございます。

桜島の火山活動の現状と今後の見通しについて、お答えいたします。

桜島は、平成6年6月の昭和火口の活動再開以来、現在まで活発な活動を続けており、大正噴火以来の大規模な噴火が危惧されているところでございます。

爆発回数で見ますと、2010年が896回、2011年が996回、2012年が885回で、ことしは8月末時点で566回となっており、そのほとんどが昭和火口の爆発です。傾向としまして、1月から4月の冬場から春先にかけて活動がより活発であるようです。ただし、爆発回数は桜島南岳が活発な時期よりもはるかに多いのですが、降灰量はその半分ぐらいでございます。

桜島の噴火の見通しでございますが、先日8月24日土曜日、垂水市文化会館で開催されました垂水市市民火山フォーラムに参加されました議員の皆様は御承知かもしれませんが、京都大学防災研究所火山活動研究センターの井口教授によりますと、桜島地下のマグマだまりには、大正3年の大噴火で放出したマグマの9割近くに当たるマグマがたまっているそうですが、今のところ、大規模な噴火が発生する兆候はないものの、いつ大噴火してもおかしくはない状況であるとのことでございます。

以上です。

○土木課長（宮迫章二）おはようございます。

堀内議員の御質問に、土木課所管についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、ことしの桜島の活動につきましては、例年でございますと、6月から9月にかけては鹿児島市方面に噴煙が流れますが、ことしは風向きが変わらず、8月中旬まで垂水に降灰が続き、7月の1カ月間に限って申しますと、そのほとんどが牛根方面に流れまして、二川地区で2,726グラムの降灰量が観測されております。これは、平成24年7月の降灰量が747グラムありましたので、比率にしまして約4倍、平成23年7月が53グラムで約51倍と、かなりの降灰があったこととなります。

このように、ことしの夏は、桜島の異常な活動というより、気象庁の検討会が異常気象だったと位置づけたように、全国的にも広い範囲で猛暑となり、地域によっては局地的な豪雨や極端な少雨となったところもございましたが、特にことしは太平洋高気圧が西寄りに位置し、高気圧に対して吹く時計回りの風も西側にずれた影響で、鹿児島では西風が吹きやすくなっていたと分析しております。

そのために、例年ではスイーパーの出動を必要としない二川地区におきましては、道路上に多量の降灰が積もり、市民生活や道路通行に危

険を伴うとの判断から、道路降灰除去請負業者や環境整備班に、二川地区から辺田地区を中心に計7回ほどの出動をかけたところでございます。

以上でございます。

**○水産商工観光課長（山口親志）** 堀内議員の桜島降灰における水産関係の影響及び対策を含めてお答えいたします。

桜島火山活動が活発化する中、漁業関係においては、海面環境保全事業で軽石等の除去と、県管理の漁港の降灰除去を実施しております。降灰における直接的な魚への影響より、桜島火山活動に伴い堆積しました軽石が大雨の際、土砂とともに大量に流出し、あわせて、ごみ等の増加に伴い、漁船の運航障害や機関の故障、養殖漁業への悪影響等、漁業者にとっては深刻な問題を引き起こしていますことから、被害の軽減と漁業経営の安定のために、海岸に打ち上げられた軽石、ごみ等を漁業関係者が2月から3月にかけて人力等により除去を行っているのが海面環境保全事業であります。

平成24年度の実績では、垂水市漁協が新城から海潟までの間、22.284立米の除去で、牛根漁協は牛根麓海岸を中心に18.53立米の除去を行っておりまして、合計金額で48万3,000円の事業費であります。

漁港内の降灰除去においては、商品加工時の灰の混入防止と周辺住民の生活への影響を考慮し、県管理の海潟漁港において、降灰除去を県にお願いしまして5回実施してもらっております。

今後においても、軽石等の除去のため、海面環境保全事業と漁港内の周辺の降灰除去に努めてまいりたいと思います。

**○農林課長（池松 烈）** それでは、堀内議員の降灰量、農作物に与えた影響等について、お答えさせていただきたいと思います。

主要作物についてのみ、報告させていただき

たいと思います。

サヤインゲン、サヤエンドウの露地栽培におきましては、葉の間に灰が入り込むことにより、裂傷による発育不良や、降灰や火山ガスの影響によりまして、樹体の立ち枯れやすれ、落下によります生産性の減少、収穫した作物のすれ、傷、がく枯れ等を起こすため、品質が低下することで出荷量の減少が見受けられるようでございます。

サヤインゲン、サヤエンドウの施設栽培におきましては、降灰によりまして被覆資材の日光透過率が減少し、作物の成長不足が起きているようでございます。また、被覆資材の降灰除去のために、ブロワーや動噴によります除去、連棟の施設になりますと、天井に上がって谷間の降灰を人力で除去するなど、多大な労力や経費を要しているところでございます。

ビワにつきましては、葉や樹体に灰が積もったり、火山ガス等によります落葉や落果、裂枝によります収量不足や、果実等の劣化やすり傷によります品質低下が懸念されるところでございます。

また、ビワの施設栽培におきましても、サヤインゲン、サヤエンドウの施設栽培と同様の影響が出ているところでございます。

飼料作物等につきましては、生育期の降灰によりまして、生育不良が懸念されますし、収穫期の降灰につきましては、作物に火山灰が付着しまして家畜の嗜好性が悪くなっているようでございます。

そのほか、土壌の酸性化が進行しますので、頻繁な土壌改良の必要も出てきているところでございます。

このように、降灰によりまして、多大な労力と費用に、そして収益に大きな影響を及ぼしているところでございます。

**○教育総務課長（川畑千歳）** 堀内議員の質問にお答えいたします。

これまで、本市では、小・中学校の水泳の授業を行う夏場は風向きの関係で桜島の降灰の影響は少なく、プールにたまる降灰については水の入れかえで対応してきております。しかしながら、昨年あたりから、夏場でも垂水市方面への降灰の量と回数がふえる傾向にあります。

お尋ねのことしの授業への影響については、小学校8校のうち、降灰により水泳の授業ができず日程変更した学校が3校ありました。このほか、臨時的なプール掃除の実施や年間給水計画の変更、水面に浮いた降灰を除去するためのオーバーフローの実施など、降灰の影響を受けている状況が見受けられます。

以上です。

**○保健福祉課長（篠原輝義）** おはようございます。

堀内議員の質問にお答えいたします。

まず、垂水市子ども・子育て会議条例制定の経緯と趣旨でございますが、社会保障と税の一体改革により、平成24年8月に子ども・子育て支援法を含む、子ども・子育て関連3法が成立しました。この子ども・子育て支援法は、急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応して、子供や保護者に必要な支援を行い、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会を実現することを目的に成立し、財源となる消費税の10%引き上げの時期を踏まえて、早ければ平成27年度から施行の予定であります。

これに伴いまして、保育施設等の利用定員の設定や、子ども・子育て支援事業計画等に関する事務処理のため、審議会その他の合議制の機関として垂水市子ども・子育て会議条例を設置しようとするものであります。

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項及び地方自治法に定める市の執行機関の附属機関として設置するものであり、幼稚園、保育所等の利用定員の設定や、子ども・

子育て支援事業計画の策定等に関して意見を聞いたり、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項や実施状況を調査、審議するとなっております。

次に、垂水市の子育て支援に対する基本指針についてでございますが、子ども・子育て支援法に基づく新制度は、大きく分けて3つの内容になっており、1つ目は質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、2つ目は保育の量的拡大、3つ目は地域の子ども・子育て支援の充実が挙げられ、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、幼児教育、保育、子育て支援の質・量を充実させるものでございます。

現在、国からは指針が示された段階であります。本市におきましては、現状の保育所等への施設型給付、乳児家庭全戸訪問事業、一時預かり事業、延長保育事業、放課後児童クラブ等の一層の充実や施設の整備、職員の処遇改善などが考えられます。

そのほか、幼稚園と保育所で別々になっている利用手続や公費負担の仕組みなどを一本化し、市町村の担当部局の一元化を図ることによって、住民に対する情報提供や入園あっせんを行うことにより、園児募集等を円滑に行うことができるなどとされているようであります。

今後の日程でございますが、ことしじゅうに就学前子供のいる保護者を対象にニーズ調査を実施し、それを踏まえ、平成26年度に子ども・子育て支援事業計画を作成することとなります。その間、子ども・子育て会議員の方には数回会議に出席していただき、さまざまな意見をお聞きし、ニーズ調査の内容や事業計画に反映していきたいと考えております。

それから、最初に質問がございましたキララの子育て支援センターの件につきましては、関係課と調整を図り、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

これからは一問一答方式でお願いいたします。

まず、1問目の農業の活性化対策について。

新福秀秋氏は現在61歳です。農家の次男に生まれて、繊維メーカーに勤務して、24歳で脱サラして、もともと家が農業だったものですから農業に従事するようになったと。35歳で会社を設立して、43歳で農業生産法人の認可を得ている人です。これまで、数十年農業一筋で来ておられる方だということです。当時では、先進的な販売ルートであった農協や市場を通さない産地直送販売や、ITを駆使した合理的農業経営を実現しております。現在では、畑で作業しているスタッフは大半がノートパソコンを所持して農業に従事しているそうです。いずれにしても、何事についても先進的な事業を取り組まれている人です。従業員の数も、そのときによって人数は変わってくるんですけど、私が把握しているのは72名ぐらいと、グループ会社を含めて72名ぐらいの従業員がおると、すごい規模だと私は思います。

農業で雇用が発生しているわけですから、垂水市もぜひとも取り入れてほしいなという事業だと思います。垂水市は農業が第一基幹産業でありますので、この農業を活性化することが垂水の発展にもつながるのではないかなと思います。

新福氏の多角経営というのは、ほかに新規酪農者の研修も広く受け入れております。その教え子は全国に及んでおりますけど、垂水市から数名の方も研修に行っているという情報もありますし、さらに、55歳以上、先ほど55歳以上定年なしというふうに説明がありましたけれども、55歳以上を対象にしたシルバー農業会社も経営していると、設立されたということです。今後、アグリパークを計画中。アグリパークというのは、10以上の農業生産法人が協力してつくる農

業団地、約80ヘクタールの農地を含めて、約300ヘクタールの敷地を確保して、野菜や果物、養鶏に各社が手がけて、資材調達や人材育成を共同で進めると、1カ所に大規模な農地を確保することによって、全てのコストダウンにつなげて利益に反映できるということを考えて、今、着手中で、2013年にはどうも完成する見通しです。

私が冒頭で話しましたけれども、推進大会を国・県を巻き込んで入れたのは、多分このアグリ事業の計画があったから推進大会を開いたのではないかなと思います。いずれにしても、すばらしい事業を都城市は今、手がけているということです。

垂水市の場合も、そこまでいなくても、農業で雇用が発生すれば、過疎を含めて、人口増に期待ができますし、雇用先があれば、市で住宅とセットして市外の人を垂水市に引き入れるということをするれば、もっと夢は膨らんでくると思います。その点をしっかりと行政が主導で調査研究、そして検討していただいて、さらに民間を動かして実行していただければいいなと思っております。また、既にそのような動きがある企業については、ぜひとも全面的に支援していただきたいという要望を上げておきます。

それから、これから農業をやる個人や企業についてはどうしても、3月の議会の際には私は質問しましたがけれども、圃場の確保というのが必要になってきます。圃場の確保でまず注目するのは、遊休農地だとか耕作放棄地だとか言われていますけれども、垂水市ではどれぐらいの規模であるのか、それについてまずお答え願いたいと思います。

○農林課長（池松 烈）耕作放棄地、遊休農地の状況について、報告させていただきます。

御承知のとおり、本市の農業につきましては、少子高齢化が進み、農家の方々の高齢化、担い手農家及び新規就農者の減少と、そして耕作放

棄地、遊休農地の増大が進展しているわけですが、それを解消していくことは本市農業の大きな課題であると認識しているところがございます。

平成22年から実施しております農地利用状況調査の結果を通しまして、報告させていただきます。

概数で述べさせていただきますが、平成22年は、調査面積約1,012.3ヘクタールに対しまして耕作放棄地面積約273.6ヘクタール、割合にしまして約27.0%、平成23年は、調査面積約1,023.9ヘクタールに対しまして耕作放棄地面積約300.2ヘクタール、割合にしまして約29.3%、平成24年は、調査面積約1,009.3ヘクタールに対しまして耕作放棄地面積約260.5ヘクタール、割合にしまして約26.3%となっているところがございます。平成24年度につきましては幾らか減少をしているようがございます。

この24年度の耕作放棄地につきましてさらに分析してみると、農地利用状況調査の結果では、緑色、人力・農業用機械で草刈り、耕起・整地を行うことにより、直ちに耕作をすることが可能な土地が約76.2ヘクタール、黄色、草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備、例えば区画整理、暗渠排水、客土、農道整備、機械を用いた整地等を実施して農業利用すべき土地が約52.7ヘクタール、赤色、森林・原野化していること、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地のうち、農業委員会が耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準についての第3に定める基準に従って、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断した土地が約136.5ヘクタールでございました。

今後の対策についてでございますが、今まで実施してきました事業等も含めると、第3条に基づきます権利移動や、第30条の農地利用状況調査後の是正指導等の実施を初めとしました

農地法に基づきますそれぞれの方策、農業経営基盤強化促進法第18条第2項で規定します利用権設定、農業振興地域の整備に関する法律第6条に基づきますあっせん事業、また、国の事業でございますが、平成21年度から実施しております耕作放棄地再生利用緊急対策事業では、昨年度までに上野台地を初め、延べ17名の方が421アールの耕作放棄地を復元され、作付を行っていらっしゃるところでございます。

今年度におきましても、現在、3名の方が104アールの耕作放棄地を復元される予定でございます。この事業につきましては、今年度で終了ではと心配をしておりましたが、26年度以降も新たな事業として継続される見込みのようでございます。

また、新規の事業としまして、平成24年度から実施しております地域農業のあり方や新規就農者を含む地域の中心となる形態を定めた人・農地プラン、地域農業マスタープランは、本市も昨年9月に策定しておりますが、中心となる経営体へどうやって農地を集めるか、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方を定めているわけですが、これの農地集積協力金交付事業がございしますが、この地域農業マスタープランに位置づけられました地域の中心となる経営体に農地を集積するためのものございまして、農地の出し手に対して、0.5ヘクタール以下が30万円以内、0.5ヘクタール以上2.0ヘクタール以下が50万円以内、2.0ヘクタール以上が70万円以内が交付されるものでございますが、これなども耕作放棄地解消に大いに役立ってくるものと考えているところでございます。

**○堀内貴志議員** ありがとうございます。

遊休農地、耕作放棄地の広さを聞いたんですけども、農地集積まで、私がこの後に質問しようと思った農地集積まで話していただきましたので、省略したいと思いますが、言えること

は、全体の2割から3割に近い農地が使われていない状況にあるということです。遊休農地、耕作放棄地の解消のためには、農林課長が話されたとおり、農地法の適正な運営だったり、集落内の話し合いだったり、いろんな複雑な関係はあるようだけれども、その都度、利用者の要求に応じて簡易に借地できるシステムを構築すること、そのためのルールの整備が必要ではないかなと思います。

新しい垂水の農業を展開するには、一番難しいのはやっぱり農地の集積、これに限ります。小規模農家が点々と数カ所あるよりも大きな農地が1カ所に集中するほうが、作業や時間の合理化につながりますし、そして何よりも利益に反映します。内部損益の減少にもつながります。農地の集積で言いますと、いろんな方法があると思いますけれども、例えば農地の互いの交換だったり、行政によっては山を開拓して農地として整備しているところもあります。熊本県では、農地集積専門員を重点的に配置して、農地の出し手と受け手をうまくマッチングさせて賃貸の仲介をしているところもあると。いずれにしましても、農地集積は農業生産基盤を維持する上で大きな鍵となることは間違いありませんので、ぜひとも今後、農地集積を一番の課題にしてやっていただきまして、これから農業をやる人、企業農業をやる人に提供していただければなというふうに思います。

この農地集積については現安倍政権も、さらなる農業の活性化のために農地集積を成長戦略の柱の1つとして、認定農業者や農業法人などの担い手が農地を利用する面積を現在の5割から10年後には8割に拡大するという考えで動き出しています。小規模農地を取りまとめて、大規模経営に意欲的に貸し出す農地中間管理機構の制度設計がそれです。恐らくこの秋の臨時国会に関連法案として提出されるのではないかなと思います。国としても14年度の予算の概要要

求で既に関連事業費として1,562億円を計上しているそうです。それだけ力を入れているということです。ぜひ、国として、借り手がいないような零細農家の用地も引き受け、基盤整備した上で担い手に貸し付ける、いわゆる農地集約を国も動き出していますので、垂水市もこれに今、乗らないと垂水市農業の将来はないと思いますので、ぜひとも一生懸命取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後に、市長にお尋ねします。垂水市の農業の活性化に欠かせないのは、例えば企業農業だったり、食の安心・安全を確保する上にも農業でのトレーサビリティであったりします。これからは垂水市の農業のあり方を少し方向転換することによって実現できるものであって、そのことによって雇用が多く発生し、ひいては大きく人口減少対策に効果をもたらすものと思いますが、市長の農業の活性化に対する見解をお願いいたします。

**○市長（尾脇雅弥）** 堀内議員の企業農業などによる人口増加と効果について、お答えをさせていただきます。

さきの企業農業先進地研修視察には私も午前中、座学のみではありましたが、出席をさせていただきました。また、その後、社長と2人、15分程度お時間をいただきまして意見交換をさせていただいたところでございます。研修の内容等につきましては課長から報告があったとおりでございますが、今後の本市の農業のあり方を考えたとき、大変有意義な研修となりました。

企業農業といたしまして大きなくくりの中で答えさせていただきますけれども、会社の概要からいたしまして、先ほどありました直営農場330カ所、124ヘクタール、契約農場470戸、250ヘクタール、年間売り上げが12億3,400万円ぐらいで、2,000万円ぐらいの純利益とすばらしい実績でございます。ここまでいける企業農業までは望みませんが、このようなシステムを

導入することができれば、雇用力の創出が大きく期待できるものと考えております。また、農業生産法人という形態でありながら、高齢者や障害者の方々の雇用にも尽力されておられますが、ここにも雇用が創出されております。さらに、生産管理、品質管理、加工までのシステム管理や職員の方々の管理にいたしましても、GPSを駆使し、誰がどの持ち場で作業をどの程度行ったかというところまで把握されておりますことは、土日、休日の設定や職員の方々の体調管理まで及ぶということで、ここは待遇面の改善にも効果が発揮できると思っております。

また、農地の集積を行うに当たりまして、各地域の公民館に社長みずからが出かけられたこと自体が、地域で企業として認められていることにつながり、ひいては将来に向けて会社発展に大きく寄与することになっていくと考えているところでございます。

さらに、農業は自然を生かすビジネス、農業は成長戦略等々、折に触れ、経験からの社長の言葉がありました。この言葉には、6次産業化など可能性を秘めた大きな広がり、効果をあらわす言葉になっていると思います。

本市におきましては、企業農業の推進につきましてもまだ緒についたばかりでございます。農業委員会、農林課を初め関係機関と緊密な連携をとりながら、スピード感を持って取り組んでいくよう今後も適宜指示をしてまいりたいと思っております。そうすることで、人口減少を食い止めますとともに人口増加へつなげ、また市全体の大きな効果波及を図っていくことができるものと考えております。

**○堀内貴志議員** ありがとうございます。

2問目の降灰対策について進めさせていただきます。

土木課長のお話にもありましたけれども、この7月の降灰量、私も調べましたら、7月だけで見ますと前年対比365%、約4倍ですね、その

とおりです。牛根麓についてはさらに多い523%、5倍強。年間の比較をしましても、二川地区についてはことし7月まで降った量が昨年1年間で降った量を上回っていると、128%と。ほかの地域についてはほぼ前年並み、この7月の時点で前年並みの降灰量があるということです。

各農業とか漁業とか被害が報告されましたけれども、各課から報告が上がったことについては、数値は毎年違ってはいても、例年想定される被害でありますので、そのことをしっかりと把握しながら、的確に対応していただきたいということを要望しておきます。

今回、テーマに上げたいのは、夏の期間限定使用しているプールの状況です。ことしに限っては例年に比較して多くの降灰が垂水市にありました。先ほど担当課長からお話がありましたけれども、夏休み前については8校中3校が授業がやれなかったという状況もあります。この夏休み中のプール開放についても、遊泳を中止したというところも聞いております。このことに関して、鹿児島市はプールを使用するに当たってプールクリーナーを使用しています。鹿児島市にあるのに、なぜ垂水市はなかったのか。このことは不自然のように思えてなりません。確かに夏場は灰の量が極端に少ないとはいえ、これまでに積もっている灰も風に飛ばされてプールに入って汚すケースもあったはずで

そこで、プールで泳ぐ子供たちの安心・安全、さらには健康面を考えて、プールクリーナーを配備することは私は必要不可欠だと思います。このプールクリーナーというのは、桜島の灰だけではなくて、どこのプールでも必ず出る毛髪や細かいちりも処理してくれます。また、プールの水かえの回数を大幅に減らすこともできると言われており、そうすると大幅な水道料金の削減にもつながるものだと思います。垂水市において、特に灰のひどい地域からでもこのプールクリーナーを設置することは検討できないか、

お答え願います。

○教育総務課長（川畑千歳） 堀内議員の2回目の質問にお答えいたします。

降灰による児童生徒の健康への影響を緩和し、また、水の入れかえ等の財政負担を軽減することを目的に、これまで鹿児島市の小・中学校にはプールクリーナーが整備されております。プールクリーナーとは、専用の掃除機で人力によりプール内に堆積した降灰を吸い取り、除去するものであります。鹿児島市では、1台のプールクリーナーで小学校の大小プール合わせて約2時間を要することから、当該校の職員への負担が大きく、2台目の整備に取り組んでいると聞いております。

整備する手だてとしては、鹿児島市は平成11年度以降、公益財団法人日本学校保健会から貸与により該当する学校に整備しております。しかしながら、文部科学省の補助金を財源とする同財団の予算は平均100万円程度で、1台が約30万円であり、年間3台程度しか貸与されないのが現状であります。

このようなことから、本市においても、近年の降灰状況を考慮して、学校現場も交えながら、整備について検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○堀内貴志議員 積極、前向きな御答弁ありがとうございました。

垂水市の降灰を考えると、私は、まずはこのプールクリーナーですけれども、できれば室内プールが必要ではないかなと思っております。市内小学校8校のプール利用、メンテナンスの労力や水道料金を計算すると、年間でどれくらいかかるのか。中央地区に1カ所、室内プールをつくって、各小学校の水泳の授業を集中的に実施する、送迎用のバスは市で負担することになりますけれども、集中的な授業によって上達が早いと、そして温水プールにすることによ

って年間活用できて、市内でスイミングスクールが実施できる。ひょっとして7年後の2020年に子供たちの中から水泳でオリンピック選手が出るかもしれません。そういったことを期待すると、温水プールも必要ではないかなというふうに思います。

そして、児童生徒が優先する室内温水プールですけれども、健康面に効果があります。高齢者にも泳いでいただいて、そしてその結果、健康につながり、ひいては医療費の削減にもつながると、そういう大きなメリットもありますので、このプールクリーナーに限らず、今後は、室内温水プールについても検討していただきたいなと思います。

今、桜島、降灰で非常に全国で有名になっておりますけれども、これを逆に捉えて、観光課長、観光面のビジネスチャンスでもありますので、ぜひこれを捉えて鹿児島に誘客を求めるように、ひとつその点も御配慮願いたいと思っております。

時間がありませんので、3つ目の質問、最後に御回答をお願いします。

子育て支援センターの時間延長の要望につきましては積極的に考えるということでしたので、きっと冬休みまでには実施できるものということを期待しております。ぜひよろしく申し上げます。

この条例の制定に当たっては、私は賛成の立場です。反対の立場ではありません。賛成の立場で質問しているわけであって、ただ、これをつくることによって安心するのではなくて、この条例に基づき、この会議の中で得た条項、検討事項は確実に実行できるような体制づくり、そして子育て支援対策が充実できるように努力していただきたいということをお願いして、一番最後に市長に質問いたします。

ことし4月に第4次垂水市総合計画の見直しがされて、本市の最重要課題として人口減少対

策プロジェクトが新設されました。人口減少対策のキーワードとして子育て支援を強化することの重要性は、市長は十分に理解されていると思います。

そこで、人口減少対策にとって子育て支援は大きな柱ですが、人口減少対策本部の本部長である市長は、今回の子ども・子育て会議条例の制定に対してどのような取り組みを考えているのか、市長の主観的な見解で結構ですので伺いたします。

**○市長（尾脇雅弥）**本市にとりまして、人口が減っていくということは最重要課題であります。そのとおりでございます。しかしながら、この課題は本市に限ったことではなくて、日本全体が加速度的にその流れに入っておりますことも、共通認識として取り組んでいかなければならないことであるというふうに思っております。

高齢化、少子化が進む中で、本市の高齢化率は県内43市町村の中で8番目、約35%でございます。このことも課題でありますけれども、子供の数、いわゆる年少人口率、これが43市町村の中で2番目に低いと、約10%という現状がございます。ですので、垂水の将来を考えたときに、高齢者に対する対応をしっかりとやっていくということも大事なんですけれども、最重要課題の1つとして子育て支援、つまりは子育て世代をどうやって支援をしていくかということが大変、人口減少対策に対しても重要なことであるというふうに考えております。そういった意味からも、いろんな手だてをやっているわけなんですけれども、今月20日にも子育て世代のお母さん方との意見交換も実施をしながら、何が課題で、どういった対策を打っていくべきなのかということ、今、みんなで全庁挙げてやっておりますので、まずはそういった御意見を伺いながら、何を講じていくべきかということで一生懸命頑張っていきたいというふうに思っております。

ます。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** ありがとうございます。

冒頭でも話しましたが、2020年に東京オリンピックが開催されます。そして、その年の2カ月後には国民体育大会が鹿児島で開催されるということです。どうか子育て支援を強化していただいて、子育て支援で培ったその子供たちが、垂水市からそういう選手が出ていただければ、出ていくような取り組みも必要ではないかと思っておりますので、その点をしっかりと認識していただいて、子育ての強化をよろしく願います。

以上で終わります。

**○議長（森 正勝）**ここで、暫時休憩します。

次は、10時45分から再開します。

午前10時32分休憩

午前10時45分再開

**○議長（森 正勝）**休憩前に引き続き会議を開きます。

4番感王寺耕造議員の質問を許可します。

[感王寺耕造議員登壇]

**○感王寺耕造議員** 皆さん、おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

まず、有害鳥獣対策について、農林課長に伺います。

今議会の一般会計補正予算の林業振興費として、県支出金を財源とする獣被害防止緊急捕獲対策事業384万円、一般財源から市単独事業、有害鳥獣緊急捕獲事業単独追加158万円が計上されております。被害の現状と課題、今後の対応策について回答ください。

次に、空き家基本条例について、土木課長に伺います。

5年ごとに実施する総務省の調査によります

と、2008年の全国の空き家は757万戸で住宅全体の13.1%を占め、この20年間でほぼ倍増しております。少子高齢化や人口減少などで今後も空き家はますます増加することが懸念されております。この問題についてはさきの議会でも、空き家の増加による防犯防災上の問題、不法投棄、景観を損ねる等の問題点を指摘し、秋田県大仙市の大仙市空き屋等の適正管理に関する条例等も紹介しながら、空き家対策とその条例制定を提言してまいりました。空き家調査の結果と、今後の対応策について回答ください。

次に、老朽ため池の整備について、農林課長に伺います。

1点目、市内の農業用水ため池の数と問題点について。

2点目、安全対策と老朽ため池の今後の対応策について。

3点目、土砂流入などで老朽化したため池について、国・県の事業は活用できないのか。

以上3点、回答ください。

最後に、環境整備班について、土木課長に伺います。

1点目、現在の職員数と平成24年度の稼働状況について。

2点目、各課、市民の要望に迅速に対応できているのか。

3点目、土木課所管以外の案件について、各課、市民の要望があった場合、要望の受理と、事業実施までの手続と、決裁までの流れはどうなっているのか。

以上3点、回答ください。

以上で、1回目の質問を終わります。担当課長、市長の簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。  
**○農林課長（池松 烈）** 感王寺議員の有害鳥獣対策について、お答えさせていただきたいと思っております。

現状と課題についてでございますが、まず、平成24年度の被害状況と捕獲数について報告さ

せていただきます。

被害状況につきましては、状況にもよりますが、被害に遭っても被害の状況の報告のないことが多いため、被害額として表面的に出てこないのが多いようでございます。

それでは、平成24年度被害状況の主なものを報告させていただきます。

被害面積、被害量、被害金額の順に挙げさせていただきます。

イノシシですが、被害面積1,519アール、被害量5,639キログラム、被害金額にいたしまして80万7,000円。サルですが、被害面積764アール、被害量7,465キログラム、被害金額65万円。そのほか、カラス、ヒヨドリ、ハト等も上がってきております。総合計で被害面積3,341アール、被害量1万7,289キログラム、被害金額243万5,000円となっているところでございます。

また、これに対します捕獲数でございますが、本市におきましては、通常の猟期を除きまして有害鳥獣の駆除の指示書を発行しているところでありまして、駆除員は猟友会からの推薦のあった方々をお願いをしております。平成24年度の実績でございますが、駆除員の年間の出勤日数は延べ1,918日、886名となっておりますが、表面に出てこない日数もあるようでございます。

駆除した主な鳥獣類は、銃とわなを合わせまして、イノシシ338頭、ニホンザル16頭、タヌキ30頭、アナグマ83頭、ドバト103羽、カラス112羽、ヒヨドリ1羽となっております。

現在の対策の状況につきまして、年度末に有害鳥獣捕獲対策協議会を開催し、次年度以降に向けての捕獲体制の確立や、円滑かつ適正な捕獲の推進と被害防止対策の推進を図っているところでございます。

課題としましては、駆除員をやらせてもらっております猟友会の34名の会員の方々が全体的に高齢化してきておりますことや、会員数の減少で、実態に合った有害鳥獣の駆除の実施がまま

ならないこととございます。

被害防止対策につきましては、これまで電気柵など侵入防止施設の設置や有害鳥獣の捕獲に取り組んできたところとございますが、電気柵などの侵入防止施設の設置等につきましては一部分的な設置に終わっておりまして、集落全体、地区全体での取り組みには至っていないところとございます。また、中山間地域につきましては、周囲に有害鳥獣が潜みやすい果樹園の放棄地や耕作放棄地などがあり、また、人口減少によります集落内の空き家、放置宅地等に有害鳥獣がすみつくなどの例がございまして、有害鳥獣の追い払いや環境整備などの活動が行いにくいのが現状とございます。

以上とございます。

**○土木課長（宮迫章二）** 空き家調査の進捗状況についての御質問に土木課のほうで答えたいとします。

この空き家問題につきましては、高齢化や遠隔地への居住、または経済的事情等の理由から増加傾向にあり、全国的にもいろいろな面で社会問題となっているところであり、本市におきましても、空き家が管理されずに廃屋となり、周辺に危険を及ぼすので対処してほしい、隣の空き家の草木が生い茂って困っているなどの苦情が住民から寄せられているところとございまして、これまで議会の一般質問でも空き家、廃屋問題に関連し、空き家等の把握についての質問もございまして、市内全域の空き家状況を把握するため、関係課で協議し、市役所職員にお願いして、地域担当職員や災害調査員の割り当て地区を参考に基礎調査を昨年11月に実施したところとございます。

調査結果は、空き家の総数は1,061戸で、そのうち廃屋が214戸とございました。現在は、廃屋と空き家を表示した住宅地図を作成しているところとございます。

以上とございます。

**○農林課長（池松 烈）** 老朽ため池の整備について、お答えさせていただきたいと思っております。

市内の農業用ため池について、問題点を把握しているのかどうかということとございますが、本市には10カ所のため池とございますが、山間部にあり、人が余り立ち入ることがないことなどから、安全対策を実施していないところもあります。安全対策を全然実施していないところが2カ所、ロープ等を張りめぐらせて簡易の安全対策を実施しているところが2カ所、土砂が流入しているところは4カ所もとございます。また、浮き草がため池一面に広がっているところも1カ所とございます。

事業導入に当たっての要件クリアの問題と予算の関係等、老朽ため池の整備はうまくいっていない状況とございます。

国・県の事業は活用できないかということとございますが、御承知のとおり、山間部のため池等につきましては、安全対策もなく土砂も流入している状況とございまして、場所によりましては、木栓及び板により取水調節を行っており、調節板を人力で引き上げねばならない状況等のため、多大な労力を費やしているため池もあるようございます。

また、経年の土砂流入によりまして用水量にも大きな変化が出てきているところもございまして、土砂除去等につきましては、管理者の土地改良区になってくるわけでございますが、土砂の量やため池の状況から単独での実施は難しい状況であると思っております。

また、国・県の導入を図るにしましても、ため池の土砂ができます農業基盤促進事業が単独で実施できないことなどから、中山間地域総合整備事業等の並行実施等を図っていけないか、中山間地域事業の整備を図るため池等については、可能性を探るべく国・県等に協議をしたいと考えているところとございます。

**○土木課長（宮迫章二）** 環境整備班について、

平成24年度の稼働状況についてお答えいたします。

環境整備班の平成24年度の稼働状況については、環境整備班は現在、職員1名、臨時職員6名で、通常は2班に分かれて作業をしている状況でございます。平成24年度の勤務日数は245日で、年間延べ1,470人となりまして、対応した要望件数が約130件ほどございます。その中で、土木課以外の件数が約30件程度で約23%ですが、その内訳としましては、教育施設が約16件で12%、農林関係が約10件で8%、その他の施設が約5件で3%となっております。

作業内容でございますが、そのほとんどが各振興会や各課からの要望対応でございますが、道路や公園の維持補修、側溝の土砂上げ、道路降灰除去などが主な作業となっております。

各課、市民の要望に対応できているのかということにつきましては、各課からの要望につきましては、できるだけ対応していると思っております。また、市民や各振興会からの要望に関しましては、その内容に応じまして、建設業者の協力をもらわなければならない箇所や作業がございますが、環境整備班での対応可能な箇所や作業につきましては、できるだけ対応していると思っております。

各課が管理しています公共施設も多数ございますので、現在の体制の中で要望全てに十分に対応できているのかと言われましたら、なかなか即座の対応や計画どおりの対応ができない場合もございますが、そのあたりは協議をさせていただいて、対応していきたいと思っておりますので、その点は御理解していただきたいと考えているところでございます。

振興会や各課からの要望を受け付けてからの流れでございますが、電話とか、直接来る場合もございますが、それにつきましては環境整備班に伝えまして、できるだけ対応するようにし

ているところですが、すぐに対応できない箇所につきましては、建設業者の力をおかりしながら対応しているところでございます。今後はさらに協力をお願いしなければと考えているところでございます。

以上でございます。

**○感王寺耕造議員** これからは一問一答方式でお願いいたします。

まず、有害獣対策ですけれども、被害額のほうが平成24年度、総体で243万5,000円と。これが数字としてあらわれていないものもありますから、この数字が大きいのか大きくないのかという部分は捉え方によっても違うと思えます。ただ、1点だけ言える部分は、やっぱり市内全域で被害が起こっているわけですね。そうしますと、農業者でありますとか、また家庭菜園をなさっている奥様方、そういう方々がやる気をなくしてしまうという部分は大きい問題点だと思っております。

また、もう1点、安全面の部分でも危惧しております。といいますのは、当新城地区、私の住んでいる地域ですけれども、ここでも新城小学校の校庭の隣にあります学校菜園、サツマイモ、あと落花生を植えておりましたけれども、ことし、もう3回もやられているんですよ。そういうことで、あと大都の辺、大都の国道沿いの住宅、この辺でもイノシシが出没しているということなんです。そうすると、大分でしたか、ショッピングモールの部分をつい最近、イノシシさんが走り抜けたという報道もありましたし、また、すぐお隣の宮崎市議会ですか、これはかみつきサルが出まして、市議会が延期されたと、一般質問が。そういう安全対策の部分でも問題がございます。そういった部分でやっぱり総合的に考えていかなければならないと思っております。

前語りがまた今からちょっと長くなりますけれども、平成25年、ことしの7月31日、大隅地

域鳥獣被害防止推進大会がございました。私も出席させていただきまして、また農林課長も、また市議会の方々、あと農業委員の皆さんも来ておられたわけですが、ここで一番思った部分が、どういう形で被害を防除していくかという体制づくりが一番肝要だというふうに感じました。といいますのが、基調講演をなさった鹿児島大学共同獣医学部の藤田志歩先生、この方はサルの被害を防ぐにはという部分で講演をいただいたわけですが、一番の問題点が、もう個体数が、サルにしろ、イノシシにしろ、ふえているんだということですね。また県の考え方も、今度の緊急の部分、3カ年の事業ですかね、384万円が県の部分で出されまして、市のほうもそれに足していくわけですが、個体数をどうやって調整するのかという部分ですね。

それであと、サルの寿命ですね、この部分も、山で暮らしていると6歳から7歳で初めて出産するんだそうです。ところが、里場に出てきて人間のつくった食べ物、食物残渣を食べておりますから、出産年齢が早くなりまして5～6歳で出産すると、1～2年早く、従来から出産の年齢が下がっていると。また、2～3年に1度、1頭しか出産していなかったものが、1～2年に1度、1頭出産すると、この部分の介入をやっていると。そして、寿命も20歳程度なんですけれども、25歳を超えることもあるということでございます。

これから質問に入らせていただきますけれども、先ほど対策協議会の話が農林課長からございました。私が捉えているところによりますと、この対策協議会については猟友会の方々、また市の担当課の部分は入っておりますけれども、実際被害を受けている農家の方々であるとか地域の方々、こういう方々が入っていないわけですね。そうしますと、この問題点につきましては猟友会とか市の担当課だけでは私は無理だ

と思うんですよ。といいますのは、昔は里山がございました。里山の部分に皆さん入って、薪をとったりとか山菜をとったりしながら整備していたと。緩衝地帯があつて、なかなかその部分で下りてこられない。人間は怖いものだという部分があつたわけですが、今、里山機能がどこも失われておりまして、そうしますと、人間を恐れなくなるということが1つ原因としてあつたかと思えます。

また、食物残渣についても、中山間地域に行きますと、きちっと回収の部分に、市の生活環境課の部分ですね、ごみステーションに出さないうで、すぐ近くのがけに捨てるとか、また、農作物の残渣ですね、例えばインゲンとか、そういうインゲンを収穫した後、それを引っこ抜いて捨てるとか、あとサツマイモ、ジャガイモ等、タマネギ、こういう部分も、農作物の残渣を地元の人たちが捨てていると、そこが結局、餌場になっていくわけですね。

そうしますと、総合的な対策という部分を市民全体でつくっていかないと、この被害対策はできないと思うんですよ。この点について、対策協議会の構成のあり方、この点について農林課長に答弁を願います。

また、生活環境課長につきましては、先ほど申しました農作物の残渣、あと食物残渣、この不当投棄という部分が目立っております。この部分の対策を現状どうやってとられているのか、また、これからどうやってきちっとやっていくのかという部分について、お願いいたします。

あともう1点、土木課長にお願いしたいんですけれども、遊休農地につきましては、農林課の農政のほうもですし、農業委員会のほうでも、優良農地の周辺の耕作放棄地については農業委員会名できちっと管理してくださいと、その部分、写真を撮って、地権者を特定してお願いしております。そしてその上で森林組合さん、シルバーセンターの住所、電話番号、そして1時

間当たりの単価の部分を、御案内も一緒に出して、きちっと一応対応はできていると思います。

ただ、あとの空き家基本条例にも関連する部分ですけれども、土木課長、空き家の敷地内、この部分がやっぱりすみかになっていると、イノシシですね、あとアナグマとかテンのすみかになっております。それで、あと古い住宅については、昔の住宅につきましては基礎がありませんね、素通しです。そういう部分で入っておりますので、この対策をこれからどう図っていくのか。この点について、土木課長お願いいたします。

**○農林課長（池松 烈）** 2回目の市民も参加した地域ぐるみの対策協議会設立が必要ではについて、答えさせていただきます。

まさに私どもの思い、目標に沿った御意見であると思います。本課で、サル、イノシシ等の出没の通報を受け、すぐに猟友会の方々と連絡をとり、出動しましても、その形跡が残っているだけで対応に戸惑うことがたくさんございます。実は平成22年、23年度にサルが頻繁に出没しました牛根境地区におきまして、有害鳥獣対策の座談会を実施し、これを機会に地域の対策チームみたいなものを次のステップとして進められたみたいですが、地域内全集落によります追い払い活動が功を奏し、サルの集落内への侵入は防げるようになったため、一定の成果が出たことで次のステップには進めなかったようでございます。

また、議員のほうでも御紹介のありました大隅地域鳥獣被害防止推進大会におきましても、山口県山口市仁保地区鳥獣被害対策協議会の活動状況が報告されましたが、サル接近警報システムを使った追い払い、集落環境調査により、集落の問題点等の確認、これが先ほどおっしゃいました緩衝地帯等の調査になると思います、また、放棄果樹の収穫活動の実施など、本当にその地域、集落でないと成果の上がない活動

が報告されましたが、今後はこのような地域の活動が基礎となって、本市の活動、事業等の実施と連動されていくのが、被害の減少に大きい効果が出るのではと考えているところでございます。また、耕作放棄地減少対策の一環としましての役割もあると考えております。

そこで、今後は、中山間地区を初めとしました集落、地域ごとの活動組織、あるいは対策協議会の設立を視野にして進めていきたいと考えております。

地区の皆様におかれましては大変地区の実情に精通されておりますので、そのような機会を使って対策協議会を設立を進めるよう、進めていきたいと思っております。

**○生活環境課長（村山芳秀）** 農作物の残渣対策について、お答えします。

議員御指摘のとおり、収穫した後の商品化できない農作物の残渣やつるが畑にそのままにしてあったり、農地の近くの山間部や谷に不法投棄されているのが確認をされております。また、自宅近く、隣接の畑などに埋めたりされまして、そこをイノシシがあさっているというような状況も見られます。

対策としましては、農産物の残渣ですが、耕作地でのすき込み等や、また、農業を営む上で焼却につきましては、野焼きの例外的規定として認められておりますので、住宅地への迷惑や交通の妨げにならない程度での焼却等を実施していただきまして、不法投棄等による鳥獣のえさ場とならないよう、また、不法投棄の現場につきましては、看板を設置したり、特定できる方につきましては通知等をしまして、対策を講じているところでございます。

今後とも、農林課とも連携をしまして啓発活動に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○土木課長（宮迫章二）** ただいま空き家の敷地内とか古い住宅の基礎がない中にすみかにな

っているということで、土木課のほうに質問が来ましたので、土木課のほうで今の現状でお答えいたしますが、現在の状況の中ではこの空き家対策につきましては所管課がまだ決まっておりますが、基本的に個人財産であるために、土木課での対応ということは現在のところでは考えておりません。また、今後の空き家の条例等を計画する中で、このことは関係課で協議をしていかなければならないと思います。

以上でございます。

**○感王寺耕造議員** いろいろ答弁をいただいたんですけども、3回目に入ります。

猟友会の方々がボランティア的な立場で一生懸命やっただいております。ただ、市民感覚として、イノシシ1頭当たり幾ら、サル1頭とれば幾らでしょうという形で、その辺の市民の感覚と猟友会の皆様の置かれている立場、ボランティアだという部分をやっぱり市民の方が忘れられておりますので、摩擦も起こっていると思っております。

また、ここをちょっと市長にお願いしたいんですけども、これだけ猟友会の人数も減ってきていると、また高齢化という部分がございます。そうしますと、やはり猟友会への直接的な助成という部分はこれはなかなかできないと思うんですよ。以前は農業団体にも助成金を出しておりましたけれども、今はそういう時代じゃないと、行財政改革の時代ですね。直接的には出せませんけれども、例えば鹿屋市のあたりは、猟友会の方々が追い払い活動をする、そうすると1日幾らという形で決めて、額をきちっと出しておられると思うんですね。そういった農地パトロールみたいな部分で手当てしていく考えはないのか。また、狩猟免許取得であったりとか、免許の書きかえであったりとか、そういう部分できちっと対応していかないといけないと思うんですね。今回も補正が出ていますけれども、それ以外に、猟友会の数、また中身、レ

ベルをどうやって高めていくのかという問題があると思います。一朝一夕に、狩猟免許を取ったとしても、銃の免許、わな捕獲免許を取ったとしても、経験値がないとなかなかイノシシに対応できないという現状がございます。この部分の育成をどう図っていくのか、まず、市長に1点、お願いいたします。

あと、2点目は農林課長にお願いしますが、以前は林務係の担当だと私は認識しております。そのときは1戸の部分でも対応していただいたんですけども、今、農政係のほうで担当、職務掌握の部分が移りまして、3戸以上でないという採択要件に合わないという、実際そうだと思うんですけども、この点について、この経緯と考え方、どういう経緯でこうなったのか、所管がえしたのか、そして何で3戸以上でなきゃだめなのか、この要件の緩和はできないのか、この点については農林課長にお願いいたします。

**○市長（尾脇雅弥）** 鳥獣被害の現状につきましては、本当に予想を上回るといいますか、いろんな形で国・県も含めて、対応は講じてあるわけですけども、先ほど感王寺議員もおっしゃったような形で、対象となる鳥獣の数がふえている現状がございます。そういった中で、国・県と連携をしながらやっていくということがまずは一番なんですけれども、ただ、一番大事なことは、課題としてこれが残っているということでもありますので、先ほど御提案をいただいた地域の方々との連携、あるいは市のいろんな形の対応も含めて、関係の担当の方々をお集まりいただいて、どうすべきかというのは今まで以上の対策を講じていかなければいけない状況だと考えております。

**○農林課長（池松 烈）** 今、電気柵のことについてお話がありましたが、電気柵につきましては、まず林務係のほうで実施する事業もございます。また今、農政係とおっしゃいました、

振興係のほうで主体となっている事業もございます。今、先ほど申されましたように、前の時点におきましては、それぞれの個人の方々が状況を打開したいということで、うちのほうにお願いに来られたときに、補助のほうの紹介をしていたところをございます。ただ、今、県のほうに御相談しますと、やはり集落単位あるいは地区単位の成果が上がってこない、事業実施としての要件設定を考えると難しいのではないかなというようなことで、先ほど、地域ぐるみの対策協議会みたいな話もありましたが、やはりこれにつなげていくための要件の考え方、そういうのではないかなというふうに感じているところをございます。ただ、やはり状況が多岐に及んでおります。特にイノシシ、サル等の侵入の痕跡等を見ますと、大変いろんな多岐にわたってきておりますので、これはやっぱり全体的な状況で対応をしていかないといけないということをございますので、これにつきましてはうちの林務係、振興係を通じて、やはり個々、1件1件の案件ごとに県のほうに問い合わせをしまして、事業実施に前向きに進めるようお願いをしているところをございます。

以上です。

**○感王寺耕造議員** 4回目ですか、最後はお願いにとどめますけれども、今、前向きな答弁を市長からもいただきました。重複になりますけれども、また、行政がやる仕事と、市民、集落レベルでやる仕事があると思うんですよ。講演会でもありましたけれども、餌場の確保、広葉樹の植林であったりとか個体数の調整、この部分は行政レベルできちっとやっていくと、市でできなければ県・国にもお願いしていくと。また、集落レベルでは、強い追い払い活動、また、里の餌場価値を下げる、先ほども申し上げました農作物残渣とかを捨てない、そういう部分の活動が必要だと思っております。

また、先ほども農林課長からもありましたけ

れども、仁保地区の方のお話ですけれども、鳥獣被害対策のポイントですね、集落を鳥獣の餌場にしない、鳥獣が来たら追い払う、鳥獣の苦手な環境をつくる、防護柵の設置、そして一番何よりも肝要なのは、決してあきらめない、個々の対策ではなく、いろんな対策を合わせ合わせて集落ぐるみで、また行政ぐるみで取り組むことが必要ですとのことです。

前向きな答弁をいただきましたので、市民ぐるみの対策協議会をつくっていただきまして、対応をいただきたいと思ひます。

また、猟友会につきましては、より深い対策をお願いいたしまして、この問題については終わりたいと思ひます。

次に、空き家対策基本条例、空き家対策問題についてですけれども、空き家が1,061軒、廃屋が214軒もあるということをございます。今後の対応の仕方、現状の部分は理解しましたので、今後の対応の状況について、土木課長にお願いします。

あともう1点、この部分については、空き家をなくす方向性が1つと、空き家を利用することによって空き家対策ですね、この部分はさきの議会でしたか、空き家の有効活用推進事業支援補助金交付要綱という部分できちっとまとめていただきました。最大5万円出していただけるということできちっとうたってあるわけですが、この空き家を有効活用すること、これは市長の言われている人口を3万人にもっていくという部分に当てはまっていますので、この部分の活用も図ることが大事ですけれども、市長のお考えを聞かせてください。

以上2点、まずお願いします。

**○土木課長（宮迫章二）** この空き家はさまざまな事情によりふえてきており、その不完全な管理による影響で近隣住民に不安を抱かせたり、迷惑をかけたりにすることになります。

この条例は、空き家等の一部が破損し、隣家

や公道への飛散を防止すること、及び敷地内に茂った草木の除去など所有者などに適正な維持管理を求めることにより、生活環境の保全と防犯のまちづくりを推進し、市民の安全で安心な生活を確保することを目的としています。

現在のところ、空き家対策問題が環境・防災・防犯や空き家バンクなどへの利活用など多岐にわたっているため、関係課での十分な議論のもと進めるべき重要な課題であると捉えているところでございますが、条例制定につきましては具体的な計画はございません。

なお、国においても、全国で老朽化した空き家が増加しているのを受けて、新たな法案づくりを進めており、早ければ秋の臨時国会に議員立法で提出される見通しであるとの情報がございますので、国の動向も踏まえながら検討していかねばならない課題だと考えているところでございます。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 基本的な空き家基本条例の制定についてということでお答えをさせていただきます。

ただいま担当課長が答弁をいたしましたけれども、空き家はさまざまな事情によりふえてきておまして、その不完全な管理による影響で近隣住民に不安を抱かせたり、迷惑をかけたりすることになります。この条例は、空き屋等の一部が破損し、隣の家や公道への飛散を防止すること、及び敷地内に茂った草木の除去など所有者などに適正な維持管理を求めることにより、生活環境の保全と防犯のまちづくりを推進し、市民の安心で安全な生活を確保することを目的としております。

現在のところ、条例制定の計画はございませんが、空き家対策問題が環境・防災・防犯や空き家バンク等への利活用など多岐にわたっているため、関係課での十分な議論のもと、進めるべき重要な課題であると捉えているところでござ

います。

なお、国においても、全国で老朽化した空き家が増加しているのを受けて、新たな法案づくりを進めており、先ほど担当課長も申し上げましたが、早ければ秋の臨時国会に議員立法で提出する見通しであるとの情報がございますので、この国の動向も踏まえながら、検討していかねばならない課題だと考えているところでございます。

**○感王寺耕造議員** 今、るる説明いただきました。この空き家の部分の問題につきましては、土木課長の答弁にも前々からあったわけですが、まず財産権の問題ですね、それから相続の問題、あと、空き家は古い家屋を壊した場合、税がかかってしまうと、固定資産税がですね。さまざまな問題がございます。

また、土木課長も市長も説明がありましたとおり、現在、自民党はこの空き家対策について中間報告をまとめております。それによりますと、中間報告によりますと、市町村にまず立入調査権を与える、そして所有者に改善を命令できること、この部分を柱としております。また、著しく危険な場合は特定空き家に指定し、所有者に危険状況や修繕を命じることができるようにすると、従わない場合は、所有者にかわって取り壊す行政代執行を実施していると。秋田県大仙市は行政代執行を行っております。こういう骨組みになっているようでございます。その一方で、更地にした場合には固定資産税を軽減する方針も打ち出しております。

この自民党案が議員立法として秋ごろ出されるということなんですけれども、これを受けて、すぐ対策に取り組んでいただきたいんですよ、市長、これを受けてですね。この国会の部分を通ったときは、きちっと基本条例をつくって対策をとっていくという部分が私は肝要だと思っております。その点について、市長は現在のところでは考えておられないということですから

ども、まず、所管課の問題、この部分が1つ問題があります。基本条例をつくっているところについても、土木課が担当したり、安心安全課というところで担当したり、企画課で担当したり、総務課で担当したりしております。ただ、現在、土木課の部分で私、担当課ということで質問をしているんですけれども、住宅係という部分の職務掌握の部分は空き家まで入っていないんですよ、はっきり言います。市営住宅のその部分だけしか入っていないわけですね。だから、まず担当課を、市長、どこがやるのかという部分をまず決めていただきたいと。きちっとまた担当課を設けて、この部署が職務掌握するんだという部分をきちっと定めて、関係各課で協議していくという姿勢が大事なんですけれども、その部分について、まずお願い申し上げます。

それで、あともう1点、市長、お願いしたい部分が、職員の資格取得という部分もやっぱり必要になってくるのではないかと、行政代執行を行う場合ですね。そうすると、災害時危険家屋の応急危険度判定士という資格がございます。こういう部分の資格をとらずとか、きちっと法の部分を整理していくとか、関係法規の部分を。こういうような職員養成の部分が必要だと思っておりますけれども、以上2点、市長に答弁を求めます。

**○市長（尾脇雅弥）** 振興連絡協議会等々でも、この空き家の課題というのは年々大きな声になっておりますので、極めて重要な指摘だと思いますし、現在のところというふうに申し上げますけれども、今後に向けては、担当課をしっかりと決めて対応していくということで考えているところがございます。関連しまして、それを具現化するためには、今、御提案があったような職員の資格取得ということも必要になってまいりますので、この点も前向きに検討していきたいというふうに思っております。

**○感王寺耕造議員** 前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。ぜひ担当課をきちっと決めて、頑張っていただきたいと思っております。

市長、最後にもう1点、市長でも企画課長でもいいですけども、先ほど申しました、私です。空き家をなくすためには空き家の有効活用も必要だということですね。そのために、きちっと中の家財を整理する補助金もつくっていただきました。

ただ、残念なことに、空き家バンク制度の部分です。きのうちちょっとパソコンを開いたんですけど、売却物件が、牛根はなし、中央1件、柗原3件、協和1件、水之上・大野はございませんと、新城で2件と。賃貸物件につきましても、牛根が1件、中央が4件、柗原が1件、協和・大野・新城はございません、水之上は1件、7件と大変少ないんですよ。だから、せっかく水迫市長のとき、空き家バンク制度をつくったわけですから、きちっと空き家の有効利用を図るという部分が私は必要だと思うんですよ。それが数字にあらわれていないと。この部分を市長、どうなさっていくのか、また、くどいんですけど、3万人の人口を目指している市長にとって、これからこの部分の空き家バンクについて、市長、答弁を最後をお願いいたします。

**○市長（尾脇雅弥）** 今お話がありましたとおり、制度としては確立をしてあるわけですけども、なかなか日本全体が人口が減っていくという動向の中で、有効に効果が出ていないという現状ではあるかと思えます。課題が何なのかということ、もう1回よく整理をして、出口をしっかりと結果を出せるような対策を講じていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○感王寺耕造議員** それでは、3番目に入っていきます。

老朽ため池ですね。安全対策の部分も全くや

られていないところが2カ所と、ロープ等で簡単にやっているところが2カ所ということで、この対策が必要かと思っております。

質問に入る前に、農林課長、私はこのため池については土地改良区財産であるという部分は当然わかっておりますし、この部分できちっと対応していくんだという部分が必要だと思っているんですね。ただ、やっぱり国・県の事業につないだり、市の部分でも単独でお願いする部分もございますので、やっぱりサポートしていただくために質問している部分でございます。

安全対策の部分についても、きちっと土地改良区と協議して、きちっとフェンス等を設置していくと。子供はいつ何どき水浴びするかもしれませんので、被害が出る前にきちっと安全対策の部分については土地改良区等と協議してやっていただきたいと思います。

また、土砂流入の場所について、4カ所あるということなんですけれども、新城地区の部分についてちょっと例を引いて話しますけれども、感王寺のため池、下のほうと上のほうと2カ所ございます。下のほうも土砂流入があるわけですが、特に上のほうは土砂流入がひどい状況でございます。

そうしますと、一応県の部分の試算も出ておまして、上のほうのため池が、この部分が2万立米ですか、たまっていると。撤去費用の部分も概算で7,000万円必要だということなんです。この部分がなかなか土地改良区自体で工面できないと。そしてまた、国・県の事業の部分につきましても、農業基盤整備総合事業ですか、これは浚渫を単独ではできないということなんです。また補助率も55%、市の補助残が、負担分が45%ということで、相当な金額でございます。中山間総合整備事業等活用とリンクしてやっていくということなんですけれども、ただ、補助残の部分を考えますと、金額的にも大きいし、新城だけじゃございませんから、市内に4

カ所あるわけですから、大変だと思っております。また、現在、農村災害の部分と中山間総合整備事業の部分、農林課で今、重大事業として2つ取り組まれているわけですけれども、農村災害の部分の補助残も、以前は5%あった部分ですが、今は補助残が15%ということで、なかなか財政出動の部分をお願いできない状況なんじゃないかと。

そうした場合、国・県の部分の補助率、または本市の財政状態を考えた場合、正直に言いますけれども、質問ですけれども、その辺も勘案して御答弁いただきたいんですが、緊急に感王寺の上のため池の部分には工事をせないかんとということで、地元の土地改良区の役員さんたちが中心になりまして、土地改良区が50万円、あと所得補償制度の部分ですね、この部分で50万円、その部分、100万円をベースとしまして、足りない部分ですね、この部分は中山間等直接支払制度、地域の部分で工事をやっていこうと思っておるんですが、そうなった場合、市単独の部分で何らかの上乗せはしていただけないのか、この部分を農林課長にお伺いいたします。

また、土木課長については、ため池整備の浚渫工事を住民みずからやるわけですけれども、また後の質問とリンクしますけれども、もし日程、仕事の内容があれば、環境整備班等のお手伝いはいただけないのか、この分について、土木課長をお願いいたします。

○農林課長（池松 烈）先ほどもちょっと触れましたが、このため池につきましても、中山間地域総合整備事業を実施する予定でございます。また、先ほど、土砂の排除につきましても農業基盤促進事業のお話をしましたが、これにつきましては単独で実施をすることはできないことから、この中山間地域総合整備事業との並行実施というような形で県をお願いをしていきたいというふうに考えているところでございます。

ただし、この並行実施をするに当たりまして

も、今、議員からお話のあったとおり、土地改良区の負担の問題等もあると思います。また、県の事業実施に当たりましても、時期等の問題等もあって、うまくいくのかというのちょっと懸念材料としてありますので、もしそのような補助事業の導入がうまくいかなかった場合はどうするのかということかと思いますが、先ほど中山間直接払いのほう、それから恐らく農地・水の関係やらだと思いますが、お話がありました。実質、ため池の土砂の量からしまして、土地改良区単独での実施は非常に厳しい状況にあると思います。もちろん国・県への要請につきましては頑張っていくつもりでございますが、そのような状況になった際に、本市においても何らかの手段は講じなければならないというふうに考えております。

特に、土砂の流入によりまして用水量も減量しておりますし、底も大分上がってきています。また、先日のように時間雨量が116ミリというような豪雨を想定した場合、ため池周辺の人家への影響も非常に懸念されるところでございます。土砂の除去がもしできれば、中山間地域総合整備事業の実施に当たっての環境整備にもなっていくと。中山間のほうで斜樋ゲートと巻き上げゲートを設置して整備をするようにしておりますので、これらの環境整備にもなっていくというふうに考えているところでございます。

そこで、県・国と協議を進めてまいりまして、状況に応じましては、うちのほうでも、もちろん上司にはですが、財政課を初め関係課とお願いをしていきたいというふうに考えているところでございます。

**○土木課長（宮迫章二）** 環境整備班の業務内容としましては、基本的に公共施設の維持補修的な作業をお願いしているところでございます。工事的な作業につきましては市内の建設業者もありますので、そちらのほうを利用して、しているところでございます。でありますので、農

林課と協議をしまして、工事の内容によりまして、協力できるような作業であれば対応していきたいと考えますので、あとはまた農林課と協議しながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

**○感王寺耕造議員** いろいろ答弁いただきましたけれども、農林課長、今、中山間総合整備事業を活用した治山事業、この部分については平成26年度ですか、計画されておまして、この部分については私も了解しているんですけども、これはあくまでも、これからつくって、これから結局、土砂流入の部分を防いでいく、防いで、またたまったら浚渫していくという方向なんですね。今現在問題なのが、たまっている2万立米をどうするかということです。また、この部分、国・県の事業もなかなか活用できないということですので、この2つのため池で大体、新城の田んぼの40ヘクタールを賄っておりますよね。この部分に土砂がたまれば、その40ヘクタールを守れないですよ、取水をですね。そしてまたパイプライン方式になっていきますから、土砂が流入していきますと、パイプラインの中に、また億単位の修理費がかかってまいります。だから、早急に地元住民の力によって、簡易的ではございますけれども、やるという覚悟でございますので、農林課、土木課問わず、助成でき得る部分は財政的な支援、また人的な支援をお願いいたしまして、これは要望といたします。

最後に、環境整備班、稼働状況等については把握いたしました。ただ、ちょっと思う部分が、土木課長、ちょっと詳しく答えていただけなかったんですけど、例えば、農道の部分、農道の部分のちょっとした補修、資材代が3,000円、5,000円しかかからない部分、この部分を担当から、耕地担当だといって、そこへ持って行って、また土木課長の許認可を得て事業実施するということですね。私はこれはおかしいと思うんで

すね。農道といえども生活道路ですから、田舎に行けばですね。だから、やっぱり市民の要望、また耕地課の要望があったらきちっと早急に取  
り組むべきと思うんですよね。そこで、この部分  
は水迫市政の部分にも言いましたけれども、  
市民相談サービス課のほうに所管がえはできな  
いのか、市長、その部分が1点。そうすること  
によって、各課の要望、市民の要望を迅速に解  
決できると思うんです。これがまず1点ですね。

2点目、市長、現在のままではスムーズに進  
めませんので、もし所管がえをしないのであれ  
ば、土木課で置いてもいいでしょう。そうした  
場合、補正を組まなくてもいい軽微な材料費、  
例えば3万とか5万の部分は、もう担当課がど  
こであろうと土木課できちっとやっていくんだ  
と、環境整備班できちんとやっていくんだと、  
その部分の財源は当初予算で財政課長のほうか  
らきちっと出していくんだという方向性もある  
と思うんですよ。この2点の考え方について、  
市長の答弁を求めます。

**○市長（尾脇雅弥）** 私へということござい  
ましたので、お答えをいたします。

まず、1点目の所管がえの考えはということ  
に関しましては、行政連絡会におきましても、  
各振興会からの要望件数の実績を踏まえてお話  
をしますと、平成24年度は全体の要望が78件ご  
ざいまして、そのうち土木課に対する要望が62  
件ございました。実に80%と圧倒的に多いとい  
う現状でございます。この行政連絡会の要望と  
は別に、各振興会長や一般市民からの要望も直  
接土木課へ行くケースが多うございますので、  
その要望にすぐに対応するというためには、要  
望件数の多い土木課にあったほうが全体的には  
効率よく、効果的に対応できるというふうに思  
っております。

さらに、降灰状況の路面清掃作業や土砂崩れ  
があった場合、まず最初に対応しなければなら  
ないのは土木課の管理する市道や集落道であり

まして、市民生活に密着しておりまして、早急  
な復旧作業をするためには、ロードスイーパー  
やダンプ、重機類をすぐに出動できる体制や迅  
速な対応ができなければならないと考えており  
ます。そのためには、現在の土木課の体制の中  
で対応したほうが最も効率がよいと考えており  
ます。

2点目の原材料費の関係、基本的には今、土  
木課が8割というふうに申しましたけれども、  
それ以外に、今、感王寺議員がおっしゃったよ  
うな、こぼれている部分の対応をどうするかと  
いうことに関しましては、重要な視点であると思  
いますので、その辺は縦割りのよろしくない  
点もございまして、柔軟に対応できるように、  
先ほども申し上げましたけれども、困っている  
課題に対して解決できるような体制づくりをし  
ていきたいと、そのための予算も確保したいと  
いうふうに思っております。

**○感王寺耕造議員** もう1点、じゃ、お願いい  
たします。

ちょっと失礼な、土木課長には話になったか  
もしれませんが、一生懸命やっていたいで  
いるのはわかるんですね。ただ、市民要望の分  
を迅速に対応できるという部分は、市長からも  
縦割り行政の弊害という部分がございました。  
繰り返しになりますけれども、軽微な費用で済  
む分については、担当課がどこだとか、云々だ  
とかということと言わんで、やっぱりきちっと  
すぐにやっていただきたいと。市長ははっきり  
答弁いただけなかったですけども、多分その  
部分の予算づけも、当初の部分で、市長、やっ  
ていただけると思っておりますので、お願いい  
たします。これは要望にとどめますけれども。

そしてもう1点、女性方の職場の部分ですね、  
女性方の職場といいますか、女性の方々は垂水  
市、飽和状態、みんな働いている状態だと思  
いますね、いろいろ頑張ってください。ただ、  
男性の職場が足りないということなんですね。

雇用の機会の部分についても、また環境整備班にも、重大性の部分も勘案しまして、この部分を2つの点から増員できないのか、市長にお答えをいただきたいと思っております。

**○市長（尾脇雅弥）** 今、御質問がありましたけれども、雇用の場を確保するというのは非常に重要なことでございます。ただ、本市におきましても、今、定員適正化計画のもとで、削減の方向で市役所職員はやっておりますので、その辺の兼ね合いも含めて、また雇用のことも鑑みて、どういう方向がいいのか、またこれから検討していきたいと思っております。

**○感王寺耕造議員** 各担当課長、市長とも前向きな答弁をいただいたと思っております。

これで終わります。ありがとうございました。

**○議長（森 正勝）** 次に、1番川越信男議員の質問を許可します。

[川越信男議員登壇]

**○川越信男議員** 御苦労さまでございます。

9月に入りましたが、7月、8月の厳しい暑さで雨も少なく、農作物への影響、特に水田の稲穂に一番大切な時期に水が少なく、心配しておりましたが、先日の大雨や台風17号の被害もなく、秋には黄金色に実り、収穫に向けてうれしい雨になったのではと思います。

季節もだんだんと過ごしやすい時期になってくるといながら、今議会も同僚議員の新しい風が吹きましたので、私もどのような風を吹かせていこうかと思いつつも、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。関係課長の簡潔な答弁をお願いいたします。

まず、6月議会でも質問いたしました緊急経済対策、地域の元気臨時交付金の第1次、第2次の垂水市に対する配分はどうなっているのか、伺います。

次に、起業支援型雇用創造事業であります、6月議会の補正で対応された事業であると聞き

ますが、国100%の事業で、垂水市が抱えている若者等の雇用対策に期待をしているのですが、どうも限られた、また既に雇用の十分な会社等の対応のような気がしているのですが、この事業の趣旨と概要を伺います。

3番目は、市職員の市外居住についてでございますが、平成23年第3回定例会でも質問してありますが、前回の質問では、市長部局4名、教育委員会部局2名の6名でありましたが、現在の通勤者数について、居住地、男女別、年齢別等で伺います。

最後に、生活保護制度についてでございますが、国は受給者増や財政難を理由に、生活保護制度の見直し、保護基準引き下げの方針を打ち出しましたが、国の保護基準引き下げをどう考えるか、また、保護基準引き下げによる影響にどう対応するつもりか、伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○財政課長（野妻正美）** 緊急経済対策交付金の第1次、第2次分の結果についての御質問にお答えいたします。

平成25年第2回市議会定例会の一般質問でもお答えしましたとおり、地域の元気臨時交付金につきましては、平成25年5月27日に第1次分の交付限度額の決定が国においてなされ、本市の交付限度額は2億6,246万8,000円となっております。限度額の決定を受けまして、地域の元気臨時交付金を用いた経済対策に係る事業を盛り込んだ一般会計補正予算（第2号）案を編成し、第2回市議会定例会に追加提案し、議決をいただいたところでございます。

なお、県営農村災害対策整備事業負担金、県営中山間地域整備事業負担金に係る交付金の額につきましては、第2次分の算定に盛り込まれる見込みでございますが、現在、国のほうで交付限度額の算定を行っているところで、今のところ示されておられません。

以上でございます。

○水産商工観光課長（山口親志）川越議員の起業支援事業について、お答えいたします。

国による雇用の確保につきましては、平成20年10月に発生した世界恐慌リーマンショックにより、著しく国内雇用の悪化が起こったことから、平成20年度事業として、平成21年1月より、厚生労働省が主体となり、ふるさと雇用再生特別基金事業と緊急雇用創出事業が実施され、ふるさと事業は平成23年度までで終了しましたが、緊急雇用事業は重点分野として、医療や観光、地域振興といった項目を特定して、重点分野雇用創造事業として現在も事業継続されております。この中には、平成23年3月に発生した東日本大震災（55ページの発言により訂正済み）を受けて、新たに地域や内容を限定した震災等緊急雇用対応事業や雇用復興推進事業といった雇用確保の事業も行っております。また、平成25年度からはこれらに加えて、新たに地域に根差した事業の起業等を支援し、失業者の雇用の場を確保する目的で、御質問の起業支援型地域雇用創造事業を行うことになりました。

起業支援事業は、これまで行われてきた緊急雇用事業と同じように、厚生労働省が行う雇用採択の事業ですが、鹿児島県の割り当てとしましては約30億円の基金事業でありまして、このうち半分の15億円が市町村分であると聞いております。

質問の今回の事業の特色としましては、対象が民間企業やNPOに限られること、2番目の対象となる企業は創業後10年以内の企業か、10年以内に新分野に進出した企業であること、3番目に、市がこれらの企業と委託契約を結ぶときには、事前に民間人から成る審査会の審査を受ける必要がある等の制限があります。国が想定している事業スキームは、農業や漁業など1次産業を行っている企業か、加工品をつくり販売する産業の6次化や、観光振興、ITや医療分野など、時代や地域のニーズに沿った今

後発展が可能な事業が対象となっております。

以上であります。

○総務課長（中谷大潤）職員の市外居住者の実態、市外居住者の現状について、お答えいたします。

市職員は、消防職員を含め、現在243名おりますが、市外に居住して通勤している職員は、市長部局6名、教育委員会部局2名、合わせて8名おります。

居住地別で申し上げますと、鹿児島市4名、鹿屋市3名、霧島市1名で、うち男性職員が5名、女性職員は3名でございます。

また、年齢別で申し上げますと、20歳代1名、30歳代4名、40歳代2名、50歳代1名でございます。

以上でございます。

○保健福祉課長（篠原輝義）生活保護制度の見直しの影響についてということでございます。

社会保障と税の一体改革により、平成24年8月に成立しました社会保障制度改革推進法において、生活保護の生活扶助の給付水準の適正化のための必要な見直しを早急に行うということになり、その具体的な内容は、平成25年8月から27年度までの3年かけて段階的に生活扶助を引き下げるもので、生活扶助の基準を3年間で約10%減額するというものであります。

これは、国のベースで、生活扶助費は3年間の効果額で約670億円、平成25年度は約150億円となっているようでございます。

本市におきましては、平成25年8月現在で生活保護世帯は129世帯ですが、今回の見直しで生活扶助費が減額となった世帯は112世帯でございます。

減額となりました112世帯のうち、500円未満の減額世帯が81世帯、500円から1,000円未満が20世帯で、1,000円未満の減額世帯で101世帯と全体の90%を占めております。残りは1,000円から2,000円未満の減額世帯が6世帯、2,000円か

ら3,000円未満が1世帯、3,000円から4,000円未満が1世帯、5,000円から6,000円未満の減額世帯が2世帯でありました。その結果、平成25年8月分の生活扶助費の減額は、本市全体で6万3,000円となっております。

市の対応としましては、基準改定前にケースワーカーが家庭訪問の際、保護者に対して、保護費の基準引き下げについて説明をしております。特に4,000円から5,000円以上引き下げが予想される世帯に対しては丁寧に説明をしております。

また、保護費変更通知書を保護者に発送する際には、国が作成した生活保護者向けの説明書を同封して周知を図っております。その結果、基準引き下げに対する苦情等はありませんでした。

今後も相談等があれば、就労支援を初めとするサポートを行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（森 正勝）ここで、暫時休憩します。次は、1時10分から再開します。

午前11時57分休憩

午後1時10分開議

○議長（森 正勝）休憩前に引き続き会議を開きます。

1番川越信男議員の2回目の質問を許可します。

○川越信男議員 一問一答方式でお願いいたします。

まず、地域の元気臨時交付金の状況をお聞きしましたが、まだまだインフラの整備が十分ではありません。振興会からの要望、主要道路の整備等、緊急経済対策で実施される交付金を生かした土木課及び農林課所管の具体的な取り組みの内容について、伺います。

○土木課長（宮迫章二）川越議員の2回目の御質問の交付金を生かした取り組みについて、

土木課分についてお答えいたします。

まず、社会資本整備総合交付金事業としまして、平成24年度補正分は、土木係の工事関係では道路舗装工事が4路線、これは田地明垂桜線、塩田田畑線、垂水8号線、垂水12号線で、通学路合同点検指摘箇所対策工事が2路線ございまして、これは小森3号線、新城麓1号線でございます。委託関係では、道路ストック総点検関係で路面性状調査、トンネル点検調査、のり面点検調査でございます。住宅関係では、市営住宅元垂水団地の屋上防水及び外壁改修工事の委託費等、工事請負費を計上しているところでございます。

平成25年度分の工事関係は、道路舗装工事が3路線、これは浜平黒瀬線、高野2号線、内ノ野線、それと道路改良工事が2路線、内ノ野線、元垂水原田線でございます。

委託関係は、橋梁長寿命化事業の詳細設計業務委託を計上しているところでございます。

次に、地域の元気臨時交付金事業ですが、緊急経済対策ということで、道路舗装を9路線、戸越線、西比良線、垂水44号線、堤田線、西比良上之宮線、岳野線、松尾線、浜平大都線、牧線を計上しているところでございます。

以上でございます。

○農林課長（池松 烈）交付金を生かした取り組みについて、お答えさせていただきたいと思っております。

まず、さきの6月議会の1号補正で予算計上いたしました牛根麓地区の鉄道跡地のアスファルト舗装を、地域の元気臨時交付金事業牛根麓地区農道舗装工事1工区、2工区として発注したところでございます。そして、2号補正で予算計上いたしました9地区13路線につきましては、今後、随時発注していく予定でございます。

今後の発注予定分について、御報告申し上げます。

まず、中俣地区の瀬角ヶ迫線、それから市木

から中俣地区へ通ずる天下平線、それから原田地区のほうを2路線、新御堂地区のほうを3路線、それから大野の垂桜地区を1路線、元垂水中俣、それから中俣地区の是井地区につきましては水路のほうを3路線、それから下本城、これは農道になります。それから大野の管理道を1路線発注する予定でございます。

以上でございます。

**○川越信男議員** 3回目ですが、交付金での計画的な整備を強くお願いしておきますが、公共事業の緊急経済対策については、地方にとって大変ありがたく、景気対策として効果があるものと思っております。一方、地方にとっては、公務員の給与削減が地域経済に与える影響も大きいのではないかと思っております。

そこで、垂水市における地方公務員給与の削減による地方交付税の影響額及び給与削減の影響額について、伺います。

**○財政課長（野妻正美）** 御質問の交付税の給与削減の影響についての御質問にお答えいたします。

平成25年7月23日、平成25年度普通交付税の額が決定し、垂水市は35億5,650万5,000円で、これは平成24年度と比較して2,002万4,000円の減額となっております。

地方公務員給与の削減による交付税への影響額については、地方交付税の額の決定に影響のある単位費用について、給与費が含まれており、この減額分が単位費用の減少要因の1つとなっております。この単位費用の解説が公表されていないことや、単位費用は給与費のみでなく、その他の費用も影響していることから、普通交付税の中の給与削減分のみの影響額を明確に算出することは困難です。そのため、給与削減の影響額を総務省が示す概算ベースをもとに減額率を1.2%として試算した場合、普通交付税への減額の影響は6,200万円程度になると思われます。

以上でございます。

**○総務課長（中谷大潤）** 続きまして、給与削減の影響額についてお答えいたします。

垂水市職員の給与削減につきましては、国が東日本大震災を契機として、防災・減災事業への復興財源を確保する取り組みを目的としたものであることに鑑み、また給与削減を前提として地方交付税が減額されるという状況にある中で、市民サービスに影響を及ぼさないためには、職員に給与減額の協力をお願いせざるを得ないという判断に至り、職員組合の理解を得た中で、平成25年7月支給分から26年3月支給分までの間、特例を定めまして、現在実施しているところでございます。

職務の級ごとに減額率を定めており、具体的には、2級以下の職員は4%、3級から6級までは7%、平均で6.36%の減額を実施しております。

削減額で申し上げますと、1人当たりの平均減額は19万4,000円、総額で約4,657万9,000円となり、地域経済にも影響があるかもしれません。

給与削減に相当する地方交付税の減額は、先ほど財政課長が答弁しましたが、しかし、人件費の削減努力を反映した交付税措置分として、新たに創設された地域の元気づくり推進費として1,956万3,000円が算定されております。

以上でございます。

**○川越信男議員** 最後に、交付金によるインフラ整備と雇用としての職員の給与等は本当は別物と思っておりますが、地方交付税と給与削減の来年度に向けた見通しを伺います。

**○財政課長（野妻正美）** 交付税と給与削減の今後の見通しについての御質問にお答えいたします。

現在、国においては、来年度予算の各省庁の概算要求が行われたところですが、総務省の地方交付税の概算要求では、本来の役割が適切に発揮できるように財源を確保することとして、16.8兆円の要求となっております。これは、前

年度と比較して3,000億円程度の減額となっており、今後も地方公共団体にとっては厳しい状況が続くものと思われま。また、本年度、国から国家公務員の給与削減措置に準じた措置を講ずるよう各地方公共団体へ要請がありましたが、総務省の概算要求の段階では、来年度の地方公務員給与への減額については復元することとなっております。

なお、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○川越信男議員** ありがとうございます。

次に、起業支援型雇用創造事業であります。企業は企業でも、起こすほうの起業支援であることは十分理解しました。先ほども申し上げましたとおり、雇用につながり、継続されることを希望いたします。

そこで、起業への事業の募集と広報はどのようにされたのか、伺います。

**○水産商工観光課長（山口親志）** 2回目の答弁を行う前に、先ほど1回目のときに、平成23年3月に発生した東北大震災を受けてと答弁いたしましたが、東北大震災を東日本大震災に修正をお願いしたいと思います。（52ページで訂正済み）

それでは、2回目の川越議員の御質問にお答えいたします。

起業支援事業の募集と広報について、お答えいたします。

6月の補正予算としまして、13の事業について予算計上させていただきましたが、これにつきましては、募集というより、平成25年2月より県と事前協議を行ってきた事業であります。事業内容につきましては、本市が推進している観光振興と産業の6次化、コミュニティビジネスの振興といった、地域に根差したビジネスツールを事業の中心に据えて計画をいたしました。

前回御審議いただきました13の事業につきま

しては、7月8日から市のホームページ上で公募を行ってきたところであります。

以上であります。

**○川越信男議員** 3回目ですが、今回も補正を上げておられますが、今までの対応と結果、及び今後の取り組みはどうなっているか、どのような計画なのか、伺います。

**○水産商工観光課長（山口親志）** 起業支援事業の今までの対応と結果、及び今後の計画について、お答えいたします。

2回目でお答えいたしました7月8日からの市のホームページ上で公募を行った結果、7月22日の審査会を経て、7月末に8つの事業所と委託契約を結んでおります。事業内容は、コミュニティビジネス1件、農業の6次化産業と販路拡大が4件、水産業における6次化と販路拡大が1件、観光振興が2件となっております。13の事業に関しましては、既に契約をしております8件以外は、現在、2次募集を行っており、水産業の6次化について応募があるように聞いております。あわせて、今議会に提案しております追加分としまして、コミュニティビジネス1件、6次化と販路拡大2件の合計3件を計画をしております。

以上であります。

**○川越信男議員** 最後に、この事業で若者の雇用の手助けとなり、また定住につながることで垂水市のまちづくりも見えてくるんじゃないかと思えます。

そこで、垂水市の雇用の確保について伺います。

**○水産商工観光課長（山口親志）** 雇用の確保、定着化についての御質問にお答えいたします。

本市における完全失業者に関しましては、国勢調査によりますと、平成17年度が585人であったものが、平成22年度は715人と増加傾向にあるようでございます。また、一方、現在行っております起業支援事業等において、鹿屋市のハロー

ワークに求人を出した企業などからの情報では、業種によっては、募集案内を行ってもなかなか応募がない企業もあると聞いております。このことからいたしますと、企業と雇用者の間で業種のニーズの違いがあるのかなとは思っております。

しかしながら、指摘のとおり、国の雇用対策事業では求人の多くが短期的な雇用の募集であることが多いことから、今後につきましては常用の雇用ができる企業の育成が大きな課題となってきました。新たに起業の予定がありましたら、今回の起業支援事業などの事業の活用を行っていただき、基礎的な体力の養成を行い、雇用の確保につなげていかなければならないと思っております。議員指摘のとおり、雇用の確保は定住におけるまちづくりの重要な施策であるとの認識を持って、さまざまな事業に取り組んでまいり、雇用の確保に努めてまいりたいと思っております。

以上であります。

**○川越信男議員** 私は、雇用確保、特に若者の雇用については、重要なまちづくりの1つであると思っております。どうかその意識を持ってさまざまな施策に取り組んでいただきたいと強く願います。

次に、職員の市外居住についてであります。決して、垂水市外から通勤されておられる方々をどうのこうの言えるわけではありませんが、できたら市内居住が理想ではないかと思っております。先ほどの定住ともつながります。市外居住者が8名とのことですが、市外に居住しなければならない理由と、8名に関する通勤手当の総額を教えてください。

また、税収及び経済面の影響額について、見解を伺います。

**○総務課長（中谷大潤）** 2回目の質問にお答えいたします。

職員採用試験実施要項において、採用と同時

に垂水市に居住することを条件にしておりますことから、8名とも採用時は垂水市に居住していたわけですが、婚姻により配偶者の勤務地が市外であることや、配偶者の健康状態による理由などで市外に居住しております。当然のことながら、垂水市職員服務規程により市外通勤の承認は得ております。

次に、市外に居住する職員に係る通勤手当、税収と経済面での影響額についてでございますが、8名に係る通勤手当の総額は年間約120万円でございます。また、8名が市外へ納める市民税は約130万円であり、合計250万円が計算上影響があることとなりますが、ただ、それぞれやむを得ない事情での市外居住であることを御理解いただきたいところでございます。

**○川越信男議員** 3回目ですが、市職員の市内居住の意味と、望ましいあり方について、どう考えているか、見解を伺います。

**○総務課長（中谷大潤）** 3回目の質問にお答えいたします。

市外に居住する職員が市内へ居住しますと、通勤手当が削減され、市民税や、場合によっては固定資産税の収入が見込まれる計算になりますが、市のとるべき施策としましての「住んでよかったと思えるまちづくり」の実現を図ることを、市の職員としてまず考えるべきと思っております。また、このまちづくりの取り組みに全力を傾けることこそが職員のあるべき姿であると考えます。

8名の職員につきましては、地域担当職員としての活動も積極的に参加しております。当然のことながら、職員意識として垂水市内に居住する・しないにかかわらず垂水に対する愛着に変わりはないものと、総務課長として確信をいたしております。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

**○川越信男議員** 最後に、市外から通勤している職員に対して市内に住むよう促すべきと考え

るが、見解を伺います。

○総務課長（中谷大潤） 4回目の質問にお答えいたします。

市から給与をもらっているのに、ほかのまちに税金を納めるのは納得ができないという意見や、市の財政が厳しい中、また人口減少対策を重点施策としている中、みずからが住んでいないのに市職員としていい仕事ができないのではというような、市外居住者に対する批判的な市民の意見も聞いておりますので、市外居住職員に対しましては、垂水市内への転居を機会あるたびに要請してまいります。

人口の減少が続いております現状を鑑みますと、人口減少問題の解決は急務であり、これらの問題に携わります市職員が率先して市内居住を実践していくことも、市民の期待に応えていくことであると考えております。職員の意識改革にも触れながら、新たに市外へ居住する職員がふえないように職員の意識づけに努めたいと思います。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

最後に、生活保護制度の見直し、基準引き下げ等による影響と対応をお聞きしましたが、対応については非常に難しいでしょうが、受給者にとっては大変なことであると思います。

そこで、垂水市の取り組みとしまして、保護申請や相談があつてから、どのような調査をして結果を出すのか、伺います。

○保健福祉課長（篠原輝義）川越議員の2回目の御質問にお答えいたします。

生活保護の調査結果の出し方についてでございますが、生活保護の申請があれば、おおむね1週間以内に家庭訪問し、生活の状況や保護を受けるための条件が満たされているか調査を行います。同時に、戸籍照会を行い、2親等以内の絶対的扶養義務者に対して、市内在住者については原則、実地調査を行います。また、市外

在住者については書面で扶養照会し、扶養の可能性の調査を行います。さらに、資産調査では、税務課において、最低生活維持のための資産の有無について調査を行います。また、市内に支店を有する金融機関や生命保険会社に対して、預貯金調査、生命保険の調査を行います。その結果、他に利用すべき他の法律、他の政策もなく、活用すべき資産や預貯金、生命保険もなく、扶養する親族がないなど、保護の受給要件が満たされていれば生活保護受給が開始されるということになります。

以上です。

○川越信男議員 3回目ですが、都会では生活保護の不正受給が問題になったことから、見直し、基準の引き下げ等も出てきたのかなどの思いも少しあります。

そこで、不正受給者は垂水市にはおられないと思いますが、きめ細かな調査、面談による就労支援が必要と考えるが、体制はどうなっているか、伺います。

○保健福祉課長（篠原輝義）3回目の御質問にお答えいたします。

生活保護の不正受給についてでございますが、国においては、不正受給がないよう課税調査の徹底を図るよう指示がなされているところでございます。本市におきましては、毎年7月に税務課で保護者全員の課税調査を行い、本人の収入、申告と課税データを確認し、申告漏れがないか確認しているところでございます。

平成24年度の不正受給は6件で124万8,290円でございます。

不正の具体的内容は、年金収入があつたにもかかわらず福祉事務所へ届け出を怠った事例が1件、就労収入があつたが、届け出を怠っていた事例が3件、就労収入以外の収入があつたが、届け出を怠った事例が2件でございます。5件につきましては、全額を返還していただき、1件につきましては、分納をしていただ

いているところであります。

次に、就労支援については、鹿屋公共職業安定所と協定を結び、職安の就労支援ナビゲーターによる職業紹介を行っています。

本市におきましては、129世帯のうち117世帯が高齢者、障害者、傷病者世帯のため、就労支援の対象者が少なく、24年度は3人が就職され、うち2世帯が自立されております。

以上でございます。

○川越信男議員 最後に、垂水市の生活保護の扶助費の現状をどう認識しているか、見解を伺います。

○保健福祉課長（篠原輝義）全国の生活保護費は、平成21年度に初めて3兆円を超えて以来、年々増加し続け、平成24年度では3兆7,000億円に達しました。保護人員も、平成21年度末で186万6,157人から、平成24年度末では216万1,053人に増加しております。

同様に、鹿児島県の生活保護費でございますが、平成21年度は467億9,403万円で、平成24年度の末では525億4,342万円でございます。保護人員も、平成21年度末で2万9,722人から、平成24年度は3万2,555人に増加をしております。

本市でございますが、生活保護費は過去5年間、3億3,000万円台で推移をしております。同様に、保護人員も170人前後で推移をしており、今後も横ばいで推移をしていくのではないかと考えております。人口に対する生活保護率も1%台でございます、県下19市中、低いほうから6番目となっているようでございます。

以上です。

○川越信男議員 ありがとうございます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（森 正勝）次に、9番北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 皆さん、お疲れさま。

それでは、早速質問をさせていただきます。

安全対策と道路改良事業について。

道路改良事業では、交通量の増加や交通上の危険箇所の解消など目的に拡幅工事、歩道設置など、車両と人に対して安全対策を第一に工事が進められると思っております。現在、工事が進められている市道元垂水原田線は田畑地帯であり、農耕車両だけではなく一般車両の通行も多く、地区住民の生活の主要道路であります。一部の箇所が工事は終わっておりますが、元垂水側では、田畑への乗り入れ口、駐車スペースが取りつけてありません。農作業中は路上駐車となるわけですが、安全対策として耕作者に田畑内に一部駐車スペースを設けるように指導はしなかったのか、また、指導はしたけれど、協力を得られなかったのかお聞かせください。

観光と教育旅行について。

私は先月、大隅地域市町議会議員の研修に参加してまいりました。演題は、大隅地区所管事業についてでありました。その中で観光事業については、観光立県かごしまの実現のため、人口減少は避けられない現状では、交流人口をふやし、観光事業は有効な手段であり、歴史・文化、景勝地観光はもとより、大隅地区には農・林・水産ともに力を入れ、おもてなしの観光、スポーツ合宿、教育旅行など重点事業とするとの話がありました。

そこで質問いたします。

森の駅から高隈連山への登山道路が、落石のおそれがあるということで通行どめになり、数年たっています。現在、登山道路開通へ向け、協議がなされていると聞くが、わかる範囲で教えてください。

次に、教育旅行、民泊受け入れ家庭への支払いについて。

民泊を受け入れてから、その家庭に支払いされるまで、早い学校で29日、遅い学校では55日もかかっているのが現状です。おくられている原因は何か。また、短期間で支払いができる方策

があればお聞かせください。

次に、教育旅行の中学校間との交流について。

垂水を訪れる学校と垂水中央中学校との交流会は考えられないのか。この点は教育委員会にお聞きいたします。

次に、教育委員選任について。

今回、新たに教育委員の葛迫幸平氏選任に対して、私は同意し、任命されたことに対して私は何ら異論はないことをまずもってはっきり申し上げておきます。

市長にお聞きします。現教育委員長の橋口氏の任期は平成25年10月17日までであります。任期満了だけの理由で解任されたのか。解任に当たり、橋口氏本人と意見交換、意思確認を任命者である市長はみずからなされていないようであるが、なぜ解任の理由を本人に伝えなかったのか、お聞かせください。

また、市長は、新たな教育委員に推薦するに当たり、任命された場合、葛迫氏からの教育委員としての抱負などは聞かれたのか、あわせてお聞かせください。

また、市長の期待されていることは何か、お聞かせください。

以上で、1回目を終わります。

**○土木課長（宮迫章二）** 北方議員の御質問にお答えいたします。

市道元垂水原田線の改良工事についての御質問ですが、この市道の道路整備計画につきましては、平成23年度から平成27年度までの辺地対策事業で、2期地区としまして、基点の国道220号の交点から上市木までの延長2,800メートルを整備する計画でございます。平成23年度に測量設計業務を委託し、全路線の2,800メートルにつきまして詳細設計を完了しております。平成24年度から基点の国道側から工事着手し、平成24年度は2工区に分けて工事を発注し、延長264メートルが完成しているところでございます。

この道路計画案につきましては、下市木公民

館で元垂水地区と市木地区の各振興会長さんや市木むらづくり役員の方々にお集まりいただきまして、道路計画について説明会を開催し、承諾していただき、決定しているところでございます。

そもそもこの道路整備の要望につきましては、路面の老朽化もですが、一番の地元の要望としましては、ハウス団地付近の市道に農作業車が駐車していることによって一般車両の通行に支障を来し、交通安全上も危険であったことによるものと認識しております。それを解消する目的もございまして、今回、圃場への乗り入れも当然計画し、農作業をされるときには自分の圃場の乗り入れに車を駐車していただきたいと説明もしているところでございます。

この乗り入れ口につきましては、基本的には圃場に1カ所設置しますが、場所や勾配につきましては本人と立ち会いをして決めているところでございます。

以上でございます。

**○水産商工観光課長（山口親志）** 観光と教育旅行についての、まず、森の駅たるみずから高隈山への登山道についての状況と計画についてお答えいたします。

当地域は、県下有数の渓谷美を誇る本市の観光拠点の1つであり、昭和46年10月に林野庁から自然休養林に指定され、遊歩道、歩道橋、休憩所等が整備され、市としましてもキャンプ場の新設などを行ってまいりました。

御指摘のとおり、平成5年の大雨により遊歩道の一部が崩壊し、使用不能の状況になっておりましたが、森の駅たるみずの開設に合わせて、大隅地域振興局の地域振興推進事業によりまして、渓谷トレッキングのメインコースであります鉄山吊り橋の改修や、白磁の床までの遊歩道の整備、案内板の設置を行い、溪流トレッキングとして人気を博しております。

しかしながら、当地域から高隈山への登山道

のメインルートである猿ヶ城林道が一部区間の山腹崩壊により平成5年度より通行どめとなっており、現在は刀剣山の背後より大野原林道へ行き、そこからの登山になっております。

議員指摘のとおり、通行どめになっておりますことから、今後の整備に関しては、現在、旧キャンプ場の整備や現在の遊歩道から猿ヶ城林道へのアクセス道の整備、猿ヶ城林道の登山道としての利用について、県の魅力ある観光地づくり事業や大隅地域振興局のお力をいただき、大隅森林管理署と協議をして、先ほど言いました通行どめの解消のための回り道の整備に、計画を今現在、協議をしながら行っているところであります。

続きまして、民泊家庭への支払いについてということで、支払いがされているということについての質問にお答えいたします。

民泊教育旅行について少し経緯を説明させていただきます。

平成21年度に奈良県の大瀬中学校による餌やり体験を皮切りに始まりました本市の教育旅行は、垂水市漁協によるカンパチの餌やり体験が21年度で188名、22年度で642名、23年度が1,734名、24年度が1,739名、本年度25年度が4,509名の予定となっております。

また、民泊型の教育旅行については、平成22年度の広島県長束中学校の延べ人数99名を皮切りに、23年度が延べ人数で860名、24年度が延べ人数で796名、25年度が延べ人数で2,039名の予定となっております。

支払いに関しましては、まず学校から旅行会社に支払われた後、本県の民泊型の教育旅行を中心的に取り扱っております、南九州市のNPOエコ・リンクを経由して、本市のツーリズム推進協議会に入金がなされ、それぞれの家庭へ支払われております。支払い時期は実施後およそ1カ月をめどとしておりましたが、学校の都合や旅行会社の支払い時期等により、支払い時

期がおくれることもあるようであります。

今回、本年度は5月から6月にかけて、先ほども申し上げました、多くの生徒を継続的に受け入れていただき、受け入れ家庭の負担も大きく、支払いが遅いということで相談を受けまして、エコ・リンクのほうへ問い合わせをいたしましたら、事務の不手際で支払いがおくれたと聞いております。

以上であります。

**○学校教育課長（牧 浩寿）** 北方議員の御質問にお答えいたします。

本市が行っております民泊型教育旅行の受け入れにつきまして、県外の中高生が民泊先で漁業や農業等の体験活動を通じた交流を図り、人情あふれる垂水市民と温かい人間関係を構築したり、垂水の豊かな自然を体験してもらうなど、成果を上げていると強く感じているところでございます。

議員御質問の教育旅行生と垂水中央中学校との交流につきましては、教育旅行の機会をとらえ、学習やスポーツの交流、またそれぞれの中学校の特色ある取り組み等をお互いに発表し合うなどの触れ合い活動を通して、初めて本市を訪れた中学生と地元中学生との交流の輪が広がることは有意義なことであると考えます。

今後、民泊型教育旅行に参加した中学校から、交流依頼、要望があった場合は、垂水中央中学校の意向も踏まえながら、適切に対応を図ってまいりたいと考えております。

**○市長（尾脇雅弥）** 北方議員の御質問にお答えをいたします。

今回の垂水市教育委員会委員の任命につきましては、現委員の任期満了を10月17日に迎えることから、後任の委員を新たに任命しようとして、議会の同意を求め御理解いただいたところでございます。現委員は前任者の残任期間を含めて2期6年1カ月を務めていただくことになりました。この間、委員長の職務代理者を5年、

昨年10月からは委員長も務めていただいております。長い間、本市の教育行政に御尽力いただきましたことに感謝しております。

今回の任期満了を迎えるに際し、年齢が70歳であることや、委員の任命は教職経験者に限らず、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し、識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命すると法に定めていること等から、今回、もっと幅広い分野から教育委員を担ってもらったほうがよいと考え、教職経験者でない人を提案をさせていただいたところでございます。

議案提案の前段階において、教育長に私のこのような考えを伝え、指示をして、御本人の意思を確認させていただきました。教育長からは、委員の御発言として、年齢が70歳であり、そろそろ潮どきと考えていたとの気持ちを話されたと報告を受けたところであります。

そのことを踏まえ、後任人事を検討いたしました。後任の委員の就任に伴う意思確認につきましては、長年にわたり、和田英作ジュニア展審査員や垂水市生涯学習市民講座講師を務めていただいていることから、これまで何十回もお会いをし、話をする機会があり、人となりや、芸術・文化に造詣が深いことは十分知り得ることから、適任と考え、教育長に指示して、就任の意思確認をさせていただきました。その際、微力ながら、私でよければ垂水の教育のために協力したいとの抱負をいただいております。

御存じのとおり、後任の葛迫氏は洋画家であり、これまで数々の美術展で受賞や個展開催、欧州留学などの経歴をお持ちでございます。また、本市においては、先ほども申し上げましたが、和田英作ジュニア展の審査員や生涯学習市民講座の講師などを通じて、子供たちや市民のために御尽力をいただいている方でございます。

このように、芸術・文化に特に造詣が深いことから、教育における施策や事業を初め、教育

全般にその知見を生かして御意見をいただけるものと考えて、人選をさせていただきました。

（「市長みずからなされたのかということに対しては、なされていないということで決定します」と呼ぶ者あり）

○市長（尾脇雅弥）反問権。（「意見交換、確認をされたのは任命権者である市長みずからなされたのかと聞いておるんです」と呼ぶ者あり）

反問権で、今の意味をちょっともう1回、詳しく。ちょっと理解できないので。

○議長（森 正勝）反問権を行使したいということですので、反問権を許可します。

○市長（尾脇雅弥）意味がちょっとよく理解できないので。

○北方貞明議員 解任に当たり、橋口氏本人の意見、そして意思確認をされたか、本人自身に市長がされたのか。（「直接ということ」と呼ぶ者あり）はい、そういうことです。

○市長（尾脇雅弥）その件に関しましては、今、答弁をさせていただきましたように、直接は確認をしておりません。教育長を通じて考え方を伝えて、意思を確認をさせていただいたこととあります。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○北方貞明議員 2回目の質問に入らせていただきます。

まず、安全対策に対して。

せっかく道路改良工事をしたのに、以前と同じように、現在のところ路上駐車になっていきます。改良した意味がないような気がしてなりません。先ほども市木の公民館で意見交換をしたと言われておりますけれども、その農家の方々は協力が得られなかったということで理解してよろしいですね、その件に関しては。

市長は、初日の諸般報告の中で、振興会や関係団体等の協力を得て交通安全の周知徹底に努めると話されて、交通安全対策には本当に取り

組んでおられるということは一応理解はいたしますけれども、そういうことで、その箇所は、以前、一昨年ですけれども、私の知人がその交差点で接触事故をしたんですよね。幸いにして大きな事故に至りませんでしたけれども、鉄道側から僕の知人の乗用車と、そして上市木側から送迎用のマイクロバスと接触事故をしたわけなんですけれども、そういうことで大変危険な場所でもあります。その隣接するところは、下り口というか通り口が一応勾配はあります。だけど、あれは普通の車が入れるような状態じゃないですよ。そういうことで私としては駐車スペースがないのと一緒に理解しています。

それで、聞くところによると、その駐車スペースをつくれれば農家の方々の耕作地が狭くなる、狭くなるということは収入に関係すると思うんですけれども、そういう形で協力をしなかったというようなふうにも聞こえてきております。

だから、そういうことで、市長が公約で掲げておられます安全・安心なまちづくり、これが市民に理解されていないということも1つでしょうけれども、まず、こういう危険箇所があるということは、土木課はもちろんのこと、各関係機関の課長さんも恐らく把握はしておると思っております、私は。だから、こういう場所は、土木課だけの責任じゃなくして、それに関連する課、耕作地といたら農林課か、そして安全だったら総務課あたり、またそれでこういうところを工事されるということになれば、下水工事もされることですし、生活環境課、こういうあらゆる関連する課で1つの事業にいろんな方向から目を向ければ、当然この箇所には気づかれると私は思っています。今のところ、縦割り行政といいますか、そういう関係で1課に任されておった関係上、こういうのが発生しておるんじゃないかと思っているんですよね。だから、関連するところの関係課と十分協議する、だから、そこをリードする人、課なり、やはりこう

いう人がいなくちゃ、こういう問題はまた起こると思うんですよ。だから、そういうことで、どこかがやはり責任ある行動をとらないかと思うんです。

そして、この間も出席されておる方もおると思いますが、垂水の行政連絡会か、あのときも一部の方が言われたと思うんです、危ないと。そうしたら、あの垂水市道に駐停車禁止の標識を公安に言ってつけてもらおうかと、そういうような話まで、後で私は聞いたんですけど、会議でもそういうような発言をされたと思うんですけど、そういう駐停車禁止の標示が設置されたら、恐らく農家の方々は大変困られると思うんですよね。そういうのを、私も農家の方々の収入減になるような、そういうようなことは賛成ではありません。安全にやはり、とめて作業ができるように。警察が取り締まりをするような、そういう場所はつくりたくないものですから、こういうことを言うておるわけです。

そこで、市長、そういうことに対して、市長部局からどこかそういうまとめた責任あるポジションをつくって、そういうのを協議する考えはないか、ちょっとお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥）先ほど土木課長の答弁にもありましたけれども、今回の工事というのは、今おっしゃったようなことを解決するという意味で拡幅をしたと。畑の乗り入れに関しても、それに際してはそういうことに配慮して、土地を提供していただける方には対応しているということでもありますので、それが基本で、そのように説明もして、そのように担当課も対応したわけなんですけれども、ただ、その中でも、やっぱり自分の敷地の関係とか、いろんなことで協力がしていただけない方がいらっしゃるということでもありますので、基本的には地元の振興会からの要望で、一枚岩でいろんなことで共通をしてということなんでしょうけれども、そういう課題が出てきているという現状もありますの

で、何らかの対策がとれないのかということ、今後、協議をしていきたいというふうに思っております。

○北方貞明議員 そうしたら、今現在のこのままの状態ではないと、改善していくというふうに理解してよろしいですね。市長、改善されるということ。

○市長（尾脇雅弥） でき上がったものに関して、個人の資産とか、いろんな部分もありますから、そこはルールに従って、協力をお願いしますしていくということでもありますけれども、100%思うような形でできるかというのは難しいところもありますので、安心・安全上の問題点とかさまざまな観点から、課題の改善にできるだけ努力をしていくということになると思います。

○北方貞明議員 前向きな答弁と理解いたします。

市長の公約の安心・安全なまちづくりは、また私もこれはいいことですから応援をします。また期待もしています。安全・安心なまちづくり、大きな防災関係、そういう安全対策も必要ですけれども、やはり市民が日常生活していく、あらゆる安全対策、基本的なのはやはり日常生活の中にあると思っておりますから、そういうことで、市民が望んでいる安心・安全なまちづくり、住んでよかったと思えるまちづくり、私たちも一生懸命頑張りますので、市長もまた前向きに取り組んでください。よろしくその点をお願いいたします。

それでは、観光のほうに入らせていただきます。

高隈山の登山道、これは今、課長からもお伺いしましたように、県のほうも大変力を入れていくということで大変うれしい事業だな、取り組んでいただけるんだなと思っております。県のほうと一緒にそういう迂回路をつくったら高隈連山に行けるわけですから、どうか県と協力して一生懸命頑張ってください。

この問題は、ちょっと私ごとに触れるかもしれませんが、県の方と意見交換を4月にしたことがあるんですね、私たちが。その中で、雑談の中で池之上議員が、県の方との懇談の中で、あそこの大きな岩はいけんかならんどかいとそう言われて、その県の方が早速、見に行ってください、そして県の方が林野庁ですか、林野庁と、あそこは林野庁でしたよね、あそこと相談されたら、大きな岩石をとるには4～5億円かかると言われたらしいです。そういうことで林野庁も平成5年からですか、そういうことでやっていないわけですが、雑談の中で、こういうふうな発展していくということは、やっぱりかね日ごろ、議員のほうも一生懸命市政のために取り組んでいるということを1つ紹介させていただいて、そして執行部の方々もなお一層頑張ってくださいと思っています。これは期待しておきます。これはこれで終わります。

民泊の支払いがおくれている件なんですけれども、取り上げたのは春の部ですね、春、来られた。これが1カ月間の中で5～6校来ておるんですけど、その中でそういうようなおくれが生じておったと。今回は、今度は秋には9校が来ます。そしてトータルで15泊します。そういうことで、これは期間は2カ月ほどあるわけなんですけれども、受け入れ家庭は生活に余裕のある方だけはいません。この民泊を受けることで、少しでも自分の家庭にプラスになるよという考え方のもとで受けておられる方もおられます。そういうような形の人たちのことを考えたら、やはり早いこと支払いをしていただいて、お金は回ってこそお金ですから、回転してこそ。1カ所によんどんでおったら、後は使えませんが。そういうことで、早く支払いをしていただきたいというのが私の希望なんですけれども、そういう中で、私が世話した中で、重複するかもしれませんが、「いつくいやつとな、

いつくいやっとな」と何回も聞かれたものですから、こう言うておるわけです。

それで、先ほど言いましたように、秋に9校、延べ15泊、仮にこれを4人宿泊させた場合、15泊だから、60人になるんですよね。それで、支払われないと、仮定にして、60人を受け入れて、仮に3,000円、1人当たりかかったとなれば、18万円ほどの個人負担があるということですよ。今度は2カ月ある。だから、この2分の1かなとは思ってはおりますけれども、受け入れ家庭がそういうような負担がないように取り組んでいただきたいというのが私の願いです。

だから、この民泊は、受け入れ家庭の協力があってこそ、我が垂水に修学旅行生の方が多く来られると思っておりますので、だから、この受け入れ家庭を充実してもらって、そして、受け入れ家庭が今、80世帯ぐらいですかね。せんだったの春のときも、当日の夕方4時ごろまで宿泊地のない人もおりましたということです。そして私の知り合いに何とかしてくださいと頼んで、4人ほどですかね、受けていただきました。そこは大きい家でしたものですから。そうしたら、ある家庭では、2泊だったんですけれども、1泊目は受けて、2泊目は受けられなかったと、同じ生徒を。生徒がたらい回しになったんですよ。こういうことで学校側も大変不愉快な思いをされたんじゃないかと思う。まして、生徒たちの思い出をつくる、その体験学習が、彼らが本当に満足して帰ったかなど。ちょっと私もその辺が聞こえてくれば、もっと何とかしてあげたかったなと思うんですけれども、そういう現状もありますから、やはりどうしても、民泊側の受け入れる家庭の実情を十分把握していただいて、今後、このようにおくれな対策をしていただきたいと思っています。これも要望しておきます。よろしくお願ひします。

学校教育に関しては、前向きにさせていただく。済みません、ちょっとごめん、民泊のほうで

もう1つ言うのはよろしいですかね。

そういうことで、教育委員会のほうはもういいですから、そのまま、結構です。

漁協の餌やり体験が、最初受けたときが平成21年と思うんですけれども、餌やり体験で漁協側の収入が70万円ちょっとだったらしいですよ。それで、ことしになれば、年々年々上がっていったわけなんですけれども、ことしの前半で、年度別に言えば、21年が70万円台、22年が250万円、23年、24年が650~660万円、そして25年度、ことし前半で約250万円、そして秋から来る生徒が1,400万円らしいです。トータルで1,600万円の漁協は収入があると聞いております。これは餌やり体験だけです。そして、それで食事をしますから、食事は別途ということで、これに1,600万円にプラスアルファがつくわけですが、かなりの実績を残しておると思います。

そういうことで、漁協でもこれだけの収入があるわけなんですけれども、垂水全体の経済効果というのが、もし試算とかわかれば教えていただきたい。すぐ答えられなければそのときはいいですけれども、もしあれば。

**○水産商工観光課長（山口親志）** まず、御要望もありましたことに少しお答えをさせていただきたいと思ひます。

9月から始まります、9月、11月から始まります後半の教育旅行に関しては、エコ・リンクのほうに強くお願いをしまして、1カ月をめぐりに確実に支払いをお願いしますという御要望もしておりますし、また今言われましたとおり、民泊の受け入れ家庭の約80軒のこのことに関しては、事務局のほうで民泊の、民泊家庭を広げようということで今、一生懸命頑張ってもらっております。ただ、これが受け入れてくれる民泊家庭という条件があるものですから非常に厳しいんですが、受け入れ家庭をふやすということも大きな問題になっているということは事実であります。

それから、今、餌やり体験の経済効果を少し議員のほうでもしていただきましたが、民泊に関しても、平成22年度、延べ99人の教育旅行があった時点では、このときでは経済効果として、直接的な経済効果としましては59万4,000円程度でありましたが、本年度、25年度では99人から延べ2,039人になりまして、直接的な経済効果としましては59万4,000円から約1,230万円程度の本年度だけでも経済効果があります。

それから、今までの全体で言いますと、漁業体験だけでも21年度から体験を実施しておりますが、直接効果で累計で約3,000万円、それから波及効果で5,000万円程度であります。

また、民泊に関しても、経済効果としまして、直接効果で22年度からの本年度までの累計で2,200万円、それから波及効果を入れますと3,800万円程度という本当に重要な経済効果を示しておりますので、このあたりは十分、観光の目玉として対応してまいらないといけないという認識でおります。

以上であります。

**○北方貞明議員** どうもありがとうございます。

それでは、2回目の教育委員の任命のほうに移ります。

教育長にお伺いします。教育委員の任命権は市長であることは承知しております。だから、教育長に見解を確認いたしますけれども、やめられる橋口氏の、やめるに対して、教育委員長職務に何か問題があったのか、また教育行政に対して何か支障があったのか、もしなければ、再任の要請は教育長からされなかったのか、また進言はされなかったのか、市長に対して。以上。

それから市長にお聞きします。これまで教育委員の任命は、任期満了に伴い、本人から辞退の申し入れがなされた際は、新たな委員を議会に提案したと思っておりますけど、しかし、任期満了であっても、これまでの実績などで再任

という形で議会に同意を求められましたけれども、今回の件は、任期満了とおっしゃいましたが、本人からの辞退申し入れがないわけですが、そこら辺のことはなぜ、もう一遍ですが、本人から意思確認はされなかったのか、お伺いいたします。

**○教育長（長濱重光）** 橋口教育委員につきましての御質問ですけれども、私は橋口教育委員は若いころから存じ上げておりました。といいますのは、初任地が私の母校であります垂水南中学校、それから2校目が協和中学校、垂水市の教育に尽力された方でございます。その後、県教委に行きました後も、身近なところでもお仕事をさせていただきまして、よく人となりは存じ上げておりましたし、また学校現場での教頭、校長等の管理職のお仕事についても非常に貢献された方であるというふうに認識いたしております。

私、昨年11月7日に教育長に就任させていただきましたけれども、私は、いろんな教育委員会のあり方について、いろんな提案を申し上げました。1つには、開かれた教育行政を目指しまして、この夏に行いました移動教育委員会、並びに地域住民の声を反映するために行いました地域住民との意見交換会、それからこの4月からは、地教行法で決まっております教育委員会を開かれた教育委員会にするために、原則として教育委員会は公開とするというふうに定められておりますけれども、これにつきましても委員長に御相談いたしましたところ、非常に前向きに御賛同いただきまして、そして私の気持ちも十分酌んでいただき、一緒になってこの9カ月間、取り組んでいただいたところがございます。

それからもう1つ、何か問題があったのかということでございますけれども、今申し上げましたようなことで非常に積極的な方であったので、私が知る範囲では何も問題はなかつ

たというふうに思っておりますし、市長も申し上げましたように、非常に本市の教育行政にも御尽力されたものというふうに承知いたしております。

それから、再任要望はされなかったのかということでございますけれども、先般、本会議の開会のときにも申し上げましたけれども、市長のほうから、私のほうから、自分のお気持ちを委員長のおほうにお伝えしてお話をしてくださいということでしたので、お話をさせていただきました。その際、先ほど市長も申し上げましたけれども、70歳であるということでもそろそろ潮どきかなということも申されました。それを受けまして市長のほうに御報告を申し上げました。そのときに市長のほうには、私としましては一言だけ、前任の委員長さんも何期かなさいましたので、まだされたいお気持ちはあると思いたすという言葉だけは、市長のほうには申し上げたところでございます。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）**先ほども申し上げましたけれども、橋口委員には大変長い間、本市の教育行政に御尽力いただいて、感謝をしております。

再任の件につきましては、検討したのかということに関しては、もちろん、再任のことも含めて検討させていただきました。

ただ、今回任期が切れるということも踏まえて、先ほど申し上げたような理由で、新しい葛迫委員に担っていただきたいということで、議会のほうに提案をさせていただいたということでございます。

**○北方貞明議員** 3回目ですね。

再任はされなかったわけですがけれども、任命権者であるのは垂水市長ですよね。垂水市長は、教育委員になられるとき任命されます、なつてくださいます。だけど、今言われたけど、解任というか、定年が来るときは何ら本人とは接触は

ない。教育長を通じて話をされた。そして、70歳だがなと教育長が言われたのは、本人はまだまだやる気があったというはずです。私はそのように聞こえてきております。だけど、そういう市長からの説明を教育長はされて、ああ、70歳だからかなというふうな疑問符を持たれたと思うんです。本人はまだまだやる気があったということです。それだけは伝えておきます。

橋口氏は、垂水校区の公民館長をされ、いろいろと活動なさって大変評判もいい方です。また、林之城400年のときも実行委員になられて。橋口氏は垂水出身ではございません。大口出身と聞いております。その方でしたけれども、垂水のそういう歴史に詳しい方々が公民館長のところに行かれて、ぜひこの大役を受けていただきたいというふうに言われております。そういう形で林之城の実行委員も受けられ、そして成功したわけなんですけれども、年だからやめてくださいじゃなくて、年だからと市長が言われたから、そのように橋口氏は受け取っておるわけですね。まだまだ本人は、何遍も言いますけれども、やる気があったということだけは皆さんの耳に入れておきます。

そして、組織の中の長、そして任命権者である市長がやはり組織の中では上司です。一番上です。そういう方が任命された。だけど、やめるときは本人には何も伝えていない。又聞きで伝える。こういうことは大変私は残念に思っておるところです。

それで今度、この1年半の教育委員として務められた橋口氏、教育界の損失だと私は思っております。まことに残念でなりません。（発言する者あり）またいつもの人が言いますけど、待ってください、私が質問しておるんですから、聞いておるんですから。そういうことでまことに残念です。

これで、質問を終わります。

**○議長（森 正勝）**ここで、暫時休憩します。

次は、2時40分から再開いたします。

午後2時26分休憩

午後2時40分開議

○議長（森 正勝）休憩前に引き続き会議を開きます。

16番川畑三郎議員の質問を許可します。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 9月に入って朝夕しのぎやすくなつてまいりました。梅雨が明けたのは7月8日、平年より6日、昨年より15日早く、その後の雨量も少なく、奄美地方の7月の降水量は、観測史上初めて降水量ゼロミリを記録し、県内全域でも少なく、7月として観測史上最少を記録し、そのため平均気温も高くなつております。

さらに8月に入って日本列島は高気圧に広く覆われ、晴れ間が広がり、猛烈な暑さになりました。県内観測史上最高気温37.5度を記録、高知県四万十市では国内最高の41度を観測いたしました。この夏の平均気温は西日本で平均を1.2度上回り、統計史上の最高の暑さであったことが報告されております。

雨の降り方も1時間雨量100ミリを超えることが当たり前のような状況であり、山口県、島根県や秋田県など、大雨のため被害を受け、災害救助法なども適用されました。

全国各地で大雨の被害が報告されております。地球温暖化で気象に異変が起こっているとの専門家の話でもありました。台風シーズンになってこれからが心配される時期になってまいりました。

通告してありました案件について、質問いたします。

まず最初に、有害鳥獣捕獲事業について。

実りの秋を迎え、地域によっては稲穂が垂れて黄色くなつてきて、刈り入れも間近に迫ってきましたが、この時期になりますとイノシシの被害があちこちで聞かれます。山間部だけでな

く人家の近くまで出没する状況です。イノシシ、サル、タヌキ、アナグマ等対策としての補助事業が今議会にも計上してあります。被害の状況をお知らせください。

河床整備について。

河床の整備については何回となく質問してまいりました。安心・安全なまちづくりを考えるとき、河川の整備は大事であると私は考えます。今年度の事業箇所と今後の予定はどうなっているのか。

消防施設費について。

垂水市は9分団あり、それぞれの地域で市民の生命、財産、身体を守るため活躍されております。年次的に分団庁舎の新築も計画され、実行されております。今議会で工事請負費の減額があります。次年度の変更と聞いておりますが、その理由を教えてください。

これで、1回目の質問を終わります。

○農林課長（池松 烈）川畑議員の有害鳥獣捕獲事業について、お答えさせていただきたいと思っております。

感王寺議員と重複するところにつきましては御了解いただきたいと思います。

まず、平成24年度の被害状況の主なものを報告させていただきます。

被害面積、被害量、被害金額の順に上げさせていただきます。

イノシシですが、稲が696アール、1,462キログラム、38万円、果樹が583アール、527キログラム、24万1,000円、飼料作物が50アール、300キログラム、3,000円、芋類が140アール、3,319キログラム、17万7,000円、工芸作物が50アール、31キログラム、8,000円、合計で被害面積1,519アール、被害量5,639キログラム、被害金額80万7,000円です。

サルですが、豆類が50アール、84キログラム、5万2,000円、果樹が542アール、474キログラム、14万4,000円、野菜が115アール、5,058キログラ

ム、37万円、芋類57アール、1,849キログラム、9万円、合計で被害面積764アール、被害量7,465キログラム、被害金額65万6,000円。

そのほか、カラス、ヒヨドリ、ハト等も上がってきております。

総合計で被害面積3,341アール、被害量1万7,289キログラム、被害金額243万5,000円となっております。

**○土木課長（宮迫章二）** 河床整備について、お答えいたします。

垂水市内を流れる河川は、県が管理している二級河川が中俣川や本城川など6河川で、市で管理する準用河川が小浜川、鶴田川、飛岡川など23河川ございますが、現在、市内の河川に限らず、県内外の河川の中にも雑竹やヨシや草木が生い茂り、どこの河川についても同様な管理がされていると認識しております。

県で管理する河川につきましては、平成24年度に中俣川と井川を、平成25年度には二川の松崎川、河崎川、本城川、それと新城の小谷川の寄り州除去を実施していただきました。

市で管理する準用河川につきましては、本年度は塩入川、飛岡川、追神川、境川を寄り州除去や雑竹木の伐採を実施したところでございます。

今後の予定としましては、振興会から要望があり、まだ実施していない河川もありますことから、今回補正予算で要求し、鶴田川等の河川内の草木の伐採等を実施する予定としております。

以上でございます。

**○消防長（松山 晃）** 川畑議員の本年度新築予定の消防団庁舎の次年度への変更理由についての質問にお答えいたします。

第8分団二川庁舎でございますが、本年度に予算計上し、移転先としまして牛根小学校裏の市有地に建設する予定でしたが、河川氾濫により越水等の緒問題がありました。また、従来の

場所に庁舎建てかえの要望があったところですが、県がまとめた地震等災害被害予測調査によりますと、桜島の海底噴火新島南東沖が発生した場合、二川には最大津波高7.6メートルと想定されたことから、市長、副市長を含む関係課長等により現地調査を実施し、協議しました。

その結果、市の方針としては、安心・安全を第一とし、防災の拠点となる分団庁舎を建設する場合には、団員の生命の保護のため、津波等の災害を考慮して高台に建設することに決定しました。そこで、新たな建設予定地として二川郵便局横の駐車場、市有地が最も適していると判断され、決定しました。

ただ、建設予定地は地籍調査済みであります。一部筆界未定が存在するため、その解決に4カ月間程度を要します。期間がかかるため今年度の建設は困難であると判断し、整備実施年度は平成26年度といたしました。

このことにつきましては、第8分団員に説明会を実施して、了承を得ております。また、市長による二川地区住民説明会も開催しまして、経緯の説明を行い、地区住民からも了承を得ております。

以上でございます。

**○川畑三郎議員** 項目が3つですので、早く終わろうかと思っておりますけれども、2回目の質問に入らせていただきます。

有害鳥獣捕獲事業についてですけれども、午前中、感王寺議員のほうで質問をいたされまして、大体わかっております。

先ほど申し上げましたように、この時期になりましてイノシシが出てきます。私も田んぼをつくっているんですけれども、私は少し植えつけが5月の末で早いものですから、必ずイノシシは8月の末から9月の5日までに必ずやっけてまいります。だから、確実にそれは間違いなく来ます。ですから、私はいろんな状況で、私の田んぼは水を取りやすい山手にありまして、2

カ所そういうところを持っています。その2カ所は必ず来るんですけれども、最近私はイノシシのために、キヌサヤで使用したシルバーというのがあるんですけれども、それをずっと田んぼの後方に張りめぐらすんですけれども、これも相当時間がかかりますけれども、イノシシは先が見えなければいいということで、幾分それで駆除はできるんですけれども、100%ではありません。イノシシにすれば、電気柵を使ったり、そして1カ所はまた僕は地域の人と一緒に電気柵を使っております。それも必ず8月の末には取りつくと、9月になれば遅いよということで取りつけているんですけれども、最近イノシシも多いし、地域のことを言いますとなんですけれども、私たち海潟はキヌサヤが産地なんですけれども、最近サルが来てキヌサヤをちぎって食べて、そのほかにネットまで引き下ろすというような状況が結構あります。ですから、キヌサヤも山手のほうにはなかなかつくれないという状況があります。

ですから、イノシシ、サルとか、こういうのの駆除はみんな、感王寺議員がおっしゃったように、大変みんな心配しているところなんですよね。海潟でも、国道よりも下にもまた出てきます。今、昼も見えたりして、なかなか状況がイノシシも変わってきて、堂々としているような気がするわけなんですけれども、このイノシシ、サルとかそういった辺の対策、もっといい対策はどこか役所のほうでも考えられないかと思うんですけれども、ひとつそこら辺をちょっと、あったらお話ししてもらえないでしょうか。よろしくお願ひします。

次に、河床整備についてです。

土木課長が説明していただきました。ことしは梅雨時期に雨量が少なく、河川が氾濫するというような状況が見られなかったわけなんですけれども、ことしは来るということを想定されていらっしやったのか、それがなかったんですけ

れども、土木課としては、我々の飛岡川も梅雨前に全部していただきました。ですから、今聞いてみますと、各地区でも雨の前に河床、寄り州の除去とか整備していただいたということで、早目にしていただいた分もありがたいなと思っております。

また、今後、鶴田川のほうもやっていただくというようなことでありがたく思っております。この川についても地域の農家の方々からお願いがありまして、私も何回となく議会でもお願いしておたわけですけれども、今回、上流のほうをやっていただけるということでありがたく思っているんですけれども、どの程度までできるかというのがありますけれども、しっかりと調査して、要望に応えられるようにひとつ工事をしていただきたいということで、これは要望にしておきますので、課長、よろしくお願ひします。

それでは、3番目の消防施設費についてです。

今、予算の減額についての説明がございました。8分団の件ですけれども、今、議長もいらっしやいますけれども、議長が管轄している分団ですけれども、大変、私は議長も苦勞されたんじゃないかと思ひます、この件については。それで、分団長ともよく話をしたんですけれども、なかなか二転三転して、分団長も怒ったりしておったんですけれども、お話によりますと、議長も中に入ったりして今の状況が決定したということで、私もやっぱり地域のことを考え、そしてまた最近、この津波を言われますので、その状況を考えて、今のやっぱり場所がよかったのかなと思っております。1年先延ばしですけれども、26年度で庁舎が建つということです、これは了解いたしたいと思ひます。

それとあわせて、分団庁舎とか、自動車の配備を毎年年次的にやっているわけですけれども、これからの消防車両の整備の事業と消防団庁舎の整備の事業、これの年次計画があるかどうか、

あったら、そこをひとつお知らせいただきたい  
と思います。

一括で僕のほうは願いますので、よろしく  
願います。

**○農林課長（池松 烈）** 現在の対策の状況に  
つきましては、年度末に有害鳥獣捕獲対策協議  
会を開催しまして、次年度以降に向けての捕獲  
体制の確立や、円滑かつ適正な捕獲の推進と被  
害防止対策の推進を図っているところでござい  
ます。また、本市におきましては、通常の猟期  
を除きまして、有害鳥獣の駆除の指示書を発行  
しているところでございまして、駆除員は猟友  
会からの推薦のあった方々にお願いをしており  
まして、平成24年度の実績でございますが、駆  
除員の年間の出勤日数は延べ1,918日、886名と  
なっているところでございます。これはいわゆる  
出役をした時点での対処という形で、予防の  
ほうには入っていないところでございますが、  
まずは、この前の大隅でございました大会にお  
きまして、個体数を減少、削減することが根  
本であるというようなことでこの活動をしてい  
ただいているところでございます。

また、これまで、電気柵など侵入防止の設置  
など、有害鳥獣の捕獲にも取り組んできている  
ところでありますが、電気柵などの侵入防止の  
設置につきましては一部分的な設置に終わって  
おりまして、集落全体、地区全体での取り組み  
には至っていないところでございます。

先ほどもありましたが、県の補助事業等の電  
気柵設置につきましても、設置要件が集落、地  
域全域になってきておりまして、厳しい状況に  
なっているところでございます。

このような中、やはり対策をする中におきま  
しては、地域、集落でないといけない実態も  
あるように考えるところでございます。さきの  
大隅地域鳥獣被害防止推進大会におきまして、  
山口県山口市仁保地区鳥獣被害対策協議会にお  
いて活動状況が報告されましたが、やはり地区

の方々が協議会等あるいは対策班等を設置する  
ことが、一番いい結果が見えてくるのではない  
かというふうに考えているところでございます。  
今後は、このような活動が基礎になることで、  
本市の活動、事業等がその活動と連動していく  
というのが、被害の減少に大きな効果が出るの  
ではないかというふうに考えております。

また、中山間地で見られます耕作放棄地、ま  
た果樹園の放棄地等についても、これを減少を  
するというところで、放棄果樹の収穫活動の実施  
とか、また、集落環境調査によって集落のそれ  
ぞれの問題点の確認等も集落の方々に実施して  
いただくというのが、耕作放棄地の減少対策の  
一環としてもいい効果が出ていくのではないか  
というふうに考えているところでございます。

以上です。

**○消防長（松山 晃）** 2回目の消防団車両整  
備事業年度並びに消防団庁舎整備事業年度につ  
いての質問にお答えをいたします。

第4次総合計画後期基本計画の第2期実施計  
画の平成25年度から平成27年度、3カ年間につ  
いての消防団車両整備事業ですが、平成25年度  
は第7分団車、牛根麓を、平成26年度は第6分  
団車、新城を、平成27年度は第5分団車、大野  
を整備することとしております。

次に、消防団庁舎等整備事業ですが、平成26  
年度は第8分団庁舎、二川を、平成27年度は当  
初の予定どおり第9分団庁舎、牛根境を整備す  
ることとしております。

以上でございます。

**○川畑三郎議員** それでは、今度の予算の中に、  
イノシシ、サル、アナグマの単独の追加分と、  
カラス、ヒヨドリを加えた緊急捕獲対策事業が  
入っておりますよね。国の補助事業であるわけ  
ですけれども、この事業の内容をちょっと説明  
してもらえないでしょうか。

それと、消防施設なんですけれども、車両の  
整備と庁舎の整備が27年まで決まっているよう

ですけれども、庁舎が25年度がなくて26、27になっただけですね。これを聞いてみますと、7、6、5分団に車両が配備されるようになっておりますけれども、消防長、2分団の名前がないんですけれども、これはいつかあるだろうと思いますけれども、もう2分団もなかなか、見た目はいいんだけど、ハンドルが重くて、いつだろうかと言われるんですけれども、私はこういう順番を変えるというのはちょっといかんですから、もうすぐできると思いますけれども、だけど、1つは、2年前かな、中央分団と、2つの車両を同じ年に借りかえたこともあったと思います。そういうことになればお金も要るでしょうけれども、それができたわけですから、何か別に大きな事業がなければ、そういう面も考慮していただいて、次に2分団ぐらいをもってきたら僕はいいと思うんですけれども、これはもう僕のお願いですから、ひとつよろしく市長にもお願いしておきますので、市長が、次はどうかかわらんよ、市長はもうそのときはどうかなの思ったりするんですけど、この年度でいけばですね。引き続きできたら、そういうことにも市長も頭に入れておって、よろしく願います。

それでは、農林課長の答弁だけをよろしく願います。

○農林課長（池松 烈） それでは、事業内容につきまして報告させていただきます。

国におきましては、近年の野生鳥獣の個体数増加によって、農作物被害が深刻化、広域化しており、集中的かつ効果的な対策を早急に講じる必要性から、平成24年度の補正予算におきまして予算を計上し、県へ交付、県におきましては交付金で基金を造成しておりまして、金額にしまして4億9,030万7,000円でございますが、鹿児島県鳥獣被害防止緊急捕獲等対策協議会を設置し、市町村へ補助金を交付してくれることとなります。

この補助金を活用する鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業になるわけでございますが、平成25年度から27年度の3カ年の事業でございますが、基本要件としまして市町村被害防止計画の作成、緊急捕獲等計画の作成が必要であり、緊急捕獲等計画に記載する捕獲目標は、有害鳥獣捕獲実績直近3カ年の平均を上回り、被害防止計画の捕獲計画を超えない範囲内とすることになっております。

そこで、鳥獣の捕獲ごとの補助金が今年度、平成25年度から27年度まで、イノシシ5,000円が、成獣で1万3,000円、幼獣、通称で言いますウリボウ、しましまの線のあるものですが、6,000円、サル1万円が、成獣で1万8,000円、幼獣で1万1,000円、タヌキ4,000円が5,000円、アナグマ2,000円が3,000円、カラス600円が800円等になりますので、この3カ年度間につきましてはこの補助事業を活用した形での金額で対応していくこととなります。

ただ、予算につきましては、増等をするということで、県の補助につきましては増額の部分の足し算のところになりますので、市のほうの予算も、その増等をする部分について今回、補正計上しているところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。

有害駆除の分についてはそういうことで、事業が補助事業でお金がアップになったということなんですけれども、話によりますと、一々写真撮って、2人おって写真を撮ってやるというような状況で、ちょっとやっぱりそこら辺もなかなかだと言う人もいらっしゃいましたけれども、金額的に高くなったという分だけでも、やっぱりそれだけ全国的にもそういう被害が多いというようなことだと思います。

これからますますイノシシ、サル。サルが今後どうかなと思って心配をしているんですけれども、そういういろんな面で猟友会の皆さんと

も手を取りながら、ひとつ対策を練っていきたいと思います。今後、いろんな対策があるでしょうから、ひとつ研究されて、いい方向にしていいただければと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（森 正勝）次に、8番持留良一議員の質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最初の質問、平和教育及び平和行政への取り組みのあり方について、質問いたします。市長部局、教育委員会に伺います。

私は、2009年定例第3回の議会で、戦争の悲惨さや平和のとうとさを語り継ぐことが今、どれだけ重要になっているかを訴え、教育現場や行政の取り組み方についてたどしました。そのときの回答として、どのような取り組みができるか検討したい旨の回答がありましたが、実態として取り組みが十分に見えてきていません。議論後、どのような取り組みになったのか、まず伺います。

今、平和をめぐる問題は、国内においても、アジアにおいても、世界においても深刻な状況にあります。だからこそ、今、平和とは何かを考える上で、平和学習や平和事業の取り組みが一層大切になってきています。「少年H」という映画をごらんになった方もあるかと思いますが、監督や俳優さんたちが感想を述べていますが、異口同音に、戦後間もなく70年たちますが、映画をごらんになった方々に改めて平和のすばらしさを考えていただける作品だと思われています。

そこで、垂水空襲等の歴史を語り伝える問題について、伺います。

1つは、垂水空襲の被害について、改めてデータを示していただきたいと思ひます。

2番目に、学校教育の中で語り伝える取組

みについて、伺ひます。

3番目は、社会教育の中での取組ひ方について、伺ひます。

この問題の最後に、戦争遺跡の資料の保管や保存、公開など、考え方や取組ひが必要だと考えますが、見解を伺ひます。

次に、福祉問題について、質問は2点あります。

最初の質問は、認知症対策支援事業についての取組ひです。

それは、経済的理由により認知症対策型共同生活介護事業所への入所が困難な認知症高齢者、及びその家族の経済的な負担の軽減を図ることができる事業の検討はできないかというものであります。

今、介護保険制度で要支援1、2の人を外そうという議論が始まり、認知症関係者も大変困惑しているという声を聞きます。御存じのとおり、認知症は初期、早期対応が大変大切であり、手当てしなければ一気に悪くなり、重度の人がふえ、お金がかかると言われています。市がサービスを必要と認めた要支援を外すのは、受給権の大きな侵害だと考えます。さらに大きな問題は、経済的理由によって入所できなかつたりして症状が重度化するという問題です。

そもそも介護保険制度は、介護が必要な人を社会全体で支えていくのが目的でした。認知症や、家族では経済的な負担が大変で施設に入れたくとも入れない。そのことで支える家族も限界に来ていて、このままでは家族共倒れになるという悲痛な声が寄せられています。ゆえに、この点を解消する施策が要望をされています。それは、認知症対応型共同生活介護施設への入所負担は、他の施設のように所得による対応、配慮はなく、一律の負担になっているからです。今こそ、介護保険の理念及び目的に沿って、他市の事例に学びながら、利用者本位の支援を検討すべきではないかと考えますが、以下の点に

について質問いたします。対策について前向きな見解を伺いたいと思います。

1つは、認知症対応型の施設の数と定員及び利用者費用の負担はどうなっているか。

2点目、経済的理由により入所が困難な認知症高齢者及びその家族の経済的負担の軽減を図ることができる事業を展開できる、他市の事例も参考にしながら、その内容について教えていただきたいと思います。

また、事業名、財源内訳も明らかにしてください。本市でも取り組みの必要性が高いと考えますが、取り組みの方向について見解を伺います。

2番目の福祉の問題は、障害者・児の地域生活支援事業の取り組みについてです。

2011年に完全地上デジタル化がテレビではなし遂げられました。しかし、従来のFMラジオは地上デジタルは受信できなくなりました。できるものとして携帯電話のワンセグがありますが、ラジオより操作が複雑で、バッテリーも1時間程度しかもちません。

そんな中、視覚障害者団体の運動により、昨年、中小メーカーが地上デジタル対応ラジオを製品化いたしました。しかし、課題は価格がこれまでの数倍も高いということです。視覚障害者が安心して、生活を楽しく、また情報を入手するためには、日常生活用具として認められ、給付されることがなければなりません。

そんな中、国会や地方議会で、障害者の方々も含めて、日常生活用具に加えるようにと求めてきた運動の成果が実ることになりました。ことしの2月末、厚生労働省は、全国の担当課長に、日常生活用具に該当することも可能と周知しました。このことで、視覚障害者や高齢者も含め、みんなが楽しめる視聴環境が大きく整備されることになりました。本市でも日常生活用具として認め、視覚障害者の生活を支えることが求められています。

そこで、以下の点について質問いたします。

改めて、視覚障害児・者の情報入手はどうなっているのか、2006年厚労省の実態調査から結果を教えていただきたいと思います。

確認として、地上デジタル対応ラジオは製品化されたのか、改めてお聞きしたいと思います。

日常生活用具として給付することは本当に可能かという点もお願いしたいと思います。

給付していく場合の本市の課題と実現の方向について、伺います。

次は、道路側溝の維持管理について伺いたしたいと思います。

それぞれの地域の道路側溝は、歴史的な関係もあり、機能などの点については問題があることは承知をしています。また、桜島降灰との関係でも、財政面など課題もあります。それを踏まえた上で質問になることを承知していただきたいと思います。

そもそも側溝の果たす役割は、雨水などを流し、生活環境を保全するところにあると思います。しかし、土木課の努力にもかかわらず、その機能が果たせず、環境衛生面などにも影響を与えているという現状があります。このことは、市長の掲げる「住みたくなるまちづくり」にも支障を来すものではないでしょうか。何らかの対策が必要と考えます。

そこで、以下の点について、見解を伺います。

1つは、以上の点について、行政と振興会との関係はどうなっているのか。

2点目は、側溝の基本的あるべき姿について、土木、環境行政面からどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

3点目は、問題を解決していくための課題と方向性について、検討はされているのか伺います。

次に、水道施設の耐震化について、伺います。

地震による災害に対して備えることは、安心・安全に市民に水を安定的に提供、供給していく

上で、市民生活を守っていく上でも今日、特に必要な対策であり、本市でも積極的な取り組みが求められています。

そんな中、国は、全国の水道施設の耐震化率は極めて低いことから、国庫補助金を増額し、耐震化の促進を図っています。

そこで伺いますが、本市の水道施設の貯水池、配水池、導水管、送水管の耐震化の状況はどうなっているか。

交付事業との関係で、どの事業に該当するのか。

該当しない場合の対策について、どのように検討されているのか伺います。

最後に、国保問題について、2点質問をいたします。

1点目は、一部負担金の減免・猶予制度の改善についてです。

御承知のように、国保法第44条では、特別の理由により一部負担金を払うことが困難な被保険者に対して、減免、徴収猶予ができるとされています。本市も、減免基準を求める市民の要望等もあり、設けられましたが、減免基準が明確でないなどの部分もあったりするというところで、この間、本市も含めて、地方自治体から要望があり、国としては、改善が図られました。さらに、財政面でも、国会での論戦で改善が図られ、国が示した基準に該当する者に限り、減免額の2分の1を国が負担することになりました。私は、市民の命と暮らしを守るためにも、法の目的に合った運用が図られるように努めていくことが行政の責任だと思います。

この問題では、国会の答弁で、基準は最低限度、これぐらいの表現であり、市町村が独自に上積みを行うことは望ましいと改善を求めています。そこで、厚労省が示した内容を教えてくださいと思います。

そこで、等しく医療を受ける権利を保障していくためにも、低所得者に対する一部負担金減

免、猶予制度は重要な制度です。全国でも低所得者の減免を認める基準を設定して対応しています。法律の理念や国が考えているセーフティネットの1つとしても、制度の改善・充実が必要と考えますが、見解を伺います。

2点目は、生活保護・生活扶助基準の減額が3年間で段階的に引き下げられることになりました。3月、6月議会でも、影響が及ばないように対応する対策を求めましたが、どのような内容になったのか、伺いたいと思います。

以上で質問を終わりますが、不備な点については再質問をさせていただきます。

**○市長（尾脇雅弥）** 持留議員の質問にお答えをいたします。

平成21年第3回定例会での質問要旨は、第6垂水丸転覆事故や、旧海軍航空隊桜島基地と二川基地に関する新たな証言や資料、そしてそれぞれの取り組みから行政に求められているもの、また風化させないためにも、民間の方々とも協力し合いながら語り継ぐ取り組みをしていくことへの見解を求められ、当時の水迫市長が、このことは、これまで知ることのなかった市民の方々のために、また戦争の悲惨さ、平和の大切さを語り継ぐためにも大変貴重な催しであると認識しており、今後も、貴重な証言、資料等がこのまま歴史に埋もれることのないよう保存され、広く語り継がれる必要があると考えていると答えられております。また、行政の取り組みについては、資料の保存等につきましては、個人の所有ということもあり、現時点で行政での保存云々ということはありませんが、所有者の意向もありますので、保存につきましては今後、協議させていただくと答えられておられます。

さきの戦争からことしで68年の月日がたちました。この間、多くの国民、市民の方々の平和への切実たる願いと行動の土台の上に、戦争からの復興を果たし、世界有数の経済・技術大国へと発展してきました。戦争の復興、繁栄をも

たらしたのも、私たちの平和で豊かな社会の裏には多くの犠牲と苦しみがあったことを忘れてはならないと思っております。

さて、その後の市としての取り組みにつきましては、つい最近ではありますが、本年8月号の市報において「垂水戦争証言」として特集記事を組み、終原付近の空襲時の写真、垂水大空襲や第6垂水丸転覆事故に関する証言、太平洋戦争に関する書籍、遺留品や戦具品、跡地、石碑等について掲載したところでございます。このことについては、約5時間に及ぶ垂水市内の空襲について知るということ、その思いを募らせるということになった特集であったようでございまして、市報を読まれた方々からお便りも幾つかいただいたところでございます。

課題といたしましては、語り継ぐ戦争体験者の高齢化や、家族にも伝えていない人も多く、貴重な証言、資料等がこのまま歴史に埋もれて風化されることが懸念されているところでございます。

また、第6垂水丸転覆事故の合同慰霊祭についても、遺族の高齢化が進み、本年2月6日に営まれた70回法要が最後となったことも非常に残念な思いであります。

以上でございます。

**○教育長（長濱重光）** 持留議員の御質問にお答えいたします。

平和教育の取り組みについてでございますが、これまでの学校教育での取り組みについてでございますけれども、各学校におきましては、日本国憲法及び教育基本法の理念を実現するために、学習指導要領に基づきさまざまな平和学習を行ってまいりました。

具体的には、小学校におきましては、国語科で、戦争を題材とした教材を学習した後に平和をテーマにした作文を書いたり、平和について意見交換会をしたりしてまいりました。また、社会科の歴史学習や総合的な学習の時間などに

において、ほとんどの学校が地域の方々を講師として学校にお招きし、戦争時の体験や当時の垂水市の様子などを聞く学習も実施してまいりました。

さらに、垂水中央中学校におきましては、修学旅行で長崎の平和公園を訪れるに当たって、事前の平和学習として、垂水市に残る戦争に関する資料などを活用しながら、垂水空襲や垂水市の軍事施設、第6垂水丸の転覆事故などについて調べる学習を展開してまいりました。

また、そのほかの取り組みといたしまして、垂水史資料第13集「戦後50年戦争体験記」の販売を行ったり、市立図書館におきましては、戦争に関する資料の特設コーナーを設け、展示したりしてまいりました。さらには、広報誌「シリーズ文化財」のコーナーに戦争体験記を掲載したり、新規採用教員のフレッシュ研修の一環といたしまして、牛根麓の九州海軍航空隊、桜島航空基地や錦町の垂水海軍航空隊、さらには新城、まさかりの特別航空隊の第61震洋隊基地などの郷土史探訪も行ってまいりました。

このようにして平和教育に取り組んできてはおりますが、議員がこれまでも御指摘しておられましたとおり、今後、戦争体験者が少なくなり、戦争の悲惨さや人々の苦しみなどを伝承することが困難になっていくことが予想されますので、教育委員会といたしましても、平和を愛し、平和実現に向け、主体的に行動できる児童生徒を育成するために、各学校における平和教育が今後ますます充実するよう、これまでの実践等をさらに改善しながら、継続して指導、支援を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○総務課長（中谷大潤）** 垂水空襲の被害について改めてデータをについての御質問にお答えいたします。

垂水空襲に関することにつきましては、市報8月号にも掲載しておりますが、垂水史資料集

13巻において、戦争体験記として1冊にまとめ  
てあり、また、垂水市戦災日記や第6垂水丸転  
覆事故にまつわる話など、太平洋戦争で垂水に  
関する書籍は、可能な限り市立図書館に備えて  
いるところでございます。

垂水では、昭和20年3月18日と同年8月5日  
に空襲がありました。図書館で蔵書しております  
昭和32年3月建設省発行の戦争復興記によ  
りますと、昭和20年8月5日、本町は戦時中、海  
軍航空隊並びに同施設基地であったため、終戦  
直前、焼夷弾爆撃により、繁華街たる中央通り  
全域、及び本町の表玄関たるバス、汽船の発着  
所付近を含む区域を焼失した。死者74人、負傷  
42人とあります。また、昭和40年に垂水市が発  
行している垂水市戦災日記、市報の戦災被害の  
資料でもありますが、これには死者91人、負傷  
者62人とあります。市報では、川井田稔さん、  
星原絹子さんが戦争体験を語っておられますが、  
改めて戦争の悲惨さと平和のとうとさを再認識  
したところでございます。

以上でございます。

**○学校教育課長（牧 浩寿）** 持留議員の御質  
問にお答えいたします。

これからの学校教育の中での語り伝える取  
組みについてでございますが、先ほど教育長が  
述べられましたとおり、各学校におきましては、  
日本国憲法及び教育基本法の理念を実現するた  
めに、学習指導要領に基づき、さまざまな平和  
学習をこれからも継続して行ってまいります。

具体的な内容は、これまで実施してきたこ  
とをさらに改善しながら進めていくことになり  
ますが、例えば戦争当時の写真や文献など、本  
物に触れる機会をふやすなどの工夫をしてまい  
りたいと思います。また、垂水市に残る戦争に  
関する資料や垂水空襲や垂水市の軍事施設、第  
6垂水丸の転覆事故などの生々しい現実に接す  
る学習も継続して推進してまいりたいと、その  
ように考えております。

以上でございます。

**○社会教育課長（瀬角龍平）** 持留議員の社会  
教育課の中での取り組みはということと、そし  
てまた、戦災資料の保管や公開などの考え方  
や取り組みはとの御質問にお答えをいたします。

社会教育課では、これまで取り組んでまい  
りました垂水史資料集第13集「戦後50年戦争体験  
記」の販売や、市立図書館における戦争に関す  
る資料の特設展示とともに、広報紙での周知や、  
さまざまな機会を捉えて平和教育に取り組んで  
まいりたいと考えております。

そしてまた、戦争体験者の高齢化とともに失  
われつつある戦争体験談や戦災資料等の収集、  
垂水空襲や市内に残された戦時中の史跡等につ  
いて、未確認の史跡の確認作業や資料公開につ  
いても取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○保健福祉課長（篠原輝義）** 福祉行政につ  
いて、包括的支援事業・任意事業への取組みに  
ついて、お答えいたします。

1番目の認知症対応型共同生活介護施設、い  
わゆるグループホームの施設数ですが、平成25  
年8月末現在で6施設、定員72名となっております。  
利用額については、施設によっても違い、  
介護度及び課税・非課税世帯によっても大きく  
変わってまいります。例としまして、介護度  
3、非課税世帯で、収入は老齢年金のみの方の  
場合、一月の利用負担額はおよそ9万8,900円か  
ら11万3,000円程度になります。

2番目の経済的理由によるグループホームへ  
の入所困難者に対する軽減策であります。本  
市におきましては、今のところ、制度がござい  
ません。

他市の状況でございますが、平成25年度から  
曾於市がグループホームの家賃等助成事業を実  
施しているようでございます。

また、この事業は、地域支援事業の任意事業  
として、介護保険料の所得段階の第2段階を対

象者として行うもので、国費39.5%、県費19.75%、市費19.75%を財源の一部とする補助事業でございます。

3番目の取り組みの必要性でございますが、地域支援事業は、標準給付費見込み額の3%を上限とする事業でございます。介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業の3事業を取り組むこととなっており、本市の事業総額は、平成25年度事業ベースでおよそ4,900万円でございます。

この3事業にはそれぞれ枠があり、家賃等助成事業を採用するとなった場合、今、実施している在宅介護手当事業及び訪問給食サービス事業を削らざるを得なくなることから、現段階では難しいと考えられます。

続きまして、視覚障害者の地域生活支援について、お答えいたします。

質問の1から4までに対しまして少し答弁が前後いたしますが、御了承をいただきたいと思っております。

障害者日常生活用具給付事業は、重度の障害者及び障害児の方などが、日常生活上の不便を解消し、かつ自立の支援や社会参加を促進すると認められ、実用的で安全かつ容易に使用できるもので、日常生活用品として一般的に普及していない用具を給付する事業であり、地域生活支援事業の一環として、国・県の一部補助を受けて、各市町の裁量により実施されている事業であります。

対象となる用具は、障害の内容や程度に応じ、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費等のさまざまな種目が設定されております。

御質問の地上デジタル対応ラジオ、これは平成23年7月の地上デジタル放送移行に際し、従来のラジオではテレビ放送が受信可能であったのが受信できなくなり、テレビ放送をラジオで

聞かれていた視覚障害者の方々の声を受けて開発された製品であり、平成24年8月ごろに商品化がされたようでございます。

この地上デジタル対応ラジオは、全国的には限られた自治体でしか給付対象として認められておらず、また予算枠も限られた事業であることから、周辺自治体の対応状況や予算状況等も精査した上で、関係課とも協議を行い、日常生活用具の給付対象とするかどうかについて、前向きに検討を図ってまいりたいと考えております。

給付していく場合の課題としましては、地デジ対応テレビ設置や利用状況等を考慮し、地上デジタル受信困難な場所の世帯をどうするか、また、対象となる方への周知方法をどうするかなどが考えられます。

さらに、地デジ対応ラジオは現在さまざまな製品の商品化が進んでいますが、視覚障害者の方が安全かつ容易に使用できるものを選定していく必要があると考えられます。

以上でございます。

**○土木課長（宮迫章二）** 道路側溝の維持管理についての御質問にお答えいたします。

道路側溝の清掃につきましては、それぞれの集落において5月から7月ごろにかけて、集落内の美化作業の一環としまして、集落内にある側溝の土砂上げなどをボランティアで実施していただいております。大変感謝しているところでございます。

道路側溝には家庭からの雑排水も流れてきており、振興会での作業であれば、側溝のふたのかかかっていない部分的な土砂上げとなるため、土砂を除去した後にも結果的には雑排水がたまることになり、環境衛生面において不衛生な状況になっているところでございます。このような状況であるため、土木課としましても、側溝のふたがあるところなど作業が困難な箇所につきましては、環境整備班や建設業者に依頼して

対応しているところでございます。

しかしながら、特に降灰が多い協和地区と中央地区につきましては、それだけでは排水機能が回復できないため、昨年度と一昨年度は単独予算で側溝清掃の作業を実施したところでございますが、本年度分につきましては、市の単独予算を少しでも減らそうと考え、桜島の降灰除去事業として補助対応で申請する予定で発注しているところでございます。以上でございます。

○生活環境課長（村山芳秀）側溝にたまった生活排水の環境面について、お答えします。

まず、環境行政面から見ますと、蚊の発生や悪臭など衛生的にも悪い環境だと認識しております。特に市街地の側溝ですが、勾配がないため流れにくく、せっかく振興会単位で泥上げを行っていただいても、個人住宅の出入り口の側溝のふたが固定してあり、そこの部分の泥の除去ができないため、汚水がたまっている状況があちこちで見られます。特に、桜島降灰の影響もあり、私どもとしては土木課サイドへ除去への対策をお願いするしかございません。

先ほど土木課長からもありましたけど、側溝の役割ですけど、雨水を初め、家庭内の台所・風呂・トイレの用水等の生活排水が流れ込んでおります。この中には、合併浄化槽で処理された汚水や単独の浄化槽で処理された水と、処理されない生活排水があり、そのまま川などを經由して全て鹿児島湾に流れ込んでいる状況でございます。

生活環境課といたしましては、海の水質保全を保つためにも、個別の合併浄化槽への切りかえや、牛根境地区におきましては漁業集落排水処理施設の污水管への接続を、あらゆる機会を通じて呼びかけを行っているところでございます。

以上でございます。

○水道課長（塚田光春）水道施設の耐震化に

ついて、お答えいたします。

まず、水道施設の耐震化の状況でございますが、平成23年度の上水道事業、いわゆる給水人口5,000人以上の水道事業の水道施設統計調査によりますと、全国、鹿児島県、垂水市のそれぞれの耐震化率についてお答えいたします。

なお、各水道施設の耐震化率は、次のように3つの施設に区分し、耐震化率が算定してありますので、その施設ごとに述べたいと思います。

1つ目の管路施設は、導水管、送水管の全延長と、配水管は幹線となる配水管のみの合計延長の基幹管路延長で耐震化率を算定してあります。2つ目は浄水施設、3つ目は配水池で区分し、耐震化率を算定してあります。

それでは、基幹管路の耐震化率でございますが、全国平均は32.6%、鹿児島県平均は19.4%、垂水市は23.2%になっています。

次に、浄水施設の耐震化率でございますが、全国平均は19.7%、鹿児島県平均は4.9%、垂水市は83.3%になっています。

次に、配水池の耐震化率でございますが、全国平均は41.3%、鹿児島県平均は11.5%、垂水市は40.2%になっています。

このように、本市は、平成20年度から21年度にかけて内ノ野浄水場等の改修工事を行っている関係で、浄水施設の耐震化率は、改修に合わせた耐震化ができたことから、全国、県平均より特によいのですが、管路施設や配水池に関しましては、平成9年水道施設耐震工法指針が出版される以前の管路施設や配水池の建設が多いことから、耐震化率が低い状況でございます。

そこで、今後は、管路施設等の耐震診断を行いまして、耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定したいというふうに思っております。

次に、今後、耐震化していく上での補助事業でございますが、議員御指摘の水道水源開発等施設整備事業は、事業の採択要件等について県へも確認したところですが、国庫補助採択要件

である地震等の地域指定に該当しないことから、採択は厳しいとのことでした。また、これまでに県内の市町村で実施しているところもないようでございます。

このようなことから、補助事業としては厳しいことから、公営企業債事業によりまして年次計画を立てて耐震化を進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

**○市民課長（白木修文）** 持留議員の国保問題についての御質問にお答えします。

1番目の2010年9月13日付の厚生労働省からの通知による改正後の一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保健医療機関等の一部負担金の取り扱いについては、国民健康保険法第44条の規定に基づく一部負担金の減免、免除等について、全ての保険者において、一部負担金の適切な運用がなされるよう、その取り扱いを規定する実施要領等を定めてもらうことを目的としており、国が望ましいと考える基準を示したものでございます。

その主な内容は、まず被保険者が震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたときや、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不良、その他これらに類する理由により収入が減少したときや、事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したときなどに該当したことにより、その生活が困難になった場合において、必要と認めるときは、その者に対して、その申請によって、6カ月以内の期間に限って、一部負担金の徴収を猶予するものとなっております。

次に、被保険者がこれらのいずれかに該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において、必要があると認めるときは、その申請により、その者に対し、一部負担金を減額し、又はその支払いもしくは納付を免除する

ことができるとなっております。

なお、収入の減少の認定に当たっては、今回の改正規定により、入院療養を受ける被保険者の属する世帯であり、世帯主及び当該世帯に属する被保険者の収入が生活保護法第11条第1項第1号から第3号までに定める、保護のための保護金品に相当する金額の合算額、いわゆる生活保護基準額以下であり、かつ預貯金が生活保護基準の3カ月以下である世帯となっております。

さらに、今回の改正規定で、一部負担金の減免の期間は、療養に要する期間を考慮し、1カ月単位の更新制で3カ月までを標準とすることとなっております。ただし、3カ月まで期限を制限するものではないとしております。なお、療養を要する期間が長期に及ぶ場合については、被保険者の生活実態に留意しつつ、必要に応じ、生活保護の相談等、福祉施設の利用が可能となるよう、生活保護担当など福祉部局との連携を図るようになっております。

以上が、厚生労働省からの通知の主な内容でございます。

続きまして、2番目の等しく医療を受ける権利を保障していくためにも、低所得者に対する一部負担金制度は重要な制度である。法律の理念や国が示した基準等からも制度の改善・充実が必要ではないか。3番目の生活保護・生活扶助基準の減額に対応する施策についてですが、これまで国において、生活困窮者に対する一部負担金額減免・猶予については、生活保護基準額以下の方を対象としておりましたが、今回の生活保護基準の減額に対する対応として、この対象者を基準額の1.1倍の額に段階的に対応することとなっております。

本市におきましては、国民健康保険法第44条に基づき、独自の基準を定めた要綱を平成23年4月1日から施行しております。その中で、生活困窮者に対する一部負担金額減免・猶予につ

いては、生活保護基準の1.2倍までを対象としております。そして、国より幅広く救う基準となっております。

また、国保財政につきましては、今後も恒常的な赤字が予想されており、毎年一般会計からの法定外の繰り入れがないと医療費の支払いができない状況にありますので、これ以上の改善というものは、国保財政にも影響が生じますので厳しいと考えております。

以上です。

**○持留良一議員** では、一問一答方式でお願いしたいと思います。

最初の平和教育への取り組みについてですけれども、ある意味、4年間いろんなことが取り組まれたなというふうに改めて実感もしているところですが、やはり共通して問題は、語り継ぐという問題と、その戦跡をいかに調査し、保存していくかということがやっぱり課題だろうなと思います。そのことが逆に言うと、学校教育の中でも生かすことができないという問題にもかかわる問題だと思えます。

特にやっぱり子供たちにとっては、これが1日で平和教育ができるものではないと思えます。3年間、6年間、それを通じて子供たちは学んでいくものだというふうに思えます。そういう意味でもやはり実体験、いわゆる現場学習、そういうところを通じて子供たちはより一層、平和についての考え方を深めていくし、また、戦争を改めて見ることによって、平和のとうとさを考えていくんだろうなと思えます。

そこで、1つお聞きしたいのは、この戦争遺跡についての実態調査を今までどの程度されたのか、それとも、まだ十分されていないのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

というのは、この前の新聞で、出水市が戦争遺跡保全本腰と、ここの出水市自体は大変、私も何度か行きましたけれども、戦争遺跡がいっぱいあるところです。私自身はもうそういうと

ころがきちっと保存されているのかなと思ったら、これからだということを担当者の方は言われています。そして最後に、遺跡の背景にある歴史や関係した人の思いが深みを営むと、資料や証言を集めるのは今がぎりぎりのタイミングだと、こういう認識で今回こういう、改めて市民含めてそういう保存をしていこうということと、またこれで1つの大きなまちづくりもしていこうという考え方なんですけれども、そこで、最初お聞きしたとおり、垂水市ではどれだけそういう調査を具体的にされたのかですね。

というのは、先ほど教育長からも出ましたけれども、旧海軍の幻の基地の問題ですね。それとまた私なんかもいろいろ古老から聞いたり、例えば井川でもお話も聞きましたし、いろんなところで聞いているんですけれども、そういうのを具体的に調査されたのかと、まずこの1点についてお聞きをしたいと思います。

**○社会教育課長（瀬角龍平）** ただいまの御質問にお答えします。

先日の南日本新聞の報道によりますと、出水市そして出水市の教育委員会も、市内に残る戦争資料の保存等に取り組む、そして歴史教育を進めていくという、そういう旨の記事が掲載をされておりました。

ただいま申し上げましたけれども、図書館、ここについては今、桜島災害とあわせて戦災状況の展示をしております。その中には、今、総務課長からの答弁もありましたけれども、8月5日の旧垂水町の中心市街地の罹災状況図、これも展示をしてあります。今、本城川の下宮町から今の警察署あたりまで、そして海岸から垂水高校あたりの、ほとんど垂水の中心市街地が焼け野原になったということを今、展示をしております。

今の御質問なんですけれども、私たちはこれまで、いろいろ地元の郷土史研究のインストラクターとあわせて、各戦争の跡地、資料を見て

おりますけれども、まだまだ議員御指摘のとおり、十分ではないというふうに思っております。

これからも戦争の歴史を風化をさせないために、戦争の体験談を聞いたり、そしてまたあと、市内に残っていると言われますけれども、戦時中の資料、そして情報の保存、防空壕とか野戦病院もあったというふうにも聞いておりますし、上馬込とか城山等にも索敵をした場所、そういうことが残っているというふうにも聞いておりますけれども、そういう調査などについても行いながら、正しい歴史教育、そして平和教育の充実に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○持留良一議員** ぜひ、今の現状を聞きますと、十分にそういう保存ということも含めて、対応ができてないという現状があるかと思えます。

御存じのとおり、もう時間的にも含めて、この問題というのは一刻の猶予も許されない状況にあるというふうに、これはもう共通の認識にあると思えますので、ぜひ、教育委員会だけでなく行政のほうもこの点についてはぜひ努力をしていただいて、垂水の戦争を語り継ぐ、そのためのこういう戦争遺跡を保存していくべき取り組みを積極的に進めていただきたいというふうに思います。

というのは、やっぱり教育振興計画の中にも、郷土の自然や伝統文化、歴史を生かした特色ある学校、開かれた学校づくりを進める。ふるさとを愛し、誇りにする子供たちと、そうやってきたときに、やっぱりこの中心部分が、いわゆる先ほど教育長が言われたとおり、教育基本法の目的、理念に合致していくためには、やはりこの部分、大事な部分が欠けてしまうと十分なことができないというふうに思えますので、ぜひこの点については、ぜひしっかりとした取り組みを、資料を含めて、取り組みをしていただきたいと思えます。

改めて、この点について、市長のほうからの

見解、及び教育長の見解をお願いしたいと思います。

**○市長（尾脇雅弥）** 平和教育という視点は大変重要な視点でありますので、そのことは共通でございますので、そのように対応していきたいというふうに思っております。

**○教育長（長濱重光）** 戦争の悲惨さや苦しみを今の子供たちにいかにして学ばせて、そしてまたそれをどんなにして伝承していくかというのは非常に重要なことでございますので、今、御指摘ありましたように、今後さらに戦争遺跡の本市における調査等も進めながら、継続した取り組みを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○持留良一議員** 次に移りたいと思えます。

福祉問題の最初のいわゆるグループホームの問題についていきたいと思えますけれども、先ほど、いわゆる支援事業・任意事業が3%の枠の中でもう手いっぱいだということで、なかなか現状の中では困難だということが言われました。しかし、入所を期待している人、また入所しなきゃならない人が、経済的な理由によって今日もやはりそのことが閉ざされているということ、重大なやはりこれは問題だと思うんです。ますます介護のほうでも、費用も高くなっていくと、そういう意味では早期対応・早期治療ということが必要だし、また、その施設に入ることによってそのあたりも緩和できる、予防事業としてもしっかりと取り組んでいかなきゃならないと。そういう立場に立ってやはりこの問題をどう開いていくのかというのが、やっぱり行政としても考えなきゃならない問題だろうと思うんですけれども。

曾於市の説明によると、平成24年度の説明で、県はこれが支援事業としてできますということで、要綱をつくれればそれはオーケーですということでは言われたということで、早々にこれを具

体化、政策化されたということですが、その中では当然、他の任意事業との関係もいろいろあって、調整もされたかというふうに思いますが、今後、この問題というのは、その3%の枠を撤廃しなければ、また何とかその中で事業ができるような展開をしていかなければ、なかなかできない事業だというふうに思うんですが、そうなってきたときに、市としてこの問題について、3%の枠ができないからということだけで閉ざすのではなくて、じゃ、どうしたらこのことがひとつ展望できるのか、可能性としてあるのか、そのことで家族の方々、特に高齢者の方々も含めてその要望に応じていける。そういうことも含めて、担当課のほうでどういう認識なのか、この問題提起をされてどのように考えられたのか。もう全くする意思はないのか、それとも、そういう状況の中でやっぱり検討していく課題として、やはりこの問題は真正面に携えていかなきゃならない問題なのか、その点について見解を伺いたいと思います。

**○保健福祉課長（篠原輝義）** 確かに議員のおっしゃるように、この事業の必要性というのは認識をしているつもりでございます。

しかしながら、先ほど曾於市の例が出されましたけれども、これで積算をしますと、1日600円の補助で、月30日利用したとして、最大定員が72名ですので、最高が1,550万円ぐらいという額になっております。今のこの任意事業の中の在宅介護手当とか訪問給食サービスの予算でいいますと、これが約1,400万円弱の予算を使っているというようなことございまして、非常に今のところは難しいと。

ただ、今、社会保障制度、国民改革の国民会議で最終報告案がなされておりますけれども、先ほど議員がおっしゃいました、要支援1、2が段階的に市町村の事業へ移っていくというようなこともありまして、いわゆるこの地域支援事業へ移していくということになれば、そうな

った場合に、この枠の見直しがあるのではないかとこのように思っております。検討するとなれば、その段階で検討するということになるのかと思います。

以上です。

**○持留良一議員** 今そういう、ある意味での国の動向との関係もあるかと思いますが、そういうことがあって、今、課長のほうで、現場のほうでそういう声が出たんですけれども、市長としてはこの問題、今そういう中で方向性として、やはり検討する課題としてこの問題は今後、やはりきちっと市長としても考えていきたいという、そういうお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○市長（尾脇雅弥）** ただいま担当課長が申し上げたとおりでございますけれども、福祉の充実という点に関しては、方向性は同じだろうと思いますけれども、財源にも限りがございますので、そういったことを勘案しながら、今後、地域包括ケアの体制も含めた中でいろいろ協議をしていきたいというふうに思っております。

**○持留良一議員** よろしくお願ひします。そういう方向でぜひ検討していただきたいんですけど、ここでの予算と、先ほど、全てが対象の場合だということですので、本市も全てが対象ではないです。予算自体は減額になっていく可能性もありますので、ぜひ、2つの方向があると思うんですよ、今、国の動向との関係で、そういう形で要支援1、2が外されるとなったときにどうするのかと、自治体がどう判断するのかというのがありますし、しかし、一方では、そういう中であっても、やはりこの問題を、そういう高齢者の方々の、低所得者の方々の経済的負担が大変な方々のニーズにどう応えていくのかという点もありますので、ぜひこれは大きな検討課題として取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に行きたいと思います。

先ほど、地上デジタルラジオのことで前向きに検討をしていきたいということを言われましたけれども、具体的にどんな形でやっていくのか、その方向というのは、例えば今もう視覚障害者の方々は一日も早くそのラジオが生活用具として認められ、給付してほしいというのがあるんですけれども、實際上これを議論して、現場でも議論されたと思うんですが、一体いつごろになったらどういう方向になるのか、その点がわかりましたら、検討されているんだったら、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森 正勝）議員の皆さんにお知らせします。静粛をお願いします。

○保健福祉課長（篠原輝義）先ほどお答えいたしましたように、いろんなまた予算の枠、それから周辺自治体の対応状況とか、そういったものもございます。今後、財政の状況とかそういった関係もございますので、その辺のまた協議してまいりたいと思います。

○持留良一議員 ぜひこの問題については、待ちわびていらっしゃると思いますので、費用も高いということ、そして結果的にこれを認められることによって非常に入手も安くなりますので、そういう意味では早急に、こういう方々の要望に答えていただいて、こういう方々へ、改めてこういう形での情報提供、そしてこういう方々を、こういう情報をするによって、単純に情報だけじゃなくて、その情報の中には防災の面もありますので、ぜひ早急にこれが手当てできるようにしていただきたいというふうに思います。

次の問題に移りたいと思います。

土木行政の問題に移りたいというふうに思います。

課長ともお話をする中で、写真も提示しながら現状を話させていただいたんですけれども、皆さんも目にするが多々あるというふうに思います。いろんな形で、これは草が生えて側溝自体が機能を果たしていないという状況です。

これは交差点のところにあるんですけども、中にたまっていて、中から草が生えているという状況ですね。このことによって、ある意味では逆に見て、道路の冠水がすぐ起きてしまうという現象もあります。またこれは、流れ切れないことによって生活排水がよどんで、いわゆる蚊とか、そういう発生する原因にもなっているかと思います。

そういう意味でいろいろと皆さんの近くにもそういう現状があるかと思いますが、やはり本来こういう状態自体が道路側溝としての機能を果たしていないという現状であり、しかし、やっぱり一方では土木課も大変努力をされて、限られた財政の中で市民のニーズに応じてきていらっしゃることは私たちも大変評価しているところであります。

ただ、問題は、財政的な問題でなかなか負担も大変で、降灰事業として、今回、そのことを認めてもらえるように努力をしていくということがありましたけれども、それはそれとして私たちはぜひ取り組んでいただきたいし、私たち議会もそれに対してバックアップもしていかなければならないだろうなと思います。

しかし、市民にとったら、あしたあさって、やっぱりその状況の中で生活しなきゃならないと、やはりそこに行政がどういう役割を果たしていくのかというのは、先ほど振興会との関係もありましたけれども、振興会もなかなかもう限度いっぱいのことをいろいろやっていると、なかなかそういう意味では、その問題に対して対応できないという面もある中で、やはりどうしていくのかとなったときに、やはり市としてこの問題を、そういう補助事業待ちではなくて独自にそれを切り開いていく点もあるんじゃないかなと。このことは逆に言うと、投資をしなきゃなりません。しかし、その投資は、ある意味では事業という形にもなりますし、そこで働く人たちの、ある意味では生活に関係する給与

になっていく関係もあります。その投資によって市税にも反映してくるといふ面があるわけなんです。

だから、ある意味では、思い切ってここにそういう形で投資をして、側溝の本来の維持・機能を果たしていくと、そういう役割をつくっていくという、これがやっぱり最低でも行政の責任だというふうに思いますが、市長に改めてその点で、こういう現状がある中で土木行政として、また環境衛生面からも含めてどうしたらいいのか、市長としてどういう指示を出していきたいのか、その点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

**○市長（尾脇雅弥）** 皆さん御承知のとおり、降灰の状況は、とりわけこの3年間は、1年間に800回を超える回数でございますので、かなり、これまでと違って対応の必要性が高まっているというふうに認識をしております。また、国においてもそのことを御理解をいただきまして、通常のさまざまな陳情に加えまして、自民党の中でも小委員会を設置をされて、この間、森市長らとともに訴えてまいったところであります。

ただ、それとは別に、我々でできることとして、自助・共助・公助あるわけですけれども、例えば共助と公助の連携でありますとか、ボランティアの中でやっているときに維持班とうまく絡めていったり、とにかく課題解決するためのでき得ることをいろいろ検討していきたいというふうに考えております。

**○持留良一議員** 時間も大分迫ってきましたので、この道路側溝の問題についてはぜひ、そういう現状があるんだということと、行政の責任、役割、そして財政的な面からもそういう効果があるんだということをぜひ検討していただいて、行政の責任で、できない分についてはぜひ取り組みをしていただきたいと思ひます。

それから、水道施設の耐震化の問題、結果的に該当しない部分が多いということで公営企業

債、これを発行して対応していくということなんですが、問題は、今回の決算報告でも指摘されたとおり、この企業債によって大変経営がやっぱり大きな影響を受けると、また、このことで企業債を発行することによって建設投資、いわゆる資本費がふえていくこととなります。そういうことは結果的にどうなるかという、いわゆる解決策としては公共料金の値上げと、水道料金の値上げというふうになってしまうんですけれども、そうならないためにも、私はぜひ、費用部分については、この中身自体がやっぱり社会的な性格を持っている以上、一般財源を部分的には活用していくと、そういうことが必要だということをちょっとこれは提起だけして、ぜひ改めてまたこの点については議論をしていきたいというふうに思ひます。

最後、国保の問題ですけれども、確認したいんですけれども、例えば病院に入って入院費を支払うことによって生活が困窮する、この人たちには一部負担金の減免、医療の対象になるのか、お聞かせください。

**○市民課長（白木修文）** 一部負担金は減免、減額になるというのは、その人の所得の状態を見て判断するものとなっておりますので、もしそういうふうに支払いが困難であれば、その人の申請によって、所得がその基準に合うかどうかの判断をしたいと思ひます。

ただ、その人の申請がうちの要綱の規定に該当するかどうかというのはやっぱり調査する必要があると思ひます。

**○持留良一議員** 調査して、対象であれば、支払うことによって生活が困窮する場合は対象だということを確認をしていきたいというふうに思ひます。

いろいろ今回も、平和問題から生活問題までいろいろやりましたけれども、ぜひ今回議論したことが無駄にならないように、ぜひ前向きな形で検討していただけるよう訴えまして、私の

質問を終わります。

○議長（森 正勝）今日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（森 正勝）次は、あす午前9時半から本会議を開き、質問を続行します。

△散 会

○議長（森 正勝）今日は、これにて散会します。

午後4時9分散会

平成 25 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 25 年 9 月 11 日

本会議第3号(9月11日)(水曜)

出席議員 15名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大菌藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	15番	篠原静則
7番	田平輝也	16番	川畑三郎
8番	持留良一		

欠席議員 1名

14番 徳留邦治

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産商工	
副市長	松下正	観光課長	山口親志
総務課長	中谷大潤	土木課長	宮迫章二
企画課長	前木場強也	会計課長	脇孝久
財政課長	野妻正美	水道課長	塚田光春
税務課長補佐	森山博之	監査事務局長	堀内昭人
市民課長	白木修文	消防長	松山晃
市民相談		教育長	長濱重光
サービス課長	森下利行	教育総務課長	川畑千歳
保健福祉課長	篠原輝義	学校教育課長	牧浩寿
生活環境課長	村山芳秀	社会教育課長	瀬角龍平
農林課長	池松烈		

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	田之上康
		書記	有馬英朗

平成25年9月11日午前9時30分開議

△開 議

○議長（森 正勝）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

△発言の申し出について

○議長（森 正勝）ここで、水産商工観光課長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○水産商工観光課長（山口親志）おはようございます。

昨日、北方議員の教育旅行の、民泊型の教育旅行につきまして答弁させていただきましたが、2泊されている生徒を1泊で換算しまして、きのうの答弁で御報告をいたしましたので、修正をお願いしたくて、ただいまより報告をさせていただきます。

昨日、民泊型の教育旅行につきまして、延べ人数で実績を御報告しましたが、平成22年度の中学校の延べ人数99名は変わりませんが、23年度860名と申し上げましたが、1,505名、24年度が796名と申し上げましたが、1,251名、25年度の予定を2,039名と申し上げましたが、3,577名の予定となります。

したがって、経済効果について御報告いたしました数字も変わりますので、あわせて修正をお願いします。

本年度の民泊の経済効果としまして1,223万円と申し上げましたが、経済効果としまして、人数がふえましたので2,146万円ということにしまして、総体で経済効果が、直接効果を2,200万円と申し上げましたが、約3,860万円、それから波及効果を3,800万円と申し上げましたが、6,560万円の波及効果がありますので、きのう答弁いたしました数字を修正をお願いしたいと思います。

○議長（森 正勝）よろしいですか。

△一般質問

○議長（森 正勝）本日の議事日程は、きのうに引き続き一般質問であります。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、10番池山節夫議員の質問を許可します。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 おはようございます。

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、さきの通告順に質問をさせていただきます。まず、公会計制度について。

平成22年分、23年分について、貸借対照表、純資産変動計算書、行政コスト計算書、資金収支計算書の財務4表が公表をされておりますが、この2年分の財務4表から読み取れる課題について伺います。

次に、この財務4表は、総務省方式改訂モデルで作成されておりますが、より企業会計に近く、資産や税収、そして社会保障の給付や他会計への繰出金などの移転収支など、地方公共団体の特殊性を加味して、資産や負債の管理、予算編成への活用などを公会計として、本来期待される機能を果たす基準モデルでの作成が急がれると考えますが、基準モデルの検討と基準モデル作成までのアクションプラン作成について見解を伺います。

市民への周知、公開についてですが、現在の財務4表は、垂水市のホームページからすぐにたどり着けません。このことは、財務4表の作成と公開という趣旨からしても不十分と考えますが、見解を伺います。

学校教育について。

中学生・高校生のネット依存が全国で51万人以上と推計されると言われます。中二病もネット依存が無関係ではないように思われます。ネット依存と中二病について伺います。

また、垂水中央中学校での現状把握と指導、対策について伺います。

特別警報について。

特別警報が出されますと、全市民への周知義務があると思いますが、現在の防災無線などの周知方法では全市民に周知するのは不可能に近いと考えます。周知の方法と対策について伺います。

オレンジプランについて。

厚生労働省は、2012年時点の認知症高齢者が約462万人に上るという推計を公表をしております。これに、認知症になる可能性のある軽度者を加えますと、65歳以上の4人に1人になると言われます。

オレンジプラン策定の狙いは、高齢化が進む中で、受け入れ施設の不足や医療・介護保険の財政悪化を防ぐためと思われる。全国平均より高齢化の進む鹿児島県にとっても、オレンジプランの目的が十分に達せられるかどうかは大きな意味を持ちますが、県の取り組みと、これに合わせた本市の対応について伺います。

認知症高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるように、ケアの中心を施設から在宅に転換する試みは、十分な受け皿を用意することなく介護の場を在宅に移してしまうという危険をはらんでおります。もしものときに患者をすぐに受け入れられる短期の入所サービスなどの充実が図られなければ、家族の負担ははかり知れないものがあり、この点がオレンジプランの懸念されることです。

愛知県内で列車にはねられ死亡した認知症男性の遺族に、列車遅延などの損害金の賠償を命じた名古屋地裁の判決は、認知症の家族を抱える人には衝撃的でありました。認知症高齢者と家族の役割、その責任について、考えをお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○財政課長（野妻正美）公会計制度について

の財務4表から読み取れる課題についての御質問にお答えします。

公会計の整備につきましては、平成19年に総務省通知の公会計の整備推進についてで、人口3万人未満の市町村は、5年後までに貸借対照表などの財務4表の整備・公表を要請され、本市では、平成21年度より、土地・建物台帳のデータ化などの準備作業を始めまして、平成22年度決算分から、普通会計、特別会計などを合わせた連結財務4表までの作成及び公表をいたしているところでございます。

公会計導入の目的は、夕張市を初めとする自治体の財政危機もあり、自治体の債務を圧縮する観点から、財産台帳の整備や財務4表の作成を行うことにより、単式簿記では見えない自治体の資産・債務の管理が可能となり、財政の効率化・適正化が図れるというものでございます。

そこで、本市において財務4表から読み取れる課題について、2点ほど御説明申し上げます。

市のホームページで公表しております資料に、行政コスト対税込等比率がございしますが、この比率は、1年間にかかる行政コストに対し、税込等でどの程度賄われているかという財政の弾力性を図る指標となっております。この数値を分析してみると、扶助費や水産業補助金等の増により歳出が伸びて、財政的に余裕がなくなっていることがわかります。

次に、資産の管理を見ますと、取得価格に対する減価償却累計額の割合により計算する資産老朽化比率がございしますが、比率から、公共資産の老朽化が進んでいることがわかります。この状況は、県内他市も本市と同じような傾向にあるようですが、古くなりつつある施設をどのように維持・保全し、あるいは更新していくかという取り組みは、今後の市政運営にとって極めて大きな課題であると受けとめております。

次に、2番目の基準モデルの検討とアクションプラン作成についての御質問にお答えいたし

ます。

公会計の整備方法につきましては、主に基準モデルと総務省方式改訂モデルがありますが、本市を含む鹿児島県内全ての自治体で総務省方式改訂モデルが採用されております。2つの方式の大きな違いは、固定資産の算定方法でございまして、基準モデルが、全ての資産を時価評価し、資産額を算定するのに対し、総務省方式改訂モデルは、資産額を過去の決算統計資料から算定するなど、取り組みやすくなっております。

そこで、本市の基準モデルの導入検討とアクションプラン作成でございしますが、基準モデルを導入するには、土地・建物だけの評価にとどまらず、市が所有する膨大な備品の評価や財務会計システムの変更など、相当な時間と労力がかかるものと思われまますので、今のところ、導入に向けたアクションプランの作成まで至っておりません。

しかしながら、総務省に設置されている「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」が、ことし8月に「新地方公会計推進のための中間とりまとめ」を公表している中で、多くの自治体が総務省方式改訂モデルを採用している現状を分析し、今後、複式簿記の導入等も含め、新しい基準の公会計へ移行する検討が必要としています。研究会の最終報告のとりまとめが来年4月ごろとしておりますので、本市としましては、それら国の指針を踏まえ、新しい基準モデルへの対応を検討してまいります。

次に、3番目の市民への周知、公開についての御質問にお答えいたします。

財務諸表の情報開示につきましては、公会計制度導入の目的の1つでもございますので、できるだけわかりやすく市民へ財務情報を公表する必要がございます。本市においては、平成22年度決算分から市ホームページ上で、財務4表と普通会計の財務書類を解説した参考資料をあ

わせて公表しております。

この公表データは、ホームページの各課情報または行政のところから入り、次に財政課、次に決算23年度、次に財務諸表と、議員御指摘のとおりすぐにはたどり着けません。これは、市民へ周知する行政情報が膨大なため、ホームページ上では各種データを所管ごとに区分して管理しているためでございます。現状のホームページの管理上、難しいところはありますが、市民への周知を考えた場合、一時的にでもトップページに掲示するなど、わかりやすい公表に努めてまいります。

以上でございます。

○学校教育課長（牧 浩寿） ネット依存や中二病につきまして、池山議員の御質問にお答えいたします。

まず、ネット依存についてでございますが、携帯電話やパソコンなどのインターネット接続機器は、正しく使えば大変便利な機器であります。しかし、オンラインゲームやメールを目的に携帯電話やスマートフォンを片時も手放さない子供たちが、日常生活に支障を来すなどのネット依存症に陥るケースが大きな社会問題となっております。

平成24年度の本市の実態調査によりますと、携帯電話の所持率が小学校108人、全体の17%、中学校82人、全体の23%、また通信機能付きのゲーム機やiPad等のインターネット端末の所持率は、小学校284人、全体の44%、中学校215人、全体の59%と年々増加傾向にあります。しかし、現段階ではネット依存症に陥っている児童生徒は確認されておられません。

次に、中学2年生に係る問題についてでございますが、この時期の生徒は、思春期・反抗期にありがちな言動が顕著にあらわれ、大人ぶったり不良ぶったりする程度におさまらず、喫煙・飲酒・破壊・暴力といった問題行動を引き起こしたり、他人とコミュニケーションが図れずに

不登校に陥ったりするなどのケースがまれに見られます。

本市の中学校におきましては、全ての生徒が大変落ちついた環境の中で学校生活を送っておりますので、議員が御心配されている状況につきましては報告はございません。しかしながら、友人関係や将来の目標を見出せずに1人で思い悩み、不登校傾向にある生徒が数名存在している現状はございます。

次に、指導と対策について、御質問にお答えいたします。

本市におきましても、先ほどお答えした現状を考慮しますと、ネット依存症や思春期における中学2年生に係る問題が起こり得る可能性はあるのではないかと、常々危機意識を持っているところでございます。

そこで、その指導と対策についてでございますが、まず、ネット依存症につきましては、小学校段階から、情報モラルやネット機器の安全な利用、ネットに依存しないための知識等について各学校での指導を強化するとともに、リーフレット配布やPTAにおける話し合いのテーマにするなど、保護者に対しましても現状を周知し、強く協力を要請する必要があるかと考えております。

次に、中学2年生に係る問題におきましては、一人一人を大切にしたい人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開すること、日常の全ての教育活動における生徒との触れ合いを通じた全職員による対応を図ること、そしてあらゆる教育活動を通して、自尊感情や自己有用感を高め、望ましい人間関係・信頼関係づくりが図られるようにすることが大切であると考えております。

たった一度しかない人生の大切なこの時期に、垂水市の児童生徒が自分の将来に対する夢や目標を持ち、勉強やスポーツに全力で打ち込み、互いに励まし合いながら健全に成長していけるように、各学校に対しまして指導・助言してま

いりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（中谷大潤）おはようございます。

特別警報の市民への周知方法と対策についての質問にお答えいたします。

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがあるときは、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波などが予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに特別警報を発表し、最大限の警戒を呼びかけることとしました。例えば、大雨については、50年に1回程度の頻度で発生すると推定される降水量、及び地面にたまった雨を示す土壌雨量指数の値に対して発表されます。

特別警報が対象とする現象は、1万8,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した伊勢湾台風の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした100人近い死者・行方不明者を出した平成23年台風第12号の豪雨などが該当します。本年7月に山口・島根両県で発生しました豪雨も特別警報に相当するとされています。

特別警報は、気象庁が本年8月30日から運用を開始しています。現行の警報の場合、住民への伝達義務を負っているのは気象庁やNHKなどに限られ、市町村の住民への周知は努力義務だったため、住民の避難につながらないケースがあるとの指摘を受け、東日本大震災や紀伊半島大雨など大規模災害が相次いだこともあって、市町村の住民への周知が義務化されました。特別警報の制度開始を、防災対策を見直すきっかけとすることも求められています。

さて、住民へは、既にマスコミ等で盛んに報道されておりますが、垂水市としても、市報の7月号の防災特集の中で特別警戒について掲載

しており、また自主防災組織の会合などでも説明をしているところがございます。市のホームページにも掲載いたします。

実際に特別警報が発表された場合は、気象業務法で住民に周知する義務が課せられていることから、防災無線、ホットメール、緊急速報メール、コミュニティFM放送の通信や消防団による広報などの手段によりまして、幅広く市民へ周知いたします。

しかしながら、防災無線につきましては、大雨・台風時には放送が聞こえにくいことから、FM放送を利用した防災ラジオにより、市の情報を市民へ確実に伝達する方法を現在、検討中であります。FM放送が聞こえにくい地域及び原因、解消方法を調査中ですので、結果を受けて、放送の難視聴地域の解消を図り、防災ラジオを市内全世帯へ配布して、情報が確実に市民へ伝わるようにいたします。

以上でございます。

**○保健福祉課長（篠原輝義）** おはようございます。

オレンジプランについて、県の取り組みと本市の対応について、認知症高齢者と家族の役割、責任についての御質問にお答えをいたします。

国は、認知症施策推進5か年計画、いわゆるオレンジプランを昨年9月に公表しました。この計画では、これまでの病院を中心とした認知症ケア施策を、在宅中心の認知症施策へシフトし、地域での医療や介護、見守りなどの支援サービスを提供する体制づくりを目指すというものであります。

また、これまでの問題行動が起こってからの事後的な対応が主眼であった認知症ケアを、早期発見・早期支援を基本とする体制とし、その家族も安心して生活できるような施策の推進もうたわれております。

1番目の県及び本市の対応についてですが、県は、今後の取り組みとして、認知症に関する

理解の普及、認知症の方とその家族に対する支援体制の構築、早期発見・早期診断の推進及び認知症ケアの充実など、さまざまな分野が連携し、認知症の各ステージに応じた支援体制構築への取り組みを推進するとしております。

本市におきましても、本年度は県の委託事業を実施することとしております。内容は、垂水市の介護相談窓口である市地域包括支援センターが主体となり、県内の認知症サポート医等と連携して、地域住民、認知症の方やその家族、介護従事者等に対し、正しい知識の普及を推進し、地域の認知症サポート医を活用した相談・支援体制の強化を図ることとしております。

2番目の家族の役割、責任についての御質問ですが、認知症の人を介護することは家族にとって相当な負担となっており、認知症の人と家族などの関係性によっては、認知症の人に悪影響を与えているおそれもあります。

まず、家族の過重な負担を軽減するために、介護者への支援を含めたケアプランが作成され、サービスが提供されるよう徹底いたします。市としましても、各種相談が気軽にできる相談窓口の周知を図り、認知症に対する正しい理解の普及・推進、認知症サポーターの養成に努めるとともに、見守りネットワークや徘徊高齢者のSOSネットワークの活性化を図ってまいります。

以上でございます。

**○池山節夫議員** ちょっとだけね、2回目を。

この公会計なんですけどね、私も議員になって、我々が、ここで会社経営をされている方もいらっしゃる、同僚議員もですね。それで、青色申告の方もいらっしゃる。それで、税を納める側が青色申告なり、ちゃんとした企業会計にのっとって税を納めるわけですよ。それを使う、それをもって、その税を、国民の税金、市民の税金で行政を運営していくその側が、いまだに単式簿記のいい加減な、私に言わせれば、現金

主義というか、現金が入ってきた・出ていった、この簡単なことでしか単式簿記、この表記しかない。こういういい加減な、私は議員になってすぐ、役所の会計というのは何といい加減な会計だろうかというのを思ったのが、もうすぐ前なんですよ。

それから最初の1期目も、貸借対照表をつくりなさいというのも、バランスシートの作成についてという質問もしたし、何回もこういうことをしてきているんですけど、なかなか国が大体動かないから、市町村レベルで早くしなさいといっても無理なところがあるんですよ。もうそれもわかっている。

だけど、この総務省の改訂レベルというこれによって、垂水市も22年分、23年分とこういうふうに財務4表がちゃんと出て、一応公表はされているわけですよ。我々は議員として、今、予算委員会をつくらうかという話もある。そういうときに、やはり少なくともこれは、22年度分を作成したり、23年度分を作成した時点で、やはり議会にはこういうのを打ち出して、全協なりでこういうものをつくりましたと。やっぱりそれで、この中の総資産がこれだけあります、負債が名目的にはこれだけあります、それで残った純資産がこれだけあります、その数字が垂水市の総資産としては350億円ぐらいあるんですよ。それで、その中に今度はその反対側に、貸借対照表でいうと反対側に負債が120何億円あって、純資産が220億円ぐらい残っている。

こういうのも、本来やはり総資産の内訳はこういうものでと、これは私が言う複式簿記のその数字に、毎日のこの会計にのっとなって出てきた数字じゃないから、余りそんなはっきりしたものでもないんですけど、総務省の決算統計から出てきている、例えば財政課長に、誰かに、会計担当者に聞いて、この300何億円の総資産の内訳をちょっと聞きたいと言ったときに、すぐ言えるかというのと、言えないはずなんだ。この

数字自体がいい加減な数字だから、私に言わせればですね。

こういうものを、やっぱりわかりにくい、議会も予算案を、予算が出てきたとき、そういう数字が出てきたときに審議する立場にあるんですけど、そのもとになる数字が、これは国自体が悪いから今の垂水市の執行部に何を言うわけではないんですよ、国の指導が悪い。だから、なるべく早くこういう、他に先駆けて垂水市、尾脇市長若い、だから全国に先駆けてできればこういうものをつくってほしいというのがあって、今回の質問をしているんですが、隣の鹿屋市が平成20年4月に鹿屋市公会計制度改革計画とこういうのを出している。これはホームページから引っ張り出しました。

この中にも鹿屋市が美しいことを書いているんですよ。24年度には、鹿屋は垂水より大きいから、垂水なんかより早く財務4表をつくらなきゃ、公表しないといけない義務があったものだから、その後、平成24年度にはもう鹿屋はこの計画では企業会計複式簿記にまず基準モデルをつくっていくというような計画なんですけど、とてもじゃないけどそこまではいかない。あと何年かかるかわからんですね。この計画ではそうなっているんですよ。それで、やっぱりその複式簿記を導入することの目的というのもここにきちんと書いてあるんですよ。これ見ると、おお、そうだと、まさにそのとおりで、そうしたら全国のモデルになる。だけど、しない。できない。

それで、さっき財政課長が言われたように、膨大な固定資産台帳とかいろんなものの評価をしないとできないという話があるんですけどね。私は本当に、この財務4表をつくるのに、平成23年分までできているけど、24年分はいつできるんだろうかということをお課長補佐に聞いたんですよ。そうしたら来年の3月いっぱいまではと。そんなものでしょう、統計をもらってから

つくるわけだから、それはもう行政の側の怠慢でも何でもありませんけどね。

本来、だから複式簿記にして、毎日の、日々の仕訳があって、日々の決算が出るようにしておけば、こんなものは毎日出るわけですよ、本来はな。私たちは、私が青色申告で、そんな小さい牛乳屋の会計でも青色申告にして、弥生会計というソフトを使って毎日打ち込むと、ぼんとやったら、すぐ決算書が出ますよ。それで、何がどうある、自分ちのお店の経営で、何がどうあるかなんか一日、もうその場でわかりますよ。それをするためには、さっき財政課長が言われたけど、大変なのはわかるけど、最初でやっておくと楽なんです。それで、課長補佐とその下にもう1人担当が、1人か2人おられるだろうけど、これをつくるのにね、この数字は何ですかと私が一々もし聞いたら、ほとんどわからんのではないかな、中身については。それを、この統計をつくるために日々頑張っておられるはずなんだ、自分の仕事と。これも仕事なんだけど。

でも、この仕事は、私から言わせると本当に無駄な労力で、毎日の複式簿記を導入していれば、有能な課長補佐、その下の人、この有能な人たちの日々の半日分の年間の仕事は本当は要らないんじゃないか。そうすると、人件費も浮くんですよ。人件費が浮くというより、その有用な能力をほかに回せる。そういうのが、これを毎年毎年こういうふうにつくっていく、それなら10年このままいったとしたら、その2人分、3人分の人件費は、本当はそれほど優秀な人たちの人件費をどこかほかに回せる。本当なんです。だから、最初で固定資産台帳なりそういうのをみんなで分担してつくってしまえば、それほど難しい問題じゃないと思うんだ、私は。

それで、鹿屋もこういうのをつくっていて、計画どおりにはいっていないけどつくっている。浜松市はこういうのをまだ先駆けて、単式簿記

の今の状態で職員の皆さんが複式簿記にまだ一生懸命勉強しなくても、例えば税務課が市民から、固定資産税でもいいや、もらいましたと。その受け取った窓口の人が複式簿記はわからなくても、税務課の収入の科目としてはそんなに多くはないはずなんだ。例えば固定資産、何々と、そんな税目は多くないでしょう。だから、現金が、例えば私が固定資産税を払いますというときには、市役所には現金が入るわけだから、「現金入金」と押すと、仕訳の反対側の項目が、例えば20ぐらいなら20ぐらい税務課の中にパーンと出るようにして、その中から選ぶようにしておけば。現金が入金されました、何だ、ぱっと画面に、固定資産、何々税とか出るようにしておきさえすれば、トントンとやれば、こっちに現金入金、反対側には固定資産税とすぐ出るんですよ。そういうシステムをつくるのにそんなにお金がかかるとは思えん。私の小さな弥生会計でも、大概、補助科目をつくれれば自分でできますよ、そんな相手科目。

それで、浜松市は、これを職員の皆さんがそれほどこの仕訳はどうするのかとわからなくても、そういうシステムをもう浜松はつくっているみたい。私は今回、ことしは総務文教委員会はもう決まっています、所管事項調査が。来年はぜひ浜松に行ってこのシステムを見せてほしいなと今は思っているんですけど、これは別ごとですけどね。そういうシステムをつくるのにそれほど難しいとは思えないんですよ。

ですから、ここの今回のこの中身の数字については、ここに退職引当金が200何億円とかあるけど、200何億円だよ、退職の引当金。この数字の持つ意味をまた言い出したら大変だから、今回は言いません。だけど、市民から税金をいただいて、その市民にはちゃんとした簿記をなさいと、決算をしてその上で申告をなささい、これは税務課も言うし、税務署も言う。そういう税金で行政を運営する側が、いつまでもこん

な単式簿記のいい加減なことやっていて本当に市民に申しわけが立つのか。ここが私の今回の質問の論点です。

ですから、この辺を総務省が、来年の4月ということでしたけど、それを受けてでもいいです。垂水市は他に先駆けてこの会計ソフトを開発してしまう。財調が11億円ある。1億円ぐらい使ってもいいから、それで会計ソフトをつくってしまう。そして全国から見に来ますよ、こんなソフトが垂水市はできているらしいと。売ればいいんだ、ほかの市町村に。うちの会計ソフトを使いたければ300万円と。いや、本当よ、10件売ったら3,000万円だ。そういうソフトを開発して売ってしまえばいい。それでモデルになって教えればいい。それぐらいのことをしてほしい。

そういうことを質問として、まだ市長には3回目でのこの点については聞きますけど、もう言うこともなくなったんだわ。だから、もう2回目でもいいや、もう。この点について市長にちょっと聞きたい。今言ったようなことを職員の皆さんで仕訳をそうすると、あそこに有能な会計課長がいらっしゃる。あそこで仕訳が間違っているかチェックしさえすればいいわけですよ。ぱっと画面を見て、毎日の、日々の取引があった、それについて会計課長がずっと見て、あっ、これおかしいぞと言いさえすれば全部ぴしゃっとなる。そういうことなんですよ。

さっき川越議員に、土木のお金というのはどうなるんですかと、きのう北方議員が修学旅行なので、お金が入ってくるのが遅いんだというような話をされたものだから、私はこれに関して、さっき川越議員に、土木事業のお金はどんなふうな入り方をするんですかと聞いたら、まず500万円以下は論外と、500万円以上の仕事に関して、まず最初に、入札して契約した時点で40%前渡しだ。それで、事業が50%以上進捗した時点で行政の側に検査をしてもらって、確

かに50%以上進んでいる、完成しているというのが、検査があったら20%もらえる。それで、完成で検査をして、その時点で最後の40%がもらえるんだと、こういう話だった。

まず、土木の人たちも、最初の40%でもらうけど、事業を50%まで進捗するには、土木事業の方に関しては、40%もらったときは前受金みたいにしてもらうけど、自分で全部私費でして、50%進捗した時点では未収金が発生しているわけですよ、土木の業者の方にはね。その時点では、垂水市は未払金が発生しているんですよ、もう既に10%。そういう事業ごとの貸借対照表というかな、事業が進捗しているにつれて、垂水市は今、負債を抱えているのか、土木業者に今、貸しがあるのか、土木業者に負債があるのか、そういうところまで一目瞭然で見られるようにしておかないと、行政として、やっぱりこれからスピード化時代のこういう忙しい時代に、本当に対応できるのかと私はそう思っているんですよ。

ですから、浜松市が図書館の経営に関して、その事業ごとのモデルの1つとして、図書館経営に関して、もう事業の進捗とかそのお金のそういう未払金だ、そういうのも全部、貸借対照表をつくっていると。そういうのも言っているんです。ですから、鹿屋でも、お隣ですからね、こういう計画書をつくっていて、一応もうやろうとしている。

尾脇市長、ここはですね、やろうと、ほかならぬ池山さんの言うことだからもうしょうがないと、もうしょうがないから金を使ってでもやろうかと思われぬか。その辺について、この点には質問します。

あと、それなら2番目の学校教育。

これは、ほぼ私が聞いていて、それで対応としてはまあそんなものでしょう。それで、ネット依存もないということなんですけど、ネット依存もないし、さっき聞いた限りでは対応も十

分なんですけど、ちょっとだけ聞きますけど、5時間以上とかしているというのをネット依存というんだけど、その辺に関してはもうやっぱり把握した関係で、そんなになかったということでもいいのかな。

それと、ネット依存をしていると、夜寝ながらこうやって横向きにスマートフォンを触っていると。そうすると、こういう状態でずっとやっているとエコノミー症候群になるんだって、やっぱり血が回らんから。だから、そういうことまで、さっきの対策、指導の中に含めて、やっぱりそういうことも教えていってほしいということで、もう1回、簡単でもいいです、その辺のことについてですね。

特別警報については、もう前も言ったんですけど、各家庭にラジオをしない限り、私は、全体的に周知の義務を負っているんだけど、それは無理だと思うんですね。ですから、できるだけ早く総務課長、財政課長はお金のことを言ったら大変だぞと、また言うぞ、あいつが質問をとということで、予算獲得してください。

それで、なるべく早くやってもらわんと、以前、水迫市長時代に、垂水市全域に避難命令ということがあったんですよ。どこに逃げるのかという話なんだけど、私はそのとき質問したんですよ、えっ、市長と、どこに逃げるんですかと。市内全域に避難命令を出されて、じゃ、どこに逃げるんだと、めいめいの判断みたいなものなんですけどね。この特別警報というのはそういうことですからね、もうみんな逃げろと、どこか逃げろという話なんだけど、それは個々の判断で死んだり生きたりするんだから。でも、それがまず伝わらないということになれば、それは行政の責任だからな。特別警報が出たのは、テレビで市長が言いやったでしょうなんて言いわけにはならんから、やはり周知義務がある以上は、どこでも垂水市の情報として伝わっていくように、やっぱりそういう対処の仕方をして

ください。この点についてはそういうことでもいいです。

オレンジプランについてなんですけど、オレンジプランについては、これは持留議員がこういうことはよく言われるんだけど、このオレンジプランというのは、聞いただけで余り好きじゃないんです、私。これは財政を、医療・介護の財政負担を少なくするためにつくったような計画じゃないかなと思うわけですよ。それで、認知症の人が施設に入るのをやめさせるような政策で、それはもうそういう人を抱えている家族は大変なんですよ。

それでこの前、1回目の質問で言いましたけど、名古屋で、愛知県で列車にお父さんがはねられたと、91歳。奥さんとお嫁さんとでしょっちゅう見ていたと。このお嫁さんの息子は働いているから見られない。お嫁さんも近くにいるんだけど、しょっちゅうお母さんと2人してこの認知症のお父さんをずっと見ていたと。

そうしたらある日、急に、ちょっと目を離れたすきに、お母さんがトイレに行っていて、お嫁さんがちょっとどこか目を離れたすきに、この認知症のお父さんはとことことこ出て行っちゃった。それで、近くに踏切があったんじゃないかな。踏切の中に入って列車にはねられた。それで、その裁判を列車側がした。そうしたらその名古屋地裁の判決ですよ。

私はこの判決を聞いてもう本当にびっくりした。裁判を起こされて、この奥さんとお嫁さんに対して、おまえたちは見ている義務を怠ったと。それで、損害賠償をせいと言って、2人に対して720万円だったですよ、列車をおくらせたその弁償金。もう認知症の高齢者を抱えた家族は、きびっとけという話になりますよ。

それで、オレンジプランというのは、施設からなるべく在宅へという話なんですからね。在宅へ帰されたはいいが、ちょっと油断したら列車に、垂水は今、列車がないからいいけど、そ

れでも、車もいる。この列車の判例がもとになって、車で例えばひかれたときに、車の側が言い出したらどうなるんだろうかと。そんな判例はまだないけど、そうしたら、車の側からその家族が訴えられて賠償金を取られるという、それに近いような判決だ。私はこれを見て、おおっ、ちょっと痴呆の入った高齢者を抱えている家族はどう考えたらいいんだろうかと思ってびっくりしましたけどね。この辺についてだから聞いたわけですよ。

さっき答弁で、いろんな徘徊高齢者の探知システムも言われた。だから、ああいうシステムまであるんだったら、それで認知症サポーターも言われたし、大体いいんですけど、これはどうする、本当に。高齢者を持っていると本当に大変なんです。もう損害賠償を起こされるんだから。だからこの辺は、やっぱりショートステイ、例えば高齢者を見ている奥さん、お嫁さんなりがちょっとどこか旅行に行くというときに、すぐにじゃ、1日～2日いないけど、その日はぱっと預かりますよというような、そういう施設が充実しないと大変なんですよね。

ですから、保健福祉課長、答えられる範囲でいい、やはりそのオレンジプランを国が進める、県が進めるというときに、市の対応として、やはりショートステイの施設を充実していく、その予算獲得、そういう施設の充実、それについては頑張ってもらわんと、市長にもこの点については一言だけ、考えだけは聞きますが、これが充実されないと、本当に認知症の高齢者を持っている家族は、出かけるときには口の中に飯を押し込んだ上で、くくって出ていかなきゃいかん、そういう状態になる、危ないから。

その点について、これからショートステイの今ある枠よりももっとふえないとこれは大変なんじゃないかなと思うんですけど、その辺について、今、でき得る範囲の回答で結構です、お答えをください。

○市長（尾脇雅弥） それではまず、公会計の制度について、池山議員の質問にお答えをいたします。

非常に参考になる前向きな御提言をいただいたと思っております。公会計によって整備される財務諸表や財産台帳は、本市の問題点を把握・分析するために必要だと私も考えております。また、財政状況や問題点等をわかりやすく市民へ公表することも重要だと考えておりますし、議員の趣旨もよくわかります。現在、国において研究会で審議の段階ということでございますので、そのあたりに十分踏まえながら、御指摘の複式簿記への導入について、まずは計画を立てることからしっかりと検討していきたいというふうに思っております。

○学校教育課長（牧 浩寿） 池山議員の御質問にお答えいたします。

私たち教育委員会は、月に1回各学校から、月例の生徒指導に係る報告を受けております。その中に、例えばいじめ問題、不登校問題、それからその他のあらゆる問題行動等についての報告を受けておりますが、その中で、先ほど申し上げましたけれども、ネット依存にかかる児童生徒がいるという報告は受けておりません。

しかしながら、また先ほどありました5時間以上ということにつきましては、まだ目に見えない児童生徒がいる可能性もございますので、そこらあたりはまた適正に調査をし、また適切に対応してまいりたいと考えております。また、その対応の中に、先ほど御指摘がございましたエコノミー症候群というようなこともございましたので、ネット依存症にまつわるさまざまな児童生徒に及ぼす影響等はまた深く研究して、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○保健福祉課長（篠原輝義） ショートステイの充実をどうするかというようなことでございますけれども、議員おっしゃるとおり、本人や

家族のサポートが大事だと、対策というのは受け皿をどうするかというのが今後の課題であろうかと思えます。

それにつきまして標準的な、今度、認知症ケアパス、いわゆるこのケアパスというのは、認知症の人が発病当初から生活機能障害が進行していく中で、その進行状況に合わせて、いつどこでどのような医療・介護サービスを受ければよいか、具体的な機関名やケア内容があらかじめその家族等に提示されるようにするものということで、この作成を推進をしているわけですが、これを第6期の介護保険計画に反映させていくということになっております。その辺のところをまた御理解をいただきたいと思えます。

**○池山節夫議員** 最後に1つだけ。

さっきから言っていますけど、財政課長、やっぱり私はこの庁舎、つくりかえんと死ぬぞといつも言っているんですけど、死ぬぞ、これは本当に。これ古いんですよ、50年からかかってね。

それで、3月11日の、おととしの、2年前のあの東日本大震災のときに東京で九段会館、この前ニュースで出ましたけどね、屋根が落ちてきて、何人か死んで重傷の人も出ているんですよ。それで、その重傷になった人が2年たって、ちょっと元気になっていらしたんですけどね、ニュースに、テレビに出て何と言われたかと思ったら、九段会館にいて、もうぼこぼこ落ちてきたと、それで、いやあ、もうひどい惨状だったと。それで、何とかはうようにして外に出てみた。ここがこんな調子だから、外も、ほかのビルも相当ひどいんだろうと思って出てきたら、そこは新しいんだ、ビルが、ほかは何もない。だから、九段会館は80年たっていたみたい。たまたまその古いビルにいた人は死んじゃうわけですよ。それで新しいビルなんかはどうもないですよ、その九段会館の前なんか。九段会館は

いまだに立入禁止じゃ。

ここが50年でしょう。やはり資産の老朽化、建物の老朽化率というのをきっちり計算して、そうするとやはり私が前から言っているように、例えば市役所庁舎を建てかえないといけないという議論を市民にしたとする。そうするとやっぱりお金がかかるから、市民は反対しますよ、ある意味、まだいいじゃないかと、大丈夫だがと。死ぬときはおまえらだかというようなもんじゃ、な。だけど、50年たっていて老朽化しているその庁舎がどんな状態にあるかというのは、やっぱり減価償却した上で、これがどのぐらい古いかはすぐわかる。そういうのをもとに市民を説得したりしていかないと、やはり建てかえるということは無理なんじゃないかと思えます。

それを順番に、文化会館はどうだ、どこはどうだということをして、それで、この老朽化した資産はこれはもう売ったほうがいいのか、これは要らないとか、そういうことをきっちり議会にも市民にも目に見える形で出さなきゃいけない。そのことをするのが私がさっきから言っていることであって、それがやっぱり優先順位も決めるし、市民に対する説得力にもなるということだと思いますので、この老朽化率については質問をするとまた大変だから、いいわ、今回はな。

それで、1つだけ財政課長にお願いをしておきたい。

22年と23年度出て、私は全協でこんなふうの説明を受けたかなと、本当に自問自答したもので、できているはずだけど、俺は見たっけと。私はそれで県のホームページに行って、県のホームページからリンクして垂水市の財政のところに来て、それでこれを見ましたよ。県のホームページに行くと、各市町村のが全部リンクするようになっている。議員の皆さんも思われていると思いますよ、見せてくれよと。つくったら出してくれよ、な。私に言わせると、垂水市のホー

ムページを開いて、ほいっと、どこにあるんだと探しつけがならん。探しつけられないというより、奥に引っ込めたという気がしないでもないんだ。本当に探しつけないのよ。こんなにいいものが、市民にも市報で説明したり、あれはまた別なんだろうけど、これほど詳しいものが出ているんだから、やっぱり市民もすぐ、ホームページのトップページを開いたら「垂水市財務4表」とかいう見出しがあって、ほいっとクリックするとそこへすぐ行くと、それで、あっ、貸借対照表が垂水市のがある。

私は個人的には、私は今回ちょっと忙しくて勉強不足なんですよ、本当に。勉強をもっとしていたらもっと突っ込んでいくんだけど、勉強不足でね。私は本当は、垂水市が1万6,000~1万7,000、そんな市町村でしょう。私は全国の2万人以下の市町村を全部貸借対照表、この財務4表をずっと見て行って、垂水市の財務状況がほかの市町村と比べてどういう状態にあるかを、そこまでしようと思っていた。その時間がなかったから、今回こんな質問でここで終わりますけど、本来はそういうふうに比べて、ああ、垂水市の財務状況はここが悪いとかここがいいとか、そこを質問するのが我々議員の役目なんですよ。

ただ、私がざっと見たところは、垂水市はまあいい、まだいいほうですよ。鹿屋は合併特例債を使っているから、160何億円資産がマイナスが起こっていると言ったみたい。そんな資産にマイナスが起こるかという話なんですけどね、それは合併特例債を使って負債だから、まあ何と理解したらいいんですかね。だから、そういう変なものも数字で出てくるんですよ、そんな数字を使ったりしているとですね。だからそれが一目瞭然、誰にでもわかるようにするのが、さっきから私が言っている趣旨です。

それで、議会でも予算を審議するわけですよ。せめて予算を審議する前の12月議会の前あたり

にはこういうのは、財政の補佐に聞いたら、来年の3月ごろは24年分はできますということだったんですけど、本来は、こういう数字のやつでも12月議会前には、議会には出てくるべきだと思うんですよ、予算に反映しないもの、何も。我々は、その予算審議をするころにはそういう数字はなくて、ただ現金の出し入れだけの予算を見せられて、それで審議するわけですよ。本来は、優先順位もわかる、進捗状況もわかる、事業別のそういうことも全てわかって、それで垂水市の財務状況も全部わかる。その上で議員の皆さん、審議をしてください、こういう予算をつくりましたけどというのがやっぱり行政側の仕事だと思いますよ。

それはどこの行政も今、同じようなやり方をしているからいいんだという、そういう問題じゃないんだ。垂水はだめだ、垂水だけは人より先を行かないと。若い市長を支えて、行政の皆さんが、「市長、こんないい加減な簿記をやっていたんじゃおくれます。我々が協力しますからもうちゃっちゃいきましよう」。それで、そういうソフトを開発して、最初お金はかかるけど、全国から来ますよ、2万人規模の町は全部来る、ソフトをつくれれば。それで、欲しいなら買えと言ったら全部買う、間違いなく買う。あつという間に元を取れるから、財政課長、本当に。だから、やってください。財政課長にはその時期の問題ね、無理なら無理でいいです。ことしは無理だろう、恐らく。どうせ来年の3月ぐらいにならないとできないだろうけど、ちょっとその辺についてだけ、一言聞きます。

○財政課長（野妻正美）公表の時期についての御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、公表している財務書類の分析から得られる情報を行政改革のツールとして活用することにもなっており、また、その情報や分析結果を住民に明確にわかりやすく公表することとしております。

現在の本市の公会計制度は、予算の執行や現金収支の把握に適した現金主義に基づくもので、公表している財務4表は、現在の業務とは直接的には連動しておらず、日常の業務とは別として作成しているものでございます。そのため、財務書類4表を公表はしておりますが、市政運営に十分活用しているかといいますと、十分な分析・活用まで至ってはおりません。

他自治体を見ましても、財務諸表の作成の仕方が統一されておらず、国においては、新しい基準を活用した統一的な地方公会計の整備が必要として、現在、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」で審議されているところでございます。本市としましては、その結果を踏まえ、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池山節夫議員 非常によくわかりました。終わります。

○議長（森 正勝）ここで、暫時休憩いたします。

次は、10時45分から再開します。

午前10時30分休憩

午前10時45分開議

○議長（森 正勝）休憩前に引き続き会議を開きます。

5番池之上誠議員の質問を許可します。

[池之上 誠議員登壇]

○池之上 誠議員 皆さん、おはようございます。

オリンピック誘致のキーワードは、東日本大震災と津波からの復興支援へのスポーツの力への感謝と、日本人の「お・も・て・な・し」、おもてなしの心、女性3名のプレゼンターの言葉に涙を流したのは私だけだったでしょうか。前語りを終わります。

早速、議長より許可をいただいておりますの

で、通告に従い、順次質問をしてまいります。市長、関係課長の簡潔明快な御答弁をよろしくお願いをいたします。

まず、行財政改革について。

第5次垂水市行政改革大綱一改訂版にうたわれております、行政改革会議を踏まえた組織再編の取り組みについて伺います。

定員適正化計画により、職員の数で10年間で50名削減することは御承知のとおりだと思います。広報たるみず9月号では、平成24年度人事行政の運営等の状況で、職員数の推移がわかりやすく掲載されておりました。それによりますと、平成15年から平成25年4月1日現在を比較しますと、全職員数では291名から243名で48名の削減、一般行政関係職員数では174名から143名で31名の削減という数字が出ておりました。教育・公営企業等も市職員の出向という形もありますので、聖域化された消防行政を除けば、丸々40名近い一般職が削減されてきている状況と判断いたします。

反比例して、分権化により、国・県からの権限移譲や政策の多様化、時代の変遷とともに、市民ニーズへの対応等により事務事業量は増加している現状です。結果として、職員一人一人の負担はふえる一方となっております。

昨年6月議会の質問では、定員適正化計画があるから、職員には我慢をしてもらい、頑張っていたらいい、今年度中に事務分掌の見直しや課の統廃合を検討したいと答弁されました。

その1つの結果が、本年4月に再編された水産商工観光課であり、再編の目的は、職員の担当事務事業の平準化を図るものと推察しております。評価できる取り組みではないかと思いますが、先ほども申しましたように、定員適正化計画による職員減、事務の権限移譲、市民ニーズの高度化・多様化など、年々増加する行政需要に弾力的かつ的確に対応しなければならないことから、事務分掌の再構築、課の統廃合・

再編成など、行政機構の見直しは待ったなしの状況にあると思います。

言われるまでもなく、組織再編等については行政改革会議等で検討・協議されていると思いますが、現状の問題点や対策等をお伺いし、あわせて推進体制についても、再度わかりやすく説明をお願いいたします。

次に、定員適正化計画を踏まえた参事制度について伺います。

まず最初に、人事権は市長にあることを十二分に認識した上で、あえて質問させていただくことを御承知おきください。

振り返りますと、本市の参事制度についての市長の見解は、昨年6月議会の私の質問と、本年6月議会の川尻議員の質問で答弁をいただいております。私の質問趣旨は、「参事の職責のあり方、特任の職務であるべきで、最後の1年間は、豊富な行政経験と知識を市民に還元できる、あるいは職員に還元できるポストを準備すべきであり、ただ職員が不足するから一般事務を担当させるような参事制度はいかがなものか」という趣旨でございましたが、それに対して、「定員適正化計画による職員削減等もあり、一般事務を担当してもらっているが、参事の職責のあり方には基本的には同感であり、参事ポストでしっかりと仕事ができる環境はつくっていききたい。しかし、職員減、若手の育成等を考慮しながら、課長職退職1年前は基本的に参事ポストを継続する」という答弁でした。

川尻議員は違った角度からの質問趣旨だったと思いますが、「行財政改革を断行しているにもかかわらず、課長職級の給与を参事ポストにも出していること自体、給与体系がダブリ、財政改革引き締め逆行するのではないか」という趣旨から、参事制度が本当に必要なかどうか」という趣旨だったように感じておりますが、それに対して、「1年前は参事ポストを継続すると言ったが、病休の職員もふえており、さまざ

まな状況も考慮して、職員削減の現況を踏まえながら、市民サービスの観点あるいは課の統廃合、職員の採用数を考慮しながら、参事制度につきましても議員の御指摘を参考にしながら今後、検討してまいりたい」と答弁されました。

そこで質問いたしますが、昨年6月議会以降、庁舎内で参事ポストの職務内容、環境整備などの検討がなされてきているのかどうか。あれば、どのような内容であるのかお伺いいたします。

また、参事制度そのものに対しても、明らかに市長の考え方に変化が見られるわけですが、あくまでも最終の人事権は市長が持つておられますので、トップダウンの形態であろうとは思いますが、庁舎内での検討の有無、あるいは市長自身、見直しの考えがあるのかどうかお伺いいたします。

2番目として、教育旅行への取り組みや民泊事業について質問いたします。

この件については、昨日も質問に立たれました北方議員がスペシャリストでございますが、重複するところは割愛しながら、別の観点から質問してまいります。

9月議会初日の諸般の報告でも教育旅行に触れられておりましたが、本市の交流人口増、観光振興政策の主たるものと理解をしております。ことしから、キララドームで行われます開村式に議会からも歓迎のあいさつをする機会をいただいておりますが、向き合う子供たちのわくわく感、期待感がひしひしと伝わってまいります。また、迎える側の民泊受け入れ家庭の方々も、それぞれに手づくりのプラカードを持参して、子供たちとの交流を非常に楽しみにしておられることが、現場に立ち会い、非常によくわかりました。

教育旅行の流れは、学校側と旅行代理店の契約から成り立ちますが、旅行代理店の子会社としてエコ・リンクがあり、その下にNPOプロジェクトたるみずが民泊の実動を担っておられ

るようです。この流れの中には市役所は所在しておりません。しかし、市役所の取り組みを拝見いたしますと、水産商工観光課を中心に全面的な支援体制を築かれており、このような取り組み体制はほかの市町村には見られない、県下唯一だとの評価、さらには学校側との大きな信頼関係が築かれているとお聞きしております。

そこで質問いたしますが、交流人口増、観光振興策の目玉事業である民泊事業に対し、市役所としてのかかわりの範囲はどの程度まであるのか。あるいは、今後どのように発展させていきたいのか、お伺いいたします。

また、教育旅行の流れは、あくまでも民間の契約の流れであり、昨日の北方議員の質問と重複した、受け入れ家庭への支払いのおくれに対する問題点、打開策等では、学校、旅行代理店の都合、あるいはエコ・リンクの単なる事務手続の不手際等で遅延したものであって、これからは、今後、1カ月以内の支払いを強く求めていくという答弁だったと思います。このこと自体は民間努力で解決されるべきで、現時点では市役所として金銭面での支援が直接できないことはいたし方ないのかもしれない。

支払い遅延の原因、問題点、現状での打開策等、ある程度理解はいたしましたので、1回目の質問は割愛いたしますが、2回目以降、一問一答の中で角度を変えて議論をしてみたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○総務課長（中谷大潤）池之上議員の行政改革を踏まえた組織再編についての御質問にお答えいたします。

本市では、平成17年に定員適正化計画を策定し、適正な定員管理を行っているところでございますが、この間、職員数は減る一方で、行政需要の多様化、市民ニーズの高度化など、迅速で効果的な事務推進体制が求められている中、権限移譲などにより職員の業務量は年々増加し

てきて、職員にかかる負担は非常に大きくなっていると、議員御指摘のとおり私も痛感しております。

そのことを踏まえ、ことしの1月と2月に行政改革会議を2回開催したところでございます。1月の会議では、定員適正化計画に関連して、課の統廃合についてなどが協議されました。また、2月の会議では、財政改革プログラムの推進計画進行管理、行政改革大綱の推進計画進行管理などが協議されております。

組織再編及び定員適正化計画についての協議内容について御説明させていただきます。

結果は、定員適正化計画につきましては、権限移譲による業務量の増大、消防職の定数変更により見直しをすべきという意見、計画期間が残りわずかである、県から人口割の職員数が提示されているため現行のままでよいというさまざまな意見が出された結果、行政改革会議としては現行のままで承認されたところでございます。

また、課の統廃合につきましては、商工観光課と水産課の統合については承認され、そのほかに庶務の一元化、両支所の設置などが協議されましたが、結論には至りませんでした。また、課の統廃合、課の新設については、全職員に意見を求めることも提案されました。

多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応して、その満足度を高めていくために、これまでも組織再編に取り組んでまいりまして、行政改革会議の下部組織である行政体制部会で係間事務事業の格差、繁忙・閑散期職員配置の硬直化などについて調査・研究や協議を重ねてきたところですが、今後も、本市に見合った組織のあり方、業務のあり方を検討し、抜本的な組織再編に取り組んで、各課事務事業の見直しを行い、全庁的な作業部会を編成して、改革を推進してまいり所存でございます。

以上でございます。

○企画課長（前木場強也）行政改革会議につきましては企画課が所管でございますので、説明をさせていただきます。

行政改革会議は、全ての課・局長で構成され、行政改革大綱や財政改革プログラム策定のための企画調整や行財政改革の推進、事務能率の向上や全庁的な市民サービスに関することなどを取り組むための組織でございます。

共生協働部会、行政サービス部会、財政部会、民間活力部会、行政体制部会の5つの部会から成っており、行政改革大綱42の推進項目、財政改革プログラム43の実施項目について、部会ごとに進捗状況の点検、改善策等について協議をしております。

会議の流れといたしましては、第5次行政改革大綱、第2次財政改革プログラムに基づいて設けられた推進計画の進行管理や評価、また、課の統廃合や職場環境改善等の課題等について、先ほど申しあげました5つの部会で協議を進め、行政改革会議としての決定をした後、経営会議において最終決定をするものでございます。

会議の開催につきましては、平成22年度は3回、23年度は5回、24年度は2回開催しており、部会につきましては、それぞれ年に1～3回程度開催されております。なお、25年度につきましては、9月17日に第1回目を開催する予定となっております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥）池之上議員の質問にお答えをいたします。

私は、6月議会で川尻議員の参事職制度に関する一般質問において、「定員適正化に基づく職員削減の現状を踏まえ、市民サービスの観点、課の統廃合、職員の採用数等を考慮しながら、参事職制度につきましては今後、検討してまいりたい」と答弁をいたしました。その考えにつきましては、現在も変わることはございません。

参事職は降格ではありませんが、参事職の発

令を受けることで仕事に対するやる気をなくす職員がいれば、そのことは不本意なことでございます。行政事務の遂行におきまして停滞を招かないことが重要であると考えます。モチベーション、やる気の低下を招かないよう、本人の希望を考慮しながら、しかし一方で適材適所の配置も考慮しながら、定年退職日まで充実した公務員生活を送れるような人事を行いたいと思います。

現在の職員数は243人で、定員適正化計画の目標値が間近となり、当初より40人以上が削減された今は、当初と状況にかなり変化がありますことに御理解をいただきたいと思っております。

定員適正化計画のもと、職員数は減り、地方分権の推進により仕事はふえております。病気休暇等の職員もある中で、冒頭申し上げた事情を考慮して判断をしていきたいと考えております。

○水産商工観光課長（山口親志）池之上議員の教育旅行に対する市のかかわり、対応について、議員も詳しく述べられまして、重複するかもしれませんが、質問にお答えさせていただきます。

北方議員の質問にもお答えしましたが、民泊型の教育旅行については、平成22年度から実施してまいりましたNPOエコ・リンクとの連携で、現在の責任者を立てて対応しておりますが、受け入れのための開村式・閉村式の対応、受け入れ家庭での生徒の状況把握、体験学習の状況把握等、先生や教育旅行会社の職員を現地まで案内しなければならない状況にあることから、NPOエコ・リンクでは職員の派遣ができず、垂水市の責任者では不可能であることから、市の職員で対応をしております。夕方、昼間の把握がほとんどであり、市の職員が対応を行うことで業務も重なり、忙しくなってはきておりますが、先生方及び旅行会社の職員の方々から、行政のかかわりに対しまして感謝と安心の声を

お聞きしております。

先ほどもありましたとおり、本市の行政のかかわりには、他市ではなされておられないように聞きますので、職員には無理をさせておりますが、この取り組みも評価されて、年々教育旅行が多くなっているのではとっております。

また、本年度から、議員が報告していただきました開村式・閉村式への市議会からの出席に関しても、直接垂水市及び議会を挙げての取り組み、協力に直接感謝の声をいただいているところでもあります。

しかしながら、先ほども申されたとおり、行政のかかわりをこのような形でしておりますが、このままでは決して組織づくりにはなりませんので、今後については、教育旅行受け入れのためのしっかりした組織づくりも必要でありますことから、ツーリズム推進協議会での対応も今後、協議をしまいついて、独立する方向で組織をつくってまいりたいと思っております。

以上であります。

**○池之上 誠議員** それでは、一問一答でいきたいと思っております。

課の再編ということで、行政改革会議が25年度の1月、2月に2回行ったということでした。これは、先ほど言いました水産商工観光課の統廃合についての話が主だったんじゃないかと推測をするわけです。それだけで済んでしまったのかと思うわけですが、課長の答弁では、これからは事務分掌の再構築とか、課の再編等は、その必然性は認識されているようで、改革を推進していくという言葉が聞こえました。

そして、25年度は1回もしていないということをお前は突っ込みたかったんだけど、9月17日、これが終わってからされるということで、まあいいかなと。いいではないんだけど、ちょっと遅いんですけどもね。そういうことですので、それはそれでよしよしと思っております。

ます。

この改革というのは、何か大綱を見ますと、言えば、職員からの声を拾い上げると、そして行政改革で課長さん方の政策調整という形の会議の中ではっきり方向性を定めて、決定するのは経営会議というふうになるんだろうと思います。強いて言えば、ボトムアップの形を、形態をとられているんだろうなというふうに思っているわけですね。

その中で、ちょっと課長のほうから、課の再編・再構築についてアンケートをとったというようなことも言われましたけれども、わかる範囲で、よければ何通ぐらい来たか、そういうちゃんとしたアンケートに答えた方がいらっしまったのか、職員の中で。その辺がわかれば、ちょっと教えていただきたいなと思います。

言えば、水産商工観光課の場合は、職員の事務事業量の平準化というか、一緒にして横の動きを、連携を強くしようというようなことでされたんじゃないかなと思うわけですね。その中で課長は1人減りましたけれども、課の連携はブルーツーリズムとか、あと教育旅行、その辺を連携してうまく回転していくということでは評価ができると思うわけですね。

その水産商工観光課の再構築は評価をするということで終わりますけれども、もう1つ、私が思っているのが、職員の事務の平準化はいいんだけど、課長さん方の事務というか、見る範囲ですね、その辺の平準化というのを考えてはいらっしまったのかなというふうに思うわけですね。

市役所の仕事というのは、全て市民サービスへつなげないといけないということが一番のモットーにあると思います。全ての課で、それぞれの特殊性があるし、専門性があるし、課の職員の多い少ないで判断することはできないんですけども、それにしても結構大変なところがあるんじゃないかなと思っているわけです。

例えて言えば、保健福祉課が6つの係がありますよね。健康増進係、介護保険係、病院老人保健施設管理係、そしてあと福祉事務所関係として地域福祉係、児童障害者係、援護係、そしてもう1つ、地域包括支援センターというのもこの課の中にあります。そして、職員を含めると、臨職を含めると47名という大所帯になるというのがこの市報に載っています。課長もこのころは物すごく元気そうに見えますけれども、これを今見てどうのこうの言うわけじゃないですけれども、ちょっと1人の課長さんがカバーできる範囲なのかなというふうに私は思うわけですね。この福祉行政も保健衛生行政も本当に市民生活に密接な業務じゃないだろうかと思えます。いつときを争う課じゃないのかなというふうに思うわけです。

そういう中で、迅速な事務処理が求められる中で、これだけの膨大な事務量を1人の課長さんが果たして、能力があるから今、座っていらっしゃるんですけども、それは当の課長さんにはもう聞けないわけですから、聞きたくもないんですけども。そういうところで本当に市役所全体を見たときに、課長さんの決裁というか、それが的確にできる環境にあるかというのと、私はちょっと疑問があるわけですね。

そこで、総務課長に質問しますけれども、職員の平準化をわかる、けれど、課長の平準化については、そういう観点からの話というのは出てきていないのか、そこをちょっと教えてください。

○総務課長（中谷大潤） それでは、2回目の質問にお答えいたします。

まずもって、行政改革会議を9月17日に開催すると今、企画課長が申しましたが、このことにつきましては、一般質問の前に日程は決まっておりましたことを報告させていただきたいと思えます。

続きまして、課の統廃合、課の新設について

全職員に意見を求める、いわゆるアンケートのことでございますが、その後、いろんなアンケートを職員の方からいただいております。具体的に申せば、総務課と選挙管理委員会の統合、企画課と財政課の統合、市民課と税務課の統合、また保健福祉課においては、いわゆる介護・健康増進と福祉事務所の分離新設と、あるいは税務課滞納整備室の廃止など、たくさんの意見が寄せられているところでございますが、今後、この意見をもとに作業部会などで検討していきたいと考えているところでございます。

それから、3点目の課長の業務の平準化についてでございますが、どの課長にも共通することですが、事務分掌において、課長は上司の命を受け、課の事務を掌握し、その事務を処理するため所属職員を指導監督すると定めておりますが、課員2名の課もあれば、議員御指摘のように、保健福祉課のように臨時職員も含め50名弱の課もあり、一課長としての職責に差があるという考え方があるかもしれません。しかしながら、所属職員数に格差があっても、人数の多い課はそれなりに課長補佐や係長を配置して課長を補佐させておりますので、職員の多少にかかわらず課長の職責に差はないと考えております。それぞれが一課長としての職務を一生懸命遂行していることに御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○池之上 誠議員 課長、今、言われました。御理解はするんですよ、その差はないというのはわかります。それはもう私も2回目の質問の冒頭言いました。

その中でもやっぱり、今、時代も違ってきているし、保健福祉課というのは、私が議員になったときでしたかね、再編で統合したんですよ、何年か前。でしたよね。そういうところで、統合の歴史もあるんだけど、今、本当に福祉と、あるいは健康増進というのは本当に違っ

た方向で歩いて、それぞれの方向、スタンスでもう進んでいるというふうに思うわけですね。だから、そこ辺を、もしできるのであれば課長を1人ふやしてもいいから、もうちょっとしっかりとした市民サービスのほうに迅速に対応できるような課の体制に持っていったほうがいいんじゃないかなと私は思うわけですね。

これは皆さんで、私の意見でこうしろとは言えないけれども、そういう意見もあるということを酌んでいただいて、9月17日にどういう会議をされるかわからんけれども、私の言葉に、一般質問でこげなこともあったねと、これを考えてみようかというようなところがあれば私は幸いかなと、そう思いますね。

課の統合・再編というのは、やっぱりこれにも書いてあるけど、スクラップ・アンド・ビルドですよ、何かつくるときは何かを壊さないかんということ、常々起こると思うんですよ。だから、1回したからもうこれでいいと、先ほど言われましたように、もう期限もないからこのままいくがというのじゃなくて、定数が削減されてきたわけだから、それに合わせたのをやっぱり、定数が少なくなっているということ、理解してくださいというのはわかるんだけど、理解した上で、もうちょっと、じゃ将来に対して垂水市役所がどういうふうにしなないといけないのかということ、みんなで考えて、知恵を出して、そして最終的には市長の決断だろうけれども、そこでやったほうが、つまりとこ最終的には市民のサービスにつながっていくんだというふうに思うわけですね。

だから、3回目はあえて、御理解してくださいと、現状を御理解してくださいということだったけれども、あえて言いますけれども、この機構の見直し、せっぱ詰まっていると思うわけですね。ほかの市民の方からも、「ちょっとねえ」という声も聞きます。そういうことであえて提案しますけれども、先ほどアンケートの中

にもありましたけれども、福祉課と保健課に分けると、そういう考えはどうか。今後、真面目に考えていただけるかですね、すぐ、まないたの上に乗せてもらえるかどうか、その点を1つ聞きます。

○総務課長（中谷大潤）保健福祉課の再編につきましては、確かに職員も係も多数の上、社会福祉施設の監査など権限移譲事務もふえ、また地域包括ケア体制の整備など、保健福祉課の業務量は相当膨らんでいると認識しているところでございます。今後、行政体制部会や行政改革会議におきまして、事務事業の見直し、専門職員の方向性、公務員制度改革の動向など、課の分課も含めて調査・研究してまいります。

定員適正化計画が平成27年度をもって完了予定ですので、計画どおりに進捗しますと、定数235人を基本とした組織再編に具体的に取り組んでまいります。新しい庁舎の建設をするということによって、再編も含めた課や係の統廃合も当然、考えていかなければならないというふうに考えておりますので、事務事業など整理しながら、将来を見据えた形で進めてまいります。

以上でございます。

○池之上 誠議員 はい、ありがとうございます。

たゆまない改革、これはぜひ必要なんだろうと私は思っております。

最後に、市長にちょっとお伺いします。

もし保健と福祉を分けたとなったときに、今、市長が言われているのが、大きなテーマがありますよね、在宅医療ですか。在宅医療をこの垂水市でやっていくんだということを言われます。そのために地域包括ケア体制の整備が必要なんだということであれば、そこを専門的に推していくんだということであれば、なおさら分けたほうがいいんじゃないか、やりやすいんじゃないかと私は思うわけですね。

そうしたときに、この中にも女性管理職の登

用というのが、項があります。これは行革大綱の大きなテーマの1つですよ。その辺のことをあわせて検討を、もしするのであればその辺も検討したいなということをおもわれないか。その1点だけ、女性管理職というところで1点、教えてください。

○市長（尾脇雅弥）現状につきましては、先ほど総務課長が申したような経緯なわけですが、ただ、池之上議員からいろいろ御指摘がございました。人は減って仕事はふえる中で見直しをする、また福祉行政も膨れ上がっているのはもうそのとおりであります。

また、少子高齢化が進む中で、本市の大きな課題の1つでありますので、在宅を中心としながら地域包括ケア体制をどう確立していくかということ、今後、そういった組織をつくって検討していくと。当然、その中であって、マスタープランをつくり、ハード・ソフトをどうするかという話になってきますので、ソフトのこの体制の部分で当然、その辺の見直しが必要になってくるとおもうます。

そういった中で、現場を熟知している女性の管理職とか、その辺の登用というのは当然、検討していかなければいけないと。どうなるかというのはまだ言えませんけれども、その辺の絵をしっかりと描いて、必要があればそういったことで登用していくというふうに考えております。

○池之上 誠議員 はい、ありがとうございます。前向きな答弁だったと思います。

本当に、何回も言いますが、人が、職員が少なれば少ないほど事務分掌の見直しをすると、あと、課の再編もしないといけないと。大変だろうと思いますが、ぜひとも今の課長さん方、未来の垂水市のために知恵を絞っていただきたいというふうに結んでおきます。

続きまして、2番目の参事制度についてお聞きいたします。

先ほども市長の言葉をいただきました。検討

したいということは変わらんと。川尻議員に言ったことは今でも変わらんとというふうに捉えていいわけですね。それでいいんだろうとは思いますが、市長が私に言われたときの参事職の環境づくりというのについては余り触れていないというか、去年、2回参事職をやられたわけだけでも、その前とことしと、何らその参事職の環境というところについては触れて、検討した跡がないなというふうに思うわけですね。私の言った、私はそういう参事のポストのそういうあり方について質問をした上でのことなんですけれども、その辺がずっと変わらんなど、一般職だなどということについては、もうちょっと考えてほしいなということはありません。

それはそれでいいとして、あと、川尻議員が言われた、財政が緊縮している中で、一緒のような給与体系を2人にやらんでえどがということが大きなポイントなだけけれども、それについては本当に、自主財源が垂水市は少ないということはみんなわかっているわけですよ。であれば、1年間参事にするというのを我慢して給与を抑えると、財源を抑えるというようなことも必要なんじゃないかなというふうに思うわけです。

それで、本市も、わたりの件もありましたけれども、多分改善はされてはいないですよ。そのままだろうというふうに思います。それについては、今回は何ら触れるところではないんですけれども、そういうところであれば、できるところはそういうところが1つはあるんじゃないかなというふうに思うわけです。

市長が言われました、公務員として、公務員生活を配慮したいと、最後のやる気を出して、最後の公務員の仕事をさせてあげたいという気持ちがあるというのであれば、本当に、言われるように、新しい課長をつくって若手育成をしたいという思いもあるだろうけれども、1

年間とりあえず我慢をすとなれば、もとに戻っていくのじゃないかなというふうに私は思うわけですね。

今先ほど市長も言われました、相手の意思を確認したいと、参事にするときは相手の意思も確認したいと、これは非常に大事なことだと思うんですね。先ほどというか、その前、北方議員が人事権の、人事というか、教育委員の人事で言われましたけれども、やはり相手の意向を聞くということが一番大切なんだろうと思います。これは全てに当てはまるというふうに思っております。

この参事制度については、私も一部、一部というか、全体の市民の人とは話はしていないんだけど、やはり「ちょっとな」と、「無駄やっどな」と、「一般職どんしっせえな」というような話が結構聞こえてきます。これは本当に市役所にとっても無駄だと思うし、垂水市民にとっても本当に無駄だと思うわけですね。本当に有効に、有意義に公務員は市民のために働いてほしいなど、働かせるべきだなというふうに私は思うわけです。

この参事も、どうしても参事を、引き継ぎとかそういう面を考えて参事制度を続けたいというのであれば、昔に戻るわけじゃないけれども、1月1日の異動と、その中で、あと残りの3カ月を引き継ぎに充てるというようなこともできるだろうし、いろいろ知恵が出てくるんだろうと思います。

その辺をいろいろと考えるとところはあるでしょうけれども、これもひとつ私の問題提起ではなくて、私はこの参事制度というのは本当に無駄だと思っておりますので、その辺を強く提言をしておきたいというふうに思います。これはもう答弁は要りません。市長の気持ちも複雑でしょうから、その辺は市役所の皆さんと考えながら、いい方向に向かっていただければいいのかなというふうに思います。

続きまして、教育旅行についてお聞きいたします。

課長が市役所の職員の取り組みを言われました。開村式・閉村式の段取りですね、そしてあと体験期間中のそういうところに先生方を乗せていくということもされていると。それは本当に普通の職務の間にやっていらっしゃるということは、これは本当に学校側にとっては安心ですよね。市役所がこれだけ頑張ってくれれば、任せておけば大丈夫だと、それは本当に大きな信頼だろうと思っております。それで、これが強いて言えば「おもてなし」につながるんだろうなというふうに思っているわけでございます。

民泊旅行に限って質問していきますけれども、きのうの北方議員も、やはり何というか、支払いがおくれると、もう2カ月、1週間に1回ずつ来れば続いていかんと、それだけ余裕はないと言う人もいらっしゃるところを聞いています。それはそうだろうなというふうに私は思うわけですね。この民泊を受け入れをする家庭の方々もやはり金銭的な面が1つあって、やりたいけどなと、やりたいけど家にはちょっと資金的に余裕がないなという方もいらっしゃるだろうというふうに思っております。

22年が民泊が1校、23年が6校、24年が5校、そしてことしはいろいろと、市役所もだろうし、NPOもだろうし、働きかけがあって、15校垂水市のほうに民泊をされております。

そこで、どれだけのお金がこの民泊だけについて発生するのかといいますと、これは、私は先ほどの池山さんのように、経理には疎いものですから、大ざっぱにくくりますけれども、25年で延べの民泊者数が春と秋、全部入れて大体3,600名と、その中で民泊費が4,500円の体験旅行費が1,000円ということは、1人頭5,500円民泊の受け入れ家庭に入るとなったときに、総体で1,980万円ぐらい入るわけですね。

それを見て、25年だけを見てみますと、春が

6校です。大体1泊が多いですけれども、1,100名、これが1人5,500円かかれば605万円入ると。そして秋の9校の分はこれは高校生が多いですから、2泊の民泊が多いと。その総数は2,500名で、大体5,500円とすると1,375万円入るんだと。これを民間の資金の流れのまま待っておけば、やはり1カ月、2カ月おくなくても何も言えんと、市役所も何も口は出しはならんというふうになるんだろうと思いますね。ただし、市役所の本来の目的は何かというと、やっぱり観光振興ということもあるし、交流人口の増加ということもこの教育旅行には1つの大きな主眼があるんじゃないかなというふうに思うわけです。

民泊をふやすためには、その受け入れ家庭をふやさないといけないと、そのためにはどうしたらいいかと。やはり、支払いをいつだろうか、いつだろうかと待っているようなことを、民泊受け入れ家庭にさせてはいけないんじゃないかなというふうに思うわけですね。秋で1,375万円、9校ですね、これは25年現在。次からは自分たちでやっていくんだと、そしてあと、最終的には民営化というか、民間に任せていきたいんだというのであれば、その当分の間、市役所も何らかの金銭的な支援というのが必要じゃないかなというふうに思います。

その中で、先ほど課長が数字を訂正されましたけれども、経済効果というのは民泊の直で3,800万円、波及効果を見ると6,500万円も垂水市にはそういう経済効果があるということです。もう結果が出ているわけですね、何もせんでも。何もせんでも出ているけど、やはり受け入れ家庭の人たちは厳しいんだということは市役所の皆さんも思っていたきたいというふうに思います。

であれば、25年度を例に出しますけれども、9校で1,375万円ということは、1,500万円あれば春の分も払えて秋の分も払えると。それはタイムが2カ月、春のシーズンから秋までは2～

3カ月ありますから、その分は回収できるわけだから、そこに戻していけばいいというところで、秋の多い数字を何らかの形で支援ができれば、垂水市の民泊の受け入れ家庭も難儀をしなくて済むんじゃないかなというふうに思うわけです。

そこでちょっと聞きますけれども、バックアップをする姿勢があれば、何らかのそういう資金的な面で援助ができないか。例えば教育旅行の貸付金とか、あるいはそういう基金をつくるとか、そういういろんな方向が、知恵を出せば、皆さん優秀ですから出ると思うんですよ。その点についてどう思われるか。これ、課長、どうですかね。

**○水産商工観光課長（山口親志）** 池之上議員の2回目の質問にお答えします。

当然、受け入れ先あつての民泊事業でありますので、早目の入金についても北方議員のときに質問でお答えいたしました。その考えは全然変わっておりませんし、今回も秋のシーズンを迎えまして、NPOのほうに1カ月以内の入金のお願いを強く、現時点ではお願いしているところであります。

今、議員が言われました、受け入れ家庭へ早目に支払いをするために、市のバックアップというか、資金の提供という提案をいただきましたが、いろんなところに貸付金みたいな形で貸し出しもしておりますし、当然、ツーリズム協議会かどこかで受け入れるとすれば、その後に、最終的にはその協議会にお金が入ってくるわけですので、協議会のほうからまた1年たちましたら返していただくという形もとれるとは思いますが、今回、本年度の9月から始まります2,400～2,500名のこの修学旅行生のための予算措置というのは、今回は厳しいでしょうが、非常にありがたい御意見をいただきましたし、また当然、観光振興、それから交流人口増のための教育旅行は年々増加をしているということであ

りますと、そのあたりはきちっと新年度予算の対応ができないかどうか協議をしまして、また新年度予算で皆様に御報告できればと思っております。

本当に、そういった形で受け入れ家庭をバックアップするということは、先ほど申しましたとおり、いろんな形でかかわり合いをしておったんですが、その予算的なかかわり合いというのを少し考えておりませんでしたので、いい御提案をいただいたんじゃないかと思しますので、新年度で、できる、できないはですが、新年度できちっと協議をしまいたいと思います。

**○池之上 誠議員** 財政課長、財調は自由なお金ですか。まあいいですよ、目くばせ、アイコンタクトで。(発言する者あり) 13。13もあれば、私が言ったのは今、1,500万円ですから、何分の1ですかね、ちょっと計算できませんけれども。それにしても、池山議員が言われた1億円よりも数段少ないということです。それは国の動向を見てやるということですから、私のは今できること、いつやるんだと言ったら、今でしょ、今。それが多分、垂水市のためにもなるんだらうと、即行動せないかんというふうに思うわけですね。

そこで、民泊の登録家庭というのは今、100件余りあると。そして多ければいいですよというのが70件ぐらいと。そして、いつでもぜひ来てくださいと、常時受け入れオーケーですというのが40件ぐらいだということを聞いております。本当にこの受け入れ家庭の増加というのがこの民泊の成否を担っているんだらうというふうに思うわけですね。そのためには、市役所として当分の間、軌道に乗る間、何らかの支援をしていく必要があるんだらうというふうに思っております。

その1,500万円を財調に積んで、残高はこれだけまだあると、そして利子も幾らかあると。それはもう決まったそれしかない。あとこの1,500

万円をして民泊がふえていくと、そうしたら波及効果はまだまだあると。そういうふうな生きたお金の使い方をせないかんというのを我々は思うわけ、民間の人たちはですね。皆さん方は、あるお金を守らないかん。締める限り締めないかんというふうに思われているでしょうけれども、それじゃいけないんじゃないかなと。

言えば、水之上の定住促進も、子育て支援で1万5,000円と1万8,000円ですよ。それは水迫市政のとき、私が質問をして言いましたけれども、市の家賃収入は少ないと。ただ、少ないけど、その3万幾らで空き部屋をつくっておくんですかと。それよりか、それだけ子育て支援というのに特化してやれば人が入ってくると。そして人が入ってくれば、そこに光熱費も水道代もいろんなところで経済波及効果があるんだということ言ったわけですね。そして、今の定住の低家賃が子育て支援でできているわけです。そういうようなお金の使い方をぜひともしてほしいというふうに私は思っております。

これから協議をされるだらうけれども、これは市長の政治決断だと思いますよ、このことについては。その1,500万円をつくるかつくらんかというのは市長の決断だと私は思っています。市長が「すっど」と言えば、職員の皆さん方はそれについてちゃんと筋道を立てて、議会に承認が得られるような案を多分出してこられるだらうと。そのときは私はもろ手を挙げて、両手で賛成をしたいというふうに思っておりますので、市長、その点について御意見、ちょっと決意というか、お願いします。

**○市長(尾脇雅弥)** 今ありました、池之上議員の教育旅行での受け入れ家庭への早目の入金のための予算措置についてであります。御指摘のとおり、観光振興による交流人口増は私の施策の中の重要な位置を占めておまして、教育旅行については大きな本市の目玉事業でございます。このことは、受け入れ家庭の方々の協

力なくして到底できない事業でありますし、生きがい対策でもあると聞いております。5月から6月の受け入れ後の入金が遅いとの相談も受けており、担当課長にも対応をお願いをしておりましたけれども、遅くなったようでございます。

私は、3つの挑戦の2番目に、6次産業化と観光振興への挑戦を掲げております。その中でも餌やり体験やキャニオニングの体験は、他市がなかなかまねできない本市の大きな観光の目玉事業でございます。北方議員を初め、受け入れ家庭の方々、あるいは職員の大変な努力によりまして確実に成果が上がっている事業でございますので、そういった意味におきましても、池之上議員のありがたい御提案を受けまして、担当課長も回答いたしましたとおりに、新年度予算での対応について前向きに検討させていただきたいと思っております。

**○池之上 誠議員** はい、前向きな答弁だったと思っております。ありがとうございます。

今回の質問は結構、市長の政治決断を迫るようなことばかり言ってしまったなど。これは市のためになることだと思って言ったわけで、私は、言えば、本来であれば黙って見ておけばいいのかなという口だと思うんですよ。それでもやはり、議会としても市民のためになるためにはどういった方がいいかというところで、是々非々の立場で提言を申し上げておりますので、ぜひとも、池之上が言うたって、うちよけというようなことを思わずに、真摯に取り組んでいただければと思っております。

約束の60分ぎりぎり話をできました。ありがとうございます。失礼します。

**○議長（森 正勝）** ありがとうございます。

少し早いんですが、ここで暫時休憩します。

次は、1時5分から再開します。

午前11時46分休憩

午後1時5分開議

**○議長（森 正勝）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番篠原静則議員の質問を許可します。

[篠原静則議員登壇]

**○篠原静則議員** お疲れさまです。

農家のリズム的には、今、ゆっくりお休みの時間でございますけれども、そういうわけにもいきませんので、通告に従って質問をさせていただきます。

まず、御礼とお願いをしておきたいと考えております。

今回、また今月の25日に農業用プラスチック、廃ビニール類、農薬、空き缶等の回収が行われますけれども、今まで年3回行われたことが、今年、年4回回収が行われているようでございます。大変農家の方が喜んでいらっしゃるようで、御礼を言っておきます。

そして今、回収費が、プラスチック、ビニール類は1キロ15円ですけれども、これがまた5円下がって10円下がって、ただになったらまた御礼を言いたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、今回の議会もですけれども、農業に関して大変質問も多く、5～6人の方が質問をされているようですけれども、そこで、大変農業に関心を持っていただいて、大変私、農業委員として喜んでいただいております。今現在、農業を理解していらっしゃる方も、これから農業をもっと理解しようかという方も、ぜひ全国農業新聞をとっていただきたいとお願いをいたします。

ちなみに、職員の皆さんは243人いらっしゃる中で、たったの11人しか購読をされていらっしゃいません。ぜひ農業新聞をとって、農業を理解していただきたいと考えております。また、農業委員の方は14人いらっしゃいますけれども、14人全員とっていらっしゃいます。議員の方も

16人いらっしゃいますけれども、11人としていらっしゃいます。ぜひ、議長、あと5人の方に音頭を取っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。また、職員の方は市長、副市長のほうで音頭を取って、1人でも多くの方が購読されますようお願いをして、質問に入らせていただきたいと思っております。

最初に、防災営農対策事業についてを質問させていただきます。

本市の農業について考えてみますというと、本市独自の予算でといいますのは大変厳しい状況であるということではありますが、市においてさまざまな施策、事業を導入していただいております。農家の方々が農業がしやすい状況をつくっていただけることと思っております。

まず、農業環境の整備面からいきますと、農村災害対策整備事業や中山間地域総合整備事業の導入、そして営農といいますか、農業所得向上の面からは中山間地域直接支払推進事業や経営所得安定対策事業の導入があります。しかしながら、本市では常に桜島の降灰を克服しながら農業を続けていかなければなりません。そうすると、防災営農対策事業は本市にとっては非常に有効な、そしてある程度所得向上にもつながっていく、大変大きな位置を占める事業になるのではないかと考えております。

そのような中、大変喜ばしい新聞報道がございました。ビニールハウスの張りかえ補助のことでございます。

そこで、現在の状況をお尋ねいたします。

次に、やる気のある就農者や若い農業者の研修についてをお尋ねいたします。

先日、農林課の方に主催していただいた企業農業先進地研修視察、都城市の新福青果、私は大変楽しみにして行ってきました。自分でも農業をやっておりますし、議員として、今後の垂水市の農業の鍵を握るであろう企業農業はどんなものか。そして、その農地政策を預かる農業

委員会会長としての立場から、感想としましては、大変有意義な研修視察でございました。議会、農業委員会、そして農林課、企画課、水産商工課など一堂に会し、社長の講義もすばらしいものでございましたが、いろんな質問も出ました。

そこで、このような研修会に、やる気のある就農者や農家または新規就農者、いろんな面で、ぜひこういう機会をつくって研修を実施していただきたいと考えておりますが、どうお考えか、お尋ねをいたします。

次に、運動公園の整備についてをお尋ねをいたします。

東京オリンピックも2020年決定いたしましたして、鹿児島国体もその2年後にあるということで、それを見据えた整備計画を立てていただきたいと思ひ、質問をさせていただきます。

約40年前ですか、太陽国体がございました。その時代、私、二十の半ばだったと思っておりますけれども、そのころ大変青年団活動が活発になされておりました、青年大会のスポーツ大会、またバレーなんかは全国大会に行ったようなこともあったかと思ひます。そういう中、私たちの先輩であります大藪俊郎さんとか川畑三郎さんとか、本当に青年団のリーダーとして活躍をなさっておりました。その太陽国体の折、川畑三郎さんが聖火ランナーで、私ども青年団の各校区の代表が聖火ランナーの随行というんですか、その他大勢で後ろを走ったことを思い出しております。また、ぜひそういうのを踏まえて整備に取り組んでいただきたいと考えております。

スポーツ合宿の誘致によって、また多くの合宿が行われるようになりましたけれども、運動公園の老朽化が進んでいるというようなことで、整備を積極的に進めていただきたいと。9月2日の新聞報道におきましても、鹿児島県内のスポーツキャンプ、合宿の報道がなされておりましたけれども、もう相当の数の方が鹿児島県で

合宿、キャンプをなされているようでございます。

そういうのを含めて、また特に国体におきましては、前はウエイトリフティングが垂水高校の体育館、垂水中学校の体育館で行われているようでございます。そういう中で、県の教育委員会としても15～16年までには各種目の会場を選定されるやに聞いておりますので、その辺を含めて整備について努力していただきたいと思っております。

これで、1回目の質問を終わります。

**○農林課長（池松 烈）** 篠原議員の桜島の降灰によります活動火山周辺地域防災営農対策事業の、既に設置されておりますビニールハウス等の張りかえ補助についてお答えさせていただきますと思います。

被害の状況等につきましては、御承知のとおり、日照不足等、作物への影響も非常に大きく、また、ビニール等が風等で飛ばないように五芯テープ等で押さえをしますが、通称バンドといいますが、このバンドと張ったビニールの間に降灰が入り込み、さらにこの状況に雨等が降り、重たくなったり劣化が進んだりして裂けてしまうのが多く発生しております。

そこで、その対策をとということで、長年にわたり国への要望としまして、降灰量の増加に伴い、ビニールハウス等の被覆施設の劣化が激しいことから、被覆資材や劣化の進んだビニールハウス等施設への更新への補助を実施していただきたいとお願いを重ねてきたところであります。

しかしながら、国の答えとしましては、被覆資材の更新については維持管理の範疇と考えられ、活動火山対策特別措置法に基づく防災営農施設整備計画が対象とする整備には該当しないことから、補助の対象とすることは困難です。また、更新に要する費用については、低利の融資である農業経営基盤強化資金、スーパーL資

金等もあるので、その活用を検討をお願いいたしますなどと、これまで報告をいただいていたところでございます。

ところが、今回、さきに申しましたような答えになるでしょうと連絡を受けておりましたが、7月の下旬に、市長のほか鹿児島市の森市長などで桜島火山活動対策協議会としまして初めての、地元選出の国会議員の先生方や国の関係省庁と席を交えての要望活動が功を奏しましたのか、その後、森山先生を初め、保岡先生の事務所を通じまして、「桜島火山対策意見交換会での御指摘事項について」としまして、国の答えとしまして、「農村地域防災減災事業または農山漁村地域整備交付金を活用し、被覆施設の整備について、おおむね3年に1度のビニールの更新についても対象とすることで県と調整」と、ファックス等で連絡をいただきまして、その後、御承知の新聞報道等につながったところでございます。

本市はもちろんでございますが、激甚地区の他の市も大変喜んでいらっしゃるところでございます。長年の要望活動がやっと実を結んだということでございます。今後の国と県との調整に大きな期待をかけますとともに、情報収集を怠ることのないよう心がけていくつもりでございます。

続きまして、やる気のある就農者や若い農業者の研修についてお答えさせていただきますと思います。

まずもって、さきの企業農業先進地研修視察には、御多忙の中、出席いただきましてありがとうございます。議員としての農業行政の中の企業農業、農業委員会の会長としての農地行政とかかわり方について、いろいろな観点から研修を受けていただいたと考えているところでございます。

さて、研修の実施についてでございますが、職員はもちろん農家の方々を交えての研修につ

きましては、国や県の主催、県の出先であります大隅地域振興局の主催、県を初め、関係市町で設立しております各協議会主催によります主催、最近ではNPOを初めとしました民間団体主催の研修会もさまざまな形で開催されておりました、農家の皆さんにも出席、参加を呼びかけまして、一緒に出席、参加しているところがございます。

幾つか例を挙げますと、認定農業者関係では、女性農業経営士、指導農業経営士の研修会。集落営農関係では、集落営農推進大会、集落営農リーダー研修会。農業法人関係では、農業法人塾、農業法人経営者塾。その他、生活研究グループ研修会、中山間直接支払等研修会、鳥獣被害防止推進大会。また、指導農業士会で新規就農者を直接訪れて研修をするものもあります。

また、作物関係の研修では、露地野菜生産技術研修会、特殊病虫害対策研修会、農業機械化・農作業安全対策推進研修会を初め、花卉振興会、園芸振興会、果樹振興会と、各作物振興会ごとの研修会もございます。

また、昨年は本市の主催で、びわ振興会の会員の方々に南さつま市まで足を運んでいただいたところがございます。研修内容としましては、低木仕立ての栽培方法、有害鳥獣被害対策、霜害対策などでした。皆さん、大変いい勉強になったと喜んでいただいたところです。しかしながら、就農者や農家の方々の意向や予算面等から、本市主催の研修会等の実施はなかなかうまくいっていないのが現状でございます。

以上でございます。

**○社会教育課長（瀬角龍平）** 篠原議員の運動公園の整備について（スポーツ合宿誘致）についての御質問にお答えをいたします。

垂水市運動公園の多くの施設は昭和50年代に建設され、これまで市内外の多くの人たちに利用されてきておりますが、建設当時とは違った状況が生まれ、同施設のあり方を検討する時期

に来ております。

また、これまでもそれぞれの施設の修繕や改修を行うなど、その都度対応をしてきましたが、キララドーム以外の施設は老朽化が進んでおりますことから、施設の改修に向けて全体計画を立てて取り組んでいく必要がございます。

したがいまして、今回、補正予算として要求をさせていただいております運動公園のあり方検討委員会においては、運動公園全般について、利用上の問題点や改修の必要性について協議をしていただくとともに、市長に対して提言書を提出していただきたいと考えております。

今回、あり方検討委員会を立ち上げる理由の1つ目は、運動公園はもともと駐車場が設置されておらず、現在、空間スペースに駐車していることから、体育館、野球場、陸上競技場、ソフトテニスなどの車での来場者増に伴う駐車場の拡張を検討する必要があること。

2つ目は、体育館、野球場、陸上競技場を利用する際の車の進入路が1カ所しかなく、しかも狭隘なため利便性が悪いことから、新たな進入路を検討する必要があること。

3つ目は、建設当時は盛んでなかったグラウンドゴルフ、少年サッカー、少年ソフトボールなどのスポーツが台頭し、陸上競技場の利用形態も大きく変化をしており、施設の有効活用を図るための方策を検討する必要があること。

4つ目は、経済効果の大きいスポーツ合宿の増加を図るための方策を検討する必要があること。

5つ目は、平成32年に本県で開催される第75回国民体育大会も視野に入れながら改修計画を策定する必要があることなどから、かねてから利用している陸上、テニス、グラウンドゴルフ、サッカーや体育協会などの市民のニーズを把握をしている全ての利用団体の代表者に検討委員会の委員に入ってくださいと予定でございます。

今後、運動公園の改修や整備に向けては、市

の財政状況を勘案しながら、検討委員会の提言や市民のニーズ及びスポーツ合宿の利用拡大、さらには国体の開催も視野に入れて、施設整備の優先順位を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○篠原静則議員** ただいま農林課長のほうからお答えをいただいたわけですがけれども、まだやっぱりビニールハウスの張りかえ事業についてはいろんな問題があると思われまして。そこで、まだ本当に難しいと思うんですよね、自分たち農業者にしても本当にどうなるのか、そこら辺をわかっている範囲でもう1回、御説明をお願いいたします。

**○農林課長（池松 烈）** 2回目の御質問についてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、この事業が補助事業で実施されるのか、交付金事業で実施されるのかでも予算枠や事務手続に違いが出てきますし、また、補助事業で実施された場合は、現在の事業に沿った形で進められていくのか。

そしてこの防災営農対策事業につきましては、今年度から、洗浄機械施設等の整備を実施する特殊自然災害対策施設緊急整備事業と、農地被覆施設の整備等を実施する農村地域防災減災事業に細分化されまして、農地被覆施設の整備等を実施する農村地域防災減災事業の補助率が、国が55%、県が被害激甚地域で20%以内、一般地域で10%以内となっております。県の補助分上乗せ分がどうなるのか。

また、維持管理を勘案したときに、3年ごとにビニールのみを交換を補助事業に乗せて実施される補助事業利用団体の数が大変多くなると考えられ、これらを考えたときに、県の補助が有効的に発揮していただけるかどうか。

また、農業用のビニールハウスの耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令によりますと、耐用年数8年の適用になりますことか

ら、これを3年ごとに交換していくとなりますと、課税も含めて、今後、調整が必要となってくると思われまして。

今申しましたことも含め、まだまだ調整の必要な課題があるようでございまして、県の農政課の担当係に現在の状況をお聞きしましたところ、まだ正式に国のほうからは調整に当たっての要請等は届いていないということでございました。

しかしながら、長年の要望活動がやっと実を結んだわけでございますので、本市としましては、関係機関としっかりと連携をとりながら、今後に向けて事業実施に臨める体制づくりを強化していきたいと考えております。

以上です。

**○篠原静則議員** ありがとうございます。

ただ、ビニールハウスの張りかえ補助とありますけれども、そういうことが報道されて、農家の方は大変期待をしているわけですがけれども、ただ、ハウス、ハウスと言いますけれども、トンネルハウスがあり、単棟ハウスがあり、連棟ハウスがあり、それぞれ耐用年数が8年かもわかりませんが、8年で耐用年数が終わったのはもうできなくなるのか。市長、ちょっと市長にお尋ねしますけれども、耐用年数が終わったハウスはもう補助対象にならないのか。

それから、そういうのを、課長が先ほど答弁がありましたとおり、まだ詰めがなされていないと思うんですよね、先ほど言いましたとおり。ただ、普通の方であれば、ハウスといえばもう大きなハウスしか考えていないと思うんですよね。今まで降灰対策事業の張りかえ事業は1回あったと思っております。だからそれも1回で終わっておりますので、継続的にしていただくためには、ぜひ市長を含め、行政のほうから、知事または地元選出の国会議員に強くこれは要望していかなと、1回で終わるか、または農家の補助対象の方に差が出て、この不平不満が出

るおそれもあるんじゃないかなと、この査定の仕方ですね。

これはもう耐用年数が済んおっでやっせんとか。全てのハウスに対して3年越しの、降灰が少ないときは4～5年たまるんですけどね。極端に降灰が多いときは3年くらいで、汚れたら光が入りませんので、そういうのがありますので、希望したら3年で、申請したら3年で必ず張りかえ事業に乗せてくれるというような確約をとらんと、やっぱりなかなか農家として、得する人もおれば損する人も出てくるように、差が出てきますので、それを同じ線で補助事業に乗るように何か、表現は下手ですけども、ぜひ市長、これは国・県で、以前は降灰対策事業といえ市でも10%乗せておりましたけれども、今それがございませんので、どうしても国・県に強く要望していただきたいと思います。後で答弁をお願いします。

それと、以前、降灰防災営農の関係ですけれども、いろんな農家の寄り合いなんかで市長もお聞きになっていると思いますけれども、田んぼに長年堆積した降灰、この除去について農家の方にお聞きされまして、ぜひこれもいけんかちょっと、通告にしておりますけれども、防災営農という観点からぜひこっちも取り組んでいただきたいと、そういう要望がございますので、ビニールの張りかえ補助と、田んぼに堆積した降灰の除去、これについて市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥）ただいま私のほうに2点質問があったかと思えます。

1点目は、せんだって降灰対策の関係で森市長と上京をしましてまいりました。その際に、これまでと大きく違いましたのは、これまで要望活動というのは国会議員の先生方に個別にお願いをする、あるいは省庁に個別にお願いをするということでしたので、なかなかうまく連携がとれておりませんでした。ただ、今回の

要望はこれまでと違ったのは、一堂に会して国会の先生方が7～8名おられましたし、省庁の皆さんが30名ぐらい、関係者まで合わせますと50～60名ぐらいの中で、同じ課題に対してどうするんだということを議論をさせていただきました。

先ほど、現状に関しましては担当課長が申し上げたとおりでございますけれども、その中で、これまでいろんな形で、篠原議員も会長として御要望いただいたことに関しまして、森山先生のほうから手を挙げていただいて、これまでの規定では対象にならないだけけれども、桜島の降灰が特にひどいと、3年に一遍ぐらい張りかえることに対して何かいい対策は講じていただけないかというような御要望がありまして、省庁の関係の方も既存のルールの中でお話をされたんですけども、ほかの国会議員の先生方からの後押しもありまして、それは特殊な事情なんだと、困っている農家の状況を踏まえて対応をしてくれというような要望がございました。その場においては結論は出なかったんですけども、後日、先ほど担当課長が申し上げたような形で前向きに進めていくというふうには答弁をいただいたところでございます。

ただ、いろんな制度の成り立ち上、国あるいは県、とりわけ県において、予算的な財政状況の厳しい中でどうやってその枠の部分を確保していくかというのが課題でありますし、今、篠原議員がおっしゃったような、ビニールハウスといってもいろんな形態があって、農家の形態も変わってきますので、その辺のところをしっかりとした基準を設置をしていただいて、また、「検討しますよ」で終わらないように、今後いろんな機会を捉えて上京をしてお願いをしていきたいというふうに思っております。

また、2点目のビニール、田んぼの降灰の積もった部分でございますけれども、以前宮迫議員のほうからもそういったお話も聞いておりま

したし、また、折に触れ、いろんなどころで要望活動をされておられたこともありまして、これも森山先生がその場で取り上げられて質問されました、こういう状況なんだと。

担当の省庁の職員が話をされたのは、「それが何年度の降灰でどれぐらいということが証明できないんですよ」という話があったんですね。ただ、それを受けて森山先生としては、いつからいつまでということは言えないけれども、間違いなく降灰じゃないかと、困っているんじゃないかと、それに対してしっかりと対応をすべきじゃないかと、問題解決をすべきじゃないかと、それがあなた方の仕事ではないかというような趣旨の話をしていただきまして、それもおおむね前向きに恐らく、省庁の皆さんが現場に足を運んで実態をまず見なさいということでしたので、そのことも今後、前向きにいろんな形で検討していただけるのではないかなと考えているところでございます。

**○篠原静則議員** ありがとうございます。

私のお願いしたいことは、先ほども申し上げましたとおり、ハウスはいろんな形がありますので、トンネルハウス、単棟ハウス、連棟ハウス、そういうので、せつかくのこのありがたい事業が、農家が不公平にならないようにぜひ、先ほど申し上げましたとおり、知事を初め地元の代議士の先生方をお願いをしていただきたいと思っております。これはこれで終わります。

次に、やる気のある就農者の研修についてをお尋ねいたします。

新福青果でしたっけ、あそこの社長さんは、日本全国から就農したいという人を受け入れていらっしゃるということでありました。このような機会をもっと積極的に市の主催でやって、取り組んでいただきたいと思うわけですが、実施に向けての方法論、または青年就農者、新しい就農者、そこら辺の研修について、ぜひ課長、予算獲得をして、上海に行けとは言いませんの

で、国内でぜひ研修をするような体制をとっていただきたいと思っておりますけれども、お答えをお願いいたします。

**○農林課長（池松 烈）** 2回目のやる気のある就農者、中でも若い農業者や農家の研修実施についてでございますが、確かに大変意義のあることだと思います。

実は、私ごとで大変申しわけないんですが、御存じのとおり、昨年初めて農林課、農業委員会に異動になりました。実家が農業をやっていたわけでもなく、作物の名前さえわからない状態でした。しかしながら、この1年半近くでさまざまな会合、研修会に出席、参加させていただきました。いろいろな作物の畑に行き、その過程や工夫されていることなど勉強をさせていただきました。まだまだほんの少しであります。やはり現地で勉強をしますと確かに違うと感じました。また、農業の現状としまして、機械導入の問題、堆肥の問題、トレーサビリティの問題とさまざまな課題がございます。このようなことから、研修の意義は非常に大きなものがあると考えております。

今後は、就農者や農家の方々の研修の意向を常に把握しながら、国・県・各種協議会には、研修のあり方、実施の方法などを意向に沿う形で実施していただけるようお願いをしっかりとやっていきますとともに、就農者や農家の方々に直接先進地等へ研修に行きたい方があれば、その調整もしっかりやっていきたいと考えております。また、本市主催に関しましては、予算面等から難しいこともあるかと思いますが、財政課のバス借り上げ等、関係課及び関係機関の協力をいただきながら、機会の創出を図っていききたいと思います。

以上です。

**○篠原静則議員** 3回目になりますかね。

やる気のある就農者や若い農業者の研修ですけれども、ぜひ研修を進めていただきまして、

企業農業または集落営農ですか、進めていただきたいと考えております。そうするには農地の集積が一番大事じゃなかろうかと思うわけですが、農林課長としてはかねがね難儀されているところもあると思いますけれども、農地集積、これが一番、今の垂水で難しいんじゃないかろうか、難しいというか、努力が足りないのかもわかりませんが、難儀しております。

そういう中で、相続未登記の農地とか、圃場整備がしていない農地とか、後継者不足というのはこれはもうしょうがないですけれども、不在地主ですね、そういうのが大変ネックになっているわけですが、相続未登記、これについては特に、国の法整備というんですか、そこら辺を全国農業会議とか県農業会議でも議題になるわけですが、なかなか難しいようではありますが、この相続未登記農地とか不在地主、これについて課長のお考えと伺いますか、ありましたらお答えを願いたいと思います。

**○農林課長（池松 烈）** 先日申し上げました企業農業等を実施するに当たりまして、一番鍵を握るのは確かに農地集積でございます。そのような中で現在、私、農業委員会の事務局長といたしましても、一番課題となっておりますのが相続未登記の農地だと思います。と申しますのが、もう4代前、5代前、生まれでお話をさせていただきますと、明治時代にお生まれになった、何というんですかね、おじいさんのおじいさんみたいな方々の名義のまま土地の名義がなっていると。そのようなのを相続がままならないままに現状に至っているというのが非常に多くございます。

これに関しましては、さまざまな機会を通じて、県を通じてまた国のほうへ要望を重ねているところがございますが、現在の対応としましては、例えばその農地を借りたいというようなことがあると、相続に全員の印鑑が必要であったり、例えば利用権設定をする場合に当たって

は、5年未満でありますと半分を超える同意で可能であるというようなことで、思ったよりも農地集積というのが難しいと非常に感じる案件でもございます。

また、これにつきましては、これは個人的な見解で申しわけないんですけれども、例えば5年なり10年なりの時限を限って、区切ったの法整備をしていただきまして、この間につきましてはそういう相続等がスムーズにいくというようなことで、国のほうで英断をしていただければ、私ども農業委員会、農林課にかかわらず、例えば土木課の用地買収等の問題、それから税務課の固定資産税の課税の関係、これらもうまくいくのではというふうに個人的には考えているところでございます。

また、あと不在地主でございますが、実際どこにいらっしゃるのかわからないというようなところも大変多くございまして、これらにつきましては、なかなか住所を追っていけないというようなこともございまして、かねて農家の方々が自分で農作業をされる際に、あそこが借りられたらというようなことで御相談に見えるわけですが、うちのほうでも市民課また税務課を通じまして所在の追いかけてやっていくんですが、途中で途切れてしまうことがままあります。これらも含めまして、農地集積に関しましては非常に一面、厳しい現状もあるかというふうに考えております。

また、圃場整備済みのところ等につきましては、優良農地については非常に借り手が多いと、またあるいは日当たり等が悪い、あるいは農道等に取り付けが悪いというところはなかなか借り手がなかったりということも出ているようでございます。

また、相続がうまくいったところにおきましては、やはり賃貸料あるいは売買の話の持ちかけがありましても、都会と地方といたら誤解があるのかもしれませんが、そこに土地に関する

る価格というものの差が感じられるようでございまして、ここあたりの何というんですかね、契約に持っていけない一面もあるようでございます。

そういうことで、農地集積につきましては今後もこれらの面も含めて、県・国にいろいろと整備のほうをお願いをしていきたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

**○篠原静則議員** はい、ありがとうございます。

これで農政のほうは終わりますけれども、ぜひいろんな面で、鳥獣害対策とかいろんな面で市長、また新年度、農林課より多くの予算要求がありますけれども、よろしく願いをいたします。

それでは、最後の運動公園の整備についてをお尋ねいたします。

まず、テニスコートの業者からお願いされたことを私、市長にお尋ねをいたします。

まず1番目に、テニスコートの降灰がひどいと、吹きだまってたまっているところを除去してほしいというお願いが1点ありました。それからコートラインの修復、コートにより段差が出てボールの変化があると、いま一度、その辺の修復というんですか、それをできないか市長にお願いしてくださいということでした。

それから、冬は中学校の試合が集中するようでございます。市外の方に降灰対策について聞かれまして、答えようがないというようなことで、できれば、簡単というのも大変難しいでしょうけれども、屋根だけでも設置していただけないだろうかというようなお願いであります。

また、降灰対策がもっと充実すれば、市外、特に鹿屋、鹿児島から垂水でやりたいと、練習をやりたい、試合をやりたいというチームが多いというようなことであります。福山のまきばドームというんですか、私、行ったことはない

ですけれども、福山のまきばドームとか伊集院のドームなども降灰対策用の屋根があるやに聞いておると。そこで、係でもいいですので見に行つて、検討をしていただけたらありがたいと、これはテニスコートの使用者からのお願いでございます。

市長、できる範囲で答弁をお願いいたします。

**○市長（尾脇雅弥）** 今、篠原議員がおっしゃったとおりですね、ライン際のところ垂水独特の不規則なはね方をすると、「垂水ポイント」みたいありがたい名前もついているみたいなんですけれども、市のテニスコートにつきましては、市民や中央中学校の生徒を初め、多くの大会を通じて交流人口も多くて、年間を通して大変な利用をされているということで私も認識をしております。

ただいま篠原議員からございましたテニスコートの改修につきましては、降灰や雨に左右されないコートや屋根の設置、さらには夜間照明施設の増設など要望があることは重々承知をいたしております。

今後、このことに関して、先ほど社会教育課長が答弁いたしましたけれども、運動公園の施設のあり方検討委員会ということを設置をして、今議会にお願いをしているわけですけれども、運動公園がテニスコートだけではなくて全体的にどうあるべきかと、先ほどおおむね5つの項目がありましたけれども、この視点から協議をしていただくための検討委員会を設置をするようお願いをしているところでございます。その中にはテニス関係の方々も参加をしていただくということでございますので、この検討委員会の提言とか市民のニーズ及びスポーツ合宿の利用拡大、さらには国体の開催も視野に入れた改修計画を策定をしていきたいというふうに考えております。そのように御理解いただければと思います。

**○篠原静則議員** ありがとうございます。

それでは、3回目になりますかね、運動公園の整備について課長のほうから説明もあったわけですが、また国体を控えてどういうふうに取り組んでいかれるのか、先ほど申しあげましたとおり、15～16年には会場の選定もされるやに聞いておりますので、ぜひ、どの競技を招致されるか、それによってまた整備の順番が変わってくるんじゃないかと私は思っているわけですが、課長、よろしくお願いたします。

**○社会教育課長（瀬角龍平）** 篠原議員の質問、鹿児島国体に向けて垂水市としての取り組み状況といったことだと思うんですが、お答えをいたします。

平成32年に本県で開催をされる国民体育大会については、正式競技37競技が予定をされておりまして、8月21日に開催された国体準備委員会の総会において、陸上や水泳など第1次選定分の18競技について、開催市町村が発表されたところでございます。

これまでの経緯と今後のことについて申し上げますと、平成24年度に県から、市町村での開催について希望調査がございました。本市としては、検討の結果、中学校の大会を初め、ソフトテニス人口も多いことやコートも国体開催の基準であります8面を有していることから、ソフトテニスを希望をし、あわせてグラウンドゴルフや綱引き等の公開競技についても希望をいたしたところでございます。本年5月8日には、市長名による要望書を、教育長が国体準備課に出向き、要望活動を行ったところでございます。

それを受けて、国体準備課の職員が運動公園を視察をされ、その結果、テニスコートは8面あり、開催は可能であるが、今後、予定されている中央競技団体の視察の際、観覧席について異議が出るのが予想されるということでございました。本市の観客席は、1,000人以上の収容人員に対して、拡張もしくは仮設スタンドを設置

をしても約500人しか確保できず、厳しい状況であるということでございました。

このようなことから、県から、垂水市は体育館を所有しており、フェンシングを受け入れの打診があり、市長にも相談の上、フェンシングをお願いをしているところでございます。フェンシング開催を希望をした理由でありますけれども、現有の施設の体育館で開催可能であること、室内競技であることから桜島の降灰に左右されないこと、本市の子供たちにとっては身近で見ることのできないスポーツであり、子供たちに感動を与え、夢を持たせるきっかけにもなり、教育上も効果があること、そして市民も、ロンドンオリンピックの太田選手を初め、日本選手団の活躍により銀メダルを獲得した競技であり、関心も高いと思われること等が考えられることから、フェンシングを希望したところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、近いうちに鹿児島県のフェンシング連盟の皆さんが本市の体育館を視察をされ、その結果、開催が可能と判断をされれば、県の準備委員会、常任委員会に図られ、審議されるというふうに聞いております。したがって、第2次決定については、来年2月をめどに作業が進められると聞いております。

私どもといたしましては、フェンシングや公開競技が本市で開催されるよう今後とも最大限努力をしてみたいと考えております。

以上でございます。

**○篠原静則議員** 最後になりますけれども、この運動公園の整備について、あり方検討委員会でしたっけ、予算も10万円ぐらいでしたかね、ついておったようなんですけれども、何せ、もっと早くこういう委員会を立ち上げればよかったですよ。だから、だらだらだらだら検討委員会を、市長、開くんじゃなくてですね、もう朝から晩ずいやれば1回で終わりますよ。大体、何

回しても協議会、大体もとに戻ってくるような気がしますので、だから、朝から晩まで頑張って1日、そうしたら結論を出すのは市長ですので、どこを整備するのかわけひ頑張って、もう市長の腹は、ここをせえと決まっおいはっやが、な。だから私、前の市長時代もいろいろ運動公園、小学校の芝生化、お願いしましたけれども、なかなか、「ほうれんそう」というのは庁舎内だけの「ほうれんそう」なのか、キャッチボールができないんですよね。だからそこら辺をまた何かあったら教えていただければ、わざわざ質問をする必要もないと思うんですよね、かねがねキャッチボールをやっておけば。そういうことも考える次第です。

課長、先ほど1種目、フェンシングですか、ということでございましたけれども、できれば、市民が希望するような種目をもう1つでも入れていただけたら大変うれしいわけですが、県もあちこち振り分けられないかなでしょうから、もう大変でしょうと。まあ頑張ってください。まだいろんな種目に来ていただきたい。それによってまた整備もしなきゃならないから大変とは思いますが、そういつでもある国体じゃございませんので、今まで国体、先ほど申しました重量挙げ、そして以前、高校総体も1回ありましたね、バレーボールが体育館であったと思います。そういう観点から、いろんな種目を垂水市に持ってくるというようなことも大事じゃなかろうかと思っております。

市長、県立体育館も今、ごたごたしているようでございますけれども、垂水から考えればドルフィンポートはいい場所ですよね、離島の方も来やすいし、大隅の方も来やすいし、垂水にはもっと簡単に行けると。私は賛成ですので、ぜひ伊藤知事に伝えておいてください。鹿児島につくる場所がなければ、どうぞ垂水につくっていただけませんか、そのぐらいの頑張りを出さないかと思うんですよね。ぜひ期待をし

ておりますので、よろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

○議長（森 正勝）次に、12番川尻達志議員の質問を許可します。

[川尻達志議員登壇]

○川尻達志議員 自民党が政権を奪還をして10カ月ほどたちました。この間、経済政策もアベノミクスを中心にしながらなかなか好調であります。外交とか防衛とかそういった問題についても、尖閣、竹島にも毅然として対応をされている。そして今までなかったアフリカとかペルシャ湾岸諸国とかいろんな外遊もされて、お友達づくりに一生懸命されて、今のところ大変いい感じでこの国が動いておるような気がします。先般はオリンピックの招致にも成功しました。

ただ、裏を見てみますと、我が国の一番大きな問題の解決がまだ話にも出てきていない。非常に心配であります。1,000兆円を超した借金の話であります。オリンピックの招致でまた国税も投入されるでしょう。東北の復興にも金がかかります。40年で廃炉にするとされていた第一原発も汚染水問題でそのめどが立たない。ここにも国費が投入されるそうであります。これを解決できるのはもはや我々の世代では不可能です。子供の世代であり、孫の世代であります。

何よりも心配なのは、自民党が大きくなり過ぎて、族議員であるとか、派閥が復活しているとか、そういうニュースを耳にします。これがいい方向にいけばいいんでしょうけれども、旧態依然とした行動をされるとするならば、我が国の将来は暗たんたるものであらうと思えます。これから来年度編成へ向けて国も動き出します。さまざまな要求に対して、安倍総理以下、政府がしっかりとそこいらを、借金を見据えた予算編成をしていただければありがたい。そう思うのは私だけじゃないんだらうと思えます。

本市においても、この議会が終わりますと、来年度に向けていよいよ予算編成が始まります。

きのうからたくさんの議員の皆さん方があれをせい、これをせいと、さらには市民の方からもいろいろな要望が出てまいります。これは当然のことです。そのことに対して、皆さん方執行部が投資効果とか緊急性とか地域性とかさまざまな要求をクリアして、よりよい予算づくりをしていただくことを、冒頭お願いを申し上げておきたいと思います。

それでは、通告に従い質問をしてまいります。

まず1点目、市民の健康増進策についてということですが、先般の6月議会において国保税の値上げが承認をされました。ここに至るまでは執行部の皆さん方がさまざまな御苦勞をされて、ここまで延ばしてこられたという経緯は十分に承知をし、敬意も表しております。

しかし、けさの読売新聞でもありましたけれども、国民1人当たりの医療費が30万円を超したという記事が出ておりました。団塊の世代がいよいよそういう老境に差しかかりますと、まだこの流れは加速をしております。そうすると本市の国保税の値上げもまた必ず出てまいります。これを1年でも先延ばしにする方策が今、求められているんだろうと思います。

そこで、そのことについて、過去、保健福祉課なり市民課なり、教育委員会体育保健課もひっくるめてですけれども、関係各課がそれぞれの対策を講じたと思います。まず、このことについて過去を静かに振り返って御報告をいただきたい。

それから、降灰対策でありますけれども、これについては、きのう土木課長が答弁の中で、降灰量は全体的には半分と、爆発回数は多いけれども、そういう答弁されたやに聞いておりますが、それはそのとおりでしょう。しかし、爆発が小さいだけに、降るところには必ずずっと降るんです。小浜地区であり、牛根の麓地区であり、ここの量は半端じゃない。風向き等で新城方面とかなかなかこれが届かないでしょう。

そういった中、今、一番問われているのは、降灰量に応じた降灰対策を考えるべきなんだろうと思います。

そこで、土木課長にお伺いするが、降灰量を測定することが一番肝要と考えるが、本市において降灰の測定量はどのようにされているのか、お伺いをします。

それと関連があるんですけども、2点目、環境整備班、ここも降灰だけでなく、夏場には雑草の除去作業とかさまざまな作業が出てきております。今、何名体制で、きのうもあつたと思うんですが、何名体制で行われて、市民の要望には応えているという答弁だったやに思いますが、本当にそうなのか、できれば具体的に数字で教えていただきたいと思います。

それから、教育委員会の課題ということで、まず1点目、この前、全国学力テスト結果が公表になりました。教育とは何ぞやと考えたときに、マスコミでも教育評論家、政治家、皆さんが一様におっしゃることは、学力がないとだめだということでもあります。今回、オリンピックの招致のプレゼンテーションでも、しっかりとフランス語をしゃべったり、英語でしゃべったり、やっぱりそういうことが大事なことなんだろうと思います。ということはやはり学科、成績がよくなったか、前回と比べてどうだったのか、ここについて学校教育課長にお伺いをしたいと思います。

2点目ですけれども、この問題については、開会本会議の全協の中で私は苦情を申ししたことを覚えております。従来、教育委員の先生方というのは、県教委の関係者の方々が就任をされると思っておりました。ところが、奄美でも、奄美と本市がという話がありました。その中で、先生方から一般の人たちに、これは流れとしては非常に結構なことだろうと思います、教育の多様化、それはそれで結構なんです、どういふことがあって、どういふ目的でこの先生にし

たという説明が必ず必要なんだろうと思います。そうしないと、何の意味もない人間の交代で終わっちゃう。新しくなられた葛迫先生にもしっかり頑張ってもらいたくためには、市長なり教育長の思いを、こうこうだよ、だからここを頑張ってくれとか、そういう言葉の1つもあってしかならんだろうと思います。そのことが前回なかったの、ぜひ、どういう目的で葛迫先生になったのかということでもあります。当然このことは了解しておりますので、いちゃもんをつけるとかそういうことじゃなく、執行部の姿勢を問うておるので、御理解をいただきたいと思ひます。

それから、運動公園のあり方委員会でありませけれども、篠原先輩も先ほどおっしゃいましたけれども、唐突感を感じるんです。なぜ今なのか。やはり政策とか議案というのは練りに練り、もみにもんで初めて私は通過をしていくんだらうと思ひます。唐突感を与えるような、執行部はそうじゃないかもわからないけれども、少なくとも私も篠原議員と同じ感覚を持ったということでもあります。

そこで、もう1回、繰り返し答弁をされておりますけれども、どこから何の目的で出た話なのか、まずここからお伺いをしたいと思ひます。**○市民課長（白木修文）**川尻議員の御質問にお答えします。

国保税に関しましては、今後、垂水市国民健康保険の制度を維持していくために、8年ぶりの引き上げを5月の第2回臨時議会において御承認いただき、ありがとうございました。

御質問の、これまで国保としてどのような対策をとってきたのかということについては、まず、国保加入者に国保の制度の内容や医療費の実態、国保の財政状況などをお知らせするために、「国保たるみず」を年3回発行してきました。

次に、国民健康保険の医療費負担の仕組みや

健康に関する認識を深めていただくために、年6回の医療費通知を実施してきました。

次に、ジェネリック医薬品の普及は、自己負担額の軽減や国保財政の負担軽減に効果がありますので、ジェネリック医薬品に切りかえた場合に薬代がどれくらい削減できるかのジェネリック医薬品差額通知を年2回実施してきました。

次に、医療機関から送付されるレセプトを厳正に審査し、医療費適正化に努め、医療費の抑制につなげるために、レセプト点検の実施をしてきました。

次に、自分自身の健康管理に留意し、正しい医療機関への受診習慣を身につけていただくために、重複多受診者に対する訪問指導の実施をしてきました。

次に、特定健康診査受診率向上のために、未受診者の原因を調査・分析し、課題を明らかにするために特定健診等未受診者対策事業を実施してきました。

次に、特定保健指導の対象者や一般市民からの応募者を対象とした健康チャレンジ教室を実施してきました。また、市内のいろいろな団体や会合等に参加し、直接住民に語りかけ、医療費や特定健診等について説明してきました。この住民に対する語りかけは効果がありますので、今後もいろんな会合等に積極的に参加して、実施していきたいと思っております。

このように、これまで医療費適正化のために、国保としましていろいろと対策をとってまいりました。

**○保健福祉課長（篠原輝義）**保健福祉課の取り組みでございますが、保健福祉課ではこれまでも、市民の健康づくりや、住みなれた地域で暮らし続けるために、また障害者も健常者も均等に当たり前に生活できるような社会、いわゆるノーマライゼーションの理念をもとに、市民を対象にした健康教育・健康相談を行っております。

医療費や少子高齢化等の課題は、個人の問題ではなく社会全体で取り組むものとし、本年度からは特に市民への早期介入として、妊娠期や母子健康手帳交付時、乳幼児健診の場を活用した健康教育、国保の特定保健指導、30代から60代までを対象にした鹿児島赤十字血液センターと共同で実施する健康教育にも取り組み、若い世代から生活習慣病や将来を見据えた健康づくりや、医療費に関心を持つよう働きかけております。

また、介護予防として、高齢者大学やサロン、老人クラブ、道の駅事業や貯筋運動指導者キャンプも毎年実施し、高齢者の介護予防に努めております。

さらに、市内医療機関や介護施設、サービス事業所の職員を対象に、市地域包括ケアアドバイザーである池田忠先生を講師として、平成24年度から毎月1回、勤務終了後に学習会を定例で実施しております。

垂水で暮らし続ける市民を支える側として、地域の課題の整理や支援の方法、人材の育成、関係機関の連携など、顔の見られる関係を築き、サービスの共有化や医療費等の適正化も目指しています。その結果として7月には、みんなで支えるまちづくりとして地域医療シンポジウムを開催し、750名の参加が得られました。

行政内では、大隅圏域の広域対応として、鹿児島県国保連合会の支援をもらいながら、医療費の分析について国保部門と保健部門合同で検討会の開催など、医療費適正化に向けて取り組みを行っているところであります。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二）川尻議員の御質問にお答えいたします。

まず、降灰除去事業の補助基準について御説明いたしますと、降灰除去事業は、活動火山対策特別措置法に基づきまして、年間を通じ1平方メートル当たり1,000グラム以上の降灰があつ

た場合、清掃にかかった経費の2分の1を、また2,500グラム以上では3分の2を補助することとなっております。

補助対象としての判断は、市内6カ所、海潟、桜島口、垂水、牛根麓、柗原、二川の中の海潟、これは協和小学校の屋上でございますが、ここが基準観測点となっており、本市は近年、1月から2月の期間で2,500グラム以上の降灰量を観測しているため、3分の2の補助を受けているところでございます。

降灰量に応じて除去対策を考えるべきではないのかとの御質問でございますが、当然、噴火があつた際には職員が現地を確認し、市民生活に多大な影響がある、また車両の通行に危険を伴うと判断した場合には、契約している建設業者に出動を依頼し、市道以外の集落道や生活道路として利用されている農道等は、建設業者への重機借り上げや環境整備班での作業で対応しているところでございます。

対象地区につきましては、工区分けしているわけでございますが、例えば大型車の3工区は県道南之郷線から北側の市木・海潟・牛根地区の幅の広い市道を対象としていますが、その中で降灰があつた路線を指定しまして、現地を見まして、路線を指定して出動を指示しているところでございます。でありますから、例えば、牛根地区に降灰が行つた場合には牛根地区の市道を、それで例えば海潟が降っていなければ、もう海潟はいいですよと、そういった指導はしているところでございます。

次に、測定はどのようにということでございますが、これは毎年、昭和53年から県及び鹿児島市、垂水市、鹿屋市、霧島市で、鹿児島県を中心にして桜島降灰観測を実施しているところでございます。この内容は、平成24年度につきましの回答になりますが、平成24年4月1日から平成25年3月31日まで、これは鹿児島県を代表にさせていただいて、鹿児島市、垂水市、

鹿屋市、霧島市で契約しております。

観測地点は、全部で36カ所ございまして、垂水市は6カ所ございます。この位置は、桜島南岳火口から半径20キロ以内の33カ所と、新燃岳関係の3カ所の計36カ所の観測を行っております。これは、桜島の噴火、爆発に伴う降灰量を把握することを目的としてございまして、観測箇所の36カ所のうち、毎日観測するところが8カ所、10日ごとに観測するところが25カ所、1カ月ごとに観測するところが3カ所ございます。このうち垂水は、このうち6カ所で毎日観測が1カ所ございまして、これは協和小の屋上でございます。あと10日ごとの観測が5カ所あります。（発言する者あり）よろしいですか。以上でございます。

続きまして、人員の確保ができていますのかということでございましたけど、これは桜島降灰に対しての回答になりますが、桜島が噴火し、大量の降灰があった場合は、建設業者に出動を依頼して路面清掃作業を実施することになりますが、この降灰除去事業の路面清掃作業を受注している建設業者は、大型車につきましてはAクラス、小型車につきましてはBクラスと、いずれも従業員も多く機動力のあるクラスを指名しておりますので、現在のところ、出動要請を行った際には迅速に対応していただいている状況でございます。

また、補助に該当しない少量の降灰があった場合や、集落道などの降灰除去につきましては、主に環境整備班の作業で対応していますが、4トン車ベースのロードスイーパー1台につきまして、2トンダンプ1台と補助員が必要になりますので、1班3人が必要となります。今のところ、最大2班に分かれて作業することが可能となります。細い路地であればミニのスイーパーの作業になりますが、ミニであれば運転手が1人と軽トラック1台あれば作業ができますので、2人で作業が可能となります。現在のスイーパー、

ダンプトラック、重機の台数を考えた場合、環境整備班の中には大型免許を取得している職員が2名おり、小型車につきましてもその他の職員が操作できますので、十分対応できていると考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（牧 浩寿）全国学力テストの結果と対策につきまして、川尻議員の御質問にお答えいたします。

本年度の調査は、4年ぶりに全国の全ての小学校6年生と中学校3年生を対象に4月24日に実施されました。調査内容は、これまで同様、国語と算数・数学における主として知識に関するA問題と、主として活用に関するB問題でした。去る8月27日に全国及び県の平均正答率が公表されましたので、垂水市の結果につきましてその概要をお答えいたします。

小学校では国語A、B、算数Aにおいて、県の平均正答率を0.6ポイントから1.0ポイント上回りました。中でも国語Aと算数Aは、全国の平均正答率を2.2ポイントから2.7ポイント上回っております。一方、算数Bだけが全国及び県の平均を若干下回っております。中学校では国語B、数学A、Bにおいて、県の平均正答率を1.0ポイントから2.4ポイント上回りました。中でも数学Aは、全国の平均正答率を0.2ポイント上回っております。一方、国語Aだけが全国及び県の平均を若干下回る結果となりました。

昨年度の結果はどうだったかといいますと、中学校は全国及び県平均を上回るか同程度の結果でしたが、小学校は全てにおいて全国及び県の平均を下回るという状況でした。よって、本市の児童生徒の学力は確実に向上してきているということが言えます。これは、これまでの学力向上対策の成果が徐々にあらわれてきた結果だと考えております。

具体的には、各学校において放課後学習を実施したり、個に応じた学習指導を徹底して行っ

たりしてまいりました。また、教育委員会といたしましても、教職員の資質向上を図ることを意図して、県外派遣研修などを実施したり、各種研修会を学力向上を主眼として充実・発展させたりしてまいりました。今年度の夏休みも、垂水市の児童の実態に鑑み、各学校の協力をいただきながら、垂水中央中学校を会場といたしまして、「あつまれわんぱく！夏の勉強会」を実施したばかりでございます。

しかしながら、小学校も中学校も、学んだことを活用する力の育成などにまだまだ課題がありますので、今後、次のことに取り組んでまいりたいと考えております。

まず、児童生徒の学力の現状に対する教職員の危機意識をさらに喚起し、各学校が指導法の改善に努めるように指導いたします。そのために、本調査における本市の平均を各学校に公表し、各学校が自校の現状を比較できるようにいたします。そして、昨年度見直した「考える・分かる・力をつける」という事業モデルをもとに、毎時間の授業を充実させていきます。また、過去の調査問題や県が作成している鹿児島チャレンジ、鹿児島ベーシックを今まで以上に有効に活用させ、学習内容の確実な定着を目指すとともに、活用する力を伸ばすための工夫も行います。さらに、各学校の研究の成果を積極的に公開したり、各小学校同士の連携や小・中・高連携の視点から、他校との合同研修を促したりします。また、先ほど述べました本年度初の試みとして実施しました「あつまれわんぱく！夏の勉強会」のさらなる充実・発展・進化に努め、児童生徒一人一人が抱える勉強への不安を確実に解消してまいります。

以上、申し上げましたような取り組みを誠実に推進するとともに、常に新しい発想で各種事業を展開させ、本市の児童生徒一人一人、確かなそして豊かな学力をつけてまいる所存でございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥）川尻議員の質問にお答えをいたします。

昨日の北方議員の御質問にも答弁をいたしましたけれども、教育委員の任命は、教職経験者に限らず、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命すると法に定められていることから、今回、もっと幅広い分野から教育委員を担ってもらったほうがよいと考え、教職経験者でない人を提案させていただいたところでございます。

今、子供たちを取り巻く教育環境は、時代や社会の変化に伴い、また情報化の進展の中、いじめやインターネットの利用に伴う問題などが発生しております。後任の葛迫氏は、洋画家であり、本市においては和田英作ジュニア展の審査員や生涯学習市民講座の講師等を通じて、豊かな心を持つ子供の育成や、市民が楽しい人生を送るために御尽力いただいているところです。また、このほか、市外の文化教室の講師や専門学校の非常勤講師を務められるなど多彩な活動をされている方でもあります。このように芸術・文化に特に造詣が深く、多彩な活動を通じて多くの子供たちや市民ともかかわり合いを持ち、本市の現状やニーズも承知しておられる人であると考えております。

このようなことから、これからの本市の教育のあり方や方向性、また施策や事業を初め、教育全般にその知見を生かして御意見をいただけるものと考えての人選であります。

○社会教育課長（瀬角龍平）川尻議員の運動公園のあり方検討委員会についての御質問にお答えをいたします。

運動公園の検討委員会につきましては、先ほどの篠原議員の御質問にもお答えをいたしましたように、運動公園の駐車場の設置や進入路の問題、並びに近年盛んになったスポーツなどに

より陸上競技場の利用形態が大きく変化してきていること、また、スポーツ合宿の利用団体が増加していること、（発言する者あり）いえいえ、ちょっと違います。さらには、32年に開催される国民体育大会も視野に入れながら改修計画を策定する必要があると思います。

これまで市議会におきましても、運動公園施設の現状や改修計画の必要性についても答弁をしまいましたが、改修の長期計画の策定に当たっては、運動公園全般の利用上の問題点や改修の必要性について、競技団体などから幅広い意見を聴取することが必要と考え、教育委員会で練った案を市長にも御説明して、あり方検討委員会を設置をすることについて御了解をいただいたところでございます。

以上でございます。

**○川尻達志議員** 一問一答でお願いをします。

まず、過去の行い、行動が全てだとは言いませんけれども、両課長が答えたとおりのことだろうと思います。あとはこれをしっかりと堅実に、しかもグレードアップをしながら進めていくことが肝要だろうと思います。

まず、2回目ですけれども、今後、やはり高齢化社会、それから団塊の世代の人たちがそういうところに入ると、社会保障費がどんどん伸びてくるだろうと思います。そこで、それに伴うところの医療、医療費、介護の給付費の適正化というんですかな、うまく言えないけど、ここについてまずどう考えているのかということが1点と、先ほどちょっと触れましたけれども、この問題は教育委員会にも関連をするところであります。

実はゆうべ、私どもの校区で、校区の運動会の話し合いが行われました。その中でも、なかなか出席者がいないとか、子供たちが少なくて競技ができないとか、いろんな問題が出てきておる。これは市民体育祭も全く一緒なんだろうと思います。

そこで、教育委員会として考えなきゃならないのは、健康につながる種目をふやすとか、やはりそういったところにもしっかりと目を向けていかないと、各校区でもプログラムを組むのに大変なんです。皆さん方が範を示していただくことが大事なんだろうと思います。健康のことについて、やはり教育委員会の立場の中で、これもしっかりと取り組みをしていただきたい。もう今さら、我々の年で1番だ2番だとかいうことはそんなには重きを置かないはずであります。

この問題については、市民課と保健福祉課だけじゃなく社会教育課、教育委員会全体としても、そういったところからも社会体育を通じてやっていくべきだろうと思っております。このことについて、教育長の見解を少しだけお伺いしておきます。

以上、2点です。

**○教育長（長濱重光）** 川尻議員の御質問にお答えいたします。

私も、これまで3回雨で中止になったとお聞きしておりますけれども、市民体育祭のその種目等につきましては、いろんな各公民館の館長さん、それから主事さん等が、少子高齢化の中で選手の確保に御苦労なさっているということは重々承知いたしております。

そういう中で先般、今、2回ほど市民体育祭の運営委員会並びに実行委員会等を開催いたしました。ことしにつきましては、これまでと違いますか、昨年雨で流れましたプログラムを中心にやりましょうということで御了解はいただいているところであります。

御案内のとおり、以前と比べまして、特に走る競技、100メートルでありますとか、リレーでありますとか、そういう種目も採点種目に入れていろいろ競っていたものを、今、採点競技は5種目に絞りまして、あとはフィールドを中心にして市民の方々がなるべく出やすい、そして

レクリエーション的な種目も多くしながら改善をしてきている状況でございます。

今、そういう中で高齢者の方々、いろんな各地区の状況もございますので、教育委員会としましても、健康につながるようなことも含めて今後、検討していきたいというふうに思っております。また、本年度中に、今、スポーツ推進計画も来年の3月中までに作成するようにいたしております。その視点も組み入れながら、しっかりとした計画をつくっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○市民課長（白木修文）** 医療費適正化についてどう考えているかという御質問ですけど、私どもは、医療費というのはやっぱり毎年上がるものです、必ずですね。というのは、国保に入っている65歳から74歳までのいわゆる前期高齢者と言われる方が大変今、多くなっております。すなわち、今まで社会保険に入った方も、会社をやめられると当然、国保のほうに入られてこられます。そして無職の方が当然ふえてきております。そして65歳から74歳までの年齢層の方というのは、大体病気が起こる年齢でございます。そういうことで、医療費というのは、65歳から74歳までの医療費が国保全体の医療費の半分以上を占めている現状であります。だから、この国保全体の医療費を下げるというのは非常に難しい現状でございます。

というのは、じゃ、どうすればいいかという、やっぱり適正な医療費というのはあるわけですから、その適正な医療費を求めるために、これまでも、さっきやってきましたいろいろな対策をとってきたわけでございます。

それで、今後につきましては、保健福祉課とこれまでいろいろと連携をとってやってまいりましたが、ことしの10月から国保データベースシステムというものが稼働する予定でございます。これは国保連合会が保有する健診、保健

指導、医療、介護の各種のデータを利活用することができまして、国保加入者を含め、全市民の健康水準の向上対策を推進することができるようになりますので、保健福祉課を含めた関係課と連携し、医療や介護のデータ分析を深め、地域の状況を把握し、問題点を抽出して、疾病予防の保健事業を実施してまいりたいと思っております。

以上です。

**○保健福祉課長（篠原輝義）** 先ほど社会保障費の話も出てまいりましたので、ちょっとお答えいたしますが、この社会保障費の伸びというのは、国ベースを申しますと、国が2000年度社会保障費が78兆円、これは年金も含めましてですね。そのうち医療・介護・福祉費が37兆円、2012年度ではこれが110兆円、そしてそのうち医療・介護・福祉費が約56兆円。医療費だけで、けさの新聞等でも載っておりましたが、38兆4,000億円というような右肩上がりに伸びているというようなことでございます。これには高度医療化の進展や医療技術の高度化が考えられるというふうに言われております。

本年8月に開催されました、国の社会保障制度改革国民会議では、医療・介護分野の改革として、病院完結型から、地域全体で治し支える地域完結型への転換や地域包括ケアシステムづくりの推進策が出されておりますが、本市ではこのことに数年前から先取りして取り組んでいるところでございます。

その結果、本市における後期高齢者の医療費を入院患者と在宅患者2名抽出し、定点で比較してみましたところ、長期入院患者の方は3カ月間の医療費が281万6,410円となっております。在宅患者では同じ3カ月で24万2,720円となっております。介護サービスの給付費71万9,120円を合わせますと96万1,840円となりまして、大幅に差が見られております。

医療費適正化施策については、目先の問題で

はなく市民一人一人の課題でもあるということから、今後は特に妊娠期や乳幼児期、先ほども申しました若い世代への生活習慣病対策の取り組みや、将来を支える世代の健康管理にも力を入れることが重要になると思われま。今後も、さらに医療費の分析を深め、在宅での療養に欠かせない医療や介護・福祉サービスなどの充実や環境整備など、垂水で暮らし続けるために地域包括ケア体制の構築に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

**○川尻達志議員** ありがとうございます。懇切丁寧に答弁をいただきました。

この問題で一番大事なことは、市民課と保健福祉課の連携、そして保健福祉課と社会体育、ここいらの連携だろうと思えます。ぜひこのことを、今、3課の皆さん方がしっかりと原点に戻って、しっかりとした政策を受け持っていただくことをお願いをして、この件については終わります。

降灰対策ですけれども、端的に答弁を願いたいんですが、出動については目視なのか降灰量なのか。

**○土木課長（宮迫章二）** 現地に行きまして、目視であります。

**○川尻達志議員** 降灰量の調査というのが全然生かされていないとするならば———であります。しかも、一番降るところは協和小学校じゃなく小浜なんです。牛根麓なんです。ここいらがしっかりと機能しないと答弁の裏づけにはならない、数字的に。目視というのは人間が判断する。量というのは数字で判断するんです。もうそういう時代ですよ。残念ながら、土木課長、ここについて答弁は求めないが、市長、どうですか。

**○市長（尾脇雅弥）** 現状は今、担当課長が申し上げたようなことでありますけれども、川尻議員がおっしゃるように、数値化してのいろん

な制度がございますので、今後はそういった方向で改めていきたいというふうに思います。

**○川尻達志議員** ありがとうございます。

ぜひ、やはり世の中は変わっているんだということをおぼろげにわかっていただければいいですよ。何のために量を測定をしているのか、市長、ね。それと、垂水市で市民が困っている、そしてまたこれをとることによって業者なりその人たちも潤うわけです。そうすると、政策的にも一番降るところに設置をするのは当たり前でしょう。ここいらの知恵も出さなきゃいけない。設置場所というのは、土木課長、国から指定されているの、ここにしなさいと、国なり県なりから。垂水に裁量権があるとするならば、ここをやるのが当たり前だと思うが、どうですか。

**○土木課長（宮迫章二）** まず、先ほどの観測のことから、ちょっと説明が私が悪かったと思えますけど、一応年間の降灰量ということで、年間、1月から12月までの間の年間の降灰量が1,000グラムあれば2分の1の補助、2,500グラム以上であれば3分の2の補助を受けられるということで、垂水市の場合は1月と2月でもう既に2,500を超えていますので、災害の対象にはなるということで、その観測はいたしております。

ただ、出動に関しては、降った後に見て出動してくださいという指示はしていますが、観測につきましては、2,500グラム以上あれば3分の2の補助を受けられるということで、これは観測箇所も南岳の20キロ圏内で、鹿児島県内で指定しております、昭和53年からそのように続けているようでございます。

ですから、例えば小浜が多く降った、新城は降らないと言われても、年間にして2,500降っていますから、もう出動すれば当然、災害対象になるということになりますので、あと、対象は量でいきますので、多く降っても少なく降っても全部集めて、それで対象に計上しております

ので。

以上でございます。

**○川尻達志議員** ちょっと見解のずれがあります。当然、それだけ降れば補助対象になるのはわかっております。私が申し上げたいのは、お金のこともそうだけれども、本当に降るところ、特に高齢化社会になってなかなかとれないと、ここが問題だと言っている。だから降灰量に応じて指示をしてくれよ、早く行けと、ここをしないことには意味がないような気がします。

要するに私が言ったのは、お金もそうだけれども、高齢化になって宅地内の降灰もとれない、道路もそういう状況である。こういうときに、降るところのプラスチックはたまる一方なんです。ここを解消するためにどうかという質問ですので、市長からいい答弁をいただきましたので、この件については終わります。ぜひ激甚地の気持ちになった取り組みをしていただくこと、お願いを申し上げます。

それから、人員のことも足りておるということです。これはこれで了解をしますが、ただ、今、温暖化の中で夏場の35～36度の中で炎天下で作業をされる。ここはやはり働いてもらう側としては、人権の問題もあるんだろうと思います。時間内だから働けやと、暑かろうが寒かろうが。

それで副市長、こういう事態のときに、今、役所で働いていらっしゃる方々ですけれども、この方たちのサマータイムとか、やはりそういった臨機応変な対応もしていかないと、多分あの人たちはもう、年寄りとは言わないけれども、もう若くはない。やはりそこいらについても考えていくべき。それでなかなか、休みもしっかりとっていただいて、休暇もね。そうしたときに、やはり人も足りなくなるんじゃないの。そういう人に優しい働き方をさせていただきたいなと私は思っています。副市長の考え方をお伺いいたします。

**○議長（森 正勝）** 川尻議員に申し上げます。

ただいまの質問は、質問回数を超えていますので。（発言する者あり）ですから、回数を超えていますので。（発言する者あり）2の（2）についての質問ですね。じゃ、よろしいですよ。

**○副市長（松下 正）** 質問ありがとうございます。

ことしの夏、気象庁のほうからも異常気象だったということの分析がありまして、猛暑日が続いておりました。7月の初めだったと思うんですけど、熱中症による救急搬送があったということで、私のほうも危惧をしまして、環境整備班を初め、市の職員で外回りをする職員には熱中症にも十分気をつけてほしいということで、土木課長初め、関係課長のほうに申し入れをしました。

環境整備班につきまして、一応市の臨時職員というふうになりますので、勤務時間は市の職員と同じ形態になります。もしサマータイムとかいうことで前倒しとかするときには、後ろをどうするかというのはちょっと問題もあります。あと、監督する市の職員をどうするかという問題。またあと、早朝の時間になりましたときに環境整備班がそもそも対応できるかというちょっと問題点もありますので、即答はちょっとできかねる問題でございますので、今後、調査・研究させていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

**○川尻達志議員** いきなり振って、それだけの答弁をいただければありがたいと思います。

要するに、現状を動かさなきゃいけないんだろうというふうに思います。それぞれ監督の問題、当然出てくるんだろうと思います。その中で、最大限に知恵を出していくこと、人員の増員もひっくるめて。自分のことになって考えていただければ、あの炎天下で大変だと思うんですよ。また、熱中症の問題もどんどん出てきている。新たな社会問題にもなっていくんだろう

と思います。ぜひこのことについては御尽力を賜りたいと思います。

それと、次に移りますが、学校教育課長の答弁、100点だろうと思います。非常にありがたく思います。今後ともぜひそういったことで御尽力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

そこで、教育長に1点だけ。静岡の川勝知事が、国語が悪いということで、下位100校の校長を公表するとおっしゃいましたけれども、このことについての見解があればお伺いをしたい。

**○教育長（長濱重光）** 御質問にお答えいたします。

この調査は19年度から始まっておりますけれども、文科省の調査の目的を見てみますと、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その結果を図るとともに学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てると。

さらに、配慮事項といたしまして、学校の序列化や過度の競争が生じるおそれがあるとし、市町村教委は、学校名を明らかにした公表は行わないということを求めています。ただし、学校が独自に自校の結果を公表することは認めているところでございます。

このことは、本調査が、全国の児童生徒の学力向上の傾向を把握するとともに、分析した結果をその後の児童生徒の学習のあり方に役立てるということを主たる狙いとしているということの意味しています。（「教育長が言われるのはわかっているんですよ。だから、川勝氏の発言に対してのコメントをお願いします」と呼ぶ者あり）わかりました。

このような中、一昨日静岡県知事が、下位校の100校は県平均以下の学校の校長名を公表するという考え方が示されました。これに対しまし

て文部科学省は、学校名を公表することとほぼ同じことであり、実施要領に反するとして、今後、同知事に配慮を求めていくとの考えを表明しております。今申し上げました趣旨等を踏まえたと、この文科省の考えを私は尊重されるべきではないかというふうに考えております。

以上でございます。

**○川尻達志議員** よくわかりました。

今、我が国で封建的な世界というのが教育界であります。全くそういう答弁です。柔道にしてもそう。変えようという意識がないから、お上に全てを預ける。私は文部省の見解は聞いていない。文部省の見解に準ずるということであるとすれば、全く没個性だと申し上げたいと思います。このことでもってしょうがないので、私の思いを申し上げました。

それから、教育委員のことに入りますけれども、今、県下でそういう教育委員の任命、教育長もひっくるめて、教育委員会関係者の方々じゃないところがあるとするならば、県下の状況だけでいいから教えてください。

**○教育総務課長（川畑千歳）** 川尻議員の県下の状況についての質問にお答えをいたします。

市町村教育委員会の教育長で、前歴が教職員または教育委員会関係職員でない教育長につきましては、ことしの平成25年4月1日現在、県内におきましては大和村の1自治体のみとなっております。

以上です。

**○川尻達志議員** 時間もないので少しはしよりますけれども、市長、教育長というのは教育委員の互選だというふうに思いますが、その中で、今まで、今も日本全国で果たしてそういった法に基づいたというのか、決まり事に基づいた本当の意味で互選がやられているとは私は思わない。このことも、やはり世の中がどんどん変わっていきます。ぜひ、互選を尊重していくことが大事なんだろうと思います。確かに任命権者

では市長でありますけれども、教育長にも責任を負わずという時代になってまいりました。そうしたときに、自薦、他薦あるんだらうけれども、公平なのは、本当の意味での教育委員の先生方の互選、このことが大事だろうと思いますが、市長の見解をお願いします。

**○市長（尾脇雅弥）** 現在の教育長の任命のルール、これはあると思っておりますけれども、今、川尻議員がおっしゃったような、時代の流れの中でどうあるべきかというのはまた今後、考えていかなければいけないということだと思っておりますので、その中でどなたが適任かというのは、しっかりと責任を負っていただきながら人選をしていかなければいけないというふうに思っております。

**○川尻達志議員** ありがとうございます。

そういうことで結構だろうと思っております。世の中が動いているということをしかりと皆さん方が認識されることが何よりも肝要だろうと思っております。こういうことを私が言うんじゃなく、本来ならば皆さん方のほうから内部改革をしていく、このことが一番重要だろうと思っております。そういった意味で申し上げたということです。そうでないと、市民に対して皆さん方が責任を負うことにはならないんだらうと思っております。

次に、運動公園ですけれども、何で私がこういうことを言うかといいますと、社会教育課長は御存じだらうけれども、野球場の大きい屋根があります。こんな大きいH鋼が腐っているんです。穴が、向こうが見えている。これは点検をしていないの。多分あれをやりかえれば大変な金がかかりますよ。屋根に多分、ボールが当たれば、さびてぱらぱら落ちてくるのかな、相当なもんですよ。陸上競技場ができてからと話をしましたけれども、もう既にあの屋根もなくなってから、要望もありましたよ、つけてくれと。なかなかつけられない。もし陸上競技場につけていないので野球場につけようと思えば、

これもまた———の話になる。野球場も合宿ですよ。もし野球場だけやって陸上競技場をやらないとすればね、必ずこれは異論が出てきますよ。何でかという、今まで定期点検をしていない。ああいうやつは落として、さびどめを塗れば、建築屋の皆さんもいらっしゃるでしょう、長持ちがするんです。そういう努力もせずにおつて、何がこれだというのが私の本音であります。

これは市民もそうでしょう。野球場のあれに、向こうが見えています、何カ所か。私はこの問題に反対じゃないんですよ。ところが、振り返って見ていない。これで本当に議会が通るのかという話ですよ。厳しい言い方をしますが、そうしないと我々も市民に対して責任が持てない。社会教育課長でもよろしいし、何か答弁を。

**○社会教育課長（瀬角龍平）** 運動公園の各施設の定期点検をしているのかと、振り返ったのかという、そういう御質問だと思いますけれども、お答えをいたします。（発言する者あり）はい。

陸上競技場や体育館、野球場など全ての運動公園の施設の点検につきましては、日常的に職員や公社職員が行っており、ふぐあいや故障があった場合には、その内容を日誌等に記載しているところでございます。

点検結果については、今、平成24年度から始めた社会教育課長や公社職員など10名によるスタッフミーティングにおいて、業務内容、そして施設の修理箇所及び問題点等について報告し合い、共有化を図り、そして全職員で確認を行い、記録として保管しているところであります。

明らかになった修理箇所等のうち軽微なものについては職員で修繕を行ったり、業者に依頼しなければならないものについては、その都度予算措置を行って対処をし、市民の方々が安全に使用できるように努めてきたところでございます。しかし、改修費用が多額のものにつきま

しては対応がおくれているのが現状でございます。

議員から御指摘のありました陸上競技場のスタンド、そして野球場等の改修を要する箇所については、これまで手だてをせず対応が遅いということでもありますけれども、そのことにつきましては御指摘のとおりであると考えております。

したがいまして、今回、あり方検討委員会を立ち上げて、運動公園全般の利用上の問題点や陸上競技場、野球場、体育館などの改修の必要性について、競技団体などから幅広い意見を聴取することとしております。このあり方検討委員会から市長に対して提言をいただくこととしており、その検討委員会からの提言を踏まえ、早急に全体計画を策定したいと考えております。

以上でございます。

○川尻達志議員 ありがとうございます。

○議長（森 正勝）先ほど私は川尻議員を呼ぶところを、議長と呼んでしまいました。訂正しておわび申し上げます。

ここで、暫時休憩します。

次は、3時10分から再開します。

午後2時58分休憩

午後3時10分開議

○議長（森 正勝）休憩前に引き続き会議を開きます。

13番宮迫泰倫議員の質問を許可します。

〔宮迫泰倫議員登壇〕

○宮迫泰倫議員 平成25年第3回定例会、最終の質問者になりました。よろしくお願い申し上げます。

今から2年半前のきょう、大震災がありました。その2日前に私は初めて尾脇市長に質問いたしました。それから9回していないんです。

（発言する者あり）はい。だから、その思いを込めて尾脇市長に根掘り葉掘り聞きますので、

よろしくをお願いします。

これは皆さんがさっき言われたことと同じことなんです。垂水をどうしたらいいかということなんです。尾脇市長も、私が言ったとき、やっぱり議会と執行部は両輪でなければいけないとおっしゃっております。それから、住んでよかったと思えるまちづくりをやりたいということなんです。そのことについて今からまたお願い申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

地域再生として、行政のあり方、進め方についてのベーシックなことをお聞きいたします。

住んでよかったと思えるまちづくりとは、地域社会、生活環境等の幅が広がって、行政マンへの期待があり、まちづくりに対して職員の意識、住民の意識が高揚するのではないのでしょうか。私は平成23年3月9日の最後の質問で、「市長として、行政と市民がパートナーとして、よりよいまちづくりを行う仕組みをつくり、進めることが必要でしょう。職員は市民と一緒に、より考え、より行動するという気持ちで仕事を進めてほしいと私は考えております」と申し上げました。

また、「世論の風が吹いて、たこは舞い上がります。しかし、風がとまったらすぐにたこは落ちます。このようなことにならないため、自分の所信、つまり信じることを曲げないでしっかりやるのが大事な要素だと思います。自分の所信を曲げないでしっかりやるということは、意思の明確化、つまり言葉と心、言葉は方向性、心は意思表示です。主義主張ではないでしょうか。同じ努力を積んでも、心の意思表示のあり方によって結果は違ってきます。一般論として、みずからの利益を代弁してもらつつもりで送り出した人物が、逆に不利益を生む役割を果たしてしまうことは、国政、地方政治にかかわらず起こることだそうです。選ぶだけではだめです。選ぶ側の関心を持続し、高めていか

なければ、投票日1日だけの主人公になってしまいます。あとは奴隷に成り下がってしまいます。このことを前提に質問いたします」と私は申しあげました。きょうもそのとおりに申しあげますので。

それから、地域再生については1番と2番ありますけれども、これを一緒にお答え願います。

1番、旧垂水南中、旧協和中学及び旧牛根中学の利活用について。

2、田中邸跡地の活用について。

それから大きな2番、農業問題について。

今後の防災営農対策としての考え方をお伺いします。これは今までも何人か言われましたので、そのことについて、同じものでも結構ですのでお答え願います。

3番、観光問題について。

1、イベント開催中以外の来客増についての考えはどうですかと。イベント中は多いんです。しかし、1年を通じて来客受け入れの施策はあるのか、そういうことをお聞きします。

以上で、1回目の質問を終わります。よろしくお願ひ申しあげます。

**○市長（尾脇雅弥）** それでは、宮迫議員の質問にお答えをいたします。

冒頭お話がありました、議会と執行部は一体だと、私もそのとおりに考えております。ただ、目的は同じでありますけれども、立場の違い等々があるのではないかなと考えております。私自身、変わらない思いで今も継続して、信念も変わらずにやっているつもりでございます。そのことを踏まえてお答えをさせていただきたいと思ひます。

閉校中学校跡地の利活用と管理について、これまでの経緯と現状を申しあげます。

統合に当たっては、垂水市中学校統合地区別協議会において、閉校中学校跡地及び利用について協議を進めていただきましたが、具体的な計画をまとめるに至りませんでした。

平成23年度、垂水市行政改革会議の民間活力部会で、跡地の利活用について地区住民を対象にアンケート調査を実施し、その結果、「市民を含む校区民の利益につながる施設整備を」という結果が出ました。また、牛根地区と新城地区では地域振興計画が策定され、跡地への企業誘致や中・長期的には地元で利活用も計画されているところでございます。施設の有効活用とあわせて、地域の活性化という面からも重要な課題であると認識しております。しかしながら、企業誘致については、事業提案等もありましたが、企業進出までには至っておりません。

そのような中、垂水南中学校では、物産館、レストランの整備の調査を行うなど計画を進めているところでございます。また、体育館や校庭は広く住民等に開放して活用していただいております。校舎については、旧協和中を市の公文書保管庫や各課の保管庫として活用しております。

跡地の管理については、安全点検として現在、教育委員会参加による閉校3中学校巡視を週1回実施しております。校内の草木管理については、外部委託のほか、教育委員会職員でできるものは職員で、また地域の方々などのボランティアで対応を行っており、校庭の降灰除去については環境整備班で実施しております。なお、安全点検や草木管理等については、維持管理のマニュアル化と実施方法の改善の検討を進めているところでございます。

今後の対応につきましては、これまでの全庁体制による取り組みをより実効性のあるものにするために、関係課の役割分担を明確にしつつ、総合的な取り組みができるような体制整備、また、現在、教育委員会所管の行政財産を普通財産への所管がえや、閉校中学校跡地以外の他の未利用地も一括管理する組織整備など、利活用をスムーズに効率的に行えるよう、議員の御意見も踏まえて検討を進めてまいりたいと考えて

おります。

次に、旧中学校跡地の利活用での垂水南中学校跡地の計画の物産館についてお答えをいたします。

この件につきましては、車の通行量、宮脇公園の整備等を考慮し、平成20年度から物産館建設の計画を進めてきているところでございます。途中、病院建設の話の中で、物産館建設も行いたいとの意向もありましたので、民間活用を考えた跡地利用で推進をしてみましたが、病院建設が白紙に戻りましたことを受け、好条件の場所にあり、あわせて佐多岬観光ルートの途中でもあり、牛根の道の駅、猿ヶ城の森の駅と、南の物産館の拠点をつくることで垂水市の活性化につながると考えております。物産館建設のための予算、利活用における地域の方々への説明等を丁寧に行って、地域再生に努めてまいりたいと考えております。

次に、田中邸の跡地につきましては、前市長時代に寄附者の御意思として、福祉目的に利用してほしいとの要望があったことから、平成22年、23年度にかけて、在宅診療所を開設する検討をしてきましたが、さまざまな理由から現時点において具体的な取り組みに至っておりません。その後、保健福祉課に、その要望に応えるべくさまざまな方向から検討するよう指示いたしてまいりました。

現状といたしましては、平成25年度の重点施策として、高齢者が住みなれた地域で生きがいを持って生活できる地域包括ケア体制の構築を進めているところですが、この地域包括ケア体制には、保健・医療・福祉が一体的に提供できる拠点が必要なことから、候補地の1つとして検討しているところでございます。この地域包括ケア体制の構築にはクリアしなければならない課題もあり、方向性を示すまでに1年程度かかるとおられますので、もうしばらくお時間をいただきたいというふうに思っております。

○農林課長（池松 烈） 宮迫議員の農業問題、今後の防災営農対策としての考え方についてお答えさせていただきたいと思っております。

先ほどの篠原議員と重複するところがあると思いますが、御了解ください。

長年の要望でございました、被覆資材や劣化の進んだビニールハウス等施設の更新への補助の実施が今回、国の答えとしまして、「農村地域防災減災事業または農山漁村地域整備交付金を活用し、被覆施設の整備について、おおむね3年に1度のビニールの更新についても対象とすることで県と調整」と報告をいただきましたので、長年の要望活動がやっと実を結んだわけでございますので、本市としましても、関係機関としっかりと連携をとりながら、今後に向けて、事業実施に臨める体制づくりを強化していきたいと考えております。

それにしましても、本当に念願でありました要望事項が、議員を初めとします諸先輩方々の御努力により実が結んだわけでございますから、今後の防災営農対策としての考え方としましても、現在までやってきたことにさらに磨きをかけていかなければならないと考えるところでございます。

また、昨年来よりさまざまな機会を通じて議員が要望していただいております、灰が堆積することにより農業用水の確保が困難となっている圃場に対する対策につきましては、「農業基盤整備促進事業を活用した整地等が可能である旨、鹿児島県を通じて周知」と従来の域を出ない、防災営農対策事業活用への転換はないようでございます。

これにつきましては、本市でも議論をしていただきましたが、まずは激甚地域4市の事務レベルでの協議を経て、今後、展開を進められるのか働きかけていきたいと思っております。

そこで、今後の農業全般にわたります防災営農対策事業の考え方、かかわり方でございます

が、やはり今回の件を十二分に教訓とし、農家の方々が補助事業としまして使い勝手のいい、また補助率のいい事業展開に持っていきますようしっかりとした対応を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 宮迫議員の観光振興による交流人口の増についての質問にお答えをいたします。

過疎・少子化により人口が減少する中、地域の活性化を図るための手段として国を挙げて、また鹿児島県におきまして、観光による交流人口の促進施策が行われております。

本市におきましても、牛根の道の駅や猿ヶ城の森の駅の開設などの交流拠点施設の整備や、体験型教育旅行やスポーツ合宿等の誘致などのイベントを積極的に行うことで交流人口の増加を図っているところであります。イベント以外でも、昨年から猿ヶ城において実施しているキャニオニングや日帰り体験なども行い、人を呼べる施設をフル活用し、交流人口も図っております。また、秋の千本イチョウ祭りなど特定のシーズンに限り行うイベントについても力を入れているところでございます。

観光につきましては、人さまさまざまなニーズがありますことから、全ての対応はできませんが、議員が言われるとおり、垂水市の持っているもので交流人口を図っていききたいというふうに思います。その手段として、観光に関しての県の観光連盟や観光課等を通じたPR活動、情報発信を強化し、新聞やテレビ等のマスコミの協力をもらいながら、垂水市をPRしてまいりたいと思います。現在も、限られた人員の中で水産商工観光課を中心に努力して、一定の成果につながっていると感じているところでございます。

**○宮迫泰倫議員** 今度は、1、地域再生についての1番と2番について一緒にお伺いしますので、お答え願います。

今、この1番のこれは今、教育財産なんですよ。それをなぜ今までここにほったらかしかということなんです。なぜできなかったという理由なんです。このままあれば、さっき市長が言われたとおり、教育委員会の職員の人は大変なんですよ、自分の仕事以外のことをしなければいけないと思うんですよ。限られた時間内に、週に1回見回りしたり、それを普通財産に変えたら別な方ができるんじゃないかと思うんです。だから、本来のこの中学校というのはもう教育委員会でもなくてもいいと思うんです。

それから、今、3つだけ挙げましたけれども、今度は逆に、教員の住宅も余っていると思うんですよ。ここには書いてありません。それもあわせて、今度は子育てのための借家にして、けさ誰か言いました、あの水之上団地みたいに格安で貸してあげたら、その住民がふえるんじゃないかと。今のままでは、閉めっぱなしではちょっとなんですけれども、まずそれはいいんですけれども、まず、なぜ3つのそういう所管がえができなかったのか。それを努力されたのか。やっぱり物事を変えられないということは、なぜできないか、それが。評価の基準がなかったのかどうか、変える基準がですね。そこにそういう意識改革があったのかどうか、やっぱり意識改革が必要だと考えますが、どうお考えですか、所管がえ。

それから、田中邸に対しても、23年、在宅ですけれども、また1年間待ってそのままと言うんですけど、何か使い道はないんですか、有効に、その間だけでも、1年間でもですね。そういうことで一応2回目をお願いします。

**○市長（尾脇雅弥）** 教育財産に関しては基本的に教育委員会の管轄でございますので、そのことに関して、まず教育委員のほうでお答えをさせます。よろしく願いいたします。（発言する者あり）

**○議長（森 正勝）** 市長、どうぞ。

○市長（尾脇雅弥）じゃ、反問権で、もう1回。

○宮迫泰倫議員 南中、協和中、牛根中、今、これは財産が教育財産なんですよね。それを行政財産に変えられなかったかと、普通財産に。もしそれが変えてあれば、この人たちも仕事がまだやりやすいんじゃないかと。限られた時間内に、1週間に1回見らないかと。

だから、それを普通財産に変えられなかった何か障害があったのかと。やっぱり物事を変えられないということは何かあったんじゃないかと、努力が足りなかったとかあると思うんです。それからそういう基準がなかったとかですね。それは意識改革をすれば、意識の改革が必要だと思うんです。すぐ変えて、もう本当にこの人たちは本来の業務につかれていますよ。そういう質問なんです。

それから、田中邸のほうはクリアまで丸1年かかる、その間に何か利用はできないかということなんです。はい、同じ質問です。

○市長（尾脇雅弥）教育財産の所管がえにつきましては、前回、中学校の統合の際に、統合ということに関してはかなり御意見も出て、積極的に方向性は決まったわけですが、課題として残っていたのは、跡地利用をどうするかということに関して結論が出ておりませんでした。基本的に、地域の皆さんに御意見を伺いながら方向性を決めていくということでございましたけれども、そのことも十分な答えを得るまで至っておりませんので、現状まで来てしまった経緯があります。

ただ、宮迫議員がおっしゃるとおり、時間はあっという間にたってしまいますので、跡地の有効活用ということを考えてときに、現行のままでもいいのかということに関しては課題が残っておりますので、所管がえも含めて検討していきたいというふうに思っております。

それから、田中邸の件につきましては、私も

詳細存じ上げませんが、当時、御寄附いただいたときに前市長との間で、あそこを福祉目的で有効活用していただきたいということで御寄附をいただいたということは聞いております。当時、在宅ということの拠点ということがございましたので、そういう前提でお話、譲渡していただいたんだろーと思っておりますけれども、前提として御寄附していただいた方等々伺っておりますと、水迫市長が継続をしていくというような前提で、池田忠先生との間でも在宅を中心という話があったようでございますけれども、一旦そのことが白紙に戻りまして、改めて私の施策の中でも地域包括ケア体制、在宅を中心としたそういった体制づくりが必要であるということの共通認識は変わりませんでしたので、その後、関係者にもいろいろ話をして、今、在宅というコアな、1つの部分だけではなくて、全体の垂水市の医療も含めた福祉の部門をどうやっていくのかという、今、方向性を総計の中に位置づけまして、今後、マスタープランを立てて、ハード面はどうする、ソフト面はどうするというような方向性を示していかなければいけないというふうに思っています。

その中で、田中邸がハードの中での位置づけとしてどうなっていくかというのは、先ほど答弁をさせていただいたような状況でこれからということでありまして、それまでの間に有効活用はできないかという宮迫議員の御指摘でありますので、そのことも踏まえて検討をしていきたいというふうに思っております。

○宮迫泰倫議員 そのことはまた9月17日の何か、さっき言われた庁舎内の話で決めてください。

それから、常にベストの状態に満足したらだめだと思っております。ベストじゃなかったと思っております。だから、次のステップへしっかりとして論議されることが必要じゃないかと思っております。だから、これをそっちから見ればこう倒れ

ていますね。こっちから見ればこっちに倒れているんです。だから、同じ物の見方でもあると思うんです。それを、こういう意見もある、こういう意見もある、こういう意見もある、それをするのが市長なんですよ、ここを決めましようというのが。それが今、なされていなかったということは、よろしいですね。今までこの点についてもなされていなかったということで、9月17日にやるということで、よろしくお願ひ申し上げます。

やっぱり、常にベストの状態に満足せず、次のステップへしっかりとして議論をすることが必要であると考えております。

それから、市長が本気になれば全ては変わると思うんです、本気になればですよ。一体的な行政組織を機動的・総合的な行政改革が欲しいが、この考えはあるのかどうか。市長が本気になれば何でもできると思うんです。スタッフの人はみんなついてくるんですよ。そしてやっぱり一体的な行政組織を設置する。今、行政は、財産はこっち、こっちじゃなくて、それを本当にどうにか早く変えるということなんです。それを17日として、やってもらいたいですけれども、機動的・総合的な行政の改革が必要ではないかと思うんですけれども、その考えはどうなんですか。

**○市長（尾脇雅弥）** 少し答弁は違うのかもしれませんが、今、宮迫議員がおっしゃったような形で、同じものでも見方によっていろいろ見え方が違うということで、宮迫議員、今おっしゃっていただいたように、市長がその気になれば全部できるみたいなことだろうと思えますけれども、ルールとしてもいろんなことを決めていく中で、本市は二元代表制ということで、行政サイドで我々が中心になって、また議員の皆さんもおられて、この中でもいろんなことを決めていくためにルールがありまして、最終的に決断をして決めていくというのは私の仕

事でありましてけれども、そのプロセスにおいていろんな考え方がありますので、1つの考え方であると思えますけれども、これまで、よりベター、ベストな選択肢を選択していくように努力してきたつもりでありますけれども、見方によって、いや、それは違うよと。また、プロセスにおいてもなかなか今おっしゃったようなことで決められない状況もございますので、そのことは御理解をいただきたいというふうに思います。

**○宮迫泰倫議員** そうすれば市長の任期中にはできなくなりますよ。あと5回、きょうを除いてあと5回なんですよ。あと6回か、どうか、5回か。やっぱりスピード感が必要なんです。総合的に考えるにはやっぱりスピード感が必要だと思うんです。そういうところがなされていないのが実際あります。ここでは言いません。あそこの道路が悪いとか、やあ国旗が、その「ほうれんそう」とか、どっかの寄附をもらってからやりますとか、ちょっとばかりですね、市長の考えは本当にそれでいいのかどうか。ほかの職員の人も何だろうと思うかもしれません。やっぱりそういう「ほうれんそう」というのがあれば、それを皆さんで共有して、すぐ解決すればいいと思うんです。その時間的なものですね。総合的に考えたら、それはもう寄附をもらうまで待ったほうがいいです。しかし、そういうものじゃないと思うんですよ。垂水市の顔です、市役所はですね。そこにある日本の国旗、国旗のあり方、そういうことをもう1回考えてください。

それから、やっぱり住んでよかったと思えるようなまちづくりが必要なんですけれども、実際、住んでよかったと思えるようなまちづくりをされていません。きのうもいろんな原因がありました。どぶの草がどうのとかあって、もう大概の答えだったと思うんです。言いわけばかりに聞こえるんです、私には。本当に人が輝き、

安心して暮らせるまちづくりだと思うんです。そうでしょう。同じ意味なんです。それを早くやってください。そして市長としての生き方、考え方を皆さんにアピールしてください。そうすれば、あなたが本気になれば全てが変わると思うんです。だから、最終のディシジョンメイクはおたくなんですよ、意思決定は。議論をした後に決めるのはあなたです。あなたの責任なんです。そういうことでよろしく願いいたします。

これに反論があれば、またよろしく願いいたします。

○市長（尾脇雅弥）ただいまの件に特にごさいませんけれども、先ほど言いました中学校の跡地の所管がえということに関しては、前向きにというか、そのようにしたいというふうに思っております。

○宮迫泰倫議員 次、農業問題に入ります。

議員の方も職員の方もちょっと頭、ちょっと空にしとってください。

私がよく言うのが降灰のことなんです。桜島の灰が降っても、365日降ってもそこにあるんです。どっかにか降っています。吹いています。流れません。降らなくてもそこにあります。雪は、ある日降り出して、だーっと降って、ある日なくなるんです。しかし、これは利活用ができます。例えばあれは何か、「黒部の太陽」か、黒部ダムのやっぱりあそこには雪があるんですよ。それが、ダムがあって、山にいっぱい水があって、それを利活用できるんです。灰は、ないということなんです。何も、特権も何もありません。ただ、皆さんにアピールできるのは「ハイ！どうぞ」、それぐらいだと思うんです。そうじゃなくて、それは皆さんで、そういう情報じゃないんですけど、そういう商品があってそれでいいんですけれども、ほんのこて、この前の5,000メートル降ったときなんか、鹿児島はひどかったらしいですけれども、私たちはもう常

日ごろからなれていますけれども、やっぱり灰と雪の違いをして皆さんに訴えないかんと思うんです。

それから、先ほどもありましたけれども、今、この考えはどうですか、市長。こういう考えで皆さんと共有して、機会あるごとに言ってさるくのはどう思われますか。

○議長（森 正勝）市長、どうぞ。

○市長（尾脇雅弥）反問権を。意味を確認したいと思います。

○議長（森 正勝）反問権を許可します。

○市長（尾脇雅弥）ちょっと意味がよくわかりませんでしたので、皆さんで共通認識をして、ちゃんとこの実情を訴えていくというようなことでいいんですね。

○議長（森 正勝）市長、どうぞ。

○市長（尾脇雅弥）今、理解できましたので。

全く同感であります。毎回、上京をしてこの降灰の状況は訴えているんですけども、人によっては全く理解できないというところもありますので、やっぱりいろんな機会を捉えて、手足を運んで訴えていくということは大事なことだと思います。

○宮迫泰倫議員 そのとおりです。それがないと、ただ何人かの給与の問題でなくて、やっぱり地域のためにですね。その中で田んぼの降灰量、田んぼに降っているわけですね。この前20センチとっていただきました。田んぼの砂をですね。大分いいのができています。何年か前は10センチとりました。その20センチのデータは市役所に預けてあるはずですよ。また御活用ください。もしこの田んぼの灰を除去する事業があったとき、問題があります。垂水市農業再生協議会のメンバーの方、農業委員会の委員の方、土地改良組合の理事の方、農業従事者の方、それから各地区の代表の方が、やっぱりこういう制度があるから利用しましょうと。お金が出て、幾らお金が出て、利用者がいないと、受

益者がいないと困るんですよ。そこら辺をまた今後、どこかでか機会あるごとに皆さんと一緒に訴えたいと思いますけど、どうなんでしょう、市長、そこは。

○市長（尾脇雅弥）間違ったらまた教えていただきたいと思いますが、先ほど篠原議員の質問の中でもビニールハウスの件がございました。そのときにもお答えいたしましたけれども、これまでと陳情スタイルが変わりまして、国会議員の先生、関係省庁一堂に会しまして、これまで個別でお願いをされていて、なかなかかみ合わなかったことが理解されまして、その中で森山先生が、今、宮迫議員がおっしゃったような降灰の堆積したものの撤去、これに対しても災害なんだからというようなお話をしていたら、それに対しても調査をしていくということでもありますので、しっかりと災害だということでもありますので、そのことを訴えると同時に、そういう形で具体的に国のほうでの施策が決まったときに、当事者である我々のそういった受益者がしっかりと足並みをそろえて、共通認識を持って、同じ方向を向いてお願いするなり、対応するということが大事なことだと思いますので、そのように理解をしております。

○宮迫泰倫議員 農業委員会のキャッチフレーズで「人と農地」というのがありますか、「水と農地」。（「人・農地プラン」と呼ぶ者あり）人と農地ね、はい。垂水は、人と農地と降灰なんですよ。そこを考えると、ちょっとばっかりステップアップしてみんなと頑張りたと思います。そういうことですよ、市長。（市長「はい」と呼ぶ）教えてください、何かあれば。やりとりしましょう。そのとおり。

○議長（森 正勝）市長、どうぞ。

○市長（尾脇雅弥）そのとおりだと理解をしています。

○宮迫泰倫議員 次、3番の観光問題について。イベント開催中は多いんです。混み合います。

それから、千本イチョウもシャトルバスが今、運行される計画なんですね。だから、鹿児島から、鹿児島の駐車場券をもって垂水に来たとき、スタンプをもらおうと駐車場料金はただなんですよ、今日は新城のガラッパ公園に行きましょうと、自転車でも何でもいいんです、もしあればですね。それはまた市にどうにかしてほしいのですけれども、皆さんも考えていただきたいんですけれども。

それから次回は森の駅に、次はどこかそこら辺に行った。その後は牛根に、あの湾岸道路、しおかぜ街道ができたときはそこまで来られると思うんですよ。一年を通じて来ていただけるような何かアイデアはないでしょうか。市長のお考えはないか。

○市長（尾脇雅弥）また、ちょっと趣旨と違いましたら追加をしていただきたいと思いますが、私の経済政策というか、3つの挑戦の中で、6次産業化と観光振興というのを掲げております。6次産業化に関しては水産業から始めるということで、農業においても今、いろんな形で企業農業も含めた研究がスタートしておりますし、水産に関しては、せんだって加治屋副大臣あるいは水産庁長官も来ていただきました。ある面、まずグローバル・オーシャンさんに入っていました。その後、垂水市漁協に入っていて、関連の湾内の全ての漁協が集まって意見交換があったんですけども、グローバル・オーシャンさんに来られたのは、先進地だということで、今後、国の中でも取り入れていきたいということでもありますので、一定の方向性が見えてきたのかなというふうに考えております。

一方の観光振興ですけれども、常々申し上げておりますけれども、3つの拠点をつくりたいということを申し上げております。北の拠点は道の駅たるみず、全国970ある道の駅の中でランキング7位と、九州で2番目ということであり

まして、年間80万人近い集客がございますので、これを生かした形で近隣のいろんなものと絡めながら、歴史的なもの絡めながら、北の拠点をつくりたいと。

中央におきましてはやはり猿ヶ城ですね、森の駅、これを中心にしながら、いろんなキャニオニングでありますとか、最近でありますとか千本イチョウでありますとか、さっき言いましたスポーツ合宿で交流人口をふやす。加えまして、垂水漁協を中心として始まっております餌やり体験等々で交流人口を図りたいというふうに思っています。

南の拠点は南中の跡地、物産館を建設をするという方向性は決めておりますし、また、近くにもいろんな施設もできるようなのでございますので、この3点をまずはつくって、今、宮迫議員がおっしゃるとおり、大事なことは連携をしていかなきゃいけないと。そのときのツールとして、例えば今おっしゃった黄色い自転車構想みたいなものがあって、37キロに及ぶこの湾岸線をしっかりとつないでいくと、また、車だけではない、体1つで来て、今度はそういった自転車を利用しながらそれぞれの観光地を周遊していくということになれば、既存の、今、いろんな意味で、先ほど体験型も成果ということが出ていますけれども、加えてそのことをやっていくと、まち歩きみたいな視点が入っていくと、もっと違った方々が来ていただいて、あるいは滞在という意味においても、宿泊も含めたボリュームが増してくると思いますので、御指摘いただいたことを参考にしながら観光振興に努めてまいりたいというふうに思っております。

**○宮迫泰倫議員** もうまとめになります。お願いになります。

やっぱり市長さんが自分の意思表示をされることが一番だと思うんです、やるとかやらないとかですね。てげてげじゃ困ります。

それから、市長さんは今、庁舎内の会議とい

うのは月に何回ぐらいあるんですか。数回でしょう、1回じゃないでしょう、ゼロじゃないでしょう。

フェイスブックのあの市長は1回もしないそうです。ことしはこれをやります。あら、ごめんなさい、間違えましたと、そういう言い方だそうです。だから、職員の人たちも伸び伸びやるらしいですね、市長はこれをやると、皆それに向かってやるんですから。この場合、毎日、毎週あれば、もう課長さんは大変だと思うんです。特に篠原さんのところは40何名いらっしゃるし、課題も多いと思うんです。そういうことで、それが本当にこれから先いいのかどうか、あと5回、6回、あと5回答弁がありますので、そこら辺をあわせて、次の選挙に立候補されて通るように頑張っていたきたい。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

**○議長（森 正勝）** どうも御苦労さんでした。

以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は、全部終了しました。

△日程報告

**○議長（森 正勝）** 明12日から24日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、25日午前10時から開きます。

△散 会

**○議長（森 正勝）** 本日は、これにて散会します。

午後3時47分散会

平成 25 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 25 年 9 月 25 日

本会議第4号(9月25日)(水曜)

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	水産商工	
副市長	松下正	観光課長	山口親志
総務課長	中谷大潤	土木課長	宮迫章二
企画課長	前木場強也	会計課長	脇孝久
財政課長	野妻正美	水道課長	塚田光春
税務課長補佐	森山博之	監査事務局長	堀内昭人
市民課長	白木修文	消防長	松山晃
市民相談		教育長	長濱重光
サービス課長	森下利行	教育総務課長	川畑千歳
保健福祉課長	篠原輝義	学校教育課長	牧浩寿
生活環境課長	村山芳秀	社会教育課長	瀬角龍平
農林課長	池松烈		

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	田之上康
		書記	有馬英朗

平成25年9月25日午前10時開議

△開 議

○議長（森 正勝）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

△発言の取り消しについて

○議長（森 正勝）ここで、お諮りします。  
川尻達志議員から、9月11日の本会議における発言について、会議規則第65条の規定に基づき、差別用語の理由により、—————の部分を取り消したいとの申し出がありました。取り消しの申し出を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。  
よって、川尻達志議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定しました。  
これより、議事に入ります。  
本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（森 正勝）日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第23条第1項の規定により、平成24年度健全化判断比率及び平成24年度資金不足比率に関する報告がありましたので、お目通しを願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第55号～議案第57号、議案第59号～議案第63号、陳情第19号、請願第5号一括上程

○議長（森 正勝）日程第2、議案第55号から日程第4、議案第57号まで及び日程第5、議案第59号から日程第9、議案第63号までの議案

8件並びに日程第10、陳情第19号及び日程第11、請願第5号を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第55号 垂水市の子ども・子育て会議条例案

議案第56号 垂水市税条例の一部を改正する条例案

議案第57号 大野原辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第59号 平成25年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案

議案第60号 平成25年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第61号 平成25年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第62号 平成25年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第63号 平成25年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案

陳情第19号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について

請願第5号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書について

○議長（森 正勝）ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長感王寺耕造議員。

[産業厚生委員長感王寺耕造議員登壇]

○産業厚生委員長（感王寺耕造）皆さん、おはようございます。

去る9月2日の本会議において産業厚生委員会付託となりました各案件について、9月13日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告します。

最初に、議案第55号垂水市子ども・子育て会

議条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号平成25年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案中の所管費目につきましては、審査の中で各委員よりさまざまな質疑があり、意見も出尽くしたところで、議案第59号平成25年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案中の所管費目について諮ったところ、異議があり、土木課所管の11款災害復旧費、4項その他公共施設災害復旧費、目2宅地内降灰災害復旧費、11節需用費について、来年1月の桜島大正大噴火100周年に合わせて、現在配布している降灰袋に桜の花をデザインした降灰袋を製作するための補正予算であり、現在、1枚5.49円に対し、着色するとなれば1枚10.66円から7.5円になるとの説明に対し、今回、予算案は承認するものの、桜の花を降灰袋にデザインすることによって1枚当たりの単価が2倍近く高くなるより、100万円という同じ予算を執行するのであれば、単価の安い現状の降灰袋を数多く製作し、市民の方々に1枚でも多く配布するべきである。また、高齢者の方々が降灰袋を持ち出す際の負担を少しでも軽減するため、現在の降灰袋の半分の大きさの降灰袋を製作してほしいとの要望があり、いずれもそういう方向性で予算執行をしてほしいとの要望を、当委員会全会一致で本案に付すことといたしました。

なお、本案に対しては修正案が提出され、修正案提出者の趣旨説明の概要は、水産商工課所管の7款商工費、1項商工費、3目観光費の需用費の市長専用はっぴ代5万3,000円について、トップセールスを行うための1着のはっぴ製作代としては金額が多額であり、市民の同意を得ることはできない。新たにはっぴを製作しなくても、既存のはっぴで十分トップセールスは行うことができるのではないかというものであり、はっぴ代5万3,000円を全額減額する一方、14款予備費、1項予備費に5万3,000円を組み替えよ

うとするものであります。

審査の結果、当委員会としては、本案に対する修正案は賛成多数で可決され、修正部分を除くその他の部分については原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号平成25年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案、議案第62号平成25年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案及び議案第63号平成25年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（森 正勝）次に、総務文教委員長川畑三郎議員。

[総務文教委員長川畑三郎議員登壇]

○総務文教委員長（川畑三郎）去る9月2日の本会議において総務文教委員会付託となりました各案件について、9月18日委員会を開き、付託案件の審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第56号垂水市税条例の一部を改正する条例案につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号大野原辺地に係る総合整備計画の策定についてにつきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号平成25年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案中の所管費目及び歳入全款については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号平成25年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案については、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第19号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情については、採択することとし、意見書案を提出することに意見の一致を見ました。

次に、請願第5号国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書については、国や地方の債務状況や、全額を社会保障費に充てる方針とのことから、採決の結果、不採択とすることに決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（森 正勝）これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

○堀内貴志議員 産業厚生委員会のほうから訂正案が出された、市長の5万3,000円のはっぴ代についてですが、今、理由を聞きますと、金額が高いという理由だけで、市民の同意が得られないとの理由だったですけれども、市長はこの2年半、いろんなイベントに出られて広報活動をやってまいりました。その結果、なぜ2年半たった今の時期に、はっぴの必要性を感じられたのかという、そういう市長に対する直接の質問はされたのか。

あと、費用対効果という面から、私は広報の面ではすばらしい効果を発揮するものではないかなと思っていますけれども、その点についての質問はされたのか、この2点についてちょっとお答え願いたいと思います。

○産業厚生委員長（感王寺耕造）堀内議員の御質問にお答えいたします。

当日、当委員会開催中、市長はほかの公務のため欠席ということで、市長に直接問い合わせることができませんでした、真意をたずことがですね。また、委員の皆さんの中にも、市長がやはり議会優先で当委員会に出席していただく、その中で議論が深まるのではないかとという部分が出たことも事実でございます。冒頭述べましたように、市長が出席なさっておりませんので、市長の真意はたずことができませんでした。

ただ、費用対効果の部分については、そういう質問自体は具体的には出なかったわけですが、ただ、トップセールスという部分の位

置けについて、何を着ていようが、どういうものを着ていようが、トップセールスはできるのではないかという真意があったと思います。また、既存のはっぴもあるわけですから、5万3,000円もの部分を市長専用でつくるといことはいかがなものかという議論でございました。

また、もう1点つけ加えますと、委員長報告の中にはあえてうたいませんでしたけれども、委員会の中で出た部分は、市長の洋服のサイズに合わせて、体格に合わせてはっぴをつくるわけですから、もし万が一、市長交代という部分があったならば、その部分が無駄になると、体の大きい方が出てきたら、やはりその部分は尾脇市長専用しか使えないじゃないかという議論もございました。答えになっているか、なっていないかわかりませんが、費用対効果の部分についてはそういう議論があったということでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（森 正勝）よろしいですか。

○堀内貴志議員 直接市長に答弁を求められていないということはよくわかりました。

あと、もう1点だけ。はっぴ代、1人分5万3,000円ということは、普通の既製品のはっぴだと2万円前後だと思うんですね。これは5万3,000円、ちょっと割高なんですけど、その内容については聞かれたのかどうか、その点はどうでしょうか。

○産業厚生委員長（感王寺耕造）価格の高低についてはいろいろ議論のあるところでございますけれども、出された委員の意見の中では、5万3,000円というのは高いじゃないかと。スーツ1つにしても5万円といえはる程度、半オーダーメイド的な部分がきちっとできると。そういう部分でいいますと、極めて多大な費用なのではないかという意見でございました。

以上です。

○議長（森 正勝）ほかにありませんか。

○川畑三郎議員 今の産業委員長の報告等の中で、今、堀内議員が観光費の中の消耗品費の5万3,000円を修正動議が出て、可決されたと。この部分について委員会で、高いからこれはいけないという状況が報告されました。この委員会の中で、商工課長がいるときにどういった議論がされたのか、そこを少し御報告願いたい。

○産業厚生委員長（感王寺耕造）済みません、ちょっとお時間をください。

水産商工観光課長の答弁といたしましては、「市長がトップセールスのために、はっぴを購入したいということで、市長のトップセールスのためのはっぴを1着購入するということでございます」という説明がございました。そのほかにつきましては、この問題について具体的な当委員会での質問の中の部分での答弁というのとはなかったと記憶しております。

以上です。

○川畑三郎議員 今の報告の中では、商工観光課長の説明が少しあったと。そういった中で、各委員の中で議論もなくして商工観光のほうは終わったということでもありますよね。これを最後の表決のときにそういう問題ができた。であるならば、しっかりとやっぱりここら辺は各委員会でそういう問題を、商工観光の課長がいるときに、そういういろんな疑問を私はお伝えして議論をするのが、これは委員会の当たり前の方式であって、そこで議論をせずに最後で表決という事態はいかがなものかなと考えたりするんですけども、再度確認します。そういう議論はなかったわけですね。

○産業厚生委員長（感王寺耕造）済みません、説明が足りませんでした。

水産商工観光課長については、市長のトップセールスと、はっぴ代も勘案しての発言だと思いますけれども、単独の漁協と一緒にトップセールスもやっていくわけですが、県の海外へいろんな産物を知事ないし部長等が海外へ販路拡大

というアピールに行きますので、それと同等に鹿児島県産ということで行かないといけないという計画もしておりますという発言がございました。

ただ、川畑議員から質問があったわけですが、当委員会としては遅くまで、この部分につきましても、他の部分につきましても慎重審議の上、出された結論だと考えております。

以上で、説明を終わります。

○川畑三郎議員 今、委員長の答弁ですけれども、私は、その委員会の中で、委員の中で議論をされたのかどうかということを知っているわけであって、商工観光課長の説明はもう私は求めていません。ですから、そういう方向があったのかということでした。それはもうそれでいいです。

それと、この修正案についてですけれども、今回も、前回もあったと思うんですけども、この修正案を予備費に対応をしてやっていらっしやいますね。これを歳入のほうは取り扱わずに予備費のほうにしたということですね。こういった状況の中で、歳入を減らして修正案をするというような議論はされなかったんでしょうか、どうでしょうか。

○産業厚生委員長（感王寺耕造）修正動議の部分が、文書としてきちっと提出されたので、予備費の部分への編入という部分での提出でございました。

ただ、委員会手続上、事務局とも確認しまして、これが何ら問題ないということで委員会を進行したものでございます。

よって、何も問題はないと考えております。

以上です。

○議長（森 正勝）よろしいですか。

ほかにありませんか。

○川尻達志議員 委員長の報告の中で、高いという議論がされたということでありましたが、委員長報告が。委員会の中で議論がされていな

い。これは非常に何かおかしいなと思うんですが、その委員会について議事録に、委員長、議事録にしっかり、高いという議論をしたということが入っていますか。

○産業厚生委員長（感王寺耕造）きちっと委員の発言の中で、高いという部分が出ております。

○議長（森 正勝）いいですか。

ほかにありませんか。

○持留良一議員 2点ほど、今の議論に関するわけですが、1点は、今の観光費のはっぴ代の問題ですが、本来、私は傍聴もさせていただいたんですが、感想として、審議自体が、もう少し審議してほしかった。というのは、説明員も含めて、そのことについてきちっと議論をしてほしかった。結果は結果として受けとめなきゃならない問題もあります。例えば、これに関して、議論の説明員と委員との議論の中で、この半額とか、もしくはもう1回当局に返して議論を重ねてもらって、その修正を出すということも有り得ただろうなというふうに思うんですよね。

だからそういう意味では、やっぱり審議の問題についてそういう点で検討する課題を残したんじゃないかなというふうに思うんですが、そのことについて委員長は、結果としてどのように受けとめておられるのかということ、1点お聞きしたいということと、もう1つは、先ほど降灰袋の問題が出されて、要望として、半分にする、半分の袋の問題と、市民全員に多くわたるように対応するような形で要望を出されました。

その中で、やりとりの中で、説明員のほうではこれを検討するということを言われたんですね。しかし、予算執行上、積み重ねてきた中身は、桜の模様をした袋をつくるということで、そのものが予算として今後、執行される可能性が高いんですけれども、そうなってくると、そ

の要望と、出された関係の中できちっと担保できるような形ができるのか、その要望ですね。私は、予算原案そのものが承認されたので非常に難しいんじゃないかなというふうに思うんです。

というのは、その場でそういう検討をすれば、どう検討するのかということもきちっとただして、その結果でそのことを承認することになればよかったと思うんですけれども、要望という形で出ると、そこは非常に拘束力もないし、当局は当然、予算を伴って執行していくとなると、当初のそのものをして、何ら議会としては反論できないという部分が出てくるんですけれども、そのあたりについてはきちっと担保される中身なのかどうかですね、その2点について。

○産業厚生委員長（感王寺耕造）持留議員から2点ほど出たと思います。

まず、降灰袋の部分ですね、この部分についても、あとまた、はっぴ代の部分についてもなんですけれども、先ほどの県議会で伊藤知事が打ち出されました上海への旅行ですね、県職員の派遣という部分。あの部分は確かに議会のほうから、委員会のほうから執行部側に対して修正案を提出させるという方法を使っております。

そういう意味では、当委員会といたしましても、また私、議員個人といたしましても、もう少し勉強を深め、執行部に対して予算の修正案を出していただくと。その分で審議するという方法もあったかと思っております。この部分については、今後とも研さんを積み、そういうような議事進行に努めさせていただきたいと思っております。

もう1点、確かに降灰袋の部分、担保できません。先ほど申しましたような形で修正案を提出させて、執行部にですね、その部分で我々、当委員会が出ました、現状の部分より多く配布

すると。

また、空き家の部分の問題も出ました。空き家の部分、固定資産税を払っているのに、袋を1枚ももらえないと。近くに住んでいる親戚の人が掃除するのに、袋1枚ももらえないかという議論も出ましたし、そういう委員の思いを、市民の皆様のお思いを伝えるためにも、やっぱり予算の修正を執行部から出していただいで、それで可否を決めるとかいう方法もあったと思います。

ただ、この問題につきましては委員会の中では、桜のデザイン、着色の部分と垂水市という文言を入れると、これで価格が2倍近くなる、10.66円から7.5円になるという部分ですね。この部分は委員会では説明がなかったわけです。そうしますと、委員会の中の部分でやっぱり判断しなきゃいけないと、そういう形。時間が差し迫っておりましたので、ある委員から修正動議が出されて、それを修正動議を可決したという経緯があったと思います。

何を申し上げたいかといいますと、議案上程の際に、予算の中身についていまいし説明が欲しかったと。今後とも、執行部に対しましては、予算の中身について冒頭の部分できちっと説明していただきたいと。そうすれば、委員の皆様もその部分についてまた勘案し、勉強し、よりいい形で予算執行ができるように、審議ができるようになると思いますので、その部分については執行部をお願いしておきたいなと思っております。

以上で、答弁を終わります。

○議長（森 正勝）ほかにありませんか。

○池山節夫議員 今の感王寺議員の、今の説明でちょっと疑問を感じたんですけど、出された議案に対して審議するのが議会、委員会で、もうちょっと出せというのは前もってのことで、出されたものに対して今、持留議員が言われたように、そのことに対して、枚数とか単価に

よって疑義があるなら、そのことにもまずやっぱり修正案を出すべきだとは思うんですよ。だから、そちらは修正案出していないですよ、その点については。そっちに修正案を出さないで、要望でおさめた委員会というのに、ちょっとおかしいんじゃないかなと思うし、その辺についてやっぱり議論を深めて、まず修正案までちゃんと出すような議論をすると、それが委員会のあり方だと思うんですけど、その点についてどうですかね。

○産業厚生委員長（感王寺耕造）池山議員の質問にお答えします。

修正動議を出すことが当然だろうということでございますけれども、異議が出ましたので、私のほうから、どういう形での異議ですかという部分を発言者、異議があるという委員に対して質問いたしました。その部分についても、修正動議を出されるんですかどうですかという部分の確認はしております。そのときは、修正動議を出す必要はないと。本予算の執行については認めるけれども、先ほどから述べておりますように、袋が大き過ぎて、満杯入ると15キロ、20キロになってしまいます。それよりも、もっと小さい袋、5キロ程度の高齢者が活用しやすいような袋、また枚数をより以上に配れるような施策を進めてほしいということでございました。全体の部分で否決するというような修正動議までは至らなかったというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（森 正勝）ほかにありませんか。

○池山節夫議員 どうも納得いかないんだよね。そこをちゃんと議論して、ちゃんと修正動議を出す。出さないならもうそのまま認めたということになりますから、持留議員が言われたのは当然だと思いますよ。だったら委員会としては、執行部が垂水市、桜を印刷したままのを枚数を、それをつくってもそれはしようがないというお

考えの修正動議は出さなかったということではないですかね。

**○産業厚生委員長（感王寺耕造）** この問題については、先ほどから申し上げておりますように、時間をかけて慎重に課長も当然交えて、副市長も交えて議論させていただきました。

その中で、確かに何と申しますか、担保はできませんよね、持留議員が言われるようにですね。ただ、委員会の皆様の、また当委員会の全会一致という部分につきましては、市民の声を拾い上げて、いかにして中身のある予算執行にさせていただくかという部分で、こういう形での全会一致での要望ということで本案に意見を付したものでございます。

確かに持留議員がおっしゃられるように、この部分についてきちっと自分たちの、全会一致の部分担保することはできませんけれども、ただ、当委員会として全会一致の部分でこういう要望が出たということに重きを置いていただきまして、市長また担当課におきましては強く要望したいということの中身であったということでございます。

**○議長（森 正勝）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（森 正勝）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[堀内貴志議員登壇]

**○堀内貴志議員** 先ほど産業厚生委員長から、金額が高い5万3,000円のはっぴ代について、市民から同意が得られないという理由で修正案が出されましたが、私は原案のとおり賛成の立場で討論をいたします。

先月の下旬に、垂水拠点のよさこいチームのメンバーとして、私個人ですけれども、名古屋市で開催された「にっぽんど真ん中祭り」に参加してまいりました。3日間の踊り子の数は200

チーム2万3,000人、3日間の来場者数は約200万人の観客動員を数え、名古屋のまちは華やかなお祭り一色になりました。

私たちは鹿児島から初参加、そして垂水市の市民として一人でも多くの方々に垂水市のまちを知っていただこうと事前に考えたのが、垂水市の名所の入っているはっぴとポロシャツでした。その垂水市のロゴの入ったはっぴとポロシャツを、祭り会場や街頭で着て歩くことにより、少しでも多くの方々に垂水市のまちを知っていただこうということで、チーム全員がそれを着て歩きました。

そうしましたら、「あなたたちは垂水から来たの、私も大隅半島出身よ」、「鹿屋市から来ている」とか、多くの人に呼びとめられて声をかけられたりしました。そのときに感じたことは、やっぱり見ている人は見ているんだということです。そのイベントの3日間の観客動員は約200万人ですが、私たちはどれくらいの人とすれ違ったかわかりませんが、かなりの人に垂水市から来たチームということは広報できたのではないかと思いますし、広報とはそういうものだと思えました。

そのときに私たちの着たはっぴとポロシャツは、水産商工観光課を中心に借りたものですが、その節はありがとうございました。改めてこの場をおかりしてお礼を申し上げます。

さて、今回の市長のはっぴ製作に係る費用の捻出に関する問題ですが、私は3つの理由から原案に賛成いたします。

現在、各自治体では、イメージアップにつながる「ゆるキャラ」を使って大きな成果を上げています。代表的なゆるキャラが熊本県のくまモンや滋賀県彦根市のひこにゃんです。また、鹿児島県でも9件のゆるキャラがあり、伊佐市のイーサキングは2013年ゆるキャラグランプリの全国27位に入るなどして、伊佐市の知名度を大きく上げています。いわゆるゆるキャラブー

ムも1つのまちおこしであり、地方自治体の知名度を上げるための広報の1つだと思いますし、本来だと垂水市もいち早くゆるキャラに力を入れておれば、もっと垂水市のイメージアップに大きく貢献したのではないかと考えています。

このゆるキャラのコストといいますと、まずデザインを外注した場合の委託費、プロデューサーなどに頼む場合、安いと3万円、高いと数百万円かかる場合もあるといいます。だが、それ以上に大きな出費が着ぐるみ、いわゆる縫いぐるみであります。一般的な着ぐるみを専門の製作者に頼むと、相場は60万円程度かかると言われていますが、今回の市長のはっぴをつくる予算は5万3,000円であり、ゆるキャラの製作に比べれば安いものだと思います。ゆるキャラ製作も1つの広報に欠かせないものですが、まずははっぴづくりを先行してはいかがかと思えます。

2つ目は、広報という面から多いに生かされる費用だということです。市長はみずからトップセールスとして全国各地、多くのイベントに参加されています。そのイベントに来られた観客動員の方々の数を計算しても、1年間で数百万人と出会っていると思えます。その出会った人の中で、垂水市長が来ておられるはっぴを見て、垂水市の所在を知っていただき、その方々が垂水市の産物を購入していただいたり、垂水市に来ていただくきっかけになれば、それこそ安い広報予算の1つだと私は理解しています。

3つ目は、多くの自治体の市長がオリジナルはっぴを持って生かしているということです。むしろ、垂水市長がオリジナルのはっぴを持っていなかったのはおかしいくらいではないかと思えます。イベントに参加の市長の衣装でも既に観光誘致の陣取り合戦が始まっていると思えますし、印象の残る衣装を見せれば、それだけで他の地域に比べて勝機が見えてきたようなも

のだと思います。多くの自治体の首長が既に持っているはっぴの中で、一番おくれて垂水市長がつくるわけですから、後出しじゃんけんでは勝たなければなりません。いわゆる目立たなければ、これからつくるはっぴづくりの効果が半減するということです。

費用対効果ということにしっかりと考えていただき、効果面で倍返し、6倍返しになるくらいのはっぴをつくらないと意味がないと思えます。多少の予算をかけても、他の市長よりも話題性のあるはっぴを製作していただいて、マスコミが大きくとれるようなはっぴになれば、その時点で十分に元は取れることになりまして、その後の使い方によっては大きく100倍返しにはね返ってくるものと思えます。

以上の理由により、私は原案に賛成するものでありますが、同僚・先輩議員の良識ある意思表示をお願いし、私の討論を終わります。

○議長（森 正勝）ほかに討論はありませんか。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 私たち議会議員は、執行部から出された議案等を厳正に審査・チェックすることを最大の使命であると私は考えております。

今回提出された補正案、商工観光費の備品代5万3,000円は、市長専用の特別あつらえのはっぴです。なぜ特別あつらえのはっぴが必要なのか疑問であります。はっぴは、全員そろいの同じはっぴを着用して宣伝効果があると私は思っております。5万3,000円は税金です。少額と思われる方もあるか知りませんが、市民の大切な税金であることは変わりありません。アリの一穴ということわざがあります。小さい額、小さいことを見誤れば将来に大きな過ちを引き起こすこともあります。今回の提案に対しまして、修正案に同僚議員の賛同をよろしく願いいたします。

○議長（森 正勝）ほかに討論はありません

か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りします。

産業厚生委員長の報告で修正のありました議案第59号を除き、各議案を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、議案第59号を除き、各議案は各委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第59号の採決を行います。

議案第59号の産業厚生委員長の報告は、修正であります。

それでは、委員会の修正案を起立により採決いたします。

委員会の修正案に賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（森 正勝）起立少数です。

よって、委員会の修正案は否決されました。

次に、ただいま産業厚生委員会の修正案が否決されましたので、議案第59号を起立により採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（森 正勝）ただいまの採決につきましては、起立者の多少が認定できません。

よって、会議規則第70条第2項の規定により、原案は無記名投票により採決いたします。

休憩いたします。

10時50分から再開いたします。

午前10時43分休憩

午前10時53分開議

○議長（森 正勝）休憩前に引き続き会議を

再開いたします。

議案第59号についての採決は、起立者多少の認定ができません。

よって、会議規則第70条第2項の規定により、原案について無記名投票により採決いたします。

議場の出入り口を閉じます。

[議場閉鎖]

○議長（森 正勝）議員の皆様にも再度申し上げます。

先ほどの議案第59号についての採決は、起立者の多少が認定できません。

よって、会議規則第70条第2項の規定により、原案について無記名投票により採決いたします。

ただいまの出席議員は15人です。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長（森 正勝）議員の皆さんにお知らせいたします。

投票用紙に記名の欄がありますので、ここには書かないように注意してください。氏名を書く欄がございますけれども、これは関係ありませんので。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）配付漏れなしと認めます。投票箱を点検させます。

[投票箱点検]

○議長（森 正勝）念のために申し上げます。

原案について可とする議員は「賛成」と、否とする議員は「反対」と記載を願います。

なお、投票中賛否を表明しない票及び賛否が明らかでない票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票をお願いいたします。

[1番議員から順次投票]

1番 川越信男

2番 堀内貴志

- 3 番 大 菌 藤 幸
- 4 番 感王寺 耕 造
- 5 番 池之上 誠
- 6 番 堀 添 國 尚
- 7 番 田 平 輝 也
- 8 番 持 留 良 一
- 9 番 北 方 貞 明
- 10 番 池 山 節 夫
- 12 番 川 尻 達 志
- 13 番 宮 迫 泰 倫
- 14 番 徳 留 邦 治
- 15 番 篠 原 静 則
- 16 番 川 畑 三 郎

○議長（森 正勝）投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（森 正勝）開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に川越信男議員、堀内貴志議員、大菌藤幸議員の3人を指名します。

ただいま指名されました3人の議員の方は、開票の立ち会いをお願いします。

[開票・点検]

○議長（森 正勝）投票の結果を報告します。

投票総数 15票

これは、先ほどの出席議員の数に符号しております。

そのうち

賛成 8票

反対 7票

以上のおおり、賛成が多数です。

よって、原案については可決されました。

次に、陳情をお諮りします。

陳情第19号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、陳情第19号は採択とすることに決定しました。

次に、請願をお諮りします。

請願第5号に対する委員長の報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。

本請願を採択と決することに賛成の方は、起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（森 正勝）起立少数です。

よって、請願第5号は不採択とすることに決定しました。

△議案第64号～議案第72号一括上程

○議長（森 正勝）日程第12、議案第64号から日程第20、議案第72号までの議案9件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第64号 平成24年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 平成24年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 平成24年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 平成24年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 平成24年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 平成24年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 平成24年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成24年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成24年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（森 正勝）お諮りします。

各決算については、7人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、各決算については、7人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、川越信男議員、堀内貴志議員、感王寺耕造議員、持留良一議員、宮迫泰倫議員、徳留邦治議員、篠原静則議員、以上7人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7人を決算特別委員に選任することに決定しました。

△意見書案第15号・意見書案第16号一括  
上程

○議長（森 正勝）日程第21、意見書案第15号及び日程第22、意見書案第16号を一括議題とします。

案文は配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

意見書案第15号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書 案

意見書案第16号 地方税財源の充実確保を求める意見書 案

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、使途は、CO<sub>2</sub>排出抑制対策に限られており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

## 記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月25日

鹿児島県垂水市議会議長 森 正勝

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
財務大臣 麻生 太郎 殿  
総務大臣 新藤 義孝 殿

### 地方税財源の充実確保を求める意見書（案）

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

## 記

### 1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

(1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。

(2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・

財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。

(3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。

(4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。

(5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

### 2. 地方財源の充実確保等について

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。

その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。

(3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。

特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。

(4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。

(5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

(6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(7) 地球温暖化対策において地方自治体が果

たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策  
譲与税を新たに創設するなど、地方税財源  
を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書  
を提出する。

平成25年9月25日

鹿児島県垂水市議会議長 森 正勝

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
財務大臣 麻生 太郎 殿  
総務大臣 新藤 義孝 殿  
内閣官房長官 菅 義偉 殿  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）  
甘利 明 殿

○議長（森 正勝）お諮りします。

ただいまの意見書案2件については、提出者  
の説明及び委員会付託を省略したいと思います  
が、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定いたしました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

意見書案第15号及び意見書案第16号を原案の  
とおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、意見書案第15号及び意見書案第16号  
は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、本定例会に付議されました案件は全  
部議了いたしました。

お諮りします。

閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の  
所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝）異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会及び議会運営  
委員会の所管事項調査を行うことに決定しまし  
た。

△閉 会

○議長（森 正勝）これもちまして、平成  
25年第3回垂水市議会定例会を閉会します。

午前11時12分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員